

令和元年度老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康増進等事業)

有料老人ホーム指導監督の手引き (増補版)

令和 2 年 3 月

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会

使用する用語

- ・ 地方自治体：都道府県・政令指定都市・中核市
- ・ 標準指導指針：有料老人ホーム設置運営標準指導指針 (H30.4.3 改正・厚生労働省)
- ・ 指導指針：有料老人ホーム設置運営指導指針 (都道府県・指定市・中核市策定)
- ・ 総務省行政評価：「有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視結果」(平成 28 年 9 月・総務省)
- ・ 令和元年度調査：調査研究委員会が実施した地方自治体への調査結果

※本書に収載した各種資料は、令和元年12月1日時点のものが主となっている。

はじめに

有料老人ホームは、平成12年の介護保険制度施行を機に急速に増加し始め、平成30年には約13,000か所まで拡大、さらに年間約1,000か所のペースで新規の届出が続いている。施設の増加に伴い事業は多様化してきており、これに対し地方自治体が果たすべき行政指導上の役割も増大している。

こうした状況を受け本協会では、厚生労働省より平成30年度および令和元年度に老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)を受け、都道府県等における有料老人ホームの指導監督の実態を把握するとともに、指導監督業務における課題を整理することにより、入居者の保護を図りつつ、有料老人ホームの特徴を生かした運営を可能にするために必要な指導監督のあり方を検討することとした。

事業の実施においては地方自治体の指導監督担当者と構成する委員会を設置し、全国の都道府県・政令指定都市・中核市のご協力を得てアンケート調査を実施、また全国での意見交換会を実施した上で検討を重ね、「有料老人ホーム指導監督の手引き」を策定した。

さらに、令和元年度において増補版を作成、虐待や事故への対応等に関する指導監督事例や改善命令等の情報を増やし、虐待や事故への対応等について項目を設置するなどしたものである。

各自治体においては本手引きを指導監督業務の一助としてご活用いただき、事業者への適切な指導監督の参考としていただきたい。

令和2年3月31日

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会
理事長 中澤 俊勝

有料老人ホーム指導監督調査研究委員会
委員長 町田 昭隆
(東京都福祉保健局高齢社会対策部
施設支援課 課長代理)

目次

1 有料老人ホーム事業と老人福祉法	1
(1) 有料老人ホーム事業の推移	1
(2) 根拠法令	4
(3) 国の通知・事務連絡	14
2 指導根拠としての「有料老人ホーム設置運営指導指針」	31
(1) 有料老人ホーム設置運営標準指導指針(厚生労働省)のポイント	32
(2) 類型・表示事項	66
(3) 重要事項説明書	68
3 指導監督業務について	83
(1) 設置届について	83
(2) 未届有料老人ホームについて	94
① 未届有料老人ホームの把握	95
② 有料老人ホームの判定	95
③ 届出指導	103
④ 関係部局との連携	105
⑤ 届出指導上の困難事例	107
(3) ホームに対する指導監督方法	111
① 立入検査	111
② 自主点検表の活用	121
③ 虐待・身体拘束事案への対応	134
④ 事故への対応	174
⑤ 都道府県と基礎自治体との情報共有	206
4 行政処分・罰則について	213
○ 改善命令について	214
○ 事業停止命令について	214
5 参考資料	235

■ 資料目次

資料1	高齢者向け住まい・施設の件数	2
資料2	高齢者向け住まい・施設の利用者数	2
資料3	高齢者向け住まいの概要	3
資料4	有料老人ホームの概要	3
資料5	老人福祉法(抄)(法律第133号(昭和38年7月11日施行文))	4
資料6	老人福祉法・同法施行規則(抄)(平成30年4月1日改正施行)	5
資料7	養介護施設従業者等による高齢者虐待の再発防止及び有料老人ホームに対する指導の徹底等について(平成27年11月13日 厚生労働省老健局長通知)	14
資料8	「有料老人ホームを対象とした指導の強化について」 (平成29年3月21日 厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)	18
資料9	「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」 (平成30年4月2日 厚生労働省老健局長通知)	23
資料10	社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について (平成30年10月19日 厚生労働省老健局総務課事務連絡)	29
資料11	法令と行政指導の関係について	31
資料12	協力医療機関との協定書・作成例(全国有料老人ホーム協会)	43
資料13	運営懇談会規則・作成例(全国有料老人ホーム協会)	44
資料14	長期事業収支計画・作成例(全国有料老人ホーム協会)	50
資料15	入居契約書チェックリスト(全国有料老人ホーム協会)	57
資料16	老人福祉法に基づく情報開示関係(厚生労働省)	60
資料17	重要事項説明書記入例(全国有料老人ホーム協会)	69
資料18	老人福祉法施行規則上の届出書類	85
資料19	老人福祉法施行細則(横浜市)	86
資料20	老人福祉法施行細則(茨木市)	87
資料21	有料老人ホーム設置に関する手続きフローチャート(名古屋市)	88
資料22	有料老人ホーム事前相談手続きについて(東京都)	89
資料23	特定施設入居者生活介護事業者の指定申請に係る事前相談扱要領(東京都)	91
資料24	有料老人ホーム設置届受理通知書(名古屋市)	93
資料25	有料老人ホーム該当・非該当判断基準(大阪府)	97
資料26	有料老人ホームの判断基準(川崎市)	98
資料27	有料老人ホーム該当施設判断基準(愛媛県)	99
資料28	高齢者施設状況確認票(八王子市)	101

資料29	有料老人ホームの設置届に係る関係部局等との連携について(群馬県)	106
資料30	未届有料老人ホームに対する届出指導要領(愛媛県)	108
資料31	未届有料老人ホーム調査フロー(大阪府)	110
資料32	立入検査実施要領(郡山市)	113
資料33	有料老人ホーム指導及び監査実施要綱(東京都)	115
資料34	有料老人ホーム立入検査実施要領(沖縄県)	118
資料35	自主点検表(大阪府)	122
資料36	自主点検表(鹿児島県)	128
資料37	「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(厚生労働省)	136
資料38	報告様式(札幌市)	139
資料39	報告様式(長野市)	141
資料40	報告様式(北九州市)	160
資料41	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた 高齢者虐待事案への適切な対応について(警察庁)	162
資料42	身体拘束廃止指針モデル(全国有料老人ホーム協会)	168
資料43	身体拘束廃止委員会議事録様式例(全国有料老人ホーム協会)	171
資料44	事故報告要領(北海道)	176
資料45	事故報告要領(香川県)	178
資料46	事故報告様式(奈良市)	180
資料47	事故報告様式(豊中市)	182
資料48	事故報告様式(福岡県)	184
資料49	事故報告様式(和歌山市)	186
資料50	事故報告様式(山形市)	190
資料51	事故報告様式(仙台市)	192
資料52	事故報告様式(香川県)	194
資料53	事故報告様式(高知市)	196
資料54	事業者用事故報告様式(神戸市)	198
資料55	事故対応フローチャート(兵庫県)	199
資料56	設置者の法的責任(全国有料老人ホーム協会)	201
資料57	事故判例	201
資料58	事故防止委員会規定例(全国有料老人ホーム協会)	202
資料59	事故対応指針(全国老人保健施設協会)	203

資料60	都道府県との連携フロー（青森市）	208
資料61	都道府県との連携フロー（静岡市）	209
資料62	都道府県との連携フロー（和歌山市）	210
資料63	愛知県（令和元年／住宅型有料老人ホーム、併設居宅サービス事業所における虐待事案に対する、老人福祉法に基づく改善命令）	216
資料64	神奈川県（令和2年／不適切な施設運営を行い再三の改善に従わない設置者への改善命令）	218
資料65	旭川市（平成30年／職員による複数回に及ぶ入居者への暴行、管理者の不在、等に対する改善命令）	220
資料66	熊本県（令和元年／住宅型有料老人ホームの併設事業所に対する介護保険法上の処分）	221
資料67	鹿児島県（平成30年／施設の不適切な運営に対する再三の指導に従わないことによる業務改善命令）	222
資料68	宮城県（平成30年／サ高住で発生した虐待事件に対する改善命令）	223
資料69	三重県（平成30年／施設内での虐待事件に対する改善命令）	224
資料70	札幌市	225
資料71	鳥取県（平成29年／再度の業務改善を求める通知）	226
資料72	那覇市（指導事項の参考例）	227
資料73	川崎市（虐待事案発生時の指摘事項例）	228
資料74	設置届から事業停止命令までの一般的な流れ	229
資料75	改善命令・事業停止命令の考え方（例）	229
資料76	行政処分等の実施及び程度の決定に当たっての基本的考え方	230
資料77	地域性に応じた自治体独自の指導指針規定	236
資料78	前払金保全措置（告示）	260
資料79	消費者契約法	263
資料80	全国有料老人ホーム協会「サービス第三者評価事業」	269
資料81	高齢者の居住の安定確保に関する法律（直近改正：平成29年4月26日 法律第25号）	271
資料82	「有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」（平成28年9月 総務省）	280

1 有料老人ホーム事業と老人福祉法

(1) 有料老人ホーム事業の推移

有料老人ホームは、主たる設置者を民間事業者として、高齢者との契約に基づき必要な対価を得て、生活支援や食事提供、介護等のサービスを提供する事業である。

その起源は、昭和28年に東京で開設された戦争未亡人のための民営ホームといわれている。その後、昭和40年代以降に設置数が増加しはじめ、平成12年の介護保険制度施行を機にさらに数が増加した。この介護保険制度での特定施設入居者生活介護制度の創設は、公費による収益の安定性を求める様々な業種・業態の事業者の市場参入を生み出し、さらにホーム数の増加につながった。

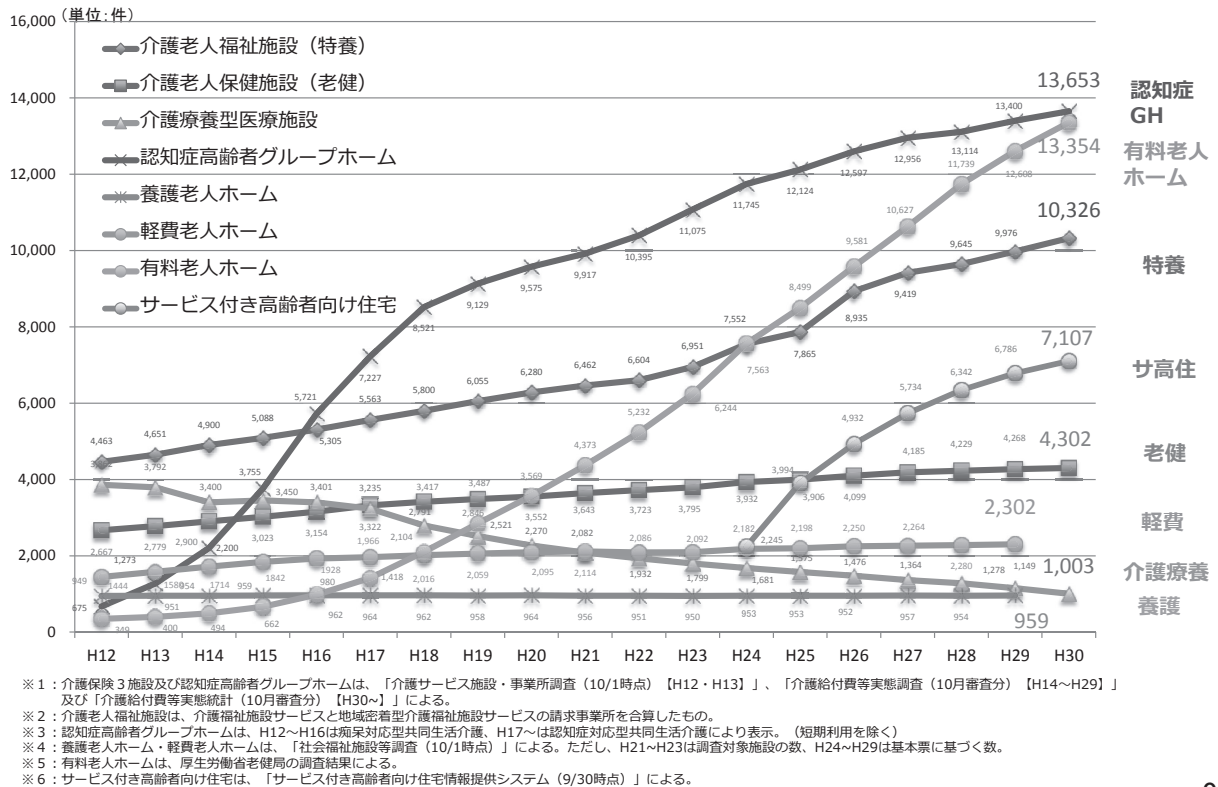
その後、平成18年の三位一体改革法において、特定施設への総量規制が導入されその計画的な整備が進められることとなった。

現在も住宅型ホームを中心に有料老人ホームは増加を続けており、設置届出数をみると介護保険制度施行時には全国に約200ホームだったものが、毎年約1,000ホームの新規設置があり、平成29年には約13,000ホームにまで増加している。定員数は約50万人で老人保健施設を超え、サービス付き高齢者向け住宅と合わせると特別養護老人ホームを超えるなど、広く国民の信頼を得て高齢者向け住まいの中核事業となった。

また、近年は事業形態も変化しており、例えばホームの土地・建物は当初自己所有が主流であったが、現在では借地・借家が増加している。これにより、事業者は低額なイニシャルコストでの市場参入が可能となっている。さらには国が進める医療介護のヘルスケアファンドを活用した事業も始まっているなど、事業者は時々の政策や規制に対応しながら事業上の創意工夫を行っている。

◆資料1 高齢者向け住まい・施設の件数

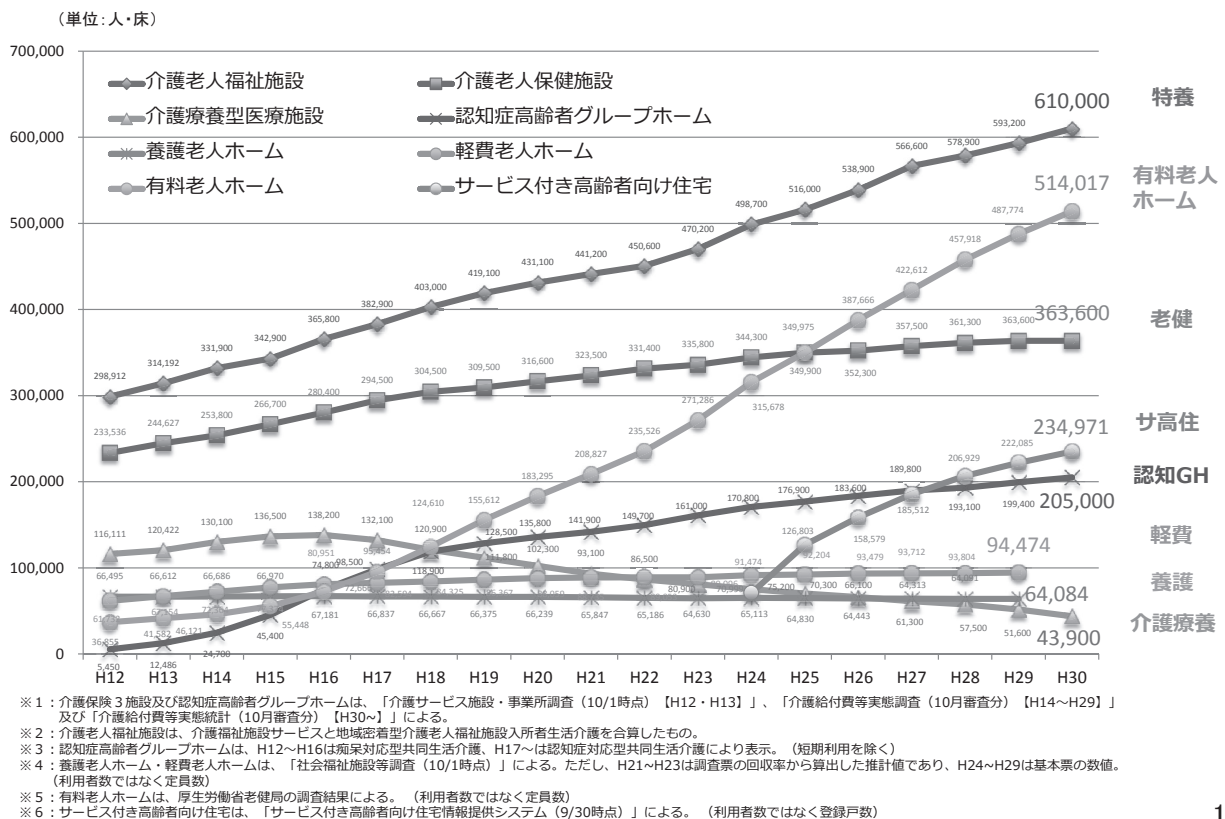
高齢者向け住まい・施設の件数



0

◆資料2 高齢者向け住まい・施設の利用者数

高齢者向け住まい・施設の利用者数



1

◆資料3 高齢者向け住まいの概要

高齢者向け住まいの概要

	①サービス付き 高齢者向け住宅	②有料老人ホーム	③養護老人ホーム	④軽費老人ホーム	⑤認知症高齢者 グループホーム
根拠法	高齢者住まい法第5条	老人福祉法第29条	老人福祉法第20条の4	社会福祉法第65条 老人福祉法第20条の6	老人福祉法第5条の2 第6項
基本的性格	高齢者のための住居	高齢者のための住居	環境的、経済的に困窮した 高齢者の入所施設	低所得高齢者のための住居	認知症高齢者のための共同 生活住居
定義	高齢者向けの賃貸住宅又 有料老人ホーム、高齢者を 入居させ、状況把握サービ ス、生活相談サービス等の 福祉サービスを提供する住 宅	老人を入居させ、入浴、排 せつ若しくは食事の介護、 食事の提供、洗濯、掃除等 の家事、健康管理をする事 業を行う施設	入所者を養護し、その者が 自立した生活を営み、社会 的活動に参加するために必 要な指導及び訓練その他の 援助を行うことを目的とし る施設	無料又は低額な料金で、老 人を入居させ、食事の提供 その他日常生活に必要な便 宜を供与することを目的と する施設	入居者について、その共同 生活を営むべき住居におい て、入浴、排せつ、食事等 の介護その他の日常生活上 の世話及び機能訓練を行う もの
介護保険法上 の類型	なし ※外部サービスを活用	特定施設入居者生活介護			認知症対応型 共同生活介護
主な設置主体	限定なし (営利法人中心)	限定なし (営利法人中心)	地方公共団体 社会福祉法人	地方公共団体 社会福祉法人 知事許可を受けた法人	限定なし (営利法人中心)
対象者	次のいずれかに該当する単 身・夫婦世帯 ・60歳以上の者 ・要介護/要支援認定を受け ている60歳未満の者	老人 ※老人福祉法上、老人に関 する定義がないため、解 釈においては社会通念に よる	65歳以上の者であって、環 境上及び経済的理由により 居宅において養護を受ける ことが困難な者	身体機能の低下等により自 立した生活を営むことにつ いて不安であると認められ る者であって、家族による援助 を受けることが困難な60歳以 上の者	要介護者/要支援者であって 認知症である者(その者の 認知症の原因となる疾患が 急性の状態にある者を除 く。)
1人当たり面積	25㎡ など	13㎡(参考値)	10.65㎡	21.6㎡(単身) 31.9㎡(夫婦) など	7.43㎡
件数※1	7,003棟(H30.4末)	12,608件(H29.6末)	959件(H29.10)	2,302件(H29.10)	13,400件(H29.10)
特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設: 5,341件(H29.10) ※2					
定員数※1	230,311戸(H30.4末)	487,774人(H29.6末)	64,084人(H29.10)	94,474人(H29.10)	199,400人(H29.10)
特定施設入居者生活介護の受給者数: 203,200人(H29.10) ※2					
補助制度等	整備費への助成	なし	定員29人以下:整備費等への助成		

※1:①→サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム調べ(「定員数」の値については登録戸数)、②→厚生労働省老健局調べ、③・④→社会福祉施設等調査(平成29年)、
⑤→介護給付費等実態調査(平成29年10月審査分(短期利用を除く)、「定員数」の値については受給者数)
※2:→介護給付費等実態調査(平成29年10月審査分(地域密着型を含む、短期利用を除く))

◆資料4 有料老人ホームの概要

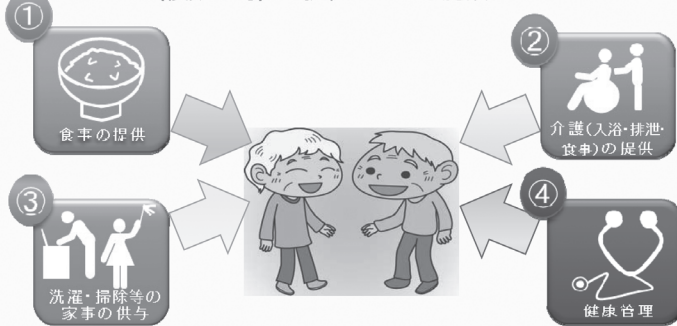
有料老人ホームの概要

1. 制度の目的

- 老人福祉法第29条第1項の規定に基づき、老人の福祉を図るため、その心身の健康保持及び生活の安定のために必要な措置として設けられている制度。
- 設置に当たっては都道府県知事等への届出が必要。なお、設置主体は問わない(株式会社、社会福祉法人等)。

2. 有料老人ホームの定義

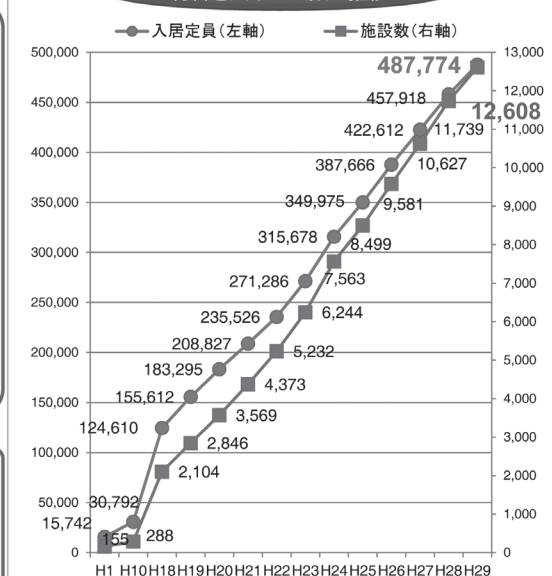
- 老人を入居させ、以下の①～④のサービスのうち、いずれかのサービス(複数可)を提供している施設。



3. 提供する介護保険サービス

- 介護保険制度における「特定施設入居者生活介護」として、介護保険の給付対象に位置付けられている。ただし、設置の際の届出とは別に、一定の基準を満たした上で、都道府県知事・指定都市市長・中核市市長の指定を受けなければならない。

有料老人ホーム数の推移



※ 法令上の基準はないが、自治体の指導指針の標準モデルである「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」では居室面積等の基準を定めている(例:個室で1人あたり13㎡以上等)

(2) 根拠法令

有料老人ホームは、昭和38年の老人福祉法施行時から規定されており、その設置に当たっての手続きは、制度創設当初は「事業開始後1月以内」と、事後届を求めるものであった。その後、平成2年の法改正により「事前届」になり、今日まで至っている。

また、昭和40年代後半以降、バブル経済期、平成12年の介護保険制度施行等を契機に設置数が増加し事業が多様化した。これに伴って入居者の安心や安全を確保する観点から、今日まで諸種の法改正が行われてきた。

特に平成29年改正では悪質な事業者の市場からの退出を求める「事業停止命令の創設」、消費者に対する「情報開示」の強化、全てのホームに対する「前払金保全制度」の適用のための規定が設置されるなど、さらに入居者保護が進められることとなった。

◆資料5 老人福祉法(抄)(法律第133号(昭和38年7月11日施行文))

第5章 雑則

(有料老人ホーム)

第29条 有料老人ホーム(常時十人以上の老人を収容し、給食その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設であつて、老人福祉施設でないものをいう。以下同じ。)を設置した者は、その事業の開始の日から一箇月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

一 施設の名称及び所在地

二 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地

三 条例、定款その他の基本約款

四 事業を開始した年月日

五 施設の管理者の氏名及び住所

2 有料老人ホームの設置者は、前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、変更の日から一箇月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

3 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その施設の設備若しくは運営について調査させることができる。

4 都道府県知事は、有料老人ホームの設備又は運営が老人の福祉をそこなうものであると認めるときは、地方社会福祉審議会の意見を聞き、当該有料老人ホームの設置者に対し、必要な勧告を行なうことができる。

◆資料6 老人福祉法・同法施行規則(抄)(平成30年4月1日改正施行)

老人福祉法	老人福祉法施行規則
(届出等) 第29条 有料老人ホーム(老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「介護等」という。)の供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。第11項を除き、以下この条において同じ。)をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならぬ。 - 一 施設の名称及び設置予定地 - 二 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地 - 三 条例、定款その他の基本約款 - 四 事業開始の予定年月日 - 五 施設の管理者の氏名及び住所 - 六 施設において供与をされる介護等の内容 - 七 その他厚生労働省令で定める事項 2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。 3 第1項の規定による届出をした者は、その事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。 4 有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームの事業について、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。	(法第29条第1項に規定する厚生労働省令で定める便宜) 第20条の3 法第29条第1項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、洗濯、掃除等の家事又は健康管理とする。 (法第29条第1項第七号に規定する厚生労働省令で定める事項) 第20条の5 法第29条第1項第七号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 - 一 建物の規模及び構造並びに設備の概要 - 二 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の確認を受けたことを証する書類 - 三 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書 - 四 施設の運営の方針 - 五 入居定員及び居室数 - 六 市場調査等による入居者の見込み - 七 職員の配置の計画 - 八 法第29条第7項に規定する前払金(以下「一時金」という。)利用料その他の入居者の費用負担の額 - 八の二 法第29条第7項に規定する保全措置を講じたことを証する書類 - 九 入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容 - 十 入居契約に損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する定めがあるときは、その内容 - 十一 医療施設との連携の内容

5 有料老人ホームの設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームに入居する者又は入居しようとする者に対して、当該有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報を開示しなければならない。 6 有料老人ホームの設置者は、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活に必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならない。 7 有料老人ホームの設置者のうち、終身にわたって受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領するものは、当該前払金の算定の基礎を面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。 8 有料老人ホームの設置者は、前項に規定する前払金を受領する場合には、当該有料老人ホームに入居した日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に、当該入居及び介護等の供与につき契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならない。 9 有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームに係る有料老人ホーム情報（有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容及び有料老人ホームの運営状況に関する情報であって、有料老人ホームに入居しようとする者が有料老人ホームの選択を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）を、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事に対して報告しなければならない。 10 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により報告された事項を公表しなければならない。 11 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与（将来において供与をすることを含む。）を委託さ	十二 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法 十三 長期の収支計画 十四 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書 （帳簿の記載事項等） 第20の6 有料老人ホームの設置者は、法第29条第4項の規定により、次に掲げる事項を記載した帳簿を作成しなければならない。 - 一 一時金、利用料その他の入居者が負担する費用の受領の記録 - 二 入居者に供与した介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜（以下「日常生活上の便宜」という。）の内容 - 三 緊急やむを得ず入居者に身体的拘束を行った場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由 - 四 入居者に供与した日常生活上の便宜に係る入居者及びその家族からの苦情の内容 - 五 日常生活上の便宜の供与により入居者に事故が発生した場合、その状況及び事故に際して採った処置の内容 - 六 日常生活上の便宜の供与を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の名称、所在地、委託に係る契約事項及び業務の実施状況 2 前項の帳簿の保存期間は、その作成の日から2年間とする。 3 第1項各号に定める事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって前項に規定する帳簿の保存に代えることができる。
---	--

れた者（以下「介護等受託者」という。）に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 12 第18条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について準用する。 13 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第4項から第9項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 14 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づき命令又はこれらに基づく処分違反した場合であって、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。 15 都道府県知事は、前2項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。 16 都道府県知事は、介護保険法第42条の2第1項本文の指定（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定に係るものに限る。）を受けた有料老人ホームの設置者に対して第14項の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定をした市町村長に通知しなければならない。 17 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第14項の規定による命令を受けたとき、その他入居者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者に対し、介護等の供与を継続的に受けるために必要な助言その他の援助を行うように努めるものとする。	（情報の開示の方法） 第20条の7 有料老人ホームの設置者は、法第29条第5項の規定により情報を開示する場合は、次条に定める事項を書面により交付するものとする。 （法第29条第5項に規定する厚生労働省令で定める事項） 第20条の8 法第29条第5項に規定する厚生労働省令で定める事項は、第20条の5第10号に規定する事項とする。 （法第29条第7項に規定する厚生労働省令で定めるもの） 第20条の9 法第29条第7項に規定する厚生労働省令で定めるものは、入居一時金、介護一時金、協力金、管理費、入会金その他いかなる名称であるかを問わず、有料老人ホームの設置者が、家賃又は施設の利用料並びに介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として收受する全ての費用（敷金（家賃の六ヶ月分に相当する額を上限とする。）として收受するものを除く。）とする。 （必要な保全措置） 第20条の10 有料老人ホームの設置者は、法第29条第7項の規定により、一時金に係る銀行の債務の保証その他の厚生労働大臣が定める措置を講じなければならない。 （家賃等の前払金の返還方法） 第21条 法第29条第8項の厚生労働省令で定める一定の期間は、次に掲げるものとする 一 入居者の入居後、三月が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合にあっては、三月 二 入居者の入居後、一時金の算定の基礎として想定した入居者が入居する期間が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合（前号の場合を除く。）にあっては、当該期間 2 法第29条第8項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。 一 前項第一号に掲げる場合にあっては、法第29条第7項の家賃その他第20条の9に
---	--

(有料老人ホーム協会) 第30条 その名称中に有料老人ホーム協会という文字を用いる一般社団法人は、有料老人ホームの入居者の保護を図るとともに、有料老人ホームの健全な発展に資することを目的とし、かつ、有料老人ホームの設置者を社員（以下この章において「会員」という。）とする旨の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。 2 前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。 3 第1項に規定する一般社団法人（以下「協会」という。）は、成立したときは、成立の日から2週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、厚生労働大臣に届け出なければならない。 4 協会は、会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。 (名称の使用制限) 第31条 協会でない者は、その名称中に有料老人ホーム協会という文字を用いてはならない。 2 協会に加入していない者は、その名称中に有料老人ホーム協会会員という文字を用いてはならない。 (協会の業務) 第31条の2 協会は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 - 一 有料老人ホームを運営するに当たり、この法律その他の法令の規定を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務 - 二 会員の設置する有料老人ホームの運営に関し、契約内容の適正化その他入居者の保護を図り、及び入居者の立場に立った処遇を行うため必要な指導、勧告その他の業務 - 三 会員の設置する有料老人ホームの設備及び運営に対する入居者等からの苦情の解決 - 四 有料老人ホームの職員の資質の向上のための研修 - 五 有料老人ホームに関する広報その他協会の目的を達成するため必要な業務 2 協会は、その会員の設置する有料老人ホームの入居者等から当該有料老人ホームの設	規定する費用（次号において「家賃等」という。）の月額を30で除した額に、入居の日から起算して契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日までの日数を乗ずる方法 二 前項第二号に掲げる場合にあっては、契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日以降の期間につき日割計算により算出した家賃等の金額を、一時金の額から控除する方法 (有料老人ホーム協会の厚生労働大臣に対する協力) 第21条の2 厚生労働大臣は、法第29条第1項及び第2項の規定による届出並びに同条第9項の規定による報告の徴収について、有料老人ホーム協会に協力させることができる。
--	---

	備及び運営に関する苦情について解決の申出があった場合において必要があると認めるときは、当該会員に対して、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。 3 会員は、協会から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。 (監督) 第31条の3 協会の業務は、厚生労働大臣の監督に属する。 2 厚生労働大臣は、前条第1項に規定する業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、協会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。 (厚生労働大臣に対する協力) 第31条の4 厚生労働大臣は、この章の規定の円滑な実施を図るため、厚生労働省令の定めるところにより、当該規定に基づく届出、報告その他必要な事項について、協会に協力させることができる。 (立入検査等) 第31条の5 厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、協会に対して、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは協会の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 第18条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について準用する。この場合において、同条第3項中「前2項」とあり、及び同条第4項中「第1項及び第2項」とあるのは、「第31条の5第1項」と読み替えるものとする。 (緊急時における厚生労働大臣の事務執行) 第34条の2 第18条第2項及び第19条第1項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務（同項の規定による認可の取消しを除く。）又は第29条第11項、第13項及び第14項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、
--	--

養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は有料老人ホームの入居者の保護のため緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあっては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。 2 前項の場合において、この法律の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係るもの（第19条第2項を除く。）に限る。）は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。 3 第1項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。 第38条 第20条の7の2第2項の規定又は第29条第14項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 第39条 第18条の2第1項又は第29条第13項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 第40条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。 - 一 第29条第1項から第3項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 - 二 第29条第11項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 - 三 第31条第2項の規定に違反して、その名称中に有料老人ホーム協会会員という文字を用いたとき。 - 四 第31条の5第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。	
--	--

	第41条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第38条（第29条第14項に係る部分に限る。）又は前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。 第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の過料に処する。 - 一 第30条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 - 二 第30条第4項の規定に違反して、同項の会員の名簿を公衆の縦覧に供しない者 - 三 第31条の3第2項の命令に違反した者 第43条 第31条第1項の規定に違反して、その名称中に有料老人ホーム協会という文字を用いた者は、10万円以下の過料に処する。 （※以下、附則の一部を抜粋） 附 則（平成17年6月29日法律第77号） 抄 第17条 老人福祉法第14条の4第2項の規定は、認知症対応型老人共同生活援助事業（施行日の前日までに老人福祉法第14条の届出がされたものを除く。）が行われる住居に施行日以後に入居した者に係る前払金について適用する。 2 老人福祉法第29条第7項の規定は、同条第1項に規定する有料老人ホーム（施行日の前日までに旧老人福祉法第29条第1項の届出がされたものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）に施行日以後に入居した者に係る前払金について適用する。 附 則（平成23年6月22日法律第72号） 抄 （老人福祉法の一部改正に伴う経過措置） 第10条 第2条の規定による改正後の老人福祉法（以下「新老人福祉法」という。）第14条の4第1項の規定は、施行日の前日までに第2条の規定による改正前の老人福祉法（以下「旧老人福祉法」という。）第14条の規定による届出がされた認知症対応型老人共同生
--	---

活援助事業を行う者については、平成 27 年 4 月 1 日以後に受領する金品から適用する。 2 新老人福祉法第 14 条の 4 第 3 項の規定は、認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居に施行日以後に入居した者に係る前払金について適用する。 3 新老人福祉法第 29 条第 6 項の規定は、施行日の前日までに旧老人福祉法第 29 条第 1 項の規定による届出がされた同項に規定する有料老人ホームについては、平成 27 年 4 月 1 日以後に受領する金品から適用する。 4 新老人福祉法第 29 条第 8 項の規定は、同条第 1 項に規定する有料老人ホームに施行日以後に入居した者に係る前払金について適用する。	附則（平成 29 年 6 月 2 日法律第 52 号） 抄 （施行期日） 第 1 条 この法律は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第 3 条の規定並びに次条並びに附則第 15 条、第 16 条、第 27 条、第 29 条、第 31 条、第 36 条及び第 47 条から第 49 条までの規定 公布の日 （検討） 第 2 条 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後 5 年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 （罰則の適用に関する経過措置） 第 48 条 この法律（附則第 1 条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
--	---

(その他の経過措置の政令への委任) 第49条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。 介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）（抄） （第10条関係）【平成30年4月1日施行】 附則 第6条 この法律の施行の際現に第10条の規定による改正前の老人福祉法（以下この条並びに附則第10条第2項並びに第17条第2項及び第3項において「旧老人福祉法」という。）第11条第1項第1号の措置を受けて旧老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所している者（以下この条及び附則第16条において「施行日前措置入所者」という。）は、施行日以後引き続き当該養護老人ホームに入所している間（当該養護老人ホームに継続して1以上の他の住所地特例対象施設に入所等をすることにより当該1以上の他の住所地特例対象施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更するに至った施行日前措置入所者にあつては、当該1以上の他の住所地特例対象施設に継続して入所等をしている間を含む。）は、介護保険法第9条及び新介護保険法第13条の規定にかかわらず、当該措置をとった市町村が行う介護保険の被保険者とする。 2 (略) 第17条 (略) 2 (略) 3 老人福祉法第29条第7項の規定は、同条第1項に規定する有料老人ホーム（施行日の前日までに旧老人福祉法第29条第1項の届出がされたものその他の前項に規定する厚生労働省令で定めるものに限る。）に地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）の施行の日から起算して3年を経過した日以後に入居した者に係る前払金について適用する。	
--	--

(3) 国の通知・事務連絡

厚生労働省は、地方自治体(都道府県・政令指定都市・中核市)に対し、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言として、有料老人ホームの指導監督や自然災害、事件・事故等に関する通知のほか、事務連絡を発出している。

ここでは、近年の主な通知等を参考として示す。

◆資料7 養介護施設従業者等による高齢者虐待の再発防止及び有料老人ホームに対する指導の徹底等について(平成27年11月13日 厚生労働省老健局長通知)

老発 1113 第 1 号

平成 27 年 11 月 13 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市長

厚生労働省老健局長

養介護施設従事者等による高齢者虐待の再発防止及び 有料老人ホームに対する指導の徹底等について(通知)

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17 年法律第 124 号。以下「法」という。)に基づく対応の強化については、平成 27 年 2 月 6 日、老発 0206 第 2 号で高齢者虐待防止等の取組の推進及び市町村に対する周知徹底について、依頼したところです。(別紙 1)

しかしながら、最近、養介護施設従事者等による深刻な高齢者虐待等の事案が複数報道されていますが、利用者が安心して過ごせる環境を提供するべき養介護施設や養介護事業(以下「養介護施設等」という。)でそのような事案が発覚していることは、決してあってはならないことであり、極めて遺憾な事態であります。

つきましては、法に基づく対応を強化するための留意事項等について、改めて下記のとおりお示しますので、再発防止に向けた取組の強化に努められるとともに、貴管内市町村への周知についてお願い致します。

記

1 高齢者虐待防止における基本的事項

高齢者虐待は、高齢者の尊厳を失わせる重大な問題であり、決してあってはならないことです。養介護施設従事者等を含む全ての国民が、高齢者の権利を擁護し、尊厳を守らなければならないという法の趣旨や内容を十分に理解することが不可欠です。

養介護施設等の管理者においては、日頃から、事業所職員の状況、職場環境の問題等を把握するとともに、必要に応じ、養介護施設等を運営する法人の業務管理責任者に対し、報告等を適切に行う必要があります。当該法人の業務管理責任者は当該報告等に対して、助言や指導を行うことが業務です。このように、法人や事業所では業務管理体制におけるそれぞれの責任を果たす必要があります。

こうした取組が十分でなく、養介護施設従事者等の一人一人の努力にのみ任せていると、職員のストレスが溜まりやすくなり、不適切なケアにつながるなど、高齢者虐待を引き起こす要因となる可能性があります。

養介護施設等においては、事業所におけるストレスを軽減するとともに、介護の質を向上させる仕組みづくりに事業所全体が一丸となって、取り組むことが求められます。

また、行政上の対応では、①高齢者虐待の未然防止、②高齢者虐待の早期発見、③高齢者虐待事案への迅速かつ適切な対応について、市町村を中心として、必要に応じて都道府県の支援を受けながら対応していくことが重要です。(別紙2・別紙3)

2 高齢者虐待の未然防止

法第20条では、「養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする」とされています。

養介護施設等において、研修、苦情処理及び内部監査を含めた業務管理体制全般について適切に運用されているかどうか、養介護施設等の管理者はもちろんのこと、養介護施設等を運営する法人においても適切に把握することが求められます。このため、都道府県及び市町村においては、①養介護施設等が自ら企画した研修を定期的の実施すること、②苦情処理体制が施設長等の責任の下、運用されること、③メンタルヘル스에配慮した職員面談等を組織的に対応すること、④業務管理体制を常に自主的に点検し、必要に応じ、体制の見直しや運用の改善に努めること等について、養介護施設等への指導・助言に努めていただきますようお願いします。

なお、養介護施設等の自主研修の企画においては、認知症介護研究・研修仙台センターが開発した「養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及びストレスマネジメント支援に向けた教育システム」(※)も積極的に活用されるよう、養介護施設等への周知をお願いします。

また、これに加えて、都道府県及び市町村においても、これまで以上に高齢者の権利擁護、身体拘束廃止及び虐待防止に関する研修や実地指導等に取り組んでいただく必要があると考えています。

(※) 認知症介護研究・研修仙台センターの開発した教育システム

http://www.dcnnet.gr.jp/support/research/center/detail.html?CENTER_REPORT=58¢er=3

3 虐待事案の早期発見

法第5条第1項では、「養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない」と規定されています。

また、法第21条第1項では、「養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(略)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない」と、養介護施設従事者等の市町村への通報義務が定められています。

さらに、同条第7項では、「養介護施設従事者等は、第1項から第3項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない」と定められています。

高齢者虐待への対応は、虐待を直ちに発見し、高齢者の安全を確保するため、できるだけ早い段階から、高齢者虐待の対応の窓口で情報が提供される必要があります。

については、法第5条第1項、第21条第1項及び同条第7項の規定の内容が徹底されるよう、市町村と連携し、様々な機会

を通じて、養介護施設従事者等へ周知・啓発に努めていただくようお願いします。

加えて、社会福祉協議会、民生委員、介護相談員、自治会、NPO、ボランティア団体、家族の会といった地域に密着したメンバーで構成される「早期発見・見守りネットワーク」と日常的に連携協力を図ることは、高齢者虐待を早期に発見する上で、有効であると考えられます。このため、同ネットワークの構築がさらに向上するよう、市町村への助言・支援をお願いします。（別紙4）

4 虐待事案への迅速かつ適切な対応

（1）初動期段階の体制整備

市町村又は都道府県に対し、虐待の相談・通報があったときは、訪問調査を速やかに実施できるよう、庁内関係部署及び関係機関からの情報収集などの初動期段階の体制を整えておくことが重要です。また、地域包括支援センターにおいては、高齢者虐待防止を含めた権利擁護業務が主要な業務の一つに位置付けられており、市町村は、地域包括支援センターと連携協力して、虐待事案に対応することが求められています。

都道府県及び市町村における体制整備について、積極的な取組をお願いします。

（2）市町村の対応力強化

虐待事案に迅速に対応するためには、まず、虐待の有無と緊急性を適切に判断することが重要であり、そのためには、市町村担当部署の管理職、担当職員、地域包括支援センター職員によって構成される会議において、市町村の責任の下判断することとなります。

また、事案の内容に応じて、様々な専門的知見に基づく検討・助言が必要となる場合があること、また、生活保護ケースワーカー、保健センター保健師等の庁内関係部署の職員並びに医師、弁護士、社会福祉士等の専門的な助言者の出席を要請することも必要であることから、これらのことを踏まえ、都道府県においては、多職種による会議の設置・運営及び専門的な知見を有する者の活用等について、市町村に対する助言や広域的な観点からの支援をお願いします。

（3）介護保険法又は老人福祉法の権限行使等

高齢者虐待に関する相談・通報がなされた場合、その内容に関する事実の確認を速やかに行い、高齢者本人等の状況を確認した後、虐待ケースの状況に応じて、養介護施設従事者等による虐待における介護保険法又は老人福祉法の権限行使等を行う必要があります。（別紙5）

都道府県及び市町村においては、引き続き、高齢者虐待事案の内容に応じた適切な対応をお願いします。

5 有料老人ホームに対する指導の徹底等

有料老人ホームの設置運営については、「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」（平成14年7月18日付け老発第0718003号 最終改正平成27年3月30日付け老発0330第3号。以下「標準指導指針」という。）において、その指導上の留意点を示しているところです。標準指導指針を参考として、各都道府県等で定められた指導指針等に基づき、貴管内における有料老人ホームの設置者に対して、入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、指導の徹底や継続的な指導を行われますようお願いします。

また、3月30日付けで標準指導指針の改正を行い、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）についても、標準指導指針の対象に追加しています。ついては、有料老人ホームに該当するサ高住についても、都道府県等において適確に把握した上、老人福祉法及び指導指針に基づく適切な指導を実施されますよう、お願いします。

（1）定期的な立入調査等を通じた指導の徹底

各都道府県等におかれては、定期的な立入調査等を通じて、貴管内の有料老人ホームの運営状況の把握に努め、必要に応じて都道府県等が適切に関与できる体制を平時から構築されますようお願いします。

特に立入調査に当たっては、介護保険担当部局はじめ他部局とも連携を図り、重要事項説明書の記載内容等に照らしつつ、居室の状況や介護サービスの実施状況等について調査し、必要に応じて指導指針に基づく指導を行うとともに、入居者の処遇に関する不当な行為が認められるときは、入居者の保護を図る観点から、迅速にその改善に必要な措置をとるよう指導等をお願いします。また、その後改善策が適切に講じられているかを確認するなど、各都道府県において再発防止に向けた継続的な対応を行われますようお願いします。

なお、公益社団法人全国有料老人ホーム協会（以下「有老協」という。）では、都道府県等に対して、有料老人ホームの運営や指導に関する情報提供、集団指導への講師派遣など、必要に応じて都道府県等の行政指導に関する協力を行っています。については、有料老人ホームに対する指導及び協議に当たっては、必要に応じ、有老協と連携を図られますようお願いします。

（２）適正な事業運営に向けた外部点検等の取組

有料老人ホームは、高齢者福祉に大きく関わる住まいの場であり、地域に開かれた存在であることが求められています。また、有料老人ホーム事業の適正な運営に向けては、職員及び入居者以外の第三者的立場にある学識経験者、民生委員等と積極的に連携を図り、外部からの点検が働くような取組も重要です。

については、有料老人ホームの設置者に対し、透明性の確保に向けた自主的な取組や地域との定期的な交流など、入居者やその家族はもちろん、地域との繋がりを強化する取組を促進されますようお願いします。

（※別紙関係、略）

◆資料8 「有料老人ホームを対象とした指導の強化について」
(平成29年3月21日 厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)

老高発 00321 第1号

平成29年3月21日

都道府県

各 指定都市 民生主管部(局)長 殿

中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長

(公印省略)

有料老人ホームを対象とした指導の強化について

「有料老人ホームに関する定期的な調査の実施について」(平成28年7月20日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡)について、平成28年度フォローアップ調査結果として、別添のとおり取りまとめたので情報提供する。

単身又は夫婦のみの高齢者世帯が大幅に増加し、高齢者が安心して暮らせる高齢者向け住まいのニーズが高まる中、有料老人ホームの入居者の居住の安定を確保し、適切な居住環境を確保する観点から、有料老人ホームの適確な実態把握や継続的な指導監督が不可欠である。

今回の調査結果を踏まえ、有料老人ホームに関する一層の指導の強化が必要であるため、下記について、取組みの徹底をお願いします。

なお、本年6月30日時点の状況について、今後第9回調査を行う予定としており、様式等については別途通知する予定である。

記

1. 平成28年度フォローアップ調査(第8回)の結果について

(1) 未届の有料老人ホームの届出促進及び指導について

これまで累次にわたり、有料老人ホームの届出促進に向けた取組みを徹底し、適切な指導監督をお願いしているところであるが、今回の調査結果でも、多数の未届の有料老人ホーム(実態調査中のものや今後実態調査を行うものを含む。以下同じ。)が確認された。

その一方で、前回(平成27年度)調査では1,650件の未届の有料老人ホームが把握されたのに対して、今回(平成28年度)調査では1,207件となり、減少した。

これは、未届施設の把握が進むとともに、指導を受けて届出が進んだこと、施設の運営実態の確認の結果、有料老人ホームへの該当の有無が確認できたことなど、都道府県等において未届施設への対応が一定程度進んでいる結果であると考えられる。

また、前回の調査から従来の調査ルートを拡げ、有料老人ホームの届出先である都道府県・指定都市・中核市だけでなく、市区町村の地域包括支援センターや生活保護部局の有する情報を求め、協力を得ることで、未届の有料老人ホームをより広く把握できるようになったことが大きいと考えている。

については、「有料老人ホームの届出促進等に関する総合的な取組みの徹底について」(平成19年3月20日付け厚生労働省老健局計画課長、振興課長通知)等の通知や以下の内容を踏まえ、都道府県等におかれては、厳正な指導監督の徹底をお

願いする。

① 有料老人ホームにおいては、虐待等をはじめ入居者の処遇に関する不当な行為が行われることを未然に防止するためにも、必要に応じて都道府県等が迅速かつ適切に関与できる前提として、届出の手續を義務付けている。このため、今回の調査で把握した未届の有料老人ホームについて、速やかに実態把握を行い、有料老人ホームに該当する場合には、早急に届出を行うよう指導するとともに、入居者の処遇等に関する厳正かつ適切な指導監督を徹底すること。

② 関係部局、市区町村の地域包括支援センターや生活保護部局で把握した未届の有料老人ホームに関する情報が、速やかに都道府県・指定都市・中核市の有料老人ホーム担当部局に確実に届くよう、本調査時だけではなく、日頃から連携体制を構築し、関係機関一体となって取り組まれない。また、既存建築物・小規模建築物の特性に応じて届出を行いやすくするよう、各都道府県等におかれては、引き続き指導指針の適切な運用を図り、届出促進に向けた取組みを強化すること。

また、未届の有料老人ホームが増加する状況等を踏まえ、昨年9月には、総務省から厚生労働省に対して、入居者の保護及び都道府県等による指導監督の適切な実施等を図るための必要な改善措置として、都道府県等に対して、未届の有料老人ホームへの対策の強化をはじめとした有料老人ホームに対する指導監督の徹底を要請すること等の勧告がなされた。（有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告（平成28年9月16日））

本勧告の内容は、すでに「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成14年7月18日付け老発第0718003号、最終改正平成27年3月30日付け老発0330第3号）等にも記載し、従来から厚生労働省においても都道府県等に対して取組みを要請している内容も含まれている。ついては、各都道府県等におかれては、本勧告で指摘されている内容について、取組みに向けた準備を行い、積極的に実施していただくよう、願いする。

「有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」

（勧告日：平成28年9月16日 勧告先：厚生労働省）

※以下抜粋。下線は厚生労働省で追記したものである。

1. 有料老人ホームにおける未届施設の把握及び届出の促進

厚生労働省は、施設入居者の保護を図る観点から、未届施設の把握及び届出を効果的に促進するため、次の措置を講ずる必要がある。

○都道府県等に対し、未届施設の実態把握の一層の徹底について要請すること。その際、

- ・市区町村と連携し、引き続き包括センターを活用すること
- ・住宅担当部局と連携し、旧高専賃等の情報を活用すること
- ・生活保護担当部局、消防担当部局等の未届施設に係る情報を把握している可能性がある関係機関とも積極的に情報交換すること
- ・未届の疑いのある施設についても引き続き幅広く把握すること

について併せて要請すること。

○都道府県等に対し、未届の有料老人ホームの届出促進の徹底について要請すること。

その際、

- ・介護保険担当部局と一層の連携を進めること
- ・未届の有料老人ホームの公表を進めること

2. 有料老人ホームに対する指導監督の充実・強化

厚生労働省は、施設入居者の保護を図るとともに、事故等の再発防止を促進する観点から、届出施設に対する指導監督をより効率的かつ効果的に実施できるよう、次の措置を講ずる必要がある。

○都道府県等に対し、

- ・指導指針に基づく不適合事項の重要事項説明書への記載の徹底を図ること
 - ・届出施設から都道府県等に対する事故報告の徹底を図るとともに、当該事故報告に係る都道府県等から厚生労働省への一層の情報提供の実施を図ること
- について要請すること。

3. 有料老人ホームに関する情報の公開の促進

厚生労働省は、施設利用者の利便性の向上及び入居施設の適切な選択に資する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

○都道府県等に対し、

- ・重要事項説明書の一層の公開を進めること
 - ・その際、情報開示一覧表と一体的に公開すること
- について要請すること。

＜参考＞総務省ホームページ（平成 28 年 9 月 16 日記者発表）

有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視＜結果に基づく勧告＞

- ・要旨（http://www.soumu.go.jp/main_content/000439301.pdf）
- ・勧告（http://www.soumu.go.jp/main_content/000439304.pdf）
- ・結果報告書（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317.html#kekkahoukoku）

（２）有料老人ホームの前払金の保全措置の状況について

前回（平成 27 年度）調査に引き続き、今回（平成 28 年度）の調査においても、老人福祉法第 29 条第 7 項に基づく前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームの割合は減少し、継続的な指導の結果、近年一定の改善が見られている。

一方で、未だに違反施設が一定数存在している状況は、有料老人ホーム全体の信頼を揺るがしかねない事態であり、保全措置を講じていない義務違反の有料老人ホームが存在している地方公共団体においては、入居者保護の観点から、重点的に厳正な指導を行われるようお願いする。また、保全措置を講じている有料老人ホームについても、新規入居者に対しても引き続き保全措置を講じるよう、事業者に対する継続的な対応をお願いしたい。

① 前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームの事業者に対して、老人福祉法第 29 条第 9 項に基づく検査や同条第 11 項に基づく改善命令など速やかに改善に向けた取組を実施すること。なお、検査の拒否や改善命令に対する違反等を行った事業者に対しては、同法第 39 条及び第 40 条に基づく罰則の適用も視野に入れ、より厳正な対応を図ること。

② 前払金の保全措置を講じていないことは、法令に違反する行為であることから、前払金の徴収を行う場合には、所要の措置を講じる必要があることを有料老人ホーム事業者に対して周知徹底を図ること。また、保全措置を講じる意思はあるものの、取引条件等で銀行保証等を利用することが困難な有料老人ホーム事業者に対しては、担保を必要としない「公益社団法人全国有料老人ホーム協会」による「入居者生活保証制度」を活用することなどが考えられるので、適確に指導を行うこと。

2. 介護保険法等の一部を改正する法律案について（有料老人ホーム制度の見直し）

昨年 12 月 9 日付けで、社会保障審議会介護保険部会（厚生労働省設置）において「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられた。その中で、有料老人ホームの入居者保護の充実等についても、地域包括ケアシステムの深化・推進のための基盤整備等の一環として盛り込まれたところである。

社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成 28 年 12 月 9 日）

3. 地域包括ケアシステムの深化・推進のための基盤整備等

(4) 安心して暮らすための環境の整備（有料老人ホームの入居者保護の充実等）

- 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるようにするためには、適切な住まいが確保されることが必要であり、有料老人ホームもその選択肢の1つである。この有料老人ホームについては、老人福祉法上、都道府県等に対する届出が義務づけられているが、未届の有料老人ホームの増加が課題となっているほか、事業の適正運営の確保や入居者保護の充実が求められている。
- また、有料老人ホームが提供するサービスの多くは、事業者と入居者の契約によるところが大きいことから、その施設のサービス内容等について、できる限り多くの情報が開示されることが重要である。
- このような状況を踏まえ、有料老人ホームについては、前払金の保全措置の対象拡大や、事業倒産のおそれがあるなど入居者の居住の安定を図るために必要な場合における都道府県等による他の住まいへの円滑な入居支援の措置、現在都道府県等に作成・公表を求めている有料老人ホームの情報一覧表の公表の充実を図る方策を含め、事業者の法令順守や入居者保護の強化のための施策の充実を図ることが適当である。

＜参考＞厚生労働省ホームページ

社会保障審議会介護保険部会意見（平成28年12月9日付け）

○介護保険制度の見直しに向けた意見

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000145516.pdf

○介護保険制度の見直しに向けた意見（概要）

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000145519.pdf

これを受けて、有料老人ホーム制度の見直し事項を含めた、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案が、今年2月7日に閣議決定され、国会に提出されている。

法案が成立した際には、都道府県等による指導監督の仕組みの強化、ニーズに合った有料老人ホームの選択に資するための情報公表の促進をはじめ、入居者保護のため以下の見直しが図られる。

① 事業停止命令の創設

再三の指導に従わずに悪質な事業を続ける有料老人ホームへの指導監督の仕組みを強化するため、未届有料老人ホームも含め、悪質な有料老人ホームに対する事業停止命令を新設する。（現行では、改善命令を規定。）

② 前払金保全措置の義務の対象拡大

事業倒産等の場合に備えた有料老人ホームの入居者保護の充実を図るため、前払金を受領する場合の保全措置の義務対象を拡大する。（現行では、平成18年3月31日以前に設置された有料老人ホームは、前払金の保全措置の義務対象外となっているため、義務対象に追加する。なお経過措置として、法施行から3年後からの適用とする。）

③ 事業停止命令や倒産等の際に、有料老人ホームの入居者の心身の健康の保持や生活の安定を図るため必要があるときは、都道府県等は、入居者が介護等のサービスを引き続き受けるために必要な援助を行うこととする。

④ 入居希望者のニーズに合った有料老人ホームの選択に資するとともに、事業者の法令遵守の確保を図るため、各有料老人ホームが提供するサービスの内容等（※）について都道府県等への報告を義務付けるとともに、現在都道府県等に作成・公表を求めている有料老人ホームの情報一覧表（※）の公表を義務付ける。

（※）施設概要、利用料金、サービス内容、前払金の保全措置（前払金を受領する場合）等の予定

3. 有料老人ホームに対するスプリンクラー設置の促進

消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）の改正により、平成 27 年 4 月 1 日以降、火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設（同令別表第一(6)項口に掲げる施設）において、原則として延べ面積にかかわらず設置することが義務付けられている（既存施設については、平成 30 年 3 月 31 日まで経過措置が設けられている）。

有料老人ホームについては、避難が困難な要介護状態にある者を主として入居させるものが、同令別表第一(6)項口に掲げる施設に該当することから、特に既存の有料老人ホームのうち、スプリンクラー設備を設置していないものを運営している事業者に対しては、消防部局への相談などを踏まえた改修の実施を求めるなど、適切な指導等を実施していただきたい。

また、スプリンクラー設備の設置にあたっては、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」を活用できることから、事業者に対してスプリンクラーの設置を指導する場合には、当該助成制度を併せて周知することにより、既存の有料老人ホームにおけるスプリンクラー設置が着実に実施されるよう促していただきたい。（ただし、当該助成制度の対象は、平成 28 年度から 1,000 ㎡未満の有料老人ホームとしているので、留意すること。）

なお、未届の有料老人ホーム（※）については、当該助成制度の対象外としているので念のため申し添える。

（※）サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた有料老人ホームは、有料老人ホームの届出はされていないが、当該助成制度の対象としている。

【既存施設のスプリンクラー設備等整備事業】

① 1,000 ㎡未満の場合 9,260 円／㎡

② 1,000 ㎡未満かつ消火ポンプユニット等を設置する場合 9,260 円／㎡+232 万円 まで

参照条文 （略）

◆資料9 「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」
(平成30年4月2日 厚生労働省老健局長通知)

老発第 0718003 号

平成 14 年 7 月 18 日

最終改正 老発 0402 第 1 号

平成 30 年 4 月 2 日

都道府県知事

各 指定都市市長 殿

中核市長

厚生労働省老健局長

(公印省略)

有料老人ホームの設置運営標準指導指針について

高齢者が安心して暮らせる高齢者向け住まいに対するニーズの高まりを受け、有料老人ホームが増加する中、入居者の居
住の安定を確保する観点から、有料老人ホームに対する適切な指導監督が不可欠となっている。

このような背景を踏まえ、介護保険制度改正において、入居者保護の観点から、老人福祉法を改正し、事業停止命令の創
設、前払金保全措置の義務の対象拡大等、所要の改正を行うこととしたところである。

このほか、平成 30 年度介護報酬改定が行われたことや、総務省から「有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視の
結果に基づく勧告」があったこと等を踏まえ、今般、別添のとおり標準指導指針を改正することとしたので、次の事項に留
意の上、貴管内の有料老人ホームに対して適切な指導を行われたい。なお、サービス付き高齢者向け住宅においては、有料
老人ホームに該当するものが多いという実態もあるため、貴職においては、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者
向け住宅についても適確に把握の上、必要に応じて、適切な指導を行われたい。

なお、本通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言に該当するものである。

1 標準指導指針の性格

有料老人ホームは民間の活力と創意工夫により高齢者の多様なニーズに応えていくことが求められるものであり、一律の
規制には馴染まない面があるが、一方、高齢者が長年にわたり生活する場であり、入居者の側からも介護を始めとするサー
ビスに対する期待が大きいこと、入居に当たり前払金を支払う場合を含めて大きな金銭的な負担を伴うことから、行政とし
ても、サービス水準の確保等のため十分に指導を行う必要がある。特に、有料老人ホーム事業は、設置者と入居者との契約
が基本となることから、契約の締結及び履行に必要な情報が、入居者に対して十分提供されることが重要である。

このような事業の性格を踏まえ、各都道府県、指定都市又は中核市（以下「都道府県等」という。）は、本標準指導指針を
参考として、地域の状況に応じて指導指針（以下「指導指針」という。）を定め、これに基づき設置前及び事業開始後におい
て継続的な指導を行われたい。なお、指導指針を作成していない場合は、本標準指導指針に基づき指導を行うこととして差
し支えないが、できる限り速やかに指導指針を作成されたい。

2 指導上の留意点

(1) 有料老人ホームの定義の周知

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項において、有料老人ホームとは、①老人を入居させ（以下「入居サ
ービス」という。）、②当該老人に対して「入浴、排せつ又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健
康管理」の少なくとも一つのサービス（以下「介護等サービス」という。）を供与する施設として定義されている。

従って、同項の規定に基づく「届出」の有無にかかわらず、入居サービス及び介護等サービスの実施が認められるものは、すべて有料老人ホームに該当するものとして取り扱うこととなる。

また、「届出」とは、一定の基準に該当するかどうかを判断した上で実施する「認可」や「指定」とは異なるものであるため、入居サービス及び介護等サービスの実態が認められるものについて事業者から届出があった場合に、都道府県等において受理を拒否することの裁量の余地はない。

なお、有料老人ホームは、老人を入居させることを目的とする施設であることから、入居要件を専ら老人に限らず、老人以外も当然に入居できるようなのは有料老人ホームには当たらない。ただし、①入居要件では老人以外も入居できるとしつつ、意図的に老人を集めて入居させているものについては施設全体について、②共同住宅や寄宿舍のように老人とそれ以外の者が混在して入居しているものであっても、施設の一部については専ら老人を入居要件とするものについては当該老人が利用している部分について、有料老人ホームとして取り扱うこととする。

以上の内容を事業者に対して周知し、必要に応じて届出を求めることをお願いしたい。

(2) 有料老人ホームに該当することの判断

老人福祉法第 29 条第 1 項において、委託契約により第三者が介護等サービスを提供する場合についても、有料老人ホーム事業に該当することを明確化しているところであるが、同項の規定は、入居サービス提供者と介護等サービス提供者との間に直接の委託契約がない場合を一律に排除しているものではない。介護等サービス提供者には、入居サービス提供者と委託契約をした者から再委託をされた者など、すべての第三者のうち、実質的にサービスの提供を行なっている者を含む解するものである。

従って、入居者に対して、入居サービス又は介護等サービスのいずれかの提供者がもう一方の提供者を紹介・斡旋するなどにより、入居サービスと介護等サービスが一体的に提供されていることが認められる事業については、有料老人ホーム事業として取り扱って差し支えない。

(3) 有料老人ホームの届出の徹底

老人福祉法に規定する有料老人ホームに該当するにもかかわらず、廊下の幅員等が指導指針に適合しないことを理由に有料老人ホームの届出が行われない場合があるが、指導指針に適合しなくとも届出義務がある。

また、届出を行っていない有料老人ホームに対する指導に際して、複数の法人が協同して一体的な経営を行っている場合については、必ずしも特定の一の法人を設置者として扱わなければならないものではなく、複数の法人がいずれも設置者に該当するものとして取り扱って差し支えない。

老人福祉法の観点からは、重要事項の説明や情報開示など有料老人ホームの運営が適切に行われることが重要であり、事業者に対して指導の徹底をお願いしたい。

(4) 有料老人ホームの特定

有料老人ホームの届出が行われていない場合にあっては、都道府県等においては、その施設が有料老人ホームに該当する旨を設置者に対して通知する方法により、有料老人ホームであることを特定した上で、指導を行うことも有効である。届出が行われていない場合であっても、有料老人ホームに該当する事業については、老人福祉法に基づく命令や罰則の適用が可能であるため、設置者に対してその理解を促す観点からも、有料老人ホームであることの特定は必要である。

また、介護保険法の住所地特例の規定など、他の法律においても、有料老人ホームであることを前提とした制度があることから、これらの業務の明確化を図る上でも、適切に有料老人ホームの特定を行うことが必要である。

(5) 地域の状況に応じた指導指針の策定

標準指導指針においては、介護居室の床面積等について規定しているが、本来これらは地域の状況に応じて求められる水準が異なる場合も想定され、必ずしも全国一律に適用しなければならないのではない。このため、指導指針の策定又は変更に当たっては、地域の状況に応じて規定することも差し支えない

(6) 有料老人ホーム情報の報告、情報開示等

入居希望者のニーズに合った有料老人ホームの選択に資するとともに、事業者の法令遵守の確保を図るため、老人福祉法の規定に基づき、設置者に対して、有料老人ホーム情報を報告させること。

また、有料老人ホーム事業は、設置者と入居者の契約が基本となることから、できる限り多くの情報が開示されることが重要である。特に、高齢者の多くは有料老人ホームにおいて提供される介護サービスに対して大きな期待を寄せていることから、当該有料老人ホームにおいて提供される介護サービスの内容、費用負担等について、重要事項説明書等において明確にするよう指導するとともに、重要事項説明書の交付及び説明の徹底、体験入居制度の実施、財務諸表及び事業収支計画書の開示等について、設置者に対し十分な指導を行われたい。

さらに、必要に応じて、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表の提出を求めること等により、経営状況の把握を行い、届出時の事業収支計画と財務諸表に乖離がある場合には対処方針等を報告させるなど、適切な措置を講ずるよう指導するとともに、重要事項説明書、入居契約書、管理規程、入居案内パンフレット等について、定期的に又は変更の都度、提出を求め、表示と実態が乖離することのないよう指導されたい。

その上で、各都道府県においては、設置者から報告のあった有料老人ホーム情報を公表するとともに、重要事項説明書等についても公開するよう努められたい。

(7) 有料老人ホームに対する指導

①立入調査等

管内の有料老人ホームについて、定期的な立入調査を実施するほか、必要に応じ適宜調査を実施されたい。立入調査に当たっては、介護保険担当部局（管内の市町村の介護保険担当部局を含む。）とも連携を図り、重要事項説明書の記載内容等に照らしつつ、居室の状況や介護サービスの実施状況等について調査し、必要に応じ、指導指針に基づく指導を行う。立入調査において入居者の処遇に関する不当な行為が認められたときは、入居者の保護を図る観点から、迅速にその改善に必要な措置をとることを指導し、又は命じられたい。その上で、再三の指導に従わずに悪質な事業を続ける場合など、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、老人福祉法に基づきその事業の制限又は停止を命じられたい。

なお、事業の停止を命じた場合、その他入居者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため必要があると認めるときは、入居者からの問合せに応じて、当該高齢者に適した諸条件が整った他の賃貸住宅等のリストを提示したり、入居に必要な公的主体による支援措置を紹介したりするなど、当該入居者に対し、介護等の供与を継続的に受けるために必要な助言その他の援助を行うように努めること。

②集団指導

有料老人ホームに対する指導として、個別の有料老人ホームへの立入調査のほか、必要に応じて、複数の事業者を一定の場所に集めて講習等を行う集団指導を適宜実施されたい。

集団指導に当たっては、講習の内容に応じて事業者を選定し、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により事業者に通知した上で、指導指針の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。その際、届出を行っていない有料老人ホームに対しても集団指導に参加するよう働きかけること。また、集団指導に欠席した事業者に対しては、当日使用した資料を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

(8) 全国有料老人ホーム協会との連携

有料老人ホームに対する指導及び協議に当たっては、必要に応じ、公益社団法人全国有料老人ホーム協会と連携を図ることとし、同協会への入会や同協会に設けられている有料老人ホーム入居者生活保証制度の加入についても十分配慮するよう指導されたい。

(9) 介護サービスに係る表示の留意事項

介護が必要となった場合に、介護保険の訪問介護等を利用することとなっている有料老人ホームについては、当該有料老

人ホームが自ら介護サービスを提供しているとは認められないため、重要事項説明書等における職員数の表示に訪問介護事業所等の勤務時間を重複して計上することや、広告等において「介護付終身利用型有料老人ホーム」、「ケア付き高齢者住宅」、「終身介護マンション」等の表示を行うことは不当表示となるおそれがあるので留意されたい。

(10) 関係機関との連携

有料老人ホームの指導に当たっては、以下の関係機関と十分な連携を図られたい。

①介護保険担当部局（管内の市町村を含む。）

- ・介護サービス基盤の整備等について

②住宅担当部局

- ・サービス付き高齢者向け住宅の運用について

③開発許可・建築確認担当部局（管内の市町村を含む。）

- ・有料老人ホームの設置計画の事前把握について

④消防担当部局（所轄の消防署を含む。）

- ・有料老人ホームの防火安全対策の推進について

⑤景品表示法担当部局

- ・有料老人ホームの表示の適正化について

⑥消費生活センター、国民健康保険団体連合会等

- ・苦情対応、入居者保護等について

3 指導指針の取扱いと届出の関係について

(1) 「届出」に対する適切な理解の促進

有料老人ホームにおいては、高齢者福祉に大きく関わる住まいの場であることを踏まえて、地域に開かれた存在であることが求められる。また、必要に応じて行政庁が適切に関与するための前提として、その設置者に対して「届出」を義務付けている。

一部において、届出を行うことで指導指針等による行政指導の対象となるかのような誤解もあるが、食事の提供など有料老人ホームの要件に該当する事業であれば、届出の有無にかかわらず、老人福祉法上の有料老人ホームとして取り扱われる。つまり、有料老人ホームとして取り扱われることを回避するために届出を行わないという行為には合理性がないことから、設置者に対しては、その旨を丁寧に説明し、自ら届出を行うよう促していただきたい。

なお、有料老人ホームの届出は、老人福祉法上の定義に適合する場合に必要なとなる手続に過ぎず、これを行うことによって「有料老人ホーム」という名称を使用しなければならないわけではないところであり、その点についても適切に説明していただきたい。

(2) 指導指針の適切な運用

一方で、有料老人ホームの設置者が、「届出」の趣旨や効果について誤解をしていることの要因は、これまでの行政指導において、あたかも指導指針が届出基準であるかのように扱ったり、その規定の内容に強制力があるかのような指導を行ってきたりした経緯にある、という可能性にも目を向ける必要がある。行政指導を行う側と受ける側では違った受け止め方をすることがあることに留意し、丁寧な制度説明が必要である。

有料老人ホーム制度が「届出」に基づくものになっているのは、民間の創意工夫を尊重し、高齢者の多様なニーズに応じた取組みを進めやすくするためのものであるとともに、高齢者の福祉を損なうものであると認められるときには行政庁が介入する必要があるためである。仮に、届出を行いにくいような環境を現出させた場合、民間の創意工夫を阻害するだけでなく、結果として、届出が行われない物件が増えることとなり、そのような物件の把握や、届出を促すための指導に関する業務が拡大し、本来の福祉的な観点での指導等を行うことが困難になることも懸念されるため、二重の意味で制度の趣旨を損

なうことになりかねない。

従って、有料老人ホームの設置者が自ら届出を行いやすくなる環境を構築することは、地方公共団体における届出促進に関する業務を軽減し、結果的には、入居者の適切な処遇を確保するための施策に注力することが可能になると期待できることから、今回の標準指導指針の改正を機会に、各地方公共団体においては、指導指針の内容の見直しだけでなく、その運用の方法についても見直しを行い、有料老人ホームの設置者が自ら届出を行うことを促すような取組を進めるよう、願います。

(3) 既存建築物や小規模建築物を活用する取組への対応

有料老人ホームにおける居住の質を確保するためには、指導指針への適合がひとつの目安となる場所である。その一方で、指導指針への適合を画一的に求めることは、事業者による有料老人ホームの届出意欲を削ぎ、結果として、都道府県等が把握できない有料老人ホームを増加させることにもつながりかねず、入居している高齢者に対する不適切な処遇や虐待などの発見が遅れる可能性も生じる。

特に、住宅の転用など既存建築物を活用する場合や小規模な建築物で運営を行う場合については、標準指導指針で示している設備基準への適合を求めることは困難であることも多いと考えられるため、民間の活力と創意工夫を取り入れた取組を行っている事業者自らの届出を促す観点から、入居者への十分な説明を前提に、

- ① 標準指導指針で示している規定の趣旨を満たすような代替の方法によること
- ② 将来的な改善に向けた計画を策定していることなどの方法により、標準指導指針上も差し支えないものとする旨を明記しているため、指導指針の策定や運用においても、個別具体的内容を吟味した上で、適切な指導を行うように留意されたい。

4 主要な改正点

(1) 有料老人ホームの判断基準の明確化

有料老人ホームの判断基準について、これまで標準指導指針のほかQ & A等において示してきたものを改めて整理し、明確化を図った。

(2) 老人福祉法の改正に伴う見直し

老人福祉法の改正により、事業停止命令の創設、前払金保全措置の義務の対象拡大等の有料老人ホームに係る制度を見直したことに伴い、所要の見直しを行った。

(3) 平成 30 年度介護報酬改定を踏まえた見直し

平成 30 年度介護報酬改定において、指定特定施設等における身体的拘束等の適正化を図るため、対策を検討する委員会の開催、指針の整備、職員に対する研修の実施等が義務づけられたことを踏まえ、有料老人ホームにおいても同様の措置を求めることとした。

(4) 総務省勧告を踏まえた見直し

総務省から厚生労働省に対して行われた「有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」において、集団指導等の実施に関する留意事項を標準指導指針に明記するよう指摘があったことを踏まえ、集団指導等の実施に関する留意事項を追加した。

5 その他

(1) 本通知の適用

本通知及び標準指導指針は、平成 30 年 7 月 1 日から適用する。

ただし、各都道府県等が指導指針を別に定めている場合は、当該指導指針が適用される。従って、各都道府県等において本標準指導指針を参考に指導指針を改正しようとする場合にあっては、できる限り速やかに改正を行うこととし、その適用日についても、平成 30 年 7 月 1 日以前とすることが可能であるので、念のため申し添える。

(2) 経過措置

本標準指導指針の適用の際現に存する有料老人ホーム、既に着工している有料老人ホーム等については、構造設備に係る規定を満たさない場合、従前の規定によることとして差し支えない。

(※指針本文省略)

◆資料10 社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について
(平成30年10月19日 厚生労働省老健局総務課事務連絡)

事務連絡

平成30年10月19日

都道府県

各 指定都市 民生主管部（局） 御中

中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

厚生労働省老健局総務課

社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について

日頃より、社会福祉施設等における被災状況の報告や各種調査にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の平成30年7月豪雨、平成30年台風21・24号、平成30年北海道胆振東部地震等の災害においては、大規模な停電や断水、食料不足等が発生し、社会福祉施設等におけるライフライン等の確保について、改めて課題が顕在化しました。

社会福祉施設等においては、高齢者、障害児等等の日常生活上の支援が必要な者が多数利用していることから、ライフライン等が長期間寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあります。このため、平時の段階から、災害時にあってもサービス提供が維持できるよう、社会福祉施設等の事業継続に必要な対策を講じることが重要です。

各都道府県、市区町村におかれては、これまでも非常災害計画の策定や避難訓練の実施等、社会福祉施設等の災害対策に万全を期するよう指導を行っていただいているところですが、今般の被害状況を踏まえ、別添1の社会福祉施設等について、今一度点検すべき事項（例）を別添2のとおり取りまとめましたので、貴管内の社会福祉施設等において、ライフライン等が寸断された場合の対策状況を確認するとともに、その結果を踏まえ、速やかに飲料水、食料等の備蓄、BCP（事業継続計画）の策定推進など必要な対策を行うようご助言をお願いいたします。

（※以下、略）

2 指導根拠としての「有料老人ホーム設置運営指導指針」

有料老人ホーム設置運営指導指針（以下、「指導指針」という）は昭和48年に厚生省（当時）が策定し、機関委任事務として全国の都道府県がこれに基づく行政指導を行ってきた。その後、平成18年度、同24年度の地方分権によって、有料老人ホームの指導監督行政は自治事務となり、都道府県、指定都市、中核市に権限委譲された。これにより、現在は厚生労働省が作成する「標準指導指針」を参考にして各自治体が地域性を踏まえ、独自に指導指針を策定することとなった。

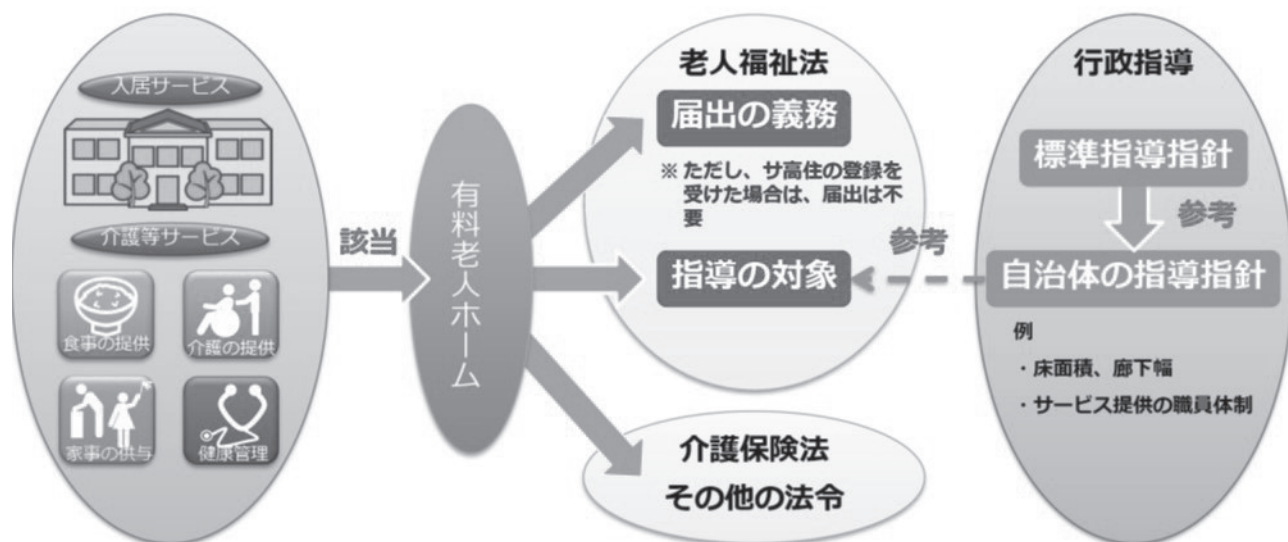
指導指針の性格は、地方自治体が老人福祉法に基づき事業者の指導監督を行うための基準だが、事業者にとっての事業基準がないため、実質的にホーム運営を行う上で遵守すべきルールとしての役割も果たしている。

ただし、自治体や事業者の中には、指導指針が事業基準であるとの誤認も見られるため、誤認のないようにする必要がある。

◆資料11 法令と行政指導の関係について

有料老人ホーム標準指導指針について

- 有料老人ホームの要件（食事の提供などのサービス提供を行う入居事業）に該当する場合、老人福祉法の規定に基づき、届出の義務が発生し、都道府県知事等による指導の対象となる。
- また、自治体において策定する指導指針は、行政指導のためのガイドラインであり、それ自体に法的な拘束力はないが、必要に応じて、老人福祉法の指導を行うかどうかの目安となるものである。
- 一部においては、「届出を行うことによって、指導の対象になる」「指導指針の内容に合わなければ、届出ができない」などの誤解もあるが、制度の適切な理解を促すことが必要である。



(1) 有料老人ホーム設置運営標準指導指針(厚生労働省)のポイント

厚生労働省の標準指導指針は、用語の定義から情報開示までの13項目で構成されている。
ここでは、項目ごとのポイント、また規定に基づく過去の指導監督事例を示すので参考にされたい。
なお、各自治体における特徴的な規定については巻末に収載する。

○全体構成

- 1 用語の定義 2 基本的事項 3 設置者 4 立地条件 5 規模及び構造設備
6 既存建築物等の活用の場合等の特例 7 職員の配置、研修及び衛生管理
8 有料老人ホーム事業の運営 9 サービス等 10 事業収支計画 11 利用料等
12 契約内容等 13 情報開示

1 用語の定義

【ポイント】

- ◆住宅型ホームが独自に行う介護も「介護サービス」と呼称できるようになった。従来は「介護」と称することができなかったため、「生活支援サービス」等とされてきたもの。

規 定	指導事例
この指導指針において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 有料老人ホーム 老人福祉法第29条第1項に規定する施設 二 有料老人ホーム事業 老人を入居させ、次のイからニまでのいずれかをする事業 イ 入浴、排せつ又は食事の介護 ロ 食事の提供 ハ 洗濯、掃除等の家事の供与 ニ 健康管理の供与 三 サービス付き高齢者向け住宅 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けている高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホーム 四 サービス付き高齢者向け住宅事業 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の規定に基づき、高齢者を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービスその他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する事業として登録を受けている事業 五 設置者 有料老人ホームの設置者（複数の事業者が協同して有料老人ホーム事業を運営する場合の各事業者及び委託を受けた事業者を含む。） 六 管理者 職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う立場にある者（有料老人ホームの施設長、サービス付き高齢者向け住宅の責任者など、その呼称に関わらない） 七 特定施設入居者生活介護等 次のイ、ロ及びハに掲げるサービス イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護 ロ 介護保険法第8条第20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護	

ハ 介護保険法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護	
ハ 介護サービスを提供する有料老人ホーム 次のイ及びロに掲げる有料老人ホーム	
イ 特定施設入居者生活介護等を提供する有料老人ホーム	
ロ 設置者が、介護サービス(介護保険法第40条に規定する介護給付又は同法第52条に規定する予防給付に係る介護サービス以外の介護サービス)を提供する有料老人ホーム	

2 基本的事項

【ポイント】

- ◆医療サービスや介護サービスについて、設置者には入居者の自己選択権を守る義務があり、不当に特定の事業者とのこれらの契約を強制してはならない。
- ◆有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅の場合、有料老人ホームの設置届は任意であり、また指導指針の一部を適用除外としている。

規 定	指導事例
有料老人ホームの事業を計画するに当たっては、次の事項に留意すること。 (1) 有料老人ホーム経営の基本姿勢としては、入居者の福祉を重視するとともに、安定的かつ継続的な事業運営を確保していくことが求められること。特に、介護サービスを提供する有料老人ホームにあっては、より一層、入居者の個人としての尊厳を確保しつつ福祉の向上を図ることが求められること。 (2) 老人福祉法の帳簿の作成及び保存、情報の開示、権利金等の受領の禁止並びに前払金の保全措置及び返還に関する規定を遵守するとともに、入居者等に対し、サービス内容等の情報を開示するなどにより施設運営について理解を得るように努め、入居者等の信頼を確保することが求められること。 (3) 本指針を満たすだけでなく、より高い水準の施設運営に向けて努力することが期待されること。 (4) 特定施設入居者生活介護等の事業者の指定を受けた有料老人ホームにあっては、本指針に規定することのほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号)又は「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第35号)のうち当該施設に該当する基準を遵守すること。 (5) 高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針(平成21年厚生労働省・国土交通省告示第1号)の五の4「高齢者居宅生活支援サービスの提供」を参考に、特定の事業者によるサービスを利用させるような入居契約を締結することなどの方法により、入居者が希望する医療・介護サービスを設置者が妨げてはならないこと。 (6) 都市計画法(昭和43年法律第100号)による開発許可又は建築許可申請が必要な場合にあっては当該申請を行う前、開発許可対象外の場合	○老人福祉法上の届出がされていなかったため、届出するよう指導した。

にあつては建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認の申請を行う前から、地元市町村及び都道府県と十分な事前協議を行うこと。 (7) 建築確認後速やかに、有料老人ホームの設置を行う前に、都道府県知事（地方自治法（平成22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に、老人福祉法第29条第1項の規定に基づく届出を行うこと。 (8) 都道府県知事への届出後（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、登録後）に入居募集を行うこと。 (9) 本指針に基づく指導を受けている場合は、本指針の遵守に向け計画的に運営の改善を図ること。 (10) サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものにあつては、3、4、5、6及び10の規定は適用せず、高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項に定める登録基準によること。	
---	--

3 設置者 【ポイント】 ◆事業の持続安定性の観点で、設置者に係る要件を規定している。特に、法人組織の健全性や介護経験者等の関与がポイントとなる。	
規 定	指導事例
(1) 設置者は、老人福祉施設の場合と異なり、地方公共団体及び社会福祉法人に限定されるものではないこと。 (2) 公益法人にあつては、有料老人ホーム事業を行うに当たって主務官庁の承認を得ていること。 (3) 事業を確実に遂行できるような経営基盤が整っているとともに、社会的信用の得られる経営主体であること。 (4) 個人経営でないこと。また少数の個人株主等による独断専行的な経営が行われる可能性のある体制でないこと。 (5) 他業を営んでいる場合には、その財務内容が適正であること。 (6) 役員等の中には、有料老人ホーム運営について知識、経験を有する者を参画させること。さらに、介護サービスを提供する有料老人ホームの場合は、役員等の中に高齢者の介護について知識、経験を有する者を参画させるなど介護サービスが適切に提供される運営体制が確保されていること。	○設置届の段階で役員・施設長予定者の略歴書を徴求したところ、介護等の経験者が不在であったため、経験者を参画させるよう指導した。

4 立地条件 【ポイント】 ◆事業トレンドは、土地建物の自己所有から一棟借りへと変化しているが、借地や借家の場合でも、事業の継続性に資する観点で、個人地主の場合の相続リスクや譲渡リスクに対応する条項を契約書に置くよう求めている。 ◆事業用定期借地・借家契約に基づく入居契約の場合は、事業の終了日を消費者に説明する必要がある。

規 定	指導事例
(1) 入居者が健康で安全な生活を維持できるよう、交通の利便性、地域の環境、災害に対する安全性及び医療機関等との連携等を考慮して立地すること。特に、有料老人ホームは、入居者である高齢者が介護等のサービスを受けながら長期間にわたり生活する場であることから、住宅地から遠距離であったり、入居者が外出する際に不便が生じたりするような地域に立地することは好ましくないこと。 (2) 有料老人ホームの事業の用に供する土地及び建物については、有料老人ホーム事業以外の目的による抵当権その他の有料老人ホームとしての利用を制限するおそれのある権利が存しないことが登記簿謄本及び必要に応じた現地調査等により確認できること。 (3) 借地による土地に有料老人ホームを設置する場合又は借家において有料老人ホーム事業を実施する場合には、入居契約の契約期間中における入居者の居住の継続を確実なものとするため、契約関係について次の要件を満たすこと。 一 借地の場合(土地の所有者と設置者による土地の賃貸借) イ 有料老人ホーム事業のための借地であること及び土地の所有者は有料老人ホーム事業の継続について協力する旨を契約上明記すること。 ロ 建物の登記をするなど法律上の対抗要件を具備すること。 ハ 入居者との入居契約の契約期間の定めがない場合には、借地借家法(平成3年法律第90号)第3条の規定に基づき、当初契約の借地契約の期間は30年以上であることとし、自動更新条項が契約に入っていること。 二 無断譲渡、無断転貸の禁止条項が契約に入っていること。 ホ 設置者による増改築の禁止特約がないこと、又は、増改築について当事者が協議し土地の所有者は特段の事情がない限り増改築につき承諾を与える旨の条項が契約に入っていること。 ヘ 賃料改定の方法が長期にわたり定まっていること。 ト 相続、譲渡等により土地の所有者が変更された場合であっても、契約が新たな所有者に承継される旨の条項が契約に入っていること。 チ 借地人に著しく不利な契約条件が定められていないこと。 二 借家の場合(建物の所有者と設置者による建物の賃貸借) イ 有料老人ホーム事業のための借家であること及び建物の所有者は有料老人ホーム事業の継続について協力する旨を契約上明記すること。 ロ 入居者との入居契約の契約期間の定めがない場合には、当初契約の契約期間は20年以上であることとし、更新後の借家契約の期間(極端に短期間でないこと)を定めた自動更新条項が契約に入っていること。 ハ 無断譲渡、無断転貸の禁止条項が契約に入っていること。 二 賃料改定の方法が長期にわたり定まっていること。 ホ 相続、譲渡等により建物の所有者が変更された場合であっても、契約が新たな所有者に承継される旨の条項が契約に入っていること。 ヘ 建物の賃借人である設置者に著しく不利な契約条件が定められていないこと。 ト 入居者との入居契約の契約期間の定めがない場合には、建物の優先買取権が契約に定められていることが望ましいこと。 (4) 借地・借家等の契約関係が複数になる場合にあっては、土地信託方式、生命保険会社による新借地方式及び実質的には二者間契約関係と同一	○借地借家による設置だが、借家契約に自動更新条項や無断譲渡・転貸禁止条項等が明記されていないため、事業の継続性確保の観点で見直しを指導した。 ○建物の賃借人から設置者が転借していたが、契約を締結していなかったもので、書面で契約するよう指導した。

視できる契約関係であって当該契約関係が事業の安定に資する等やむを得ないと認められるものに限られること。 (5) 定期借地・借家契約による場合には、入居者との入居契約の契約期間が当該借地・借家契約の契約期間を超えることがないようにするとともに、入居契約に際して、その旨を十分に説明すること。なお、入居者との入居契約の契約期間の定めがない場合には、定期借地・借家契約ではなく、通常の借地・借家契約とすること。	
--	--

5 規模及び構造設備 【ポイント】 ◆一般居室の面積基準は、自治体によって異なる場合がある。 ◆基本的に、夫婦等親族が入居する場合は、「個室」として取り扱う。 ◆一時介護室は、介護保険制度の特定施設入居者生活介護では、居室で介護が可能な場合には設けないことができるため、これに沿った指導が行われている。	
規 定	ポイント／指導監督事例
(1) 建物は、入居者が快適な日常生活を営むのに適した規模及び構造設備を有すること。 (2) 建物は、建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物とすること。 (3) 建物には、建築基準法、消防法(昭和23年法律第186号)等に定める避難設備、消火設備、警報設備その他地震、火災、ガスもれ等の防止や事故・災害に対応するための設備を十分設けること。また、緊急通報装置を設置する等により、入居者の急病等緊急時の対応を図ること。 (4) 建物の設計に当たっては、「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」(平成13年国土交通省告示第1301号)を踏まえて、入居者の身体機能の低下や障害が生じた場合にも対応できるよう配慮すること。 (5) 建物の配置及び構造は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生について十分考慮されたものであること。 (6) 次の居室を設けること。 一 一般居室 二 介護居室 設置者が自ら介護サービスを提供するための専用の居室であり、入居者の状況等に応じて適切な数を確保すること。なお、一般居室で介護サービスが提供される場合又は有料老人ホームが自ら介護サービスを提供しない場合は介護居室を設置しなくてもよいこと。 三 一時介護室 設置者が自ら一時的な介護サービスを提供するための居室であり、入居者の状況等に応じて適切な数を確保すること。なお、一般居室又は介護居室で一時的な介護サービスを提供することが可能である場合は一時介護室を設置しなくてもよいこと。 (7) 次の設備について、居室内に設置しない場合は、全ての入居者が利用できるように適当な規模及び数を設けること。 一 浴室 二 洗面設備 三 便所 (8) 設置者が提供するサービス内容に応じ、次の共同利用の設備を設けること。	○スプリンクラーや消防署へ自動連動した火災報知設備が未設置のため指導した。 ○避難口の前に障害物が置かれ、避難に支障を来す状況にあったため指導した。 ○界壁により区分された居室でなく、共用施設の一部をカーテンで仕切った場所に入居させていたため、指導した。 ○親族関係にないものを個室としていたため、相部屋とするよう指導した。 ○2人で同室に入居する場合、入居者の一方が感染症に罹患するなどに備え、一時介護室を活用するよう指導した。 ○相談室に遮へい物がなく相談内容の守秘について懸念されるため、指導した。

一 食堂 二 医務室又は健康管理室 三 看護・介護職員室 四 機能訓練室(専用室を確保する場合に限らず、機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合を含む。) 五 談話室又は応接室 六 洗濯室 七 汚物処理室 八 健康・生きがい施設(スポーツ、レクリエーション等のための施設、図書室その他の施設) 九 前各号に掲げるもののほか、事務室、宿直室その他の運営上必要な設備 (9)(6)、(7)及び(8)に定める設備の基準は、次によること。 一 一般居室、介護居室及び一時介護室は次によること。 イ 個室とすることとし、入居者1人当たりの床面積は13平方メートル以上とすること。 ロ 各個室は、建築基準法第30条の規定に基づく界壁により区分されたものとすること。 二 医務室を設置する場合には、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第16条に規定する診療所の構造設備の基準に適合したものとすること。 三 要介護者等が使用する浴室は、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 四 要介護者等が使用する便所は、居室内又は居室のある階ごとに居室に近接して設置することとし、緊急通報装置等を備えるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 五 介護居室のある区域の廊下は、入居者が車いす等で安全かつ円滑に移動することが可能となるよう、次のイ又はロによること。 イ すべての介護居室が個室で、1室当たりの床面積が18平方メートル(面積の算定方法はバルコニーの面積を除き、壁芯(へきしん)方法による。)以上であって、かつ、居室内に便所及び洗面設備が設置されている場合、廊下の幅は1.4メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は1.8メートル以上とすること。 ロ 上記以外の場合、廊下の幅は1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は2.7メートル以上とすること。	
--	--

6 既存建築物等の活用の場合等の特例	
【ポイント】	
◆既存建築物を活用して開業する場合や、小規模なホームについて、建物や火災対応等の基準の一部を緩和する規定である。	
◆一部の地方自治体には、本規定に加え、職員配置等においても緩和規定を置くところがある。	
規 定	指導事例
(1) 既存の建築物を転用して開設される有料老人ホーム又は定員9人以下の有料老人ホームについて、建物の構造上5(9)に定める基準を満たすことが困難である場合においては、次のいずれかの基準を満たす場合、当該基準に適合することを要しない。 一 次のイ、ロ及びハの基準を満たすもの。	

イ すべての居室が個室であること。 ロ 5(9)に定める基準を満たしていない事項について、重要事項説明書又は管理規程に記入し、その内容を適切に入居者又は入居希望者に対して説明すること。 ハ 次の①又は②のいずれかに適合するものであること。 ①代替の措置（入居者が車いす等で安全かつ円滑に移動することが可能となる廊下幅を確保できない場合において、入居者の希望に応じて職員が廊下の移動を介助することなど）を講ずること等により、5(9)の基準を満たした場合と同等の効果が得られると認められるものであること。 ②将来において5(9)に定める基準に適合させる改善計画を策定し、入居者への説明を行っていること。 二 建物の構造について、文書により適切に入居者又は入居希望者に対して説明しており、外部事業者によるサービスの受入や地域との交流活動の実施などにより、事業運営の透明性が確保され、かつ、入居者に対するサービスが適切に行われているなど、適切な運営体制が確保されているものとして都道府県知事が個別に認めたもの。 (2) 都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての有料老人ホームであって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたものについては、5(2)の規定にかかわらず、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号。以下「改正法」という。）の施行（平成23年10月20日）の際現に改正法による改正前的高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けている高齢者専用賃貸住宅であった有料老人ホームについては、5(2)、(3)、(6)、(7)、(8)及び(9)の基準を適用しない。ただし、建築基準法、消防法等に定める避難設備、消火設備、警報設備その他地震、火災、ガスもれ等の防止や事故、災害に対応するための設備を十分に設けるとともに、緊急通報装置を設置する等により、入居者の急病等緊急時の対応を図ること。	○多床室の居室について、将来の改善計画を提出するよう指導した。
--	--

【ポイント】

- | 規 定 | 指導事例 |
|---|---|
| <p>(1) 職員の配置</p> <p>一 職員の配置については、入居者の数及び提供するサービス内容に応じ、その呼称にかかわらず、次の職員を配置すること。</p> <p>イ 管理者</p> <p>ロ 生活相談員（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第2号）第11条第1号の規定に基づく状況把握サービス及び生活相談サービスを提供する職員）</p> <p>ハ 栄養士</p> <p>ニ 調理員</p> <p>二 介護サービスを提供する有料老人ホームの場合は、上記の他、提供する介護サービスの内容に応じ、次によること。</p> <p>イ 要介護者等を直接処遇する職員（介護職員及び看護職員をいう。以下「直接処遇職員」という。）については、介護サービスの安定的な提供に支障がない職員体制とすること。</p> <p>ロ 看護職員については、入居者の健康管理に必要な数を配置すること。ただし、看護職員として看護師の確保が困難な場合には、准看護師を充てることができる。</p> <p>ハ 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者を配置すること。</p> <p>二 管理者その他の介護サービスの責任者の地位にある者は、高齢者の介護について知識、経験を有する者を配置すること。</p> <p>三 入居者の実態に即し、夜間の介護、緊急時に対応できる数の職員を配置すること。</p> <p>(2) 職員の研修</p> <p>職員に対しては、採用時及び採用後において定期的に研修を実施すること。特に、生活相談員及び直接処遇職員については、高齢者の心身の特性、実施するサービスのあり方及び内容、介護に関する知識及び技術、作業手順等について研修を行うこと。</p> <p>(3) 職員の衛生管理</p> <p>職員の心身の健康に留意し、職員の疾病の早期発見及び健康状態の把握のために、採用時及び採用後において定期的に健康診断を行うとともに、就業中の衛生管理について十分な点検を行うこと。</p> | <p>○管理者(施設長)を配置していなかった。</p> <p>○有料老人ホームの管理者が業務の状況を把握していなかった。</p>

<p>○職員研修計画が立てられず、または職員研修を実施していなかったので、計画的な実施を指導した。</p> <p>○研修は実施しているが、記録を残していない、また参加できなかった人にも回覧し閲覧の記録を残すよう指導した。</p> <p>○夜勤者に6か月ごとの健康診断を実施していなかったため指導した。</p> <p>○住宅型有料老人ホームで、併設する通所介護事業所の介護職員と勤務時間を区分していなかった。また、重要事項説明書に通所介護の職員数をそのまま記載していたので、区分別の明確化を指導した。</p> |

8 有料老人ホーム事業の運営

【ポイント】

- ◆設置者と入居者が締結する入居契約に提供するサービスのすべてを規定すると、その後の変更等の際に契約書を変更しなければならないことから、詳細事項については契約書と別に管理規程を作成する。
- ◆帳簿の保存期間は、法令では作成日から2年とされているが、地方自治体の条例等により5年等に延伸する場合などがある。
- ◆協力医療機関については具体的な協力内容を示す必要がある（後掲・協定書例）。
- ◆入居者には、医療施設や介護サービス事業所を自己選択する権利があるため、入居契約にこれらの受給契約を一体的に行うことは適切でない。例えば医療機関が経済上の利益を受けることは、ホーム内のテナント料金を近傍同種の家賃よりも安価に設定することなどが含まれる。
- ◆運営懇談会は、ホームの運営内容を透明化する上で重要な機関となる（後掲・会則例）

規 定	指導事例
(1) 管理規程の制定 入居者の定員、利用料、サービスの内容及びその費用負担、介護を行う場合の基準、医療を要する場合の対応などを明示した管理規程を設けること。なお、上記内容を含み、入居者に対する説明事項を適切に提示している資料であれば、その呼称にかかわらず、管理規程として扱って差し支えない。 (2) 名簿の整備 緊急時において迅速かつ適切に対応できるようにする観点から、入居者及びその身元引受人等の氏名及び連絡先を記載した名簿を整備しておくこと。 (3) 帳簿の整備 老人福祉法第29条第4項の規定を参考に、次の事項を記載した帳簿を作成し、2年間保存すること。 イ 有料老人ホームの修繕及び改修の実施状況 ロ 老人福祉法第29条第7項に規定する前払金、利用料その他の入居者が負担する費用の受領の記録 ハ 入居者に供与した次のサービス（以下「提供サービス」という。）の内容 ① 入浴、排せつ又は食事の介護 ② 食事の提供 ③ 洗濯、掃除等の家事の供与 ④ 健康管理の供与 ⑤ 安否確認又は状況把握サービス ⑥ 生活相談サービス ニ 緊急やむを得ず入居者に身体的拘束を行った場合にあっては、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由 ホ 提供サービスに係る入居者及びその家族からの苦情の内容 ヘ 提供サービスの供与により入居者に事故が発生した場合は、その状況及び事故に際して採った処置の内容 ト 提供サービスの供与を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の名称、所在地、委託に係る契約事項及び業務の実施状況 チ 設備、職員、会計及び入居者の状況に関する事項	○管理規程を作成していない、特に入居契約書で「別に定める」と規定していながら、内容が網羅されていないため指導した。 ○管理規程に記載されている記録の保存年限を、条例に基づく5年間に訂正するよう指導した。 ○費用の受領や支払い、サービス提供記録、苦情の記録等が作成されていないため指導した。 ○個人情報記載された書類が、施錠できる場所に保管されていないため指導した。 ○サービス提供に関する日常的な記録がなかったため指導した。 ○身体拘束の同意書において、拘束実施期間が終了していたが、家族の同意を再度得ていなかったため指導した。

(4) 個人情報の取り扱い (3)の名簿及び(4)の帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日・厚生労働省）」を遵守すること。 (5) 緊急時の対応 事故・災害及び急病・負傷に迅速かつ適切に対応できるよう具体的な計画を立てるとともに、避難等必要な訓練を定期的に行うこと。 (6) 医療機関等との連携 イ 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。 ロ あらかじめ、歯科医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくよう努めること。 ハ 協力医療機関及び協力歯科医療機関との協力内容、協力医療機関及び協力歯科医療機関の診療科目等について入居者に周知しておくこと。 ニ 入居者が適切に健康相談や健康診断を受けられるよう、協力医療機関による医師の訪問や、嘱託医の確保などの支援を行うこと。 ホ 入居者が、医療機関を自由に選択することを妨げないこと。協力医療機関及び協力歯科医療機関は、あくまでも、入居者の選択肢として設置者が提示するものであって、当該医療機関における診療に誘引するものではない。 ヘ 医療機関から入居者を患者として紹介する対価として金品を受領することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を受けることにより、入居者が当該医療機関において診療を受けるように誘引してはならないこと。 (7) 介護サービス事業所との関係 イ 近隣に設置されている介護サービス事業所について、入居者に情報提供すること。 ロ 入居者の介護サービスの利用にあっては、設置者及び当該設置者と関係のある事業者など特定の事業者からのサービス提供に限定又は誘導しないこと。 ハ 入居者が希望する介護サービスの利用を妨げないこと。 (8) 運営懇談会の設置等 有料老人ホーム事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会を設置し、その運営に当たっては、次の事項について配慮すること。ただし、入居定員が少ないなどの理由により、運営懇談会の設置が困難なときは、地域との定期的な交流が確保されていることや、入居者の家族との個別の連絡体制が確保されていることなどの代替となる措置があり、かつ、当該措置が運営懇談会の代替になるものとして入居者への説明を行っている場合にあっては、この限りでない。 イ 運営懇談会は、管理者、職員及び入居者によって構成されること。 ロ 運営懇談会の開催に当たっては、入居者（入居者のうちの要介護者等についてはその身元引受人等）に周知し、必要に応じて参加できるように配慮すること。	○利用者の同意を得ずに利用者の個人情報をサービス担当者会議等で使用していたため、指導した。 ○職員、利用者の行動計画、避難場所、避難方法など、災害種別ごとに具体的な対応を明確にした行動マニュアルを作成又は見直しするよう指導した。 ○避難訓練が行われておらず、年2回の実施のうち1回は夜間を想定した訓練とするよう指導した。 ○防火管理者が選任されていないため指導した。 ○協力医療機関を定めていないため指導した。 ○訪問診療契約や特定施設利用契約、訪問介護契約などを、入居契約と一体的に行っていたため指導した。 ○運営懇談会に関する代替措置が認められる定員9名以下の施設で、代替措置が実施されていなかったため指導した。 ○月額利用料についての収支報告を行っていなかったため指導した。
--	--

ハ 有料老人ホーム事業の運営について外部からの点検が働くよう、職員及び入居者以外の第三者的立場にある学識経験者、民生委員などを加えるよう努めること。 ニ 運営懇談会では、次に掲げる事項を定期的に報告し、説明するとともに、入居者の要望、意見を運営に反映させるよう努めること。 ① 入居者の状況 ② サービス提供の状況 ③ 管理費、食費その他の入居者が設置者に支払う金銭に関する収支等の内容	
--	--

医療協力に関する協定書(作成例)

年 月 日

甲

乙

〇〇〇病院、(又は、〇〇〇歯科医療機関)(診療科目〇、△、□)(以下「甲」という。)は〇〇〇(設置者名)(以下「乙」という。)と、乙が設置・運営する有料老人ホーム「 」の入居者の健康相談・健康診断・受診・治療その他医療全般に関し、次の通り協定する。

1. 甲は、ホームの入居者が高齢であり何らかの慢性疾患を持っているケースが多いこと、あるいは、老化から罹病しやすい状態や環境にあることに鑑み、甲の有する〇科及び△科において、入居者の受診・治療に協力する。
2. 入居者が、甲の診断の結果、入院加療が必要とされる場合には、乙は、本人の同意を得て、原則として甲への入院を支援する。
3. 甲は、入居者に対し、年〇回の人間ドックを実施する。
4. 甲は、入居者に対し、年〇回〇科医師による健康診断を行う。
5. 甲は、乙のホームに、毎月〇日の健康相談日に〇科医を派遣し、乙の行う健康相談に協力する。
6. 本協定に定めのない事項・事態については、甲、乙双方は協議の上、誠意を持って対処するものとする。
7. 乙は甲に対し、甲の 費として毎年 円を支払うものとする。
8. 本協定の有効期間は1年とし、その後は期間満了の1か月前迄に双方からの特段の異議申し出の無い限り自動更新されるものとする。

以上

<作成上のポイント>

- 1) 協力医療機関及び協力歯科医療機関との協力内容について協定書が必要です。医療機関、歯科医療機関の名称・診療科目の他・協力の診療科目及び協力の具体的な内容の記載、入居者が医療費等を負担する場合はその旨の記載が必要です。
- 2) 医療機関等の名称・所在地の他交通の便を管理規程又は重要事項説明書に表示してください。

〇〇〇〇運営懇談会細則（作成例）

1. 目的

入居契約書第〇条及び管理規程第〇項に従って、ホームの健全な運営と入居者の快適で心身ともに充実した生活を実現するために、必要な事項について意見を交換する場として「〇〇〇〇運営懇談会」（以下「懇談会」といいます。）を設置します。

2. 懇談会の構成

- (1) 懇談会はホームを代表する職員（管理者、△△△）及び入居者（※全員か代表者かを書き分け）により構成されます。
- (2) 入居者のうちの要介護者等については、その身元引受人等（成年後見制度に従って成年後見人等を含みます。）も、構成メンバーとします。
- (3) 法人の役員は必要に応じ出席し、ホーム全体に関する事項について説明します。
- (4) 入居者とホームの双方の合意が成立した場合には、第三者的立場にある学識経験者・民生委員などを構成メンバーとします。

3. 懇談会の開催

- (1) 懇談会は、原則として、定例懇談会を月 1 回開催します。但し、定例懇談会のほか、ホームと入居者の双方が必要と認めた場合は、臨時懇談会を随時開催するものとします。
- (2) 懇談会は管理者の名において行います。
- (3) 懇談会の進行はホーム側にて行います。

4. 議題

- (1) ホームにおける入居者の入居期間分布状況、入居・退去者数の状況、要支援者・要介護者数の状況、各種サービス提供の状況
- (2) 各年度における介護保険収支、管理費・食費等サービス費用の収支状況、ホーム本体の各会計年度の決算内容、前払金返還債務の保全状況
- (3) 管理費・食費その他のサービス費用及び利用料の改定
- (4) 管理規程、細則等の諸規則の改定
- (5) 入居者の意向の確認や意見交換
- (6) 各各年度の夜勤者を含む職員数、資格保有の状況、看護・介護職員の配置体制等の勤務状況の説明等
- (7) その他特に必要と認められた事項

5. 通知方法等

- (1) 懇談会開催通知は、書面配布・館内掲示等により行います。
- (2) 開催通知には、開催日・議事内容・報告事項を記載します。
- (3) 要支援者・要介護者の身元引受人等には、原則として、書面により連絡します。

6. 議事録の作成と開示の方法

懇談会の議事については、開催の都度、双方の発言の記録を作成し館内において閲覧に供するとともに、全入居者及び身元引受人等に配布します。議事録は2年間保存します。

7. 施行日

この細則は、〇〇年〇〇月〇〇日から実施します。

9 サービス等

【ポイント】

- ◆入居後の定期健康診断について、設置者はその機会を確保しなければならないが、受診するかどうかは入居者の判断であり、その費用は入居者負担となる。
- ◆安否確認・状況把握は、近年の居室や浴室での死亡事例も踏まえつつ、入居者の意向やプライバシーに配慮して行う必要がある。
- ◆金銭等の管理は入居者の心身状況に鑑みてやむを得ない場合に限られるものであり、小口現金の管理・報告方法を定めて行わなければならない。職員が居室内で通帳や現金に触れることのないよう管理する必要がある。
- ◆介護保険居宅サービス事業所を併設する住宅型ホームやサービス付き高齢者向け住宅の場合、施設と介護保険事業所の職員の勤務時間を明確に区分しなければならない。重要事項説明書に記載する職員体制表も同様である。
- ◆虐待防止、身体拘束等廃止への取り組みは、介護付ホーム以外の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅にも適用されることに注意が必要である。

規 定	指導事例
(1) 設置者は、入居者に対して、契約内容に基づき、次に掲げるサービス等を自ら提供する場合にあっては、それぞれ、その心身の状況に応じた適切なサービスを提供すること。 一 食事サービス イ 高齢者に適した食事を提供すること。 ロ 栄養士による献立表を作成すること。 ハ 食堂において食事をするのが困難であるなど、入居者の希望に応じて、居室において食事を提供するなど必要な配慮を行うこと。 二 生活相談・助言等 イ 入居時には、心身の健康状況等について調査を行うこと。 ロ 入居後は入居者の各種の相談に応ずるとともに適切な助言等を行うこと。 三 健康管理と治療への協力 イ 入居時及び定期的に健康診断(歯科に係るものを含む。)の機会を設けるなど、入居者の希望に応じて健康診断が受けられるよう支援するとともに、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとること。 ロ 入居者の意向を確認した上で、入居者の希望に応じて、健康診断及び健康保持のための措置の記録を適切に保存しておくこと。 ハ 入居者が一時的疾病等のため日常生活に支障がある場合には介助等日常生活の世話を行うこと。 二 医療機関での治療が必要な場合には適切な治療が受けられるよう医療機関への連絡、紹介、受診手続、通院介助等の協力を行うこと。 四 介護サービス イ 介護サービスを提供する有料老人ホームにあっては、契約に定めるところにより、当該有料老人ホーム又はその提携有料老人ホーム(一定限度以上の要介護状態になった場合に入居者が住み替えてそこで介護サービスを行うことが入居契約書に明定されているものに限る。)において行うこととし、当該有料老人ホームが行うべき介護サービスを介護老人保健施設、病院、診療所又は特別養護老人ホーム等に行わせてはならないこと。なお、この場合の介護サービスには、医療行為は含まれない。	○服薬の管理手順が定められていない、また、誤薬事故が発生しているが再発防止策が不十分であり、指導した。 ○医師の指示とは違う方法で服薬介助をしていたため指導した。 ○喀痰吸引や胃ろうの管理、インシュリン注射などを無資格者が実施していたので指導した。 ○住宅型有料老人ホームへ介護保険課と合同で立入検査を行った際、併設する通所介護事業所とホームとで職員の勤務時間を区分しておらず、運営基準上の人員基準違反とした。

いものであること。 □ 契約内容に基づき、入居者を一般居室、一時介護室又は介護居室において入居者の自立を支援するという観点に立って処遇するとともに、常時介護に対応できる職員の勤務体制をとること。 ハ 介護記録を作成し、保管するとともに、主治医との連携を十分図ること。 五 安否確認又は状況把握 入居者の安否確認又は状況把握については、安全・安心の確保の観点のみならず、プライバシーの確保について十分に考慮する必要があることから、その方法等については、運営懇談会その他の機会を通じて入居者の意向の確認、意見交換等を行い、できる限りそれを尊重したものとすること。 六 機能訓練 介護サービスを提供する有料老人ホームにあっては、要介護者等の生活の自立の支援を図る観点から、その身体的、精神的条件に応じた機能訓練等を実施すること。 七 レクリエーション 入居者の要望を考慮し、運動、娯楽等のレクリエーションを実施すること。 八 身元引受人への連絡等 イ 入居者の生活において必要な場合には、身元引受人等への連絡等所要の措置をとるとともに、本人の意向に応じ、関連諸制度、諸施策の活用についても迅速かつ適切な措置をとること。 □ 要介護者等については、入居者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を身元引受人等へ定期的に報告すること。 九 金銭等管理 イ 入居者の金銭、預金等の管理は入居者自身が行うことを原則とすること。ただし、入居者本人が特に設置者に依頼した場合、又は入居者本人が認知症等により十分な判断能力を有せず金銭等の適切な管理が行えないと認められる場合であって、身元引受人等の承諾を得たときには、設置者において入居者の金銭等を管理することもやむを得ないこと。 □ 設置者が入居者の金銭等を管理する場合にあっては、依頼又は承諾を書面で確認するとともに、金銭等の具体的な管理方法、本人又は身元引受人等への定期的報告等を管理規程等で定めること。 十 家族との交流・外出の機会の確保 常に入居者の家族との連携を図り、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるとともに、入居者の外出の機会を確保するよう努めること。 (2) 設置者は、(1)各号に掲げるサービス等の提供に係る入居者との契約を締結する場合、その職員に対して、提供するサービス等の内容を十分に周知徹底すること。 (3) 有料老人ホームの職員が、介護保険サービスその他の業務を兼ねる場合にあっては、各職員について、それぞれが従事する業務の種別に応じた勤務状況を明確にする観点から、適切に勤務表の作成及び管理を行うこと。 (4) 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)に基づき、次の事項を実施すること。	○入居者の金銭管理をする場合、依頼又は承諾を書面で確認していなかったため指導した。 ○入居者の金銭管理を行う場合に、管理方法・報告方法等を定めた金銭管理規程を作成しておらず、指導した。 ○自己管理が可能な入居者にまで金銭管理を実施していたので指導した。 ○虐待防止に関する職員研修を実施していないため、実施を指導した。
--	---

イ 同法第5条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること。 ロ 同法第20条の規定に基づき、研修の実施、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。 (5) 入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。 (6) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。 (7) 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。 イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ロ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ハ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	○身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していなかったため指導した。 ○緊急の身体拘束を行う場合、3要件への合致、及びホーム内の廃止委員会での検討や家族等への連絡など実施手続きが行われていなかったため指導した。
---	--

10 事業収支計画

【ポイント】

- ◆設置計画時に策定した長期事業計画については、適正な資金残高の確保の観点から、一定の期間ごとに検証し必要に応じて見直す必要がある。
- ◆介護保険制度では老計第8号により、各種介護保険サービス事業等ごとに会計区分することが義務付けられている。

※「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(老計第8号／H12.3.10)

規 定	指導事例
(1) 市場調査等の実施 構想段階における地域特性、需要動向等の市場分析や、計画が具体化した段階における市場調査等により、相当数の者の入居が見込まれること。 (2) 資金の確保等 初期総投資額の積算に当たっては、開設に際して必要となる次に掲げる費用を詳細に検討し積み上げて算定し、必要な資金を適切な方法で調達すること。また、資金の調達に当たっては主たる取引金融機関等を確保しておくこと。 一 調査関係費 二 土地関係費 三 建築関係費 四 募集関係費 五 開業準備関係費 六 公共負担金 七 租税公課 八 期中金利 九 予備費 (3) 資金収支計画及び損益計画 次の事項に留意し、長期の資金収支計画及び損益計画を策定すること。 一 長期安定的な経営が可能な計画であること。 二 最低30年以上の長期的な計画を策定し、少なくとも3年ごとに見直しを行うこと。 三 借入金の返済に当たっては、資金計画上無理のない計画となっている	

こと。 四 適切かつ実行可能な募集計画に基づいていること。 五 長期推計に基づく入居時平均年齢、男女比、単身入居率、入退去率、入居者数及び要介護者発生率を勘案すること。 六 人件費、物件費等の変動や建物の修繕費等を適切に見込んでいること。 七 前払金（入居時に老人福祉法第29条第7項に規定する前払金として一括して受領する利用料）の償却年数は、入居者の終身にわたる居住が平均的な余命等を勘案して想定される期間（以下「想定居住期間」という。）とすること。 八 常に適正な資金残高があること。 (4) 経理・会計の独立 有料老人ホーム以外にも事業経営を行っている経営主体については、当該有料老人ホームについての経理・会計を明確に区分し、他の事業に流用しないこと。	
---	--

◆資料14 長期事業収支計画・作成例(全国有料老人ホーム協会)

①長期資金収支計画書

[ホーム名:〇〇〇〇]

【長期資金収支計画】(単位:千円)

		開業前	開設年次	2年次	3年次	4年次	5年次
入居金部門	収入	入居金一時金収入					
		月額家賃相当額収入					
		借入金収入					
		自己資金					
		受取利息					
		小計	0	0	0	0	0
	支出	入居金一時金返還金					
		借入金返済(〇〇年)					
		借入利息(〇〇%)					
		土地取得費(または地代)					
		建築関係費(または家賃)					
		開発諸経費					
		開業前経費					
		什器・備品費					
		修繕・取替費					
		租税・保険料					
		募集経費					
		建設協力金					
		本部経費					
		小計	0	0	0	0	0
	入居金部門収支		0	0	0	0	0
管理部門	収入	管理費収入					
		生活サービス費収入					
		その他収入					
		小計	0	0	0	0	0
	支出	管理人件費					
		運営諸経費					
		健康管理費					
		協力病院協力費					
		施設維持費					
		消耗品費					
		水道光熱費					
		小計	0	0	0	0	0
	管理部門収支		0	0	0	0	0
介護部門	収入	介護保険収入					
		保険外一時金収入					
		保険外月額利用料収入					
		小計	0	0	0	0	0
	支出	介護人件費					
		運営諸経費					
		水道光熱費					
		保険外一時金返還金					
		小計	0	0	0	0	0
	介護部門収支		0	0	0	0	0
食事部門	収入	食事収入					
		食事人件費					
	支出	運営諸経費					
		水道光熱費					
	食事部門収支		0	0	0	0	0

	開業前	開設年次	2年次	3年次	4年次	5年次
当期総合収入	0	0	0	0	0	0
当期総合支出	0	0	0	0	0	0
当期総合収支	0	0	0	0	0	0
法人税等(〇〇%)	0	0	0	0	0	0
税引後当期収支	0	0	0	0	0	0
次期繰越収支	0	0	0	0	0	0
借入金残高						

② 長期損益計画書

[ホーム名:〇〇〇〇]

【長期損益計画書】(単位:千円)

		開業前	開設年次	2年次	3年次	4年次	5年次
入居金部門	収益	初期償却益					
		経年償却益					
		月額家賃相当額収益	0	0	0	0	0
		受取利息					
		小計	0	0	0	0	0
	費用	躯体償却(〇〇年)					
		設備償却(〇〇年)					
		その他償却(〇〇年)					
		支払家賃(借地・借家の場合)					
		什器・備品費					
		修繕・取替費	0	0	0	0	0
		租税・保険料	0	0	0	0	0
		募集経費					
		借入利息(〇〇%)	0	0	0	0	0
		本部経費	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	入居金部門損益		0	0	0	0	0
管理部門	収益	管理費収益	0	0	0	0	0
		生活サービス費収益	0	0	0	0	0
		その他収益	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	費用	管理人件費	0	0	0	0	0
		運営諸経費	0	0	0	0	0
		健康管理費	0	0	0	0	0
		協力病院協力費	0	0	0	0	0
		施設維持費	0	0	0	0	0
		消耗品費	0	0	0	0	0
		水道光熱費	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	管理部門損益		0	0	0	0	0
介護部門	収益	介護保険収益	0	0	0	0	0
		保険外一時金収益					
		保険外月額利用料収益	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	費用	介護人件費	0	0	0	0	0
		運営諸経費	0	0	0	0	0
		水道光熱費	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	介護部門損益		0	0	0	0	0
食事部門	収益	食事収益	0	0	0	0	0
		食事人件費	0	0	0	0	0
	費用	運営諸経費	0	0	0	0	0
		水道光熱費	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	食事部門損益		0	0	0	0	0

	開業前	開設年次	2年次	3年次	4年次	5年次
当期総合収益	0	0	0	0	0	0
当期総合費用	0	0	0	0	0	0
当期総合損益	0	0	0	0	0	0
法人税等(〇〇%)						
税引後当期損益	0	0	0	0	0	0

次期繰越損益	0	0	0	0	0	0
--------	---	---	---	---	---	---

期末入居率(%) (満室〇〇室)	%	%	%	%	%	%
期末入居室数						
年間退去室数						
年間新規入居室数						

【ポイント】

- 規定

指導事例

- 前払金の保全について、保全機関との間で基本契約は行っていたが、個別入居者についての保全手続きを行っていなかったため指導した。

を入居契約書等に明示し、入居契約に際し、入居者に対して十分に説明すること。 二 老人福祉法第29条第7項の規定に基づき、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」(平成18年厚生労働省告示第266号)に規定する必要な保全措置を講じなければならないこと。なお、平成18年3月31日までに届け出がされた有料老人ホームについては、平成30年4月1日から3年間は保全措置の法的義務付けの経過期間となっているが、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、適切な保全措置を講じるよう努めること。 三 前払金の算定根拠については、想定居住期間を設定した上で、次のいずれかにより算定することを基本とすること。 ①期間の定めがある契約の場合 $(1 \text{ ヶ月分の家賃又はサービス費用}) \times (\text{契約期間(月数)})$ ②終身にわたる契約の場合 $(1 \text{ ヶ月分の家賃又はサービス費用}) \times (\text{想定居住期間(月数)}) + (\text{想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額})$ 四 サービス費用の前払金の額の算出については、想定居住期間、開設後の経過年数に応じた要介護発生率、介護必要期間、職員配置等を勘案した合理的な積算方法によるものとする。ただし、サービス費用のうち介費用に相当する分について、介護保険の利用者負担分を、設置者が前払金により受け取ることは、利用者負担分が不明確となるので不適当であること。 五 前払金の算定根拠とした想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額については、具体的な根拠により算出された額とすること。 六 老人福祉法第29条第8項の規定に基づき、前払金を受領する場合にあっては、前払金の全部又は一部を返還する旨の契約を締結することになっていることから、その返還額については、入居契約書等に明示し、入居契約に際し、入居者に対して十分に説明するとともに、前払金の返還を確実にすること。 七 入居契約において、入居者の契約解除の申し出から実際の契約解除までの期間として予告期間等を設定し、老人福祉法施行規則(昭和38年厚生省令第28号)第21条第1項第1号に規定する前払金の返還債務が義務づけられる期間を事実上短縮することによって、入居者の利益を不当に害してはならないこと。 八 着工時において、相当数の者の入居が見込まれない場合については、十分な入居者を確保し安定的な経営が見込まれるまでの間については、前払金の返還金債務について銀行保証等が付されていること。	○短期解約の場合に、老人福祉法施行規則の規定に反し、入居者が解約する場合に予告期間を設定したので指導した。
--	--

12 契約内容等

【ポイント】

- ◆入居契約に必要事項を規定した上で、高齢の消費者の取引であることから、十分に検討の時間を確保する必要がある。
- ◆広告表示物の作成に関し、設置者に景品表示法指定告示の遵守を求める必要がある。
- ◆居室の住み替えについて、入居契約が賃貸借契約の場合にはないが、利用契約の場合に実施する設置者があり、その場合でも設置者が恣意的に住み替えさせないよう、入居契約に双方合意の規定が置かれているかを確認する必要がある。
- ◆指導指針の規定外事項であっても、消費者契約法に違反する場合には当然に指導の対象となる。
- ◆重要事項説明書は、入居契約や管理規程の要旨を示すものであって、重要事項説明書だけに規定される事項はないことに注意が必要である。

規 定	指導事例
(1) 契約締結に関する手続等 一 契約に際して、契約手続、利用料等の支払方法などについて事前に十分説明すること。特定施設入居者生活介護等の指定を受けた設置者にあつては、入居契約時には特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を締結しない場合であっても、入居契約時に、当該契約の内容について十分説明すること。 二 前払金の内金は、前払金の20%以内とし、残金は引渡し日前の合理的な期日以降に徴収すること。 三 入居開始可能日前の契約解除の場合については、既受領金の全額を返還すること。 (2) 契約内容 一 入居契約書において、有料老人ホームの類型（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていないものに限る。）、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、その旨、利用料等の費用負担の額及びこれによって提供されるサービス等の内容、入居開始可能日、身元引受人の権利・義務、契約当事者の追加、契約解除の要件及びその場合の対応、前払金の返還金の有無、返還金の算定方式及びその支払時期等が明示されていること。 二 介護サービスを提供する場合にあつては、心身の状態等に応じて介護サービスが提供される場所、介護サービスの内容、頻度及び費用負担等を入居契約書又は管理規程上明確にしておくこと。 三 利用料等の改定のルールを入居契約書又は管理規程上明らかにしておくとともに、利用料等の改定に当たっては、その根拠を入居者に明確にすること。 四 入居契約書に定める設置者の契約解除の条件は、信頼関係を著しく害する場合に限るなど入居者の権利を不当に狭めるものとなっていないこと。また、入居者、設置者双方の契約解除条項を入居契約書上定めておくこと。 五 要介護状態になった入居者を一時介護室において処遇する場合には、医師の意見を聴いて行うものとし、その際本人の意思を確認するとともに、身元引受人等の意見を聴くことを入居契約書又は管理規程上明らかにしておくこと。 六 一定の要介護状態になった入居者が、一般居室から介護居室若しくは提携ホームに住み替える契約の場合、入居者が一定の要介護状態になつた	○利用料を改定する場合は、そのつど運営懇談会を開催してその内容を説明し、利用者等からの意見を聴くよう指導した。 ○居室の住み替えルールが入居契約書に規定されていないため指導した。

たことを理由として契約を解除する契約の場合、又は、介護居室の入居者の心身の状況に著しい変化があり介護居室を変更する契約の場合にあっては、次の手続を含む一連の手続を入居契約書又は管理規程上明らかにしておくこと。また、一般居室から介護居室若しくは提携ホームに住み替える場合の家賃相当額の差額が発生した場合の取扱いについても考慮すること。 イ 医師の意見を聴くこと。 ロ 本人又は身元引受人等の同意を得ること。 ハ 一定の観察期間を設けること。 (3) 消費者契約の留意点 消費者契約法(平成12年法律第61号)第二節(消費者契約の条項の無効)の規定により、事業者の損害賠償の責任を免除する条項、消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項及び消費者の利益を一方的に害する条項については無効となる場合があることから、入居契約書の作成においては、十分に留意すること。 (4) 重要事項の説明等 老人福祉法第29条第5項の規定に基づく情報の開示において、老人福祉法施行規則第20条の5第14号に規定する入居契約に関する重要な事項の説明については、次の各号に掲げる基準によること。 一 入居契約に関する重要な事項を説明するため、別紙様式に基づき「重要事項説明書」(以下「重要事項説明書」という。)を作成するものとし、入居者に誤解を与えることがないよう必要な事項を実態に即して正確に記載すること。なお、同様式の別添1「事業者が運営する介護サービス事業一覧表」及び別添2「入居者の個別選択によるサービス一覧表」は、重要事項説明書の一部をなすものであることから、重要事項説明書に必ず添付すること。 二 重要事項説明書は、老人福祉法第29条第5項の規定により、入居相談があったときに交付するほか、求めに応じ交付すること。 三 入居希望者が、次に掲げる事項その他の契約内容について十分理解した上で契約を締結できるよう、契約締結前に十分な時間的余裕をもって重要事項説明書及び実際の入居契約の対象となる居室に係る個別の入居契約書について説明を行うこととし、その際には説明を行った者及び説明を受けた者の署名を行うこと。 イ 設置者の概要 ロ 有料老人ホームの類型(サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていないものに限る。) ハ サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合、その旨 ニ 有料老人ホームの設置者又は当該設置者に関する事業者が、当該有料老人ホームの入居者に提供することが想定される介護保険サービスの種類 ホ 入居者が希望する介護サービスの利用を妨げない旨 四 有料老人ホームの設置時に老人福祉法第29条第1項に規定する届出を行っていない場合や、本指針に基づく指導を受けている場合は、重要事項説明書にその旨を記載するとともに、入居契約に際し、入居希望者に対して十分に説明すること。 (5) 体験入居	○事前の説明や同意がなく、突然に費用を値上げしたため指導した。 ○契約締結時、重要事項説明書について十分な説明が行われず、また署名がされていなかったため指導した。 ○職員体制表について記入漏れや追加訂正が必要な個所があり、また実態に即した内容を記入するよう指導した。 ○運営規程と異なる重要事項説明書により利用者に説明をしているため指導した。
---	---

既に開設されている有料老人ホームにおいては、体験入居を希望する入居希望者に対して、契約締結前に体験入居の機会の確保を図ること。 (6) 入居者募集等 一 入居募集に当たっては、パンフレット、募集広告等において、有料老人ホームの類型（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていないものに限る。）、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、その旨及び特定施設入居者生活介護等の種類を明示すること。 二 誇大広告等により、入居者に不当に期待を抱かせたり、それによって損害を与えたりするようなことがないよう、実態と乖離のない正確な表示をするとともに、「有料老人ホーム等に関する不当な表示」（平成16年公正取引委員会告示第3号。以下「不当表示告示」という。）を遵守すること。特に、介護が必要となった場合の介護を行う場所、介護に要する費用の負担、介護を行う場所が入居している居室でない場合の当該居室の利用権の存否等については、入居者に誤解を与えるような表示をしないこと。 (7) 苦情解決の方法 入居者の苦情に対し迅速かつ円滑な解決を図るため、設置者において苦情処理体制を整備するとともに、外部の苦情処理機関について入居者に周知すること。 (8) 事故発生の防止の対応 有料老人ホームにおける事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じること。 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。 三 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。 (9) 事故発生時の対応 有料老人ホームにおいて事故が発生した場合にあっては、次の措置を講じること。 一 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、指定都市又は中核市及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。 二 前号の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。 三 入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、入居者に対しての損害賠償を速やかに行うものとする。	○苦情の窓口・高齢者虐待の通報窓口を、居住スペース内の見やすい場所に掲示するよう指導した。 ○苦情処理責任者や処理体制が未整備で、苦情対応窓口の周知もないため指導した。 ○事故の記録は作成されていたが、原因の分析、再発防止策に関する記載が不十分であったため指導した。
---	--

◆資料15 入居契約書チェックリスト(全国有料老人ホーム協会)

項 目	チェック
1. 類型について	
(1) 指導指針に示されている類型及び表示事項を記載している	
2. 入居開始可能日について	
(1) 入居開始可能日（入居予定日、入居日）の記載欄を設けて明示している	
3. 利用料の額と提供サービスの内容について	
(1) 利用料等の費用負担の額を記載している ※利用料の記載に関しては、「4. 前払金について」「7. 管理費等月額利用料について」「8. 介護費（介護等一時金、月額介護費用）について」も確認	
(2) 提供サービス等の内容を規定している	
4. 前払金について	
(1) 使途や算定根拠を明示している	
(2) 前払金が権利金等対価性のない費用に該当しないことを記載している	
(3) 前払金の返還金の有無を記載している	
(4) 前払金の非返還部分と非返還となる時期を記載している	
5. 前払金の返還方法について	
(1) 前払金の返還金の算定方式と返還時期を記載している	
(2) 入居後3月を超え、想定居住期間内に契約終了した場合の返還金の算定は、日割り計算となっている ※計算式の例 $\text{前払金} \times (1 - \text{非返還部分比率}) \div \text{想定居住期間の日数} \times (\text{契約終了日から想定居住期間満了日までの日数})$	
(3) 入居後3月以内に契約終了した場合の返還金の算定は、日割り計算に基づく入居期間中の利用料を除き、非返還部分（初期償却分等）を含めて前払金を全額返還している ※計算式の例 $\text{前払金} - \text{前払金} \times (1 - \text{非返還部分比率}) \div \text{償却月数} \div 30 \times \text{入居日から契約終了日までの日数}$ ※居室明け渡し日までではないことに注意（契約終了後、居室明け渡し日までの費用は、別に規定する契約終了後の居室利用に関する条項で対応する）	
(4) 前払金の保全方法を記載している	
(5) 入居開始可能日前の契約解除の場合は、受領金の全額を返還する規定となっている	
6. 敷金について	
(1) 使途、返還方法を記載している	
7. 管理費等月額利用料について	
(1) 管理費等名称を問わず、利用料の内訳（使途・算定根拠）を記載している	
(2) 利用料の内訳は、「〇〇、△△、等」と省略せず、全ての項目を記載している ※景品表示法・指定告示12項により、全ての項目を明示することが必要	
(3) 利用料の改定ルールを入居契約書（または管理規程）に記載している	
8. 介護費（介護等一時金、月額介護費用）について	
(1) 利用料の内訳（使途・算定根拠）を記載している	
(2) 自立者への生活支援サービス費用と、要介護者等に対する介護保険給付対象外の介護サービス費用を分けて記載している	
(3) 指定特定施設の場合で、人員過配置のための費用として受領する場合は、次の①～③の内容を記載している	
①要介護者等の人数に応じた介護職員等の数 例：「要介護者等2人に対し週〇時間換算で介護・看護職員1人以上」	
②費用及びその徴収方法	
③提供する介護サービスに要する費用のうち、介護保険給付及び利用者負担分による収入によって賄えない額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づいていること	

項 目		チェック
	(4) 指定特定施設ではない場合で、介護サービスを提供するための費用を受領する場合は、次の①～②の内容を記載している	
	①要介護者等の人数に応じた介護職員等の数 例：「要介護者等2人に対し週〇時間換算で介護職員1人以上」	
	②費用及びその徴収方法	
9. 介護のための住み替え等について		
	(1) 一時介護室利用の場合、①医師の意見を聴く、②本人の意思を確認する、③身元引受人等の意見を聴く、ことを入居契約書（または管理規程）で規定している	
	(2) 居室間の住み替え、提携ホームへの住み替えの場合、①医師の意見を聴く、②本人または身元引受人等の同意を得る、③一定の観察期間を設ける、ことを入居契約書（または管理規程）で規定している	
10. 身元引受人について		
	(1) 身元引受人の権利・義務を規定している	
11. 契約当事者の追加について		
	(1) 契約当事者を追加する場合の要件や手続きを規定している	
12. 契約解除について		
	(1) 入居者からの解約の要件とその場合の対応を規定している	
	(2) 事業者からの契約解除の要件とその場合の対応を規定している	
	(3) 事業者の契約解除条件は、信頼関係を著しく害する場合に限っている・入居者の権利を不当に狭めるものになっていない	
	(4) 入居者が一定の要介護状態になったことを理由として契約を解除する契約の場合は、①医師の意見を聴く、②本人または身元引受人等の同意を得る、③一定の観察期間を設ける、ことを入居契約書（または管理規程）で規定している	
13. その他留意点		
	(1) 消費者契約法により、事業者の損害賠償責任を免除する条項、消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項、消費者の利益を一方的に害する条項は無効になる場合があるため、入居契約書の作成においては、十分に留意すること	
	(2) 入居希望者が、①設置者の概要、②有料老人ホームの類型またはサービス付き高齢者向け住宅の登録住宅であること、③入居者に提供する介護保険サービスの種類、④入居者が希望する介護サービスの利用を妨げないこと、等の契約内容について十分理解した上で契約を締結できるよう、契約締結前に十分な時間的余裕をもって説明を行うこと	

13 情報開示

【ポイント】

- ◆ホームの運営情報については、内容によって閲覧や交付など取り扱いが異なる。
- ◆入居契約書、重要事項説明書、パンフレット等において、料金の整合性が図られているかの確認が必要。

規 定	指導事例
(1) 有料老人ホームの運営に関する情報 設置者は、老人福祉法第29条第5項の情報開示の規定を遵守し、入居者又は入居しようとする者に対して、重要事項説明書を書面により交付するとともに、パンフレット、重要事項説明書、入居契約書(特定施設入居者生活介護等の提供に関する契約書を含む。)、管理規程等を公開するものとし、求めに応じ交付すること。 (2) 前払金を受領する有料老人ホームに関する情報 前払金を受領する有料老人ホームにあつては、次の事項に留意すること。 イ 前払金が将来の家賃、サービス費用に充てられるものであることから、貸借対照表及び損益計算書又はそれらの要旨についても、入居者及び入居希望者の求めに応じ閲覧に供すること。 ロ 有料老人ホームの経営状況・将来見通しに関する入居者等の理解に資する観点から、事業収支計画についても閲覧に供するよう努めるとともに、貸借対照表等の財務諸表について、入居者等の求めがあればそれらの写しを交付するよう配慮すること。 (3) 有料老人ホーム情報の報告 設置者は、老人福祉法第29条第9項の規定に基づき、有料老人ホーム情報を都道府県知事に対して報告すること。 (4) 有料老人ホーム類型の表示 サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていない有料老人ホームの設置者は、有料老人ホームの類型を、別表「有料老人ホームの類型」のとおり分類し、パンフレット、新聞等において広告を行う際には、施設名と併せて表示することとし、同別表中の表示事項についても類型に併記すること。ただし、表示事項については、同別表の区分により難しいと特に認められる場合には、同別表の区分によらないことができること。 (5) 介護の職員体制に関する情報 有料老人ホームの類型の表示を行う場合、介護に関わる職員体制について「1.5:1以上」、「2:1以上」又は「2.5:1以上」の表示を行おうとする有料老人ホームにあつては、介護に関わる職員の割合を年度ごとに算定し、表示と実態の乖離がないか自ら検証するとともに、入居者等に対して算定方法及び算定結果について説明すること。	○パンフレット等に記載された金額が実態と異なっているため指導した。

◆資料16 老人福祉法に基づく情報開示関係(厚生労働省)

○法令

老人福祉法	老人福祉法施行規則
(届出等) 第 29 条 5 有料老人ホームの設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームに入居する者又は入居しようとする者に対して、当該有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報を開示しなければならない。 9 有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームに係る有料老人ホーム情報(有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容及び有料老人ホームの運営状況に関する情報であつて、有料老人ホームに入居しようとする者が有料老人ホームの選択を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。)を、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事に対して報告しなければならない。 10 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により報告された事項を公表しなければならない。 13 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第4項から第9項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 14 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であつて、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。 15 都道府県知事は、前2項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。 16 都道府県知事は、介護保険法第42条の2第1項本文の指定(地域密着型特定施設入居者生活介護の指定に係るものに限る。)を受けた有料老人ホームの設置者に対して第14項の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定をした市町村長に通知しなければならない。	(情報の開示の方法) 第 20 条の 7 有料老人ホームの設置者は、法第 29 条第 5 項の規定により情報を開示する場合は、次条に定める事項を書面により交付するものとする。 (法第 29 条第 5 項に規定する厚生労働省令で定める事項) 第 20 条の 8 法第 29 条第 5 項に規定する厚生労働省令で定める事項は、第 20 条の 5 第十四号に規定する事項とする。 (有料老人ホーム協会の厚生労働大臣に対する協力) 第 21 条の 2 厚生労働大臣は、法第 29 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出並びに同条第 9 項の規定による報告の徴収について、有料老人ホーム協会に協力させることができる。

17 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第 14 項の規定による命令を受けたとき、その他入居者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者に対し、介護等の供与を継続的に受けるために必要な助言その他の援助を行うように努めるものとする。 第 38 条 第 20 条の 7 の 2 第 2 項の規定又は第 29 条第 14 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。 第 39 条 第 18 条の 2 第 1 項又は第 29 条第 13 項の規定による命令に違反した者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。 第 41 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 38 条（第 29 条第 14 項に係る部分に限る。）又は前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。	
---	--

※老人福祉法施行規則・別表第 1

別表（第二十一条の二関係） 一 有料老人ホームの設置者に関する事項 設置者の名称及び主たる事務所の所在地 二 当該報告に係る介護等の供与をし、又は供与をしようとする施設に関する事項 イ 施設の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先 ロ 有料老人ホームの類型 ハ 施設の竣工年月日 ニ 当該報告に係る事業の開始年月日又は開始予定年月日 ホ 施設までの主な利用交通手段 ヘ 居室の状況 ト 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の有無 三 介護等の内容に関する事項 イ 当該報告に係る介護等の内容等 ロ 入居対象となる者 ハ 当該報告に係る介護等の利用者への提供実績 ニ 利用者等（利用者又はその家族等をいう。）の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等 四 当該報告に係る介護等を利用するに当たっての利用料等に関する事項 五 施設において供与をされる便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書の開示状況 六 その他都道府県知事が必要と認める事項	
--	--

老高発 0330 第3号

平成30年3月30日

都道府県

各 指定都市 民生主管部（局）長 殿

中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長

（公印省略）

有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について

標記については、「有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について」（平成27年7月30日老高発0730第1号老健局高齢者支援課長通知）により行われてきたところである。

今般、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行により、有料老人ホームの事業運営に係る情報について、有料老人ホームの設置者による報告及び都道府県知事による公表を義務づけることに伴い、その取扱いを変更することとしたので、今後は次により行うこととされたい。

なお、「有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について」（平成27年7月30日老高発0730第1号老健局高齢者支援課長通知）は、廃止する。

1 有料老人ホームの経営状況等に関する報告徴収

有料老人ホームを設置し、運営している者から、次により関係書類等を提出させること。

- （1）直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を毎年提出させること。
- （2）他業を営んでいる場合には、他業に係る上記（1）の関係書類及び親会社がある場合には当該親会社の業務に係る上記（1）の関係書類を併せて提出させること。
- （3）役員及び施設長に変動があった場合には、当該役員等の履歴書及び役員名簿を速やかに提出させること。
- （4）少なくとも3年毎に設置者に事業収支計画の見直しを行わせることとし、財務諸表との乖離がある場合には、その原因、対処方針等を報告させること。

2 有料老人ホームの標準指導指針の別紙様式「重要事項説明書」に基づいて作成した文書（以下「重要事項説明書」という。）の提出

有料老人ホームの施設等に関する報告徴収に当たっては、以下のとおりとする。

（1）設置等に際しての提出

有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けようとする有料老人ホームを除く。）を設置しようとする者については、老人福祉法第29条に基づく設置の届出（以下「届出」という。）事項として重要事項説明書の提出を受けることとする。

サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けようとする有料老人ホームについては登録申請時に重要事項説明書の提出を受けることとする。

（2）定期的報告徴収

都道府県知事等が定める期日までに、都道府県知事等が定める期日における各有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け

住宅の登録を受けている有料老人ホームを含む。)の現況報告等について、重要事項説明書により求めること。

3 有料老人ホームに関する情報提供等

各都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）においては、有料老人ホームから提出を受けた重要事項説明書について、貴管下市町村、福祉事務所等に配布し、もって利用者に対する情報提供に努められたい。

なお、重要事項説明書は、利用者に対する情報提供に資するという目的から最小限必要と思われる事項について示したものであり、利用者からの要望等を踏まえて、各都道府県等において、さらに付加することは差し支えない。

4 その他

労働者災害補償保険法第29条に規定する社会復帰促進等事業として設置又は運営する労災特別介護施設及び主として老人の福祉を図る観点から老人を入所させ食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設ではなく、主として労災被災労働者の福祉を目的としたその他の施設については、老人福祉法第29条に規定する有料老人ホームに該当しないので留意されたい。

老高発 0330 第4号

平成30年3月30日

都道府県

各 指定都市 民生主管部（局）長 殿

中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長

（公印省略）

有料老人ホーム情報提供制度実施要領について

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による改正後の老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第9項及び第10項の規定に基づき、有料老人ホームに入居しようとする者が有料老人ホームの選択を適切に行うために必要な情報について、有料老員ホームの設置者が都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長（以下「都道府県知事等」という。）に報告する事項、都道府県知事等による公表の方法等を定めるため、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成30年厚生労働省令第30号）を公布したところである。

今般、その具体的な実施方法等については、別添「有料老人ホーム情報提供制度実施要領」により実施することとしたので御了知の上、貴管下関係者等への周知方よろしく取り計らい願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言に該当するものである。

有料老人ホーム情報提供制度実施要領

第1 目的

本要領は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第9項及び第10項の規定に基づき、有料老人ホーム情報（有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容及び有料老人ホームの運営状況に関する情報であって、有料老人ホームに入居しようとする者等（以下「利用者」という。）が有料老人ホームの選択を適切に行うために必要なものをいう。）について、有料老人ホームの設置者（以下「設置者」という。）が都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長（以下「都道府県知事等」という。）に報告する事項及び方法並びに都道府県知事等による当該情報の公表方法等に関する

具体的な実施方法等を示すことにより、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が実施する有料老人ホーム情報提供制度の統一的かつ効率的な運営を図り、利用者による有料老人ホームの適切な選択を支援することを目的とする。

第2 情報の取扱

本制度は、設置者が有料老人ホーム情報を当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事等に対して報告し、都道府県知事等は、原則、報告を受けた有料老人ホーム情報を公表するものとする。

設置者は、有料老人ホーム情報について、正確かつ適切な情報を提供するとともに、利用者からの相談等に適切に応じるよう努めることとする。

また、設置者は、既に都道府県知事等に対して報告を行った有料老人ホーム情報について誤りがあった場合、都道府県知事等に対し速やかにその訂正を申し出ることとし、当該都道府県知事等は速やかに所要の是正措置を行うものとする。

第3 運営体制

本制度は、各都道府県等の福祉部局において運営することを基本とするが、必要に応じて当該都道府県等の他部局との連携を図ることとする。

都道府県等は、本制度について外部の法人等へ制度の実施に関する事務を委託することは差し支えない。この場合において、利用者への情報提供が円滑に行われるよう、運営に関して委託先と相互に緊密な連携・調整を図ることとする。

都道府県等は、利用者からの有料老人ホーム情報に関する質問・相談及びそれに対する助言等については、利用者からの照会に適切に対応できるよう、質問・相談に関する窓口を設ける等、必要な措置を講じるよう努めることとする。

本制度は、都道府県知事等が、設置者から報告された有料老人ホーム情報を公表することを義務付けるものであるが、各都道府県等において、独自の情報提供体制により既に実施している場合には、当該情報提供体制と別に本制度の実施を目的とした情報提供体制の整備を行うことを求めるものではない。

第4 有料老人ホーム情報の報告

1 有料老人ホーム情報の具体的内容

都道府県知事等は、設置者に対し、都道府県知事等が定める期日における老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号。以下「規則」という。）別表第1に掲げる事項について、都道府県知事等が定める期日の情報について報告を行わせるものとする。

2 有料老人ホーム情報の報告時期

- (1) 都道府県知事等は、設置者に対し、1年に1回以上報告を行わせるものとする。当該報告の提出期限は、各都道府県の実情に応じて事業者ごとに適宜定めても差し支えない。
- (2) 都道府県知事等は、設置者が報告を行った規則別表第1に掲げる事項のうち、同表に掲げる施設の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先、有料老人ホームの類型、居室の状況、介護等の内容等、入居対象となる者、介護等を利用するに当たっての利用料等に関する事項（以下「基本情報」という。）について変更があった場合には、設置者に対して速やかに変更の報告を行わせるものとする。

3 有料老人ホーム情報の報告方法

- (1) 都道府県知事等は、書面又は電子媒体による調査票の送付及び回収等、自らの定める方法により、設置者に対して有料老人ホーム情報を報告させることとする。

なお、調査票の様式については、各都道府県知事等が定めるものとする。また、2回目以降の報告方法については、前回報告のあった調査票の変更をもって行うこととしても差し支えない。

- (2) 有料老人ホーム情報の変更の報告は次により行う。

ア 基本情報については、有料老人ホームに係る重要な事項であるため、

設置者に対して、変更の日から一月以内に各都道府県知事等の定める方法により報告を行わせることとする。

なお、法第 29 条第 2 項の規定に基づく変更の届出を行うべき事由がある場合には、当該報告は当該届出の内容で足りる場合には、当該届出をもって代えても差し支えない。

イ 規則別表第 1 に掲げる事項のうち、基本情報以外の事項については、規則第 21 条の 3 に規定する報告（以下「定期的な報告」という。）に併せて行わせることとする。また、当該事項について、利用者による有料老人ホームの選択に資するため、適切な情報を提供する観点から、都道府県知事等は、設置者に対して、有料老人ホーム情報に変更があった場合に、定期的な報告に加えて随時報告させることとしても差し支えない。

4 有料老人ホーム情報の確認

都道府県等において、報告された有料老人ホーム情報の全部又は一部について、照会・確認等を行ったにもかかわらず、適切な応答がなされず内容の確認ができない期間や、是正指導を行ってから是正がなされるまでの期間においては、報告された情報のうち、真偽が未確認である情報について、公表することを一時的に停止することは、本制度の目的からみて差し支えないこととする。この場合において、未確認である当該情報については、照会及び確認の過程である等の旨が利用者に分かるよう所要の措置を講ずることとする。

第 5 有料老人ホーム情報の公表

1 有料老人ホーム情報の公表時期

情報の公表の実施については、各都道府県の実情に応じて適宜実施することとする。

2 有料老人ホーム情報の公表方法

- (1) 都道府県知事等は、インターネットを通じ、設置者から報告された有料老人ホーム情報を公表するものとする。
- (2) 都道府県知事等は、インターネットを利用できない環境にある利用者に配慮し、インターネットを通じた公表と併せて、都道府県等の担当部署等において、書面による閲覧又は PC 等のモニター画面での表示等により、公表するものとする。
また、都道府県等が、電話による照会への対応等、独自の取組を行うこととしても差し支えない。
- (3) 都道府県知事等は、第 1 の目的及び第 2 の情報の取扱いについて、有料老人ホーム情報を公表する際に、インターネットを通じたシステム上で示すこととする。
- (4) 都道府県知事等は、隣接する都道府県等の公表する有料老人ホーム情報についても利用者が活用できるよう、当該情報を公表しているホームページをリンク先として設定する等、適切な措置を講ずるよう努めることとする。

この点に関し、都道府県知事等は、隣接する他の都道府県から有料老人ホーム情報に関するリンクの設定等の依頼があった場合は、これに応じるよう努めることとする。

第 6 その他

次のような場合にあっては、別途本制度に基づく報告を求める必要はない。

- ・介護サービス情報公表制度に基づき、特定施設入居者生活介護事業者として、都道府県知事等に報告を行い、情報公表を行っている場合であって、当該報告において有料老人ホーム情報の項目が網羅されている場合
- ・都道府県から設置者に対して重要事項説明書の提出を求めている場合であって、当該報告において有料老人ホーム情報の項目が網羅されている場合
- ・有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅について、サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムにおいて情報を公表している場合であって、当該情報が有料老人ホーム情報の項目が網羅されている場合

(2) 類型・表示事項

有料老人ホームの類型・表示事項は指導指針の【別添】とされており、多くの自治体では厚生労働省の標準に合わせて作成している。ただし東京都などでは、類型は修正せず表示事項の詳細部分について独自に規定している。

類型・表示事項は、事業者が広告表示を行う際、ホーム名を表示する場合に近接表示することが義務付けられている。

有料老人ホームの類型

類 型	類 型 の 説 明
介護付有料老人ホーム (一般型特定施設入居者生活介護)	介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。(介護サービスは有料老人ホームの職員が提供します。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできません。)
介護付有料老人ホーム (外部サービス利用型特定施設入居者生活介護)	介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。(有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできません。)
住宅型有料老人ホーム(注)	生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら当該有料老人ホームの居室での生活を継続することが可能です。
健康型有料老人ホーム(注)	食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合には、契約を解除し退去しなければなりません。

注) 特定施設入居者生活介護の指定を受けていないホームにあつては、広告、パンフレット等において「介護付き」、「ケア付き」等の表示を行ってはいけません。

有料老人ホームの表示事項

表 示 事 項	表 示 事 項 の 説 明
居住の権利形態(右のいずれかを表示)	利用権方式
	建物賃貸借方式
	終身建物賃貸借方式
利用料の支払い方式 (注1・注2)	全額前払い方式
	一部前払い・一部月払い方式
	月払い方式
	選択方式
入居時の要件(右のいずれかを表示)	入居時自立
	入居時要介護
	入居時要支援・要介護
	入居時自立・要支援・要介護
介護保険(※※に都道府県名を入れて表示)	※※県(市)指定介護保険特定施設 (一般型特定施設)

	※※県指定介護保険特定施設 (外部サービス利用型特定施設)	介護が必要となった場合、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護サービスを利用することができます。有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します。(注3)
	在宅サービス利用可	介護が必要となった場合、介護保険の在宅サービスを利用するホームです。
居室区分(右のいずれかを表示。※には1～4の数値を表示)(注4)	全室個室	介護が必要となった場合に介護サービスを利用するための一般居室又は介護居室が、すべて個室であるホームです。(注5)
	相部屋あり(※人部屋～※人部屋)	介護居室はすべてが個室ではなく、相部屋となる場合があるホームをいいます。
一般型特定施設である有料老人ホームの介護にかかわる職員体制(右のいずれかを表示)(注6)	1. 5:1以上	現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員2人(要介護者1.5人に対して職員1人)以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護の基準の2倍以上の人数です。
	2:1以上	現在及び将来にわたって要介護者2人に対して職員1人以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護の基準の1.5倍以上の人数です。
	2. 5:1以上	現在及び将来にわたって要介護者5人に対して職員2人(要介護者2.5人に対して職員1人)以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護で、手厚い職員体制であるとして保険外に別途費用を受領できる場合の基準以上の人数です。
	3:1以上	現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員1人以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。介護保険の特定施設入居者生活介護のサービスを提供するために少なくとも満たさなければならない基準以上の人数です。
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制(※に職員数、※※※※※に介護サービス事業所の名称を入れて表示)(注7)	有料老人ホームの職員※人 委託先である介護サービス事業所 訪問介護 ※※※※※※ 訪問看護 ※※※※※※ 通所介護 ※※※※※※	有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します。
その他(右に該当する場合にのみ表示。※※※に提携先の有料老人ホームを入れて表示)	提携ホーム利用可(※※※ホーム)	介護が必要となった場合、提携ホーム(同一設置者の有料老人ホームを含む)に住み替えて特定施設入居者生活介護を利用することができます。(注8)

- 注1) 老人福祉法の改正を受けて、従来は「一時金」「一時金方式」と記載していた項目については「前払金」「前払い方式」と修正していますが、当面の間、広告、パンフレット等において「一時金」「一時金方式」という表現を使用することも可能です。なお、「前払金」については、家賃又はサービス費用の前払いによって構成されるものであることから、その実態を適切に表現する名称として、広告、パンフレット等の更新の機会に応じて、順次、「前払金」という名称に切り替えるようにすることが望ましいものと考えます。
- 注2) 「前払金方式(従来の一時金方式)」については、「家賃又はサービス費用の全額を前払いすること」と、「家賃又はサービス費用の一部を前払いし、一部を月払いすること」では、支払方法に大きな違いがあることから、前者を「全額前払い方式」とし、後者を「一部前払い・一部月払い方式」としています。当面の間、広告、パンフレット等において、従来どおり「一時金方式」という表現を使用することも可能ですが、その場合であっても、入居希望者・入居者への説明にあつては、家賃又はサービス費用の全額を前払いする方式なのか、一部を前払いする方式なのかを、丁寧に説明することが望ましいものと考えます。
- 注3) 入居者が希望すれば、当該有料老人ホームの特定施設入居者生活介護サービスに代えて、訪問介護等の介護サービスを利用することが可能です。
- 注4) 一般居室はすべて個室となっています。この表示事項は介護居室(介護を受けるための専用の室)が個室か相部屋かの区分です。従って、介護居室を特に設けず、一般居室において介護サービスを提供する有料老人ホームにあつては、「個室介護」と表示することになります。
- 注5) 個室とは、建築基準法第30条の「界壁」により隔てられたものに限ることとしていますので、一の居室をふすま、可動式の壁、収納家具等によって複数の空間に区分したものは個室ではありません。
- 注6) 介護にかかわる職員体制は、当該有料老人ホームが現在及び将来にわたって提供しようと想定している水準を表示するものです。従って、例えば、現在は要介護者が少なく1.5:1以上を満たす場合であっても、要介護者が増えた場合に2.5:1程度以上の介護サービスを想定している場合にあっては、2.5:1以上の表示を行うことになります。なお職員体制の算定方法については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第175条第1項第2号イ及び同第2項の規定によります。なお、「1.5:1」、「2:1」又は「2.5:1」の表示を行おうとする有料老人ホームについては、年度ごとに職員の割合を算定し、表示と実態の乖離がないか自ら検証するとともに、入居者等に対して算定結果及びその算定方法について説明することが必要です。
- 注7) 訪問介護、訪問看護及び通所介護以外のサービスについて、委託先のサービス事業所がある場合には、サービス区分及びサービス事業所の名称を表示することが必要です。
- 注8) 提携ホームには、介護老人保健施設、病院、診療所、特別養護老人ホーム等は含まれません。

(3) 重要事項説明書

事業者はホームの入居契約書と管理規程等に基づき重要事項説明書を作成し、消費者の希望があれば交付しなければならない。また、その内容は景品表示法の有利誤認や優良誤認がないようにするほか、指定告示の遵守が義務付けられている。

ここでは、厚生労働省の標準様式に従った全国有料老人ホーム協会の記入例を示すので、内容を確認する際の参考とされたい。

有料老人ホーム重要事項説明書記入例

1. 本記入例の作成趣旨

1. 本協会では、平成25年10月以降、重要事項説明書様式の簡易化を提案してきました。その後、厚生労働省が平成27年3月30日付で改正した「標準様式」に対応すべく、具体的な記入方法を例示したのが本紙です。事業者におかれましては、老人福祉法、食品表示法その他の関係法令を遵守し、消費者への適切な情報提供に努められるよう本紙をご活用ください。なお、有料老人ホーム事業には平成16年10月以降、食品表示法指定告示の規制（排膿指令等の行政処分）がかけられており、特にご留意ください（資料を本紙に添付）。
2. 本紙は、厚生労働省の標準様式に従っています。実際の作成には各都道府県、政令指定都市、中核市が定める様式が適用されますので、お間違いないようお願いいたします。
3. 重要事項説明書は、高齢の消費者が有料老人ホームや、サービス付き高齢者向け住宅（以下、「付帯住宅」といいます。）と比較選択する上で非常に重要な文書であることから、作成に当たっては、極力平易な文章で、かつ入居契約の内容と不一致がないよう正確性を期してください。また、記入内容は、食品表示法で義務付けられている社内管理を行ってください。

※協会会員には個別に作成支援を実施しています。

2. 全体構成

旧（～H27.6.30）		新（H27.7.1～）
1. 事業主体概要		1. 事業主体概要
2. 施設概要		2. 有料老人ホーム事業の概要
3. 役員に関する事項		3. 建物概要
4. サービスの内容		4. サービスの内容
5. 利用料金		5. 職員体制
6. その他		6. 利用料金（利用料金の支払い方法）
		7. 入居者の状況
		8. 苦情・事故等に関する体制
		9. 入居希望者への事前の情報開示
		10. その他
別添 介護サービス等の一覧表		別添1 事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市で実施する他の介護サービス
		別添2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

○項目数は増加したが、自由記載項目を選択項目へ改正することで、事業者の作成負担を減らし消費者が比較しやすいようになった。

※付帯住宅は、「登録申請書の添付書類等の参考とする様式について」の別紙5の記載内容を含わせて記載した場合、上記の1から3まで及び6の内容については欄自体を削除して差し支えない。

3. 本記入例で設定したホームのフェイス

- 類型：介護付有料老人ホーム（一般型） ○介護保険：特定施設（介護予防特定施設を併設）
- 開設日：平成14年6月6日 ○土地・建物：一棟借り（20年・自動更新有）
- 費用設定：・家賃（一部前払い・一部月払い） ・介護サービス費用（自立、要介護別）
- ・食費 ・管理費 ・水光熱費 ・実費サービス
- 居室数：50室（一般居室30室・介護居室20室）
- 入居者の状況：定員60名で60名入居。（自立15名、要介護15名、要介護30名）

平成27年7月1日

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会

シニアクリエイティブ市川
重要事項説明書

記入年月日	平成27年7月1日
記入者名	協会 結子
所属・職名	施設長

1. 事業主体概要

種類	個人/法人
名称	※法人の場合、その種類 (ふりがな) (か) や え す ぐ り え い と 株式会社八重洲クリエイティブ
主たる事務所の所在地	〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-100-100
連絡先	電話番号 03-3272-0000 FAX 番号 03-3548-0000 ホームページアドレス http://www.akeyukuyaessu.co.jp
代表者	氏名 協会 道 職名 代表取締役社長
設立年月日	昭和・平成 12年2月2日
主な実施事業	不動産業、有料老人ホーム事業、介護保険事業。 ※別添1 (別に実施する介護サービス一覧表)

2. 有料老人ホーム事業の概要
(住まいの概要)

名称	(ふりがな) しにあぐりえいといちかわ シニアクリエイティブ市川
所在地	〒272-0800 千葉県市川市大野町 30-1-0
主な利用交通手段	最寄駅 JR武蔵野線「市川大野」駅 交通手段と所要時間 駅から450m(徒歩約6分)
連絡先	電話番号 047-000-1111 FAX 番号 047-000-2222
管理者	ホームページアドレス 上記に同じ 氏名 協会 結子 職名 施設長
建物の竣工日	昭和・平成 14年4月4日
有料老人ホーム事業の開始日	昭和・平成 14年6月6日

○様式は明細様、記入例は太字のゴシック体とした。
○サ高住が使用する場合、「登録申請書の添付書類用等の参考とする様式」別紙5の記載内容を本紙に添付する場合は、本様式の1, 2, 3, 6項を削除できる。

1. 概要には、「ホーム名、記入日、記入者名、職名」を必ず記入する。

(※自治体向け参考:「1. 事業主体概要」は、補正正しより「1. 設置者」と考えられる。)

2. 「主たる事務所の所在地」 法人の所在地を正確に記入する。

3. 「設立年月日」 登記事項にの整合性を図る。

4. 「主な実施事業」 法人が実施する有料老人ホーム以外の主な事業種類を記入。介護保険事業の内容については詳細を(別添1)に記入。

5. 「名称」 地方自治体に届出を行っている、ホームの正式名称を記入する。

6. 「最寄駅」 最寄りの公共交通機関の駅等の名称を記入する。

7. 「主な利用交通手段」 最寄りの駅やバス停からの距離を記入する。不動産公正競争規約では、「徒歩による所要時間は道路距離80メートルにつき1分間を要するものとして算出した数値を表示すること。1分未満の数値が生じたときは、1分として算出」と規定している。

8. 「建物の竣工日」 増改築にかかわらず、当初の建物竣工日を記入する。

9. 「有料老人ホーム事業の開始日」: ホームの開業日を記入する。
※事業主体によって、ホームを他社から事業承継して開設した場合は、消費者の認識を防ぐ上で、当初の事業開始日も付記することが望ましい。(当初開設日 〇年〇月〇日)、等。

(様式) 【表示事項】

1 介護付（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合）	特定施設入居者生活介護事業所千葉県指定第0号
2 介護付（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合）	介護予防特定施設入居者生活介護事業所千葉県指定第0号
3 住宅型	千葉県
4 健康型	
1 又は2に該当する場合	介護保険事業者番号
	指定した自治体名
	事業所の指定日
	指定の更新日（運用）

3. 建物概要

土地	敷地面積	3,000.0㎡			
	所有関係	1 事業者が自ら所有する土地 2 事業者が賃借する土地			
建物	抵当権の有無	1 あり 2 なし			
	契約期間	1 あり(借家契約：平成14年4月1日～平成34年3月31日) 2 なし			
	契約の自動更新	1 あり 2 なし			
	全体	5,000.0㎡(地下1階地上5階建)			
	内、老人ホーム部分	4,600.0㎡(1階の一部を除く)			
	耐火建築物	2 準耐火建築物			
	構造	1 鉄筋コンクリート造 2 鉄骨造 3 木造 4 その他()			
居室の状況	所有関係	1 事業者が自ら所有する建物 2 事業者が賃借する建物			
	抵当権の設定	1 あり 2 なし			
	契約期間	1 あり(平成14年4月1日～平成34年3月31日) 2 なし			
	契約の自動更新	1 あり 2 なし			
	1 全室個室				
	2 相部屋あり				
	最少	人部屋			
居室区分 【表示事項】	最大	人部屋			
	トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分 [※]
	タイプ1	有/無	20.0㎡	20	一般居室個室
	タイプ2	有/無	44.0㎡	20	〃
	タイプ3	有/無	18.0㎡	10	介護居室個室

※「一般居室個室」「一般居室相部屋」「介護居室個室」「介護居室相部屋」「一般介護室」の別を記入。

※ 「一般居室個室」「一般居室相部屋」「介護居室個室」「介護居室相部屋」「介護居室相部屋」「一般介護室」の別を記入。

10. 「類型・表示事項」 左記は厚生労働省が定めたものであり、地方自治体によって内容が異なることがある。

11. 「介護保険事業者番号」「事業所の指定日、更新日」 特定施設に加え、消費者の選択に資するため介護予防特定施設についても記入することが望ましい。

12. 「全体」 建物の階高を付記することが望ましい。

13. 「内、老人ホーム部分」 建物全体が有料老人ホーム事業だけに使用される場合は上記の全体面積と同じ数値を記入し、介護保険事業所やテナントなど、有料老人ホーム事業以外の用途の施設があればこれを除いた面積を記入する。

14. 「居室区分」 本協会では、夫婦や親族者向けの居室は「個室」として取り扱っている。

15. 「タイプ別表一区分」 5つの居室区分別で、さらにタイプ別に居室の概要を記入する。タイプごとの産数が必要数に合致すること。

(※自治体向け参考、居室区分で「介護居室個室」の文字が2か所重複している)

共用施設	共用便所における便房	5ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房	5ヶ所
	共用浴室	2ヶ所	個室 大浴場	1ヶ所 1ヶ所
	共用浴室における介護設備	2ヶ所	チェアー浴 リフト浴	1ヶ所 1ヶ所
	食堂	1あり 1あり	2なし 2なし	
消防用設備等	入居者や家族が利用できる調理設備			
	エレベーター	1あり (車椅子対応) 3あり (上記1・2に該当しない)	2あり (ストレッチャー対応) 4なし	
	消火器	1あり	2なし	
	自動火災報知設備	1あり	2なし	
その他	火災通報設備	1あり	2なし	
	スプリンクラー	1あり	2なし	
	防火管理者	1あり	2なし	
	防災計画	1あり	2なし	
	サークル室、機能訓練室、ロビー、等。			

運営に関する方針		地域における高齢者向けの住まいとしての役割を果たしていく、	
サービスの提供内容に関する特色		医療機関との連携により、機能訓練設備を用いて専門職による自立支援のサポートを行う。	
入浴、排せつ又は食事の介護		1 自ら実施	2 委託 3 なし
食事の提供		1 自ら実施	2 委託 3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与		1 自ら実施	2 委託 3 なし
健康管理の供与		1 自ら実施	2 委託 3 なし
安否確認又は状況把握サービス		1 自ら実施	2 委託 3 なし
生活相談サービス		1 自ら実施	2 委託 3 なし

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無		個別機能訓練加算	
		1 あり	2 なし
		夜間看護体制加算	1 あり 2 なし
		医療機関連携加算	1 あり 2 なし
		看取り介護加算	1 あり 2 なし
		認知症専門ケア加算	(I) 1 あり 2 なし (II) 1 あり 2 なし

16. 「共用浴室」 個室の定義がないため、本記入例では介護浴室や感染症対応等で共用施設に設置するユニットバスを個室とした。

17. 「入居者や家族が利用できる調理設備」 居室内でなく、共用施設で対応可能な調理設備の有無を記入する。

18. 「その他」 入居者が利用することができる共用施設を記入する。ただし、外部の方も利用できる施設や利用に費用のかかる施設については、最良表示法指定告示に従ってその旨を付記する必要がある。

19. 「運営に関する方針」「サービスの提供内容に関する特色」 消費者にホームをアピールする、自由記述部分。

20. (個別サービス内容) サービスの提供主体等を選択する。

(※自治体向け参考:項目に特定施設でない場合は看護可能とあるが、特定施設以外のホームの場合は「記載不可」になる。)

	サービス提供 体制強化加 算	(I)イ 1 あり 2 なし (I)ロ 1 あり 2 なし (II) 1 あり 2 なし (III) 1 あり 2 なし (介護・看護職員の配置率) 2 : 1以上
人員配置が手厚い介護サービスの実 施の有無		
(医療連携の内容)		
医療支援 ※複数選択可	1 救急車の手配 2 入院院の付き添い 3 通院介助 4 その他 訪問診療医の確保	
協力医療機関	1 名称 市川大野東病院(ホームから300m) 住所 千葉県市川市南大野町 111-111 診療科目 内科、外科、整形外科、眼科、等 協力内容 内科系の訪問診療、年2回の健康診断実施。(医療費その他の費用は入居者の自己負担。以下同。)	
2	名称 住所 診療科目 協力内容	
協力歯科医療機関	名称 市川大野東歯科医院 住所 千葉県市川市北大野町 222-222(ホームから200m) 協力内容 訪問歯科診療	
(入居後に居室を住み替える場合) ※住み替えを行っていない場合は省略可能		
入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可	1 一時介護室へ移る場合 2 介護居室へ移る場合 3 その他 ()	
判断基準の内容	常時介護が必要となった場合に、一般居室から介護居室への住み替えを求め る場合があります。	
手続きの内容	①ホームが指定する医師の意見を聴く ②概ね3か月間の觀察期間を置く ③本人・身元引受人の同意を得る	
追加的費用の有無	1 あり 2 なし	
居室利用権の取扱い	住み替え後の居室に移行	
前払金徴収の調整の有無	1 あり 2 なし	
従前の居室との 仕様の変更	面種の増減 1 あり 2 なし 便所の変更 1 あり 2 なし 浴室の変更 1 あり 2 なし 洗面所の変更 1 あり 2 なし 台所の変更 1 あり 2 なし その他の変更 1 あり (変更内容) 2 なし	

21. 「医療支援」 医療機関ではなくホームとして入居者に行う医療支援の内容を選択する。このうち費用が発生するものは、様式(別添2)に登録等を明記する。
22. 「協力医療機関」 景品表示法指定告示に従い、協力科目、協力内容、及び入居者が費用を負担する必要があることについては必ず記入する。また、ホームから医療機関までの距離についても記入することが望ましい。なお、協力内容は過去の景品表示法違反事例に鑑みて、実態にのり注意が必要。
23. 「入居後に居室を住み替える場合」 ホームの類型を問わず、該当する場合のみ記入する。ただし、入居者の自己都合による住み替えは含まず、この場合は空欄とする。
※選択肢:介護居室から他の介護居室への住み替えを求める場合は【2】を選択する。一般居室間の場合は【3】を選択しかつ【4】にその旨を記入する。
24. 「手続きの内容」 入居契約書の内容を記入する。なお、専用居室間の住み替えについて、入居者の同意を得られないものは認められないことに注意する(手続方法は、地方自治体が定める設置運営指導指針のルールに依る)。
25. 「居室利用権の取扱い」 当初契約した居室の利用権が移る場合、その旨を記入する。

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	1	あり	2	なし				
	要支援の者	1	あり	2	なし				
留意事項	要介護の者	1	あり	2	なし				
	入居時満75歳以上、ホームの看護職員は、中心静脈栄養管理の対応不可だが、その他の栄養管理については要相談。								
契約の解除の内容	①入居者が死亡した場合								
	②入居者、又は事業者から解約した場合								
事業主主体から解約を求める場合	解約条項	入居者の行動が、他の入居者・職員の生命に危害を及ぼすかその恐れがあり、通常の介護方法・接遇方法では防止できない場合、等。							
	解約予告期間	3ヶ月							
入居者からの解約予告期間	1ヶ月								
	体験入居の内容	1 あり（内容：空室がある場合。1泊食事付[5,000円＋税] 2 なし							
入居定員	60人								
その他	身引く要人が設定できない場合は要相談。								

※有料老人ホームの職員について記載すること(同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません)。

(職種の別職員数)

職員数(実人数)		常勤換算人数 1※2	
合計		常勤	非常勤
管理者	1	1	1
生活相談員	1	1	1
直接処遇職員	23	8	15
介護職員	20	6	14
看護職員	3	2	1
機能訓練指導員	1	1	1
計画作成担当者	1	1	1
栄養士	1	1	1(委託)
調理員	5	5	5(委託)
事務員	3	3	3
その他職員	1	1	1
1週間のうち、常勤の従業員が勤務すべき時間数 ^{※2}			38時間

※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業員の勤務延長時間を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業員の人数を常勤の従業員の人数に換算した人数をいう。

※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要。

※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要。

32. (資格を有している介護職員(機能訓練指導員)の人数) 上記の表で書き分ける「常勤・非常勤」職員の区分に従って有資格者の状況を記入する。1名で複数の資格を有する場合には重複した記入が可能。

	合計	
	常勤	非常勤
社会福祉士	1	1
介護福祉士	10	4
実務者研修の修了者	1	1
初任者研修の修了者	12	4
介護支援専門員		

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計	
	常勤	非常勤
看護師又は准看護師		
理学療法士		
作業療法士	1	1
言語聴覚士		
柔道整復士		
あん摩マッサージ指圧師		

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間(19時～7時)	平均人数	最少時人数(休勤者等を除く)
看護職員	0人	0人
介護職員	3人	2人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	契約上の職員配置比率*		実際の配置比率 (記入日時点での利用者数・常勤換算職員数)	
	a 1.5:1以上 【表示事項】	b 2:1以上	c 2.5:1以上	d 3:1以上
※広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択	18:1			
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの職員数	人			
ホームの介護サービス提供体制(外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	訪問介護事業所の名称			
	訪問看護事業所の名称			
	通所介護事業所の名称			

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務		(特定施設の管理者)	
	業務に係る資格等	1 あり	2 なし	
	資格等の名称	1 あり	2 なし	社会福祉士

33. (夜勤を行う看護・介護職員の人数) 宿直者を除き、夜勤者数と最少時人数を記入する。この場合、製品表示法指定告示により、休憩時間等で待ち場を廻れる職員を除き、夜勤帯でもとも手廻になる時間の職員数を記入する。例に、夜勤1名での最少時人数は0名止なる。

34. (特定施設入居者生活介護等の提供体制) 特定施設の指定を受けていないホームは記入しない。

35. (職員の状況) 上記の職員数表の常勤・非常勤人数との整合性に注意する。

	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数				2						
前年度1年間の退職者数				2						
業務に従事した経年数に応じた層の人数	1年未満			2						
	1年以上3年未満		1	5						
	3年以上5年未満	1	2	4						
	5年以上10年未満	2	2	3					1	
	10年以上		1		1					
	従業員の実施状況		1		あり		なし			

36.「業務に従事した経年数に達した職員の人数」 当該ホームや法人での業務経験に関わらず、当該業務に従事した経年数を記入する。

6. 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態	【表示事項】	利用権方式			建物賃貸借方式			終身建物賃貸借方式		
		1	2	3	1	2	3	1	2	3
利用料金の支払い方式 【表示事項】	1 全額前払い方式 2 一部前払い・一部月払い方式 3 月払い方式									
年齢に応じた金額設定	1 あり 2 なし									
要介護状態に応じた金額設定	1 あり 2 なし									
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い	1 減額なし 2 日割り計算で減額 3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額									
利用料金の改定	条件 手続き									

37.「入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い」 食費、管理費などについて、長期不在時の減額制度の有無と内容を記入する。

38.「利用料金の改定」 入居契約書に規定する改定方法との整合性を図る。

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

(税込)

入居者の状況	プラン1		プラン2	
	要介護度	自立	要介護	
年齢		75歳以上	75歳以上	
居室の状況		200㎡	180㎡	
洗面	1 有 2 無	1 有 2 無	1 有 2 無	
浴室	1 有 2 無	1 有 2 無	1 有 2 無	
台所	1 有 2 無	1 有 2 無	1 有 2 無	
入居時点で必要な費用	前払金 敷金	3,600,000円 0円	1,944,000円 0円	
月額費用の合計		170,000円	211,000円	
サービス費用	家賃	40,000円	40,000円	
	特定施設入居者生活介護 ^{※1} の費用	0円	(要介護3) 26,000円	
	食費	60,000円	60,000円	
	管理費	60,000円	60,000円	
	介護費用	(介護費) 10,000円	(上乗せ介護費) 25,000円	
その他	光熱水費	実費	実費	
	その他	初度払いサービス有	初度払いサービス有	

※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。

※2 有料老人ホーム事業として受領する費用(訪問介護などの介護保険サービスに關わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入しない)

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃	建物の賃借料、設備備品費、借入利息、等を基礎として、1室あたりの家賃を算出した。
敷金	-
介護費用	・(自立)介護費:自立者に対する一時的介護費用 ・(要支援・要介護)上乗せ介護費:長期滞在に基づき、要介護者等2人に対し週38時間換算で介護・看護職員を1人以上配置するための費用として、介護保険給付及び利用者負担によって賄えない額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づく。
管理費	共用施設の維持管理・修繕費、事務管理部門・生活支援サービスの人件費・事務費。
食費	厨房維持費、及び1日3食を提供するための費用。
光熱水費	実費
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2
その他のサービス利用料	

39. (利用料金のプラン) 本記入例では自立者と要介護者で書き分けているが、事業者が任意で2つのプランを記入することが可能。身体状況や年齢、居室面積タイプの違い、現在募集中の居室など、選択は自由。

40. 「入居時点で必要な費用」 前払金には、入居一時金や介護一時金、健康管理一時金など複数の費用が含まれるホームもある。この場合は景品表示法上、本項目内で金額を書き分ける必要がある。

41. 「管理費」 使途を記入する。景品表示法指定告示に従ってすべて記入し、「等」で括らないこと。

42. 「介護費用」 要介護者等の介護費用、自立者への介護サービス費用について、景品表示法指定告示に従って記入する。

注 告示に従った積算根拠表示

例えば、人員配置が手厚いとして介護サービスに関する費用を徴収する場合にあっては、

①要介護者等の人数に応じた介護職員等の数

②当該費用及び徴収方法

③さらに特定施設の人員通配置費用の場合は、「介護保険給付及び利用者負担分による収入によってカバーできない額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づいている」、ことについての概括的記載が義務(前払の場合も同じ)。

43. 「その他」 例示されている費用以外に月額で受領する費用がなければ記入する。

44. 「家賃」 家賃の原価構成を記入する。

（特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠）※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護 [※] に対する自己負担	基本報酬、及び前掲の加算の利用者負担分。
特定施設入居者生活介護 [※] における人員配置が丰厚的な場合の介護サービス（上乗せサービス）	（前掲）
※：介護予防・地域密着型の場合を含む。	

（前払金の受領）※前払金を支備していない場合は省略可能

算定根拠	老人福祉法等に基づき、全国有料老人ホーム協会の試算プログラムにより算定。
想定居住期間（償却年月数）	自立 120ヶ月／要支援・要介護 60ヶ月
償却の開始日	入居日の翌日
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）	自立 360,000 円／要支援・要介護 360,000 円
初期償却率	自立 10％／要支援・要介護 20％
返還金の算定方法	・入居一時金 －（入居一時金 － 初期償却額） ÷ 想定居住月数 ÷ 30 ×（入居日から契約終了までの日数）
	・初期償却費用については無利原で全額返還する。 ※月額利用料については日割計算で受領します。
前払金の保金先	・（入居一時金 － 初期償却額）×（契約終了日から想定居住期間満了日までの日数） ÷（入居日の翌日から想定居住期間満了日までの日数）
	1 連帯保証を行う銀行等の名称
前払金の保金先	2 信託契約を行う信託会社等の名称
	3 保証保険を行う保険会社の名称
	4 全国有料老人ホーム協会
5 その他（名称： ）	

7. 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

（入居者の人数）

性別	男性	20 人	女性	40 人
年齢別	65 歳未満	0 人	65 歳以上 75 歳未満	0 人
	75 歳以上 85 歳未満	30 人	85 歳以上	30 人
要介護度別	自立	15 人	要支援 1	5 人
	要支援 2	10 人	要介護 1	2 人
	要介護 2	5 人	要介護 3	8 人
	要介護 4	10 人	要介護 5	5 人
入居期間別	6 ヶ月未満	2 人	6 ヶ月以上 1 年未満	3 人
	1 年以上 5 年未満	30 人	5 年以上 10 年未満	20 人
	10 年以上 15 年未満	5 人	15 年以上	0 人

（入居者の属性）

平均年齢	85 歳
入居者数の合計	60 人
入居率 [※]	100％

※：入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。

- 45.（前払金の受領） 本記入例では「入居一時金（家賃の前払い金）」のみを想定しているが、他に前払金がある場合は、本項目内で書き分ける。家賃の算定根拠は老人福祉法、介護サービス費用は最高表示法指定告示にそれぞれ従う。
- 46.「算定根拠」 老人福祉法に基づき算定根拠を根拠記載する。なお、居室のタイプ等によって金額に幅がある場合は、欄内で金額の範囲を書き分けることも可能。
- 47.「想定居住期間」「初期償却額」「初期償却率」 契約方式によって異なる場合は欄内で書き分けることも可能。
- 48.「償却の開始日」 老人福祉法施行規則に従い「入居日の翌日」とする。
- ※上記について詳細の書き分けを行わない場合は、重要事項説明書に料金表を添付するなどし、消費者との取引条件をすべて明らかにする必要性が高い。
- 49.「返還金の算定方法」 老人福祉法施行規則に従って記入する。

- 50.「前払金の保金先」 具体的な名称を記入する。【4】は本協会員向けの「入居者生活保証制度」を指している。

51. (前年度における退去者の状況) すべての入居契約終了者の状況について記入した上で、事業主体、入居者双方から入居契約を解除した理由を記入する。

退去分別の人数	自宅等	0人	社会福祉施設	0人
	医療機関	0人	死亡者	6人
生前解約の状況	その他	0人		
	施設側の申し出	0人		
入居者側の申し出	(解約事由の例)			
	入居者側の申し出	0人		
	(解約事由の例)			

52. (利用者からの苦情に対応する窓口等の状況) 本協会会員の場合は協会窓口についても記入する。

8. 苦情・事故等に関する体制	
(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況) ※建物の開口がある場合は欄を導きとして記入すること。	
窓口の名称	千葉県高齢福祉課
電話番号	047-000-0000
対応している時間	平日 00:00-00:00
日曜・祝日	—
定休日	土日祝祭日

53. (利用者の意見等を把握する体制、第三者による評価の実施状況等) それぞれについて直近で実施した内容について記入する。

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)	
損害賠償責任保険の加入状況	1 あり (その内容) 全国有料老人ホーム協会の「有料老人ホーム賠償責任保険制度」
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	2 なし
事故対応及びその予防のための指針	1 あり (その内容) 事故対応マニュアルに基づく
	2 なし

54. 「入居希望者への事前の情報開示」 複数項目の選択が可能。

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)	
利用者のアンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1 あり 平成 26 年 5 月 20 日 実施日 評価結果の開示 1 あり (館内掲示) 2 なし
第三者による評価の実施状況	2 なし
	1 あり 平成 27 年 1 月 20 日 実施日 評価結果の開示 1 あり (HPで公表) 2 なし
	2 なし

55. 「運営協議会」 運営協議会を設置せずに代替措置を講じる場合は、地方自治体の設置運営指導指針規定に従った記入が必要。

9. 入居希望者への事前の情報開示	
入居契約書の雛形	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
管理規程	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
事業収支計画書	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
財務諸表の要旨	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
財務諸表の原本	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない

56. 「運営協議会」 運営協議会を設置せずに代替措置を講じる場合は、地方自治体の設置運営指導指針規定に従った記入が必要。

10. その他	
運営懇談会	1 あり (開催頻度) 年2回
	2 なし
	1 代替措置あり (内容)
	2 代替措置なし
提携ホームへの移行【表示事項】	1 あり (提携ホーム名:) 2 なし
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第79条第1項に規定する届出	1 あり 2 なし
高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第23条の規定により、届出が不要
	1 あり 2 なし

有料老人ホーム設置運営指導指針5、 規模及び構造設備」に合致しない事項 合致しない事項がある場合の内容 「6、既存建築物等の活用の場合等 の特別」への適合性 有料老人ホーム設置運営指導指針の 不適合事項 不適合事項がある場合の内容	1	あり	2	なし
	1	適合している（代給措置）		
	3	適合していない		
有料老人ホーム設置運営指導指針の 不適合事項 不適合事項がある場合の内容	1	あり	2	なし

添付書類：別添1（別に実施する介護サービス一覧表）
別添2（個別選択による介護サービス一覧表）

※ _____様
説明年月日 平成 年 月 日
説明者署名 _____

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

56. 指導指針への適合・不適合情報については地方自治体によって適合表を別紙とし、本項目自体が削除される場合がある。

(※自治体向け参考：添付書類の名称は、各様式に記載の名称が正式なものとなる。)
別添1（事業主体が当該市町村、指定都市、中核市内で実施する他の介護サービス）
別添2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）

3 指導監督業務について

(1) 設置届について

「届出」とは、「行政庁に対し、一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、法令により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）」をいう（行政手続法第2条第7号）。有料老人ホームの場合も事業者の届出に対し自治体に諾否の判断を行う権限はなく、事業者が届出の通知をすれば手続きとしては完結する。

老人福祉法第29条第1項では、老人を入所させ、何らかのサービス提供を行う（または予定する）ものは有料老人ホームであり、有料老人ホームは行政へ届け出しなければならない、と定義づけている。しかし、一部の事業者には指導指針への不適合などを理由として、届出を行わないものが存在する。

厚生労働省が平成31年3月に公表した「第10回 有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査」結果では、全国に899件（前年度1,049件）の未届有料老人ホームがあるとされており、入居者保護の観点でもこれらの届出が喫緊の課題となっている。

各自治体においては、有料老人ホームの判断基準や未届有料老人ホームの届出について、設置者や関係機関に周知を徹底する必要がある。

また、多くの自治体では、届出手続きの前に「事前協議」という準備手続きを置き、ここで提出書類の修正を求めるなどしているのが実態である。

さらに、自治体によっては届出の手続き等について、条例で「老人福祉法施行細則」を定めるなどしている。

届出事務に関連して、老人福祉法第31条の4では、全国有料老人ホーム協会の厚生労働大臣に対する協力として、法第29条第1項及び第2項の規定による届出並びに同条第9項の規定による報告の徴収について、全国有料老人ホーム協会に協力させることができる、としており、事務手続き上で必要があれば、適宜活用されたい。

2 指導上の留意点

※H30.4 厚生労働省・標準指導指針

(1) 有料老人ホームの定義の周知

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項において、有料老人ホームとは、①老人を入居させ（以下「入居サービス」という。）、②当該老人に対して「入浴、排せつ又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」の少なくとも一つのサービス（以下「介護等サービス」という。）を供与する施設として定義されている。

従って、同項の規定に基づく「届出」の有無にかかわらず、入居サービス及び介護等サービスの実施が認められるものは、すべて有料老人ホームに該当するものとして取り扱うこととなる。

また、「届出」とは、一定の基準に該当するかどうかを判断した上で実施する「認可」や「指定」とは異なるものであるため、入居サービス及び介護等サービスの実態が認められるものについて事業者から届出があった場合に、都道府県等において受理を拒否することの裁量の余地はない。

（中 略）

以上の内容を事業者に対して周知し、必要に応じて届出を求めることをお願いしたい。

◇資料18	老人福祉法施行規則上の届出書類	P85
◇資料19	老人福祉法施行細則(横浜市)	P86
◇資料20	老人福祉法施行細則(茨木市)	P87
◇資料21	有料老人ホーム設置に関する手続きフローチャート(名古屋市)	P88
◇資料22	有料老人ホーム事前相談手続きについて(東京都)	P89
◇資料23	特定施設入居者生活介護事業者の指定申請に係る事前相談扱要領(東京都)	P91
◇資料24	有料老人ホーム設置届受理通知書(名古屋市)	P93

(法第二十九条第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事項)

第二十条の五 法第二十九条第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認を受けたことを証する書類
- 三 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書
- 四 施設の運営の方針
- 五 入居定員及び居室数
- 六 市場調査等による入居者の見込み
- 七 職員の配置の計画
- 八 法第二十九条第七項に規定する前払金（以下「一時金」という。）、利用料その他の入居者の費用負担の額
- 八の二 法第二十九条第七項に規定する保全措置を講じたことを証する書類
- 九 入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容
- 十 入居契約に損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容
- 十一 医療施設との連携の内容
- 十二 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
- 十三 長期の収支計画
- 十四 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書

横浜市老人福祉法施行細則

(趣旨)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)の施行については、老人福祉法施行令(昭和38年政令第247号。以下「政令」という。)及び老人福祉法施行規則(昭和38年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

～(中略)～

(有料老人ホーム設置届出書等)

第21条 法第29条第1項の規定による届出は、有料老人ホーム設置届出書(第38号様式)によらなければならない。

2 法第29条第2項の規定による届出は、有料老人ホーム事業変更届出書(第39号様式)によらなければならない。

3 法第29条第3項の規定による届出は、有料老人ホーム廃止(休止)届出書(第40号様式)によらなければならない。

(平24規則51・追加)

(改善命令による有料老人ホーム措置結果報告書)

第22条 有料老人ホームの設置者は、法第29条第11項の規定により、その改善に必要な措置を採るべきことを命ぜられたときは、これに基づいて採った措置について有料老人ホーム措置結果報告書(第41号様式)をその処分を受けた日から30日以内に市長に報告しなければならない。

(平24規則51・追加)

～(以下略)～

茨木市老人福祉法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、老人福祉法施行令(昭和38年政令第247号。以下「施行令」という。)及び老人福祉法施行規則(昭和38年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

～(中略)～

(有料老人ホームの設置の届出)

第24条 法第29条第1項の規定による届出は、有料老人ホーム設置届出書(様式第25号)を市長に提出することにより行うものとする。

(有料老人ホームの変更の届出)

第25条 法第29条第2項の規定による届出は、有料老人ホーム変更届出書(様式第26号)を市長に提出することにより行うものとする。

2 前項の届出書には、当該変更の内容を明らかにする書類を添付しなければならない。

(有料老人ホーム事業の廃止又は休止の届出)

第26条 法第29条第3項の規定による届出は、有料老人ホーム事業廃止等届出書(様式第27号)を市長に提出することにより行うものとする。

～(以下略)～

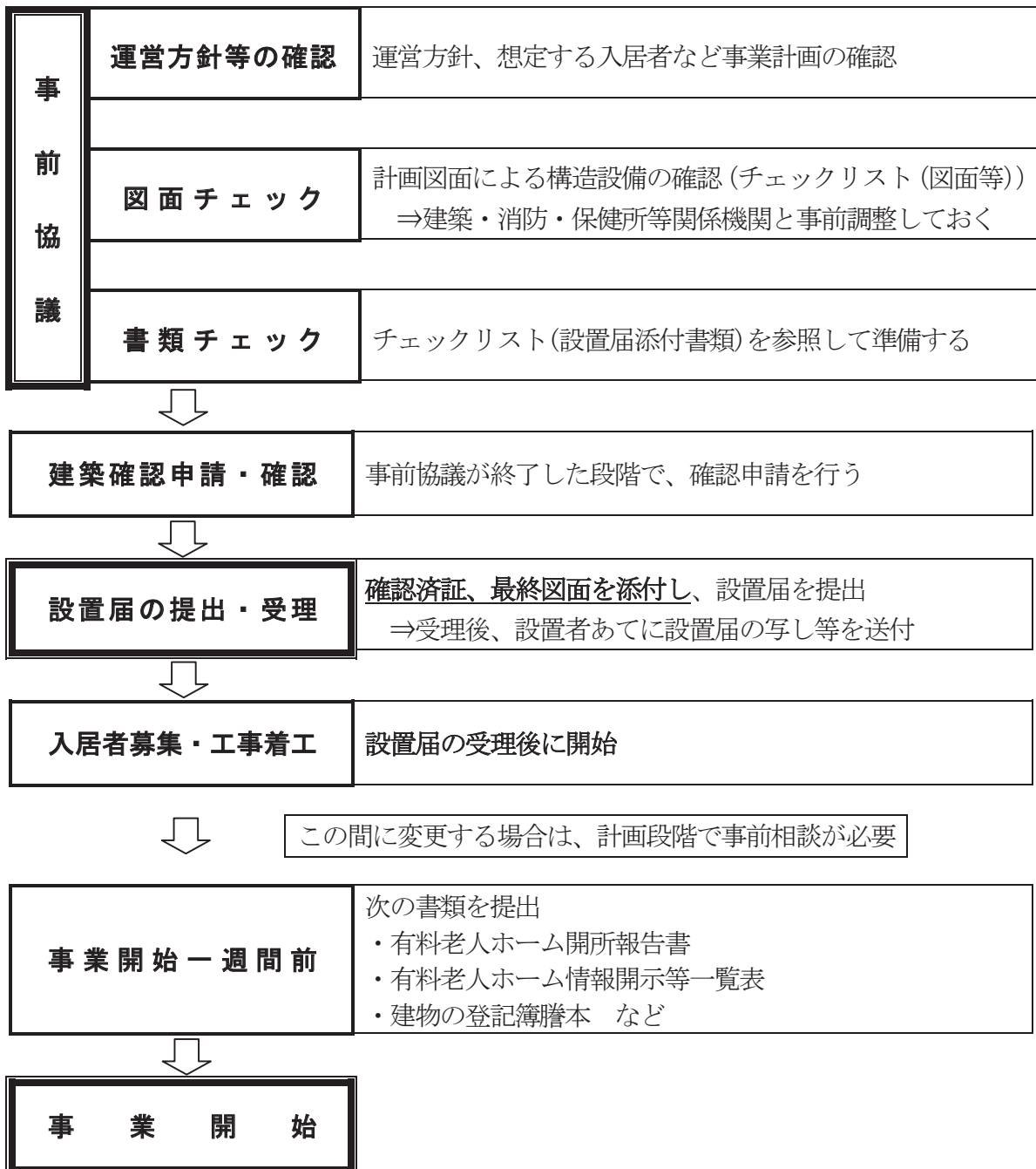
有料老人ホーム設置に関する手続きフローチャート

事前連絡の上、お越しください。

名古屋市健康福祉局介護保険課 指導係（市役所本庁舎2階）

TEL：052-972-3087 FAX：052-972-4147

Mail：a2592@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp



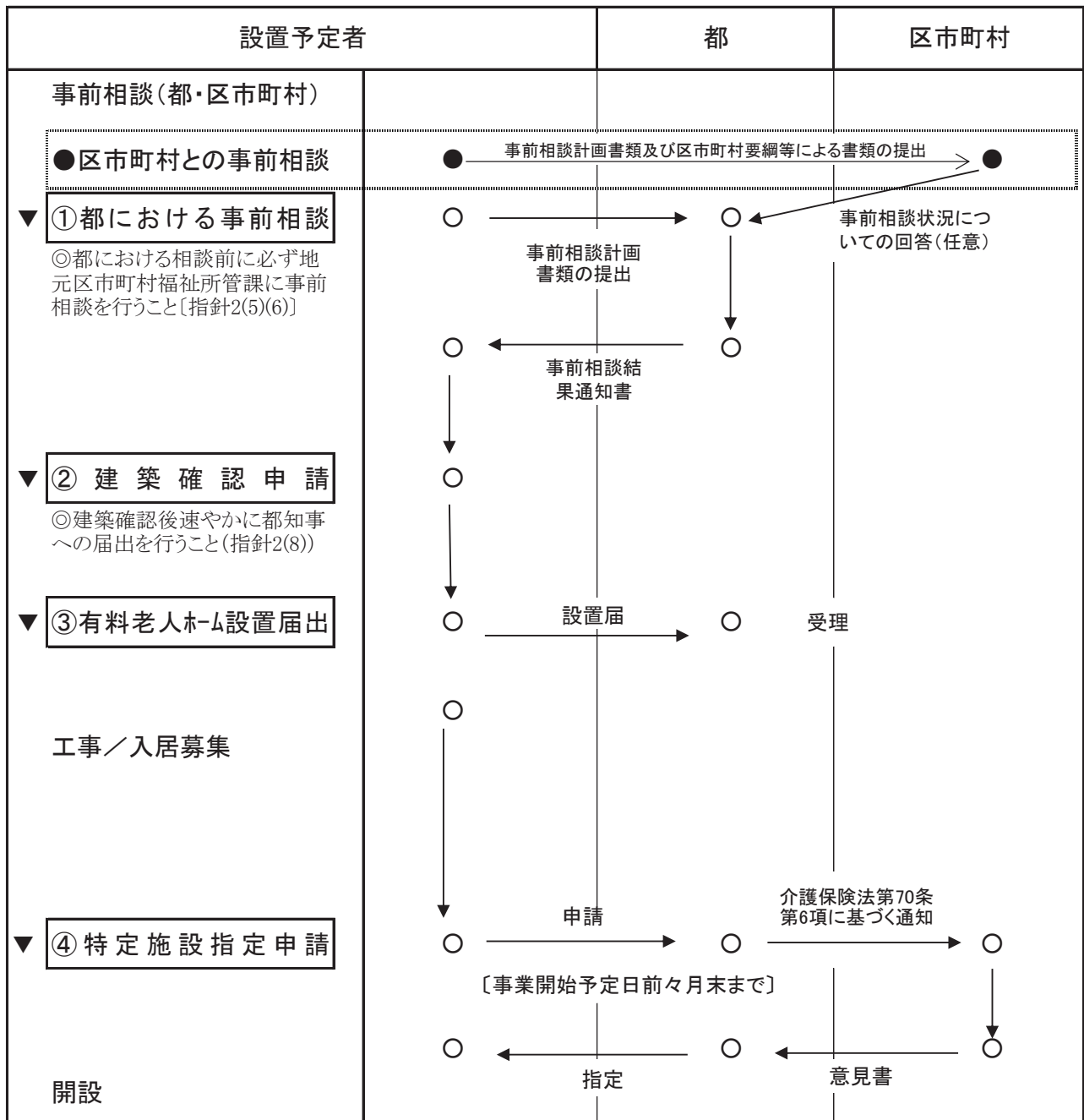
介護付有料老人ホームについては、特定施設入居者生活介護事業者の指定手续が必要です。

○申請は、毎月月末締め切りとし、翌々月1日に指定

○窓口は、名古屋市健康福祉局介護保険課 施設指定係

TEL：052-972-2539 FAX：052-972-4147

有料老人ホームの事務手続フロー



◇住宅型ホームについては、③の後開設。

◇事前相談計画書の内容に変更があった場合には、事前相談変更計画書により行う。

□提出書類等

1 事前相談計画書 ★

ー以下添付書類ー

2 付表 10 ★

3 市場調査及び入居者募集計画

4 運営法人の登記事項証明書

5 直近の決算報告書

6 平面図

7 設備概要 ★

8 重要事項説明書（介護サービス一覧表・適合表を含む） ★

9 自己チェック票 ★

★が付いている書類には様式データがあります。

原則として上記のすべての書類が整った段階で協議を行います。やむを得ず提出できない書類がある場合は、別に理由書を提出してください。

自己チェック票の「記入事項欄」には、「チェックのほかに記入する必要がある場合（例えば保全措置の方法など）」又は「当該項目が非該当である場合の理由等」を記入してください。

上記の 1 から 12 の順で A 4 フラットファイル（必要最薄）に綴じ、背面及び前面に「（仮称）〇〇ホーム事前相談計画書」と明記（可能であればテプラ等）の上、1 部提出（区市町村にも提出→計 2 部：後述）してください。（図面は A 3・Z 折）

住宅型ホームについては、2 の書類は除く。

特定施設入居者生活介護事業者の指定申請に係る事前相談取扱要領

1 目的

この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第70条の規定に基づき、法第8条第11項、第8条の2第11項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第15条の規定による養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除いた特定施設（以下「特定施設」という。）における特定施設入居者生活介護事業者及び介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定に際し、事前相談の取扱いを定めることにより、法及びその他の法令等に基づく公正かつ適正な行政指導の実施と、東京都高齢者保健福祉計画に基づいた特定施設の適切な配置の実現に資することを目的とする。

2 事前相談の実施

(1) 事前相談の受付

東京都（以下「都」という。）における事前相談の受付は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく有料老人ホームについては東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課で、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づくサービス付き高齢者向け住宅の場合は、同部在宅支援課において随時行う。

(2) 計画書の提出

事前相談の計画に当たっては、事前相談計画書（別記様式1）に、下記の内容がわかる書類を添付して提出するものとする。

ア 有料老人ホーム等

(ア) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者に係る指定等実施要綱（17 福保高介第 890 号。以下「事業者指定要綱」という。）に基づく付表10

(イ) 市場調査書及び入居者募集計画

(ウ) 設置予定者に関する登記事項証明書及び直近の決算報告書

(エ) 施設設備に関する平面図及び設備概要

(オ) 重要事項説明書（ただし、有料老人ホームに限る。）

イ サービス付き高齢者向け住宅

(ア) 事業者指定要綱に基づく付表10

(イ) 事業計画書及び市場調査書

(ウ) 設置予定者に関する登記事項証明書及び直近の決算報告書

(エ) 土地登記事項証明書、土地賃貸借契約書、建物登記事項証明書及び建物賃貸借契約書（ただし、該当がある場合に限る。）

(オ) 施設設備に関する平面図及び設備概要

(カ) 契約内容に関する事項（入居者と締結する契約書及び重要事項説明書（案）、前払い家賃の保全方法（前払い家賃を徴収する場合）、受託居宅サービス事業者との契約内容（案）及び名称等（外部サービス利用型の場合）

(キ) 身体拘束等の適正化のための指針（案）

3 事前相談計画書の審査

都は事前相談計画書を受理した場合には、下記の点に留意し審査を行う。

(1) 計画の具体性

(2) 施設等の基準

ア 有料老人ホーム

提出された計画が、老人福祉法その他の関連法令、東京都有料老人ホーム設置運営指導指針に合致しているか。

イ サービス付き高齢者向け住宅

提出された計画が、高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条に規定する、サービス付き高齢者向け住宅の基準に合致しているか。

(3) 特定施設入居者生活介護事業者の指定基準

提出された計画が、下記の基準に合致しているか。

ア 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）

イ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）

(4) 特定施設利用定員

ア 月末に、その月に提出のあった計画書の利用定員（混合型特定施設の計画にあっては、推定利用定員）を、老人保健福祉圏域（以下、「圏域」という。）ごとに介護専用型と混合型に分けて集計する。

イ 利用定員（混合型特定施設の計画にあっては推定利用定員）の集計は、サービス付き高齢者向け住宅と有料老人ホーム等の計画書を併せて集計する。

ウ 各圏域ごとに、利用定員（推定利用定員）が必要定員総数に達しているかを確認する。

4 区市町村からの回答（任意）

都は、事前相談計画書にかかる回答（別記様式2）を区市町村から受理した場合には、都の運営指導に反映するものとする。

5 事前相談に係る結果の通知

事前相談に係る結果については、事前相談結果通知書（別記様式3）により行う。

6 計画内容の変更

事前相談計画書の内容に変更があった場合には、事前相談変更計画書（別記様式4）により行う。

～（中略）～

附則（31福保高施第2052号）

この要領は決定の日から施行し、令和2年1月1日から適用する。

【有料老人ホーム設置届受理通知書について】

名古屋市内で有料老人ホームを運営する場合、運営事業者は老人福祉法第29条に基づき、名古屋市に対して設置届を提出しなければなりません。(届出の義務)

名古屋市では、有料老人ホームの設置届を受理した事業者に対して、平成28年10月より「有料老人ホーム設置届受理通知書(以下「通知書」と言う。)」を発行しております。(それ以前に設置届を受理した事業者に対しては「受理済通知書」を発行しています。)この通知書は、昨今問題視されております未届の有料老人ホームと区別できるように発行されるもので、原則として有料老人ホーム内にて掲示、保管するようになっております。必要に応じて、各有料老人ホームにお問合せください。また、NAGOYA かいごネットには設置届受理済の有料老人ホーム一覧が掲載されていますので、合わせてご活用ください。

次頁に、通知書の例を掲載しております。(設置届を受理した時期によって多少の様式の違いがあります。)

例

28 健介保第〇〇-〇〇号

平成 28 年〇〇月〇〇日

株式会社A B C D E

代表取締役 A A B B 様

名古屋市長 河村 たかし

市長
印

有料老人ホーム設置届受理通知書

平成 28 年〇〇月〇〇日に提出された老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 29 条第 1 項の規定に基づく有料老人ホームの設置届については、下記のとおり受理しましたので通知します。

- 1 施設の名称
E D C B A
- 2 施設の設置所在地
名古屋市緑区〇〇町〇〇番地
- 3 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
氏名(名称) 株式会社A B C D E 代表取締役 A A B B
住所(所在地) 名古屋市中区〇〇町〇〇番地
- 4 事業開始予定年月日
平成 2 9 年〇〇月〇〇日

(2) 未届有料老人ホームについて

届出を拒否する事業者の中には、自身は居住契約のみを締結する者であって、サービス提供は入居者の選択に基づき外部の事業者が行うものであり、自身は届出を行う義務がない、とするケースがある。

これに対し厚生労働省通知では、入居契約を行う者とサービス提供を行う者が異なる場合でも、事業者間の斡旋や紹介等を含み、入居者にとってこれらが一体的に行われていると認められるものは届出が必要としているので、事業の実態を把握したうえで判断を行う必要がある。

なお、各自治体において有料老人ホームの該当判断基準や施設状況確認票などが策定・運用されているので、未実施の自治体は参考にされたい。

指導指針は一義的に、地方自治体の指導監督上の基準である。しかしながら、事業者の中には「指導指針に適合しない部分があるため届出できない(しない)」、また「届出を行わなければ指導対象とならない。」と考えるものが存在する。さらに自治体職員の中にも、「届出には強制力がない。」との誤認が見られるが、これらはいずれも認識不足であり、たとえ指導指針に適合していないホームであっても、老人福祉法第29条第1項に該当する事業はすべて有料老人ホームとして届出をさせ、改善に向けた指導監督を継続的に行わなければならない。

また、複数の法人により一体的な協同運営が行われており、どちらを主たる契約当事者と判断することができない場合でも、そのいずれをも設置者として届出させることが可能である。

さらに、再三の指導にも係わらず届出を行わない設置者は、老人福祉法第40条第一号に基づき罰金刑の対象となる。

2 指導上の留意点

※H30.4 厚生労働省・標準指導指針

(3) 有料老人ホームの届出の徹底

老人福祉法に規定する有料老人ホームに該当するにもかかわらず、廊下の幅員等が指導指針に適合しないことを理由に有料老人ホームの届出が行われない場合があるが、指導指針に適合しなくとも届出義務がある。

また、届出を行っていない有料老人ホームに対する指導に際して、複数の法人が協同して一体的な経営を行っている場合については、必ずしも特定の一の法人を設置者として扱わなければならないものではなく、複数の法人がいずれも設置者に該当するものとして取り扱って差し支えない。

老人福祉法の観点からは、重要事項の説明や情報開示など有料老人ホームの運営が適切に行われることが重要であり、事業者に対して指導の徹底をお願いしたい。

① 未届有料老人ホームの把握

未届有料老人ホームの把握については、各自治体において日常的な努力が行われている。

例えば、地域包括支援センター等に情報提供を求める、介護保険担当課や建築部局、消防部局、生活保護部局から情報を得る、など以下のような能動的な取り組みも進んでいる。特に生活保護部局では社会福祉各法に基づかない施設・事業所の一覧を作成している場合があり、ここから情報を得ることもできる。

◎未届有料老人ホーム把握の取組例

- 地域包括支援センターや生活保護担当課など、広く照会・連携し、その把握に努めている。
- 毎年、生活保護担当課のほか、各地域包括支援センターから未届有料老人ホームの情報収集をしている。平成30年10月1日時点、本市では未届有料老人ホームは存在しない。
- 建築部局、消防部局から情報提供を随時受け付けている。
- 政令市及び事務権限委譲市との連絡会開催により、情報共有を図っている。
- 消防局(防火対象物の用途区分)・福祉局保護課(貧困ビジネス規制条例)・特定施設公募不選定施設その他随時情報提供からホームに該当すると思われる施設の情報提供を受けている。
- 介護保険事業所の指定申請において、高齢者住宅等と同一建物であることが把握できた場合は聞き取りを行い、必要に応じて届出の指導を行っている。また、ケアプラン点検等で同一所在地の利用者が複数いる場合においても聞き取りにおいて確認している。
- 生活保護のケースワーカーが未届有料老人ホームを紹介してしまうため、ケースワーカーに有料老人ホームの定義を教える。そうするとケースワーカーからの情報提供もある。
- 介護保険事業所の指定申請において、同一建物であることが把握できた場合は聞き取りを行っている。また、ケアプラン点検等で同一所在地の利用者が複数いる場合においても聞き取りにおいて確認している。

※以下、本書において●印は自治体の意見

② 有料老人ホームの判定

有料老人ホームの判定について、厚生労働省は以下の考え方を示している。ここでは、高齢者を入居させて何らかの役務を提供するものは有料老人ホームであり、有料老人ホームは届出をしなければならないため、仮に指導指針に不適合の状態だとしても、自治体はその届出を拒否できない、としている。

また、老人福祉法第29条第1項の「老人を入居させ」の解釈として、高齢者以外の者も当然に入居できるものは有料老人ホームには当たらないが、

◇入居要件では老人以外も入居できるとしつつ、意図的に老人を集めて入居させているものについては施設全体について

◇共同住宅や寄宿舍のように老人とそれ以外の者が混在して入居しているものであっても、施設の一部については専ら老人を入居要件とするものについては当該老人が利用している部分について、それぞれ、入居する高齢者の人数に関わらず、有料老人ホームとして取り扱う、とされていることに注意が必要である。

他方で、有料老人ホームかどうかの判定においては、以下のように判断に迷うケースも見られる。

◎有料老人ホームの判定の事例

- 併設する介護保険居宅サービス事業所との間でサービスの提供主体があいまいになっている。
(ホームのサービスか居宅サービス事業所のサービスか) あるいは実際にはホームのサービスなのに居宅サービス事業所のサービスだと抗弁される場合があり対応に苦慮している。

- 未届有料老人ホームは介護保険事業所を併設しているが、そこが訪問介護で入っているところが有料老人ホームのようで、市町村に情報提供依頼しそれをもって、高齢者の施設状況確認表を送り、有料老人ホームの要件、見守り、食事など提供しています、という自己記入表を書いてもらって有料老人ホームかを判断する。
- 食事の提供が一体かどうかでもめたケースがあり。契約書上、入居者はその会社を使って食事の提供をしてもらい、費用はいったんホームに支払うという形だったので、これは一体のサービスとの判断を行った。

ホームに介護保険居宅サービス事業所が併設される場合、介護保険制度による介護給付とホームが独自で提供するサービスが区分され、その費用を受領しているのか、といった点がポイントになる。そのためにはまず居宅サービス事業所のケアプランとサービス提供記録とを突合し、ホーム独自のサービスの実施や費用について検証することも有効と考えられる。その際は、介護保険課との連携も必要となる。

また、食事の提供は外部事業者が行うとしても、入居契約上で食事を提供することとしているか、設置者と給食事業者との契約関係はあるか、等の確認を行い、さらに食堂を設置していれば営業許可等の主体は誰か、等を確認する必要がある。

自治体の中には、有料老人ホームに該当するかどうかの判定基準を持つところがあり、さらに判定のための状況調査票を作成しているところがあるので、参考にされたい。

2 指導上の留意点

※H30.4 厚生労働省・標準指導指針

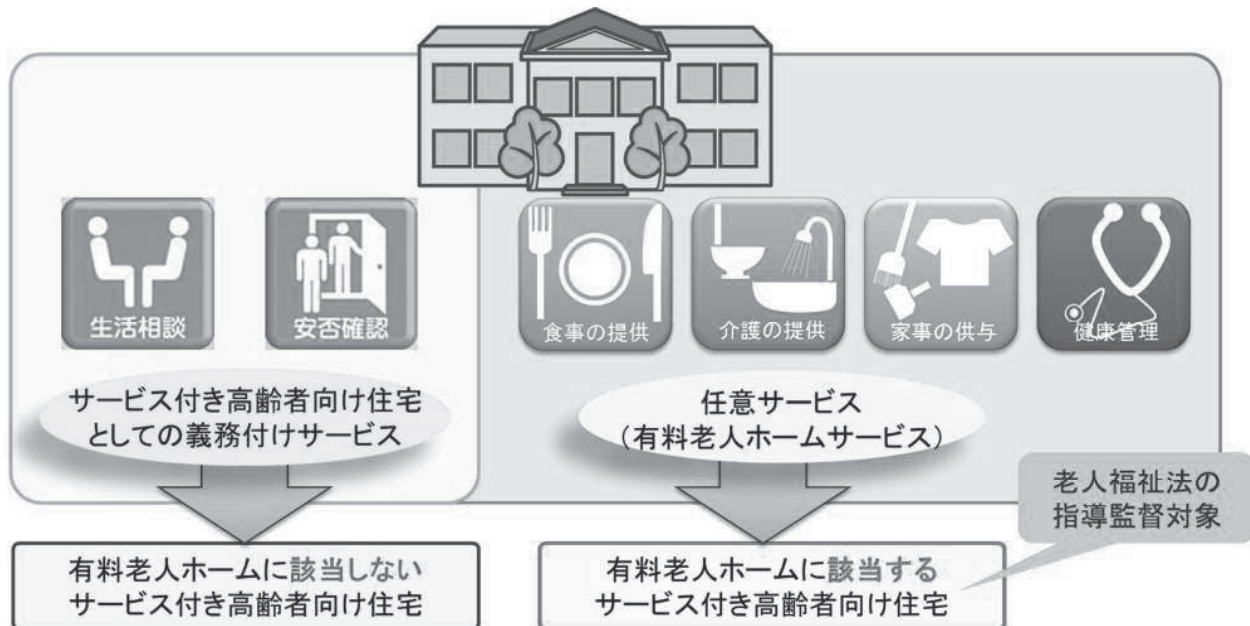
(4) 有料老人ホームの特定

有料老人ホームの届出が行われていない場合にあっては、都道府県等においては、その施設が有料老人ホームに該当する旨を設置者に対して通知する方法により、有料老人ホームであることを特定した上で、指導を行うことも有効である。届出が行われていない場合であっても、有料老人ホームに該当する事業については、老人福祉法に基づく命令や罰則の適用が可能であるため、設置者に対してその理解を促す観点からも、有料老人ホームであることの特定は必要である。

また、介護保険法の住所地特例の規定など、他の法律においても、有料老人ホームであることを前提とした制度があることから、これらの業務の明確化を図る上でも、適切に有料老人ホームの特定を行うことが必要である。

◇資料25 有料老人ホーム該当・非該当判断基準(大阪府)	P97
◇資料26 有料老人ホームの判断基準(川崎市)	P98
◇資料27 有料老人ホーム該当施設判断基準(愛媛県)	P99
◇資料28 高齢者施設状況確認票(八王子市)	P101

有料老人ホーム 該当・非該当判断基準



高齢者を入居させ、①食事の提供、②入浴・排せつ・食事の介護、③洗濯・掃除等の家事、④健康管理（以下「介護等サービス」という。）の少なくとも一つのサービスを提供する場合は、老人福祉法第 29 条に定める有料老人ホームの設置者に該当します。

この場合、委託契約の有無に関わらず入居サービスと介護等サービスとが一体的に提供されていると判断された場合は、有料老人ホームに該当します。

《参考》

サービス付き高齢者向け住宅の建築基準法上の用途（H23. 10. 7 国説明会配布資料）

サービス付き高齢者向け住宅の建築基準法上の用途については、下表の考え方をもとに、個々の建物の利用状況等を踏まえて、特定行政庁が総合的に判断する。

①	各専用部分内の設備の有無 （浴室の有無は問わない）	便所・洗面所・ 台所が揃っているもの	便所・洗面所はあるが、台所がないもの	
②	老人福祉法上の有料老人ホームの該当	（該当・非該当に関わらず）	該当	非該当
建築基準法上の用途		共同住宅	老人ホーム	寄宿舍

有料老人ホームの判断基準について

有料老人ホームとは、

- (1)【入居サービス】老人を「入居」させ、
- (2)【介護等サービス】「入浴、排せつ若しくは食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」、「健康管理」(介護等)のいずれかのサービスを提供する「事業」を行う施設
(老人福祉法第29条第1項)

※同法の規定に基づく「届出」の有無にかかわらず、入居サービス及び介護等サービスの実施が認められるものは、すべて有料老人ホームに該当するものとして取扱う。

1 入居対象について

入居対象を老人としている。

○ 老人以外も当然に入居できる施設は有料老人ホームには当たらないが、下記の場合は、有料老人ホームとして取扱う。

- ①入居要件では老人以外も入居できるとしていても、意図的に老人を集めて入居させている場合
- ②共同住宅や寄宿舍等、老人とそれ以外の者が混在しているものであっても施設の一部については、老人のみを入居対象としている場合。老人を対象としている部分については、有料老人ホームとして取扱う。

○ 分譲型で、入居者自身が所有者であるものは除く。

○ 短期間の宿泊など、利用者の生活の拠点となっているとはいえない形態のものは除く。

2 入居対象の「老人」の考え方について

老人福祉法上の明確な定義がないため、概ね「60歳以上の者」又は「介護保険法に基づく要介護認定若しくは要支援認定を受けている者」を基本とする。

3 サービスの態様について

入居に付随するサービスであること。

- 入居サービス提供者が、介護等サービスを一体的に提供していることが認められること
- 入居サービス提供者が、外部の事業者へ委託して介護等サービスを提供する場合を含む。
- 介護等サービス提供者には、入居サービス提供者と委託契約をした者から再委託をされた者など、実質的にサービスの提供を行なっている者を含む(すべての第三者のうち、実質的にサービスの提供を行なっている者を含むと解します)。
- 入居者に対して、入居サービス又は介護等サービスのいずれかの提供者が、もう一方の提供者を紹介・斡旋するなどにより、入居サービスと介護等サービスが一体的に提供されていることが認められる場合を含む。

4 除外となる施設について

- 老人福祉施設
- 認知症高齢者グループホーム
- 通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の通所介護以外のサービス(宿泊サービス)を提供する場合(いわゆる、お泊まりデイサービス)として届出されているものや、旅館業法等の他法令で許可や届出されているもの。

有料老人ホーム該当施設判断基準

老人福祉法において有料老人ホームとは、「老人を入居させ」、「入浴、排せつ若しくは食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」の供与をする事業を行う施設とされているが、施設が有料老人ホームに該当するか否かの判断は、以下の基準に基づき行う。

1 老人の入居

有料老人ホームは老人を入居させることを目的とした施設であるが、その判断については、次のとおりとする。

なお、入居要件を専ら老人に限らず老人以外も当然に入居できるようなものは有料老人ホームに当たらない。ただし、①入居要件では老人以外も入居できるとしつつ、意図的に、老人を集めて入居させているものについては施設全体について、②共同住宅や寄宿舎のように老人とそれ以外の者が混在して入居しているものであっても、施設の一部については専ら老人を入居要件とするものについては当該老人が利用している部分について、有料老人ホームとして取り扱うものとする。

①次の項目のいずれかに該当する場合は、老人を入居させているものとする。

- (ア) 施設利用時に入居に関する契約(入居契約、建物質貸借契約等)を締結している。
- (イ) 広告等で高齢者向けの入居施設を標榜しており、契約書等に入居に関する内容が含まれている。
- (ウ) 入居に関する契約は締結されていないが、利用者の住民票が施設所在地に移動している。
- (エ) 契約は宿泊契約であるが、長期宿泊となっている等、実態として居住していると認められる。なお、長期宿泊とは、概ね6月を超える期間宿泊している場合とする。

②施設の利用者の中に入居者と宿泊利用者が混在している場合も老人を入居させている施設とする。

③「老人」とは、60歳以上の者とする。

2 サービスの提供

有料老人ホームは「入浴、排せつ若しくは食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」のいずれかのサービス提供を行う施設であるが、サービス提供の有無に係る判断については、次のとおりとする。

①次の項目のいずれかに該当する場合は、施設によりサービスが提供されているものとする。

- (ア) 施設利用時にサービスの提供に関する契約を締結している。
- (イ) 広告等で食事や介護等のサービスを提供することを標榜しており、契約書等にも当該サービスに関する内容が含まれている。この場合において、サービスの提供主体は問わず、入居者と施設との間でサービス提供に係る契約が締結されていれば施設によるサービス提供とみなす。

なお、入居と同時にサービス提供を行わないが、将来、サービスの提供が行われるという契約内容も同じである。

- (ウ) 入居の契約に付随して、特定の事業者からサービスの提供を受けることが条件とされている。
- (エ) 食事の提供において、施設が契約した調理業者や配食サービス事業者が食事を提供している。
- (オ) 施設の月額利用料金又は都度払い費用にサービスの提供に要する費用が含まれている。

- ②広告等で、単に建物内、同一敷地内又は別敷地に自社のサービス事業所が存在することを表示しているのみであって、①のいずれにも該当しない場合は施設によるサービス提供には当たらない。
- ③宿直による夜間の緊急時対応やフロントサービス、安否確認、共用施設の清掃等はサービスの提供に当たらない。

3 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月6日法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅として登録された住宅のうち、老人を入居させ、有料老人ホームの定義に当てはまるサービスを提供するものは、老人福祉法の規定による届出を要しない有料老人ホームに該当する。

4 有料老人ホームと宅老所等

宅老所等を標榜する施設であっても、老人を入居させ、有料老人ホームの定義に当てはまるサービスを提供している施設は、有料老人ホームに該当する。

未届け有料老人ホームの実態把握について【お願い】

八王子市内において、市へ届出を行わず、有料老人ホームの運営をしている事業者に対しては、届出を促し、行政との関わりを持ちながら適切な運営に努めていただくよう指導しております。国が示す有料老人ホームの定義等を改めて周知いたしますので、届出済の有料老人ホーム施設一覧に掲載がない、未届け有料老人ホームと疑われる施設について情報等お持ちでしたら、実態把握及び指導の為の情報提供のご協力をよろしくお願いいたします。

有料老人ホームの定義等について

- 老人を入居させ（入居サービス）、当該老人に対して「入浴、排泄又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」の少なくとも一つのサービス（介護等サービス）を供与する施設のことをいいます。（老人福祉法第29条第1項）
- 入居サービス事業者と介護等サービス事業者が別々であっても、両者に委託関係があったり、経営上の一体性が客観的に認められる施設は、有料老人ホームに該当するため法律上の届出義務があります。
- 共同住宅や寄宿舍のように複数の者が入居する施設で、老人とそれ以外の者が混在して入居している場合であっても、老人が1人でも入居サービス及び介護等サービスを受けていると、当該老人が利用している部分は有料老人ホームとして取り扱うことになります。
- 規模の大小、建物構造や名称の如何に関わらず、これらサービスを提供する場合は、すべて届出の必要があります。また、届出の有無に関わらず法律上は有料老人ホームに該当するのであり、「届出によって有料老人ホームになる」のではありません。届出はあくまで行政手続きへの手続きであり、届出により「有料老人ホーム」という名称を使用しなければならないわけではありません。
- 高齢者住まい法に基づき「サービス付き高齢者向け住宅」の登録をした場合には、老人福祉法の届出義務は課されません。

※厚生労働省老健局高齢者支援課長通知による（平成25年5月）

【問い合わせ先】

八王子市役所高齢者いきいき課 事業者指定担当

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

TEL 042-620-7294 FAX 042-623-6120

未届け有料老人ホーム情報提供シート

連絡先

八王子市福祉部高齢者いきいき課事業者指定担当
 〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号
 TEL: 042-620-7294 FAX: 042-623-6120

- ・未届け有料老人ホームと疑われる施設の情報を把握している範囲でご記入ください。
- また、チラシなどございましたら添付して下さい。
- ・連絡いただく際は、郵送・FAXのいずれかの方法で連絡ください。

※情報提供者名等について、他に伝えることはありません。

1 情報提供者

氏名	
法人名	
住所	
電話・FAX番号	

2 未届け有料老人ホームに係る情報

施設運営者	運営者（法人）名	
	施設名	
	所在地（住所）	
	法人代表者	
	電話・FAX番号	
施設概要	定員・現入居者数	定員（ ）名、現入居者（ ）名
	使用している部分	1 建物全体、2 一部（居宅サービスの併設など）
	入居条件等	1 高齢者限定、2 年齢制限なし
運営者が提供するサービス	食事	1 なし（自炊・個人での配食契約等）、2 あり
	居室清掃	1 なし、2 あり
	洗濯サービス	1 なし、2 あり
	介護サービス	1 なし、2 あり
	健康管理	1 なし、2 あり
入居者が契約している介護保険サービス（訪問介護・通所介護等）	サービス種類	
	事業所名	
	電話・FAX番号	
	運営法人名	
その他・特記事項		

③ 届出指導

未届の施設が有料老人ホームに該当することが判明した場合、設置者に対して届出を行うよう指導を実施することとなる。このためには設置者に理解を求め、場合によって事務手続きを簡素化するなどしつつ、未届有料老人ホームが法令違反であることを認識させる必要がある。

自治体によって、届出に向けた様々な取り組みが行われている。

◎ 届出指導の事例

- 設置者に対して速やかに届出するよう指導。これより一定期間届出がなく催告にも応じない場合、立入検査対象とする。
- 未届有料老人ホームについては事前協議不要としている。
- 建築住宅及び消防担当部局と連携し、情報が入り次第調査し、届出を促している。
- 未届有料老人ホームの疑いのある住宅等に関する情報提供があった場合は、設置者に対し調査票の提出を求める。その結果、有料老人ホームに該当すると確認できた場合は、現地調査を実施するとともに、建設局、消防局の関係する部局(以下「関係機関」という)あてに情報提供を行う。その際、関係機関に対し、不適合事項について、必要な指導を依頼する。不適合事項については、関係機関と協力体制を構築し、継続的な指導を行う。入居契約書、管理規程及び重要事項説明書について、標準の様式をホームページに掲載し、それらを修正することで速やかな設置届の手続きが行えるようにする。
- 県の関係機関や市町村に情報提供を依頼し、未届有料老人ホームを把握次第、電話や面談により届出指導を行うとともに、把握済みの未届有料老人ホームには、「有料老人ホーム該当通知」を送付し、設置届の手続を行うよう指導している。
- 事前協議に当たり契約書、管理規程、事前協議書における提出書類のひな型をいくつかセットにして県のホームページに掲載した。誰もが事前協議書類を作れる状態にした上で、必要に応じて、実際に立入検査をして、一緒に書類を書いたりして提出を依頼している。
- 不適切な運営が疑われる未届有料老人ホームに対しては、現地確認を行ったうえで、直接届出の指導を行っている。
- 設置届、提出書類のリスト、重説の書き方を丁寧に説明し、決算書、法人の定款など現場で用意してもらえる書類はその場でもらう。設置届も押印してもらうだけにしてその場で印鑑をもらう。
- 未届有料老人ホームに毎年立入検査を行い、届出するよう指導している。また毎年、「未届ホーム相談週間」を開催している。
 - ・平成28年度末、平成29年度末に実施
 - ・起案時点で県において未届有料老人ホームと認識している施設(設置者)へ届出等について説明
 - ・説明内容
 - ① 老人福祉法における届出義務
 - ② 県による指導が目指すもの(老人福祉の向上)
 - ③ 県指針・住所地特例制度等概要
 - ④ 届出必要書類一覧、等を説明。
 - ・施設設置者に来庁を依頼するほか、必要に応じ先方事務所へ訪問
 - ・年中对応はしているものの、「相談週間」として特別感を出し、施設側の抵抗感を軽減した。
 - ・相談週間の結果、複数施設から届出を得た。
- 文書による届出指導を半年ごとを目途に実施し、電話・現地での届出指導を年1回を目途に実施することとしている。
- 未届事業者・施設のホームページでの公表、集団指導、一定期間経過後の届出催促文書の送付、実地検査を行い届出についても指導する。

- 消防、建築、生保、介護認定調査等の担当部局に情報提供を呼びかけるとともに、情報提供があった施設には随時連絡・調査を行い、有料老人ホームに該当すると判断された場合は、届出を促している。
- 年1回程度訪問し、届出を勧奨している。
- 「未届有料老人ホーム届出指導要領」を策定し、これに基づき指導している。有料老人ホームに該当すると認められた場合、設置者に対して速やかに届出するよう指導。これより一定期間届出がなく催告にも応じない場合、立入検査対象とする。
- 「届出勧奨通知」を送付している。
- 「未届有料老人ホームの届出促進に係る取扱方針」に基づき、以下のとおり対応している。
 - ①未届有料老人ホームの疑いのある住宅等に関する情報提供があった場合は、設置者に対し調査票の提出を求める。
 - ②その結果有料老人ホームに該当すると確認できた場合は、現地調査を実施するとともに、建設局、消防局の関係する部局(以下「関係機関」という)あてに情報提供を行う。その際、関係機関に対し、不適合事項について、必要な指導を依頼する。
 - ③不適合事項については、関係機関と協力体制を構築し、継続的な指導を行う。
 - ④添付する入居契約書、管理規程及び重要事項説明書(住宅用)について、標準の様式をホームページに掲載し、それらを修正等することで速やかな設置届の手続きが行えるようにする。
- 届出を促進するため、把握した未届有料老人ホームの施設名、所在地、連絡先等について、福祉保健局のホームページで毎月公表。
- 現地訪問し事業者の意見を傾聴するなど信頼関係の構築に取り組むとともに、届出に係る事業者の事務負担を軽減するため必要書類の説明や記載の仕方について具体的にアドバイスし、届出の促進を図っている。
- 「有料老人ホーム該当通知」を送付し、設置届の手続を行うよう指導している。
- 年1回の有料老人ホーム講習会(集団指導)の開催通知を送付し、届出勧奨通知も同封している。

未届有料老人ホームの届出に際して、法令に基づく届出書類の簡素化を求める自治体の意見もあるが、通常の届出を行う設置者との公平性を確保しなければ、むしろ未届有料老人ホームを助長する懸念がある。未届かどうかにかかわらずすべての設置者が設置届を行う際の必要書類を全般的に見直すかどうかは課題である。

また、指導権限を行使する上での課題として、以下のような自治体の意見がある。

◎届出指導上での課題

- 消防基準を満たしていないホームであっても、経済的な事情等から他に行き場の無い入所者を受け入れているホーム等の場合。
- 建築基準法や消防法上の重大違反が見つかった場合の対応。

届出に向けた指導上でこうした法令違反が発見された場合は、担当部局と連携を図り関係法令での指導や処分の検討を行いつつ、状況に応じて老人福祉法上の改善命令や事業停止命令も検討すべきである。いずれにせよ、法令を遵守しない設置者によって、入居者の安心・安全が損なわれる重大な事態が起こらないよう、自治体には迅速な対応が求められる。

④ 関係部局との連携

未届有料老人ホームの届出を促進する取り組みの中には、「関係部局との連携」がある。有料老人ホーム所管部局だけでなく、他法令に基づく指導権限を有する部局との連携は、届出を求める上で効果的となる場合がある。

具体的には、次のような取り組みが進められており、参考にされたい。

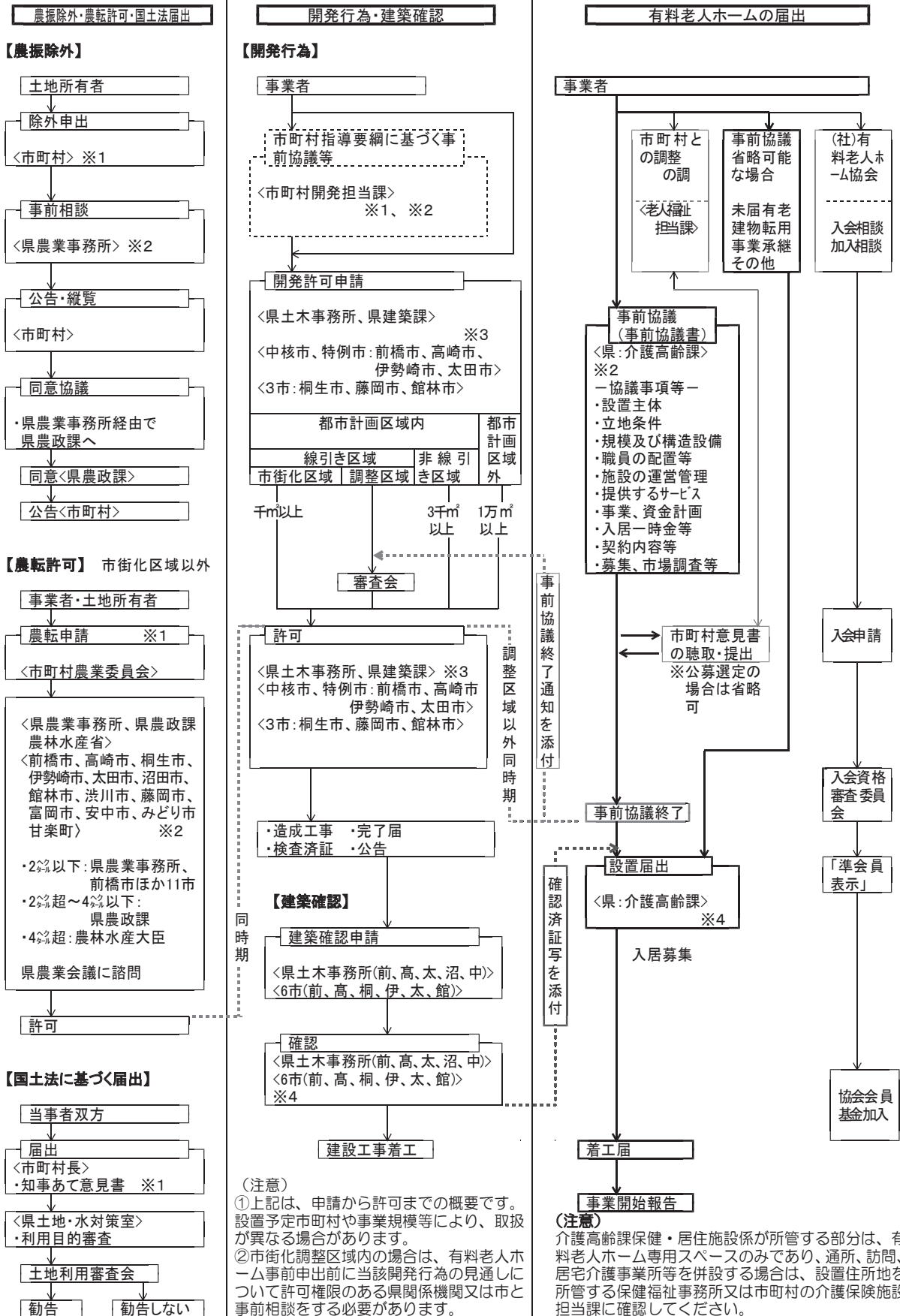
◎ 関係部局との連携の事例

- サービス付き高齢者向け住宅所管課と必要に応じて情報共有している。
- 疑問点については、関係部局に、その考え方、意見等を聴きながら進めている。また、年度当初には、指導担当課と施設所管課が合同で、連携のあり方、法令の改正状況に関する情報等についての打合せ会を行っている。
- 住宅部局とは、日頃からサ高住における苦情等の情報共有を図るとともに、事業開始後6か月並びに3年経過した施設への立入検査を合同で実施している。また、消防部局とは、施設内の消火設備や緊急時の対応について再度確認する旨を記載したリーフレットを配布し、引き続き安全性の確保に努めるよう連携を図っている。
- 定期的な担当者会議の開催等。
- サービス付き高齢者向け住宅の登録窓口である住宅政策課と情報共有を行い、立入検査を同時に実施している。
- 福祉関連施設等における防災対策連絡会議を行い、消防局・福祉部局・建設部局間で連携した情報共有を行っている。

◆資料29 有料老人ホームの設置届に係る関係部局等との連携について(群馬県)

参考

○有料老人ホームの設置届出にかかる関係部局等との連携について(平成30年9月現在)



■各欄の※印は、当該手続時に相互の連絡調整を行うことを示します。

⑤ 届出指導上の困難事例

未届有料老人ホームに対して届出を求める上で、「未届有料老人ホームへの指導に強制力がない。」などと誤認する自治体がある。

◇届出指導上の課題

- 入居者の実態把握、運営実態の把握が困難である。
- 施設の運営状況を知るための書類提出依頼の根拠となる法令がないため、書面での依頼が困難である。
- 設置届という届出制であるため、事業者が強固に有料老人ホームではないと主張した場合（食事や介護のサービスを一体で行っていないなどの主張）、県として未届有料老人ホームとして整理するのか、有料老人ホームではないと整理するのか判断が難しい。

有料老人ホームに該当することが確定していない段階では、老人福祉法の立入調査権限は及ばない。

しかしながら消防部局や建築部局との連携等を通じてサービス提供などの実態を探知・把握し、有料老人ホームに該当すると判断した場合には、未届有料老人ホームであっても、老人福祉法に基づき立入検査を行う権限が自治体にあることを設置者に理解させ、法令違反の解消に向けて必要な指導を行う必要がある。

未届有料老人ホームへの対応に関する指導ルールを策定している自治体は複数あるが、中には、未届有料老人ホームの届出指導要領を定め、再三の指導に関わらず届け出を行わない場合は老人福祉法違反として罰則規定の適用を行うことを明記しているものがあり、参考にされたい。

ただし、届出の促進を図る上では、なお自治体から次のような課題が挙げられている。

◇事業形態上の課題

- 設置者が、「契約上宿泊サービスであり、利用者が自宅に何か月かに1回の頻度で帰宅する。」と主張する場合等。入居サービスの提供と判断するのか困難な事例があるが、利用者数や利用日数等を勘案し、状況に応じて判断している。
- 無料低額宿泊所等の類似施設との判別が難しい場合がある。

未届有料老人ホームの中には、「宿泊サービスであり有料老人ホームに該当しない。」と主張する場合があるが、その場合には旅館業法上の許可が必要である。また、無料低額宿泊所の定義については、現在厚生労働省において検討が進められている。

- 老人を集めて入居させていることが、「意図的」であるかどうかを判定する際の具体的基準。
- 既存の有料老人ホームにおいても、65歳未満の入居者を受け入れている場合があり、有料老人ホームとして取り扱うことが妥当であるかの判断に困る場合がある。
- 若年者層が入居している場合の対応。
- 有料老人ホームの要件である役務提供について、系列の別法人が利用者と個別に契約しているとしてホームに該当しないとする事業者が多い。契約書内容や系列法人のサービスをあっせんするなどの実態が把握できないと、ホームであると断定できない。
- 有料老人ホームの判断基準が明確化されているが、それでも尚、判断の難しい事例が存在していると考えられる。市や担当者レベルで判断が異なる可能性もあるため、他市において疑義が生じた事例を共有し、全国的な意思統一を図りたい。

提供されるサービスが設置者とは別の法人により提供されている場合は、契約内容等を確認し、当該別法人を設置者として届出させることも考えられる。

未届有料老人ホームに対する届出指導要領

1 趣 旨

この要領は、老人福祉法の規定により有料老人ホームに該当する施設であって、有料老人ホームを設置する届出を行っていない者に対する各地方局地域福祉課の届出指導について定めるものである。

2 定 義

この要領において「未届有料老人ホーム」とは、老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームに該当するが、同項の届出を行っていない施設とする。

3 届出までの手順

- (1) 市町、居宅介護支援事業者及び住民等から有料老人ホームと思われる施設の情報を入手した場合、別紙1「高齢者向け施設の運営に関する調査票」により当該施設が有料老人ホームに該当するか否かの調査を行う。
- (2) (1)の調査に加えて、有料老人ホームに該当する施設を適切に把握するため、必要に応じて実地調査又は施設設置者への聞き取り調査等を行う。
- (3) 施設が有料老人ホームに該当するか否かを判断する基準は、別紙2「有料老人ホーム該当施設判断基準」によることとする。
- (4) (1)の調査により有料老人ホームに該当すると認められた施設の設置者に対しては、老人福祉法第29条第1項の規定による届出を速やかに行うよう指導する。
- (5) 届出は届出指導を行ったときから、概ね3月以内に行うよう指導する。
- (6) 市町は要介護認定調査及び特定高齢者等の認定過程又は地域包括支援センターに集められる情報等で有料老人ホームと思われる施設の情報の把握に努め、県は各市町の介護保険担当課と有料老人ホームの情報提供に関して密接な連携を図る。

4 未届有料老人ホームにおける愛媛県有料老人ホーム設置運営指導指針の基準の取扱い

- (1) 未届有料老人ホームのうち、愛媛県有料老人ホーム設置運営指導指針(以下「指針」という。)の基準に適合しない施設(以下「基準適合外施設」という。)の設置者に対しても、速やかに届出を行うよう指導すること。
 なお、届出の指導を行った時点において、指針の基準に適合していない部分を把握している場合は、届出時までには改善が可能な部分については、改善するよう指導すること。この場所において、届出時点において改善がなされなかったときであっても、届出を受理することとする。
- (2) 届出を行った基準適合外施設に対しては、指針の基準に適合していない部分に応じて、次の措置を速やかにとるよう指導すること。その際、必要に応じて期限を定めて改善状況を報告させることができる。
 - (ア) 施設基準のうち居室面積が指針の基準を満たしていない場合においては、サービスの提供に際して、必要な広さが確保されていること。
 - (イ) 建物が耐火建築物又は準耐火建築物でない場合、避難設備、警報設備、消火設備等事故・災害に対応するための設備を十分に設け、入居者の安全を確保すること。
 - (ウ) 施設が提供するサービスの内容に応じた、必要な設備が設けられていない場合は、サービスの委託等も含めてサービスの提供体制の見直しを検討すること。
 - (エ) 居室が相部屋(夫婦部屋を除く。)であり、既に居室に入居者が存在する等の理由により個室とすることが困難と認められる場合は、入居者のプライバシーに配慮した上で入所者ごとにサービスの提供に必要な適当な広さを確保すること。
 また、入居者の退居が発生した場合は、居室定員を順次減少させる措置をとること。

- (オ) 施設が提供するサービスの内容に応じた、適切な数の職員が配置されていない場合は、サービスの委託等も含めてサービスの提供体制の見直しを検討すること。
- (カ) 指針に規定する施設の管理運営、サービスの内容、利用料の取扱い、契約内容及び書類整備については、速やかに指針の基準を満たすこと。
- (キ) 基準適合外施設の設置者に対しては、指針の基準に適合していない部分における改善計画を策定するとともに、是正可能な部分からは是正を行うよう指導すること。
- (ク) 施設の建替え又は大規模改修時の際は、指針の基準に適合できるよう、事前に所管の地方局地域福祉課と十分な協議を行うこと。

5 基準適合外施設の取扱い

- (1) 基準適合外施設についての情報をホームページ等により県民等へ公開する際には、県民等が施設を選択する場合における判断の目安となるよう、別紙3「有料老人ホーム情報開示等一覧表」を用いるなど当該施設において基準に適合していない部分を明瞭に把握できる方法で行うこと。

なお、ホームページへの公開に係る事務は、長寿介護課で行う。

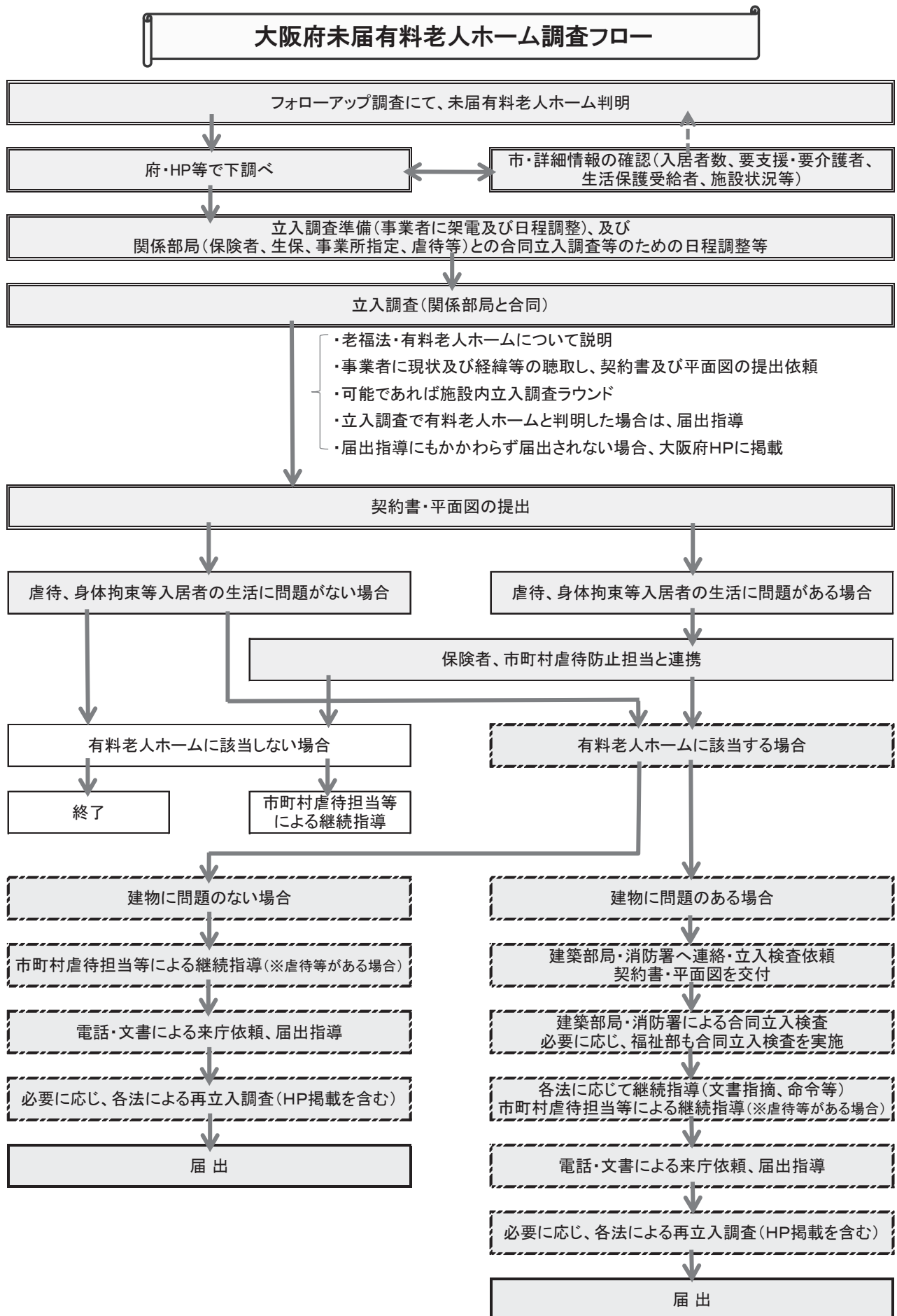
- (2) 基準適合外施設が入居者募集や契約を行う際には、入居希望者に対して当該施設において基準に適合していない部分があることを明確に伝えるとともに、重要事項説明書等により、基準に適合していない部分、指針の基準との差異の程度、今後の改善計画等を十分に説明するよう指導すること。

6 届出後の指導

届出を行った施設に対しては、定期的に実地の指導を行い、入居者の処遇の質の確保及び向上を図る。

7 その他

- (1) 有料老人ホーム未届施設が届出指導にも関わらず届出を行わない場合は、継続的に届出指導を行い、これに従わない場合は、老人福祉法第40条第2号の罰則規定に基づく処置を行う。
- (2) 有料老人ホーム未届施設に対しても、老人福祉法第29条第9項の立入検査及び第11項の改善命令を行うことができるため、劣悪な環境でのサービス提供や不適切な利用料徴収等が生じないよう入居者の処遇の質を確保するための適切な指導を行う。



(3) ホームに対する指導監督方法

① 立入検査

有料老人ホームに対する立入検査権限については老人福祉法において都道府県等に付与されており、その実施においては外部へ一部業務委託を行っているところもある。

○老人福祉法

第29条

11 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与（将来において供与をすることを含む。）を委託された者（以下「介護等受託者」という。）に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

また、標準指導指針では、立入検査の実施について次のように規定している。法令の「立入検査」と本指導指針の「立入調査」は同義である。

2 指導上の留意点

※H30.4 厚生労働省通知

(7) 有料老人ホームに対する指導

① 立入検査

管内の有料老人ホームについて、定期的な立入調査を実施するほか、必要に応じ適宜調査を実施されたい。立入調査に当たっては、介護保険担当部局（管内の市町村の介護保険担当部局を含む。）とも連携を図り、重要事項説明書の記載内容等に照らしつつ、居室の状況や介護サービスの実施状況等について調査し、必要に応じ、指導指針に基づく指導を行う。立入調査において入居者の処遇に関する不当な行為が認められたときは、入居者の保護を図る観点から、迅速にその改善に必要な措置をとることを指導し、又は命じられたい。その上で、再三の指導に従わずに悪質な事業を続ける場合など、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、老人福祉法に基づきその事業の制限又は停止を命じられたい。

なお、事業の停止を命じた場合、その他入居者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため必要があると認めるときは、入居者からの問合せに応じて、当該高齢者に適した諸条件が整った他の賃貸住宅等のリストを提示したり、入居に必要な公的主体による支援措置を紹介したりするなど、当該入居者に対し、介護等の供与を継続的に受けるために必要な助言その他の援助を行うように努めること。

立入検査の頻度は、一般的には3年に1回定期検査を実施し、さらに事件や事故、関係者からの通報等に応じて臨時に実施する方法が多い。

立入検査に関する特徴的な取り組みの中には、開設3か月後、1年後に実施するケースや、初回の検査を開設3年後に行いその後は5年ごとに実施するケース、等が見られる。

自治体によって、届出ホーム数が多い反面、少ない担当者で業務を回すために、様々な工夫が行われている。立入検査の実施方法、検査先選定の考え方を例示する。

◎立入検査の実施方針の例

- 新規で開設した施設、前回検査から6年経過する施設、通報等があり臨時で検査が必要と判断した施設。
- 3年に1回全施設に対し、立入検査を実施する。また、設置者が訪問介護事業所や通所介護事業所を運営している場合、その実地指導に併せて立入検査を実施。
- 入居者、入居者の家族等、施設長等からの通報。事故報告(重大事故・事故対応に問題がある場合など)。集団指導への不参加ホーム。
- 入居者・家族からの通報等があった場合には施設を訪問し、設備や処遇などについて現地確認するようにしているが、それだけでは指導監督の実効性が担保できないと判断するときは、法律に基づく立入検査を行うこととしている。
- ①開所時検査(施設開所3か月後に行うもの)、②定期検査(3年ごとに行うもの)、③随時検査(入居者処遇等に関する通報や苦情において、老人福祉法に違反する恐れがある又は入居者の処遇に関する不当な行為、利益を害する行為に該当する恐れがあるときに行うもの)
- 原則として、3年に1回実施することを規定。(定期立入検査)。随時立入検査は、①通報・苦情・相談等、②事故報告書、③定期立入検査、④高齢者虐待などの市町村からの報告、より検査を実施する必要があると判断した場合
- 立入検査実施要項に基づき、3年に1回実施することとしている。また、施設の管理運営、サービス、入所者処遇等に関する通報、苦情等があった場合で、入所者のために必要があるときは、随時に実施する。
- 「市有料老人ホーム立入検査要領」に定めている定期立入検査。開設から一年以内に立ち入る実地検査。そのほかに運営及びサービスが著しく適正を欠くため、入居者の利益に重大な支障を及ぼしていると疑うに足りる理由があると判断される場合。利用者や利用者の家族又は施設職員などからの情報共有による。

郡山市有料老人ホーム立入検査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、有料老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)第29条第1項に規定する届出をした施設及び高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条に規定する登録を受けた施設のうち、入居者に対して老人福祉法第29条第1項に規定するサービスを提供する施設(以下「施設」という。)の管理運営、サービス、入居者処遇等の状況について、法及び郡山市有料老人ホーム設置運営指導指針(平成25年9月11日施行)等の規定に照らし改善を要すると認められる事項について必要な助言、指導、命令を行うことにより、施設の適正な運営及び入居者の保護を図ることを目的として、法第29条第9項及び郡山市有料老人ホーム設置運営指導要綱(平成25年9月11日施行)第13条の規定に基づき、市が実施する施設に対する立入検査に関して必要な事項を定めるものとする。

(形態)

第2条 立入検査の形態は、定期検査及び随時検査とする。

- 2 定期検査は、毎年度当初に定める実施方針及び実施計画により行うものとし、同一施設に対する立入検査は、原則として3年に1回実施するものとする。
- 3 随時検査は、施設の管理運営、サービス、入所者処遇等に関する通報、苦情等があった場合において、その内容が法第29条第4項から第8項までの規定に反するおそれがあるとき、又は当該施設の入居者の処遇に関して不当な行為に該当し、若しくはその運営に関して入居者の利害を害する行為に該当するおそれがあるとき、その他入居者の保護のために必要があるとき、随時に実施するものとする。

(実施方法)

- 第3条 市は、定期検査を行う場合は、あらかじめ当該施設の設置者、管理者又は設置者から介護等の供与を委託された者(以下「介護等受託者」という。)に対し、有料老人ホーム自主点検調書兼検査調書(様式第1号)を送付し、検査日時及び検査職員の職氏名を文書により通知するものとする。
- 2 前項の規定により送付を受けた当該施設の設置者、管理者又は介護等受託者は、有料老人ホーム自主点検調書兼検査調書を作成し、市の指定する日までに市へ提出するものとする。
 - 3 随時検査を行う場合には、あらかじめ当該施設の設置者、管理者又は介護等受託者に対し、検査日時及び検査職員の職氏名を文書により通知するものとする。
- ただし、急を要する等必要と認めるときは、事前に通知することなく立入検査を行うことができるものとする。
- 4 立入検査は、当該施設又は当該介護等受託者の事務所若しくは事業所において、原則として当該施設の責任者の立会のもとに行うものとする。
 - 5 立入検査は、職員2名以上で行うものとする。

(検査事項)

第4条 立入検査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 設置届等に関すること(施設のうちサービス付き高齢者向け住宅の登録を受けたもの(以下「サ高住」という。)を除く)。
- (2) 変更届に関すること(サ高住を除く)。
- (3) 事故届に関すること。
- (4) 設置主体に関すること(サ高住を除く)。
- (5) 立地条件に関すること(サ高住を除く)。
- (6) 規模及び構造設備に関すること(サ高住を除く)。

- (7) 職員の配置等に関すること。
- (8) 施設の管理運営に関すること。
- (9) サービスに関すること(サ高住は該当するサービスを提供している場合に限る)。
- (10) 事業収支計画に関すること(サ高住を除く)。
- (11) 利用料等に関すること。
- (12) 契約内容等に関すること。
- (13) 情報開示に関すること。
- (14) 広告の基準に関すること。
- (15) その他必要と認められる事項に関すること。
- (16) 前回検査時の指摘事項に対する改善状況に関すること。

(検査結果)

第5条 検査職員は、検査後速やかに検査結果を市長に復命するものとする。

2 市は、立入検査の結果、改善を要すると認められる事項等があるときは、当該施設に対し、当該改善を要する事項等を様式第2号により通知するとともに、その改善結果等について改善結果及び検討結果報告書(様式第2号)により報告を求めるほか、必要に応じて職員を派遣する等により改善結果を確認するものとする。

(検査結果の保管)

第6条 市は、過去の検査結果及び改善状況等を把握し、効果的な助言、指導等を行うため、施設から回答された様式第2号を施設ごとに累年で保管しておくものとする。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、施設に対する立入検査の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年9月11日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

東京都有料老人ホーム指導及び監査実施要綱

直近改正 30 福保指一第63-3号

平成 30 年 5 月 8 日

第1 趣旨

この要綱は、老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)第29条第1項に規定する有料老人ホームに対して都が実施する指導検査について、必要な事項を定める。

第2 指導検査の目的

指導検査は、法、「東京都有料老人ホーム設置運営指導指針」(以下「指導指針」という。)及び別に定める指導検査に係る基準その他福祉諸法(以下「指導検査基準等」という。)に対する実施状況について個別に明らかにし、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、有料老人ホームの適正な運営及びサービスの質の確保並びに入居者保護を図ることを目的とする。

第3 指導検査の基本方針

指導検査は、有料老人ホームの管理運営方法、サービス内容及び入居者保護に関する事項等について周知徹底させるとともに、指導指針及び指導検査基準等に照らし、改善の必要があると認められる事項について、適切な助言及び指導を行うことを主眼として実施する。

第4 指導検査の対象

この要綱に基づく指導検査の対象は、法第29条第1項に規定する有料老人ホームを設置運営する事業者(以下「事業者」という。)を対象とする。

第5 指導検査の形態

指導検査の形態は、以下のとおりとする。

1 一般指導検査

一般指導検査は、原則として検査対象となる事業者の事業所等における実地検査とする。

2 特別指導検査

特別指導検査は、次のいずれかに該当する場合に、特定の検査事項を定め、重点的に行う実地検査とする。
なお、必要に応じ関係行政機関等と合同で検査を実施することができる。

- (1) 有料老人ホームの運営及びサービス等が著しく適正を欠くために、当該施設の入居者の利益に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑うに足る理由があるとき。
- (2) 度重なる一般指導検査の指導によっても改善の措置が認められないとき。
- (3) 正当な理由がなく、一般指導検査を拒否したとき。

3 集団指導

集団指導は、指導対象となる事業者に対し必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

第6 実地指導の実施計画

実地指導の実施に当たっては、老人福祉行政の動向を踏まえ効率的かつ効果的に行えるよう、指導の重点項目、実地指導の実施時期、検査班の編成及び規模等の実施計画を含む実施方針を別に作成するものとする。
ただし、問題の発生等により必要があると認められる場合は、実施計画に関わらず適宜実地指導を実施する。

第7 実地指導の実施方法

実地指導の実施方法は、以下のとおりとする。

1 一般指導検査

(1) 検査通知

検査対象となる事業者を決定したときは、あらかじめ検査の根拠規定、実施日時、場所、検査担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により当該事業者へ通知する。

ただし、必要と認める場合には、検査開始時に文書を交付することによって行う。

(2) 検査実施方法

検査は、指導検査基準等に基づき、施設・設備の状況及び関係書類等を確認し、関係者に面談する方式により行う。

なお、検査は2名以上の検査班を編成して実施する。

(3) 検査結果の通知

検査の結果、改善を要すると認められた事項については、後日、文書により通知する。

(4) 改善報告書の提出

当該事業者に対して、文書により改善を指摘する場合は、改善期日を記載した検査結果通知書を送付し、改善報告書の提出を求める。

なお、改善報告書の提出期日については、検査結果通知書発送日の30日以内とする。

2 特別指導検査

(1) 検査通知

検査通知は、一般指導検査に準じて、あらかじめ文書により通知する。ただし、検査の目的と効果を勘案し、検査の開始時に文書を交付することにより行うことができる。

(2) 検査実施方法

検査は、検査の目的及び効果をその都度勘案し、問題の重要性や緊急性等の状況に応じ、重点項目を定めて実施する。

なお、実地指導は2名以上の検査班を編成して実施する。

また、必要に応じ運営指導所管部課職員、関係行政機関職員及び専門職員等による検査班を編成し、実施することができる。

(3) 検査結果の通知

特別指導検査の結果、改善を要すると認められた事項については、後日文書により通知する。

(4) 改善報告書の提出

当該事業者に対して、文書により改善を指摘する場合は、改善期日を記載した指導結果通知書を送付し、改善報告書の提出を求める。なお、改善報告書の提出期日については、指導結果通知書発送日の30日以内とする。

3 集団指導

(1) 指導通知

指導対象となる事業者を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書等により当該事業者へ通知する。

(2) 指導方法

指導は講習等の方式で行う。当日使用した資料等については情報提供に努めるものとする。

第8 改善命令

法第29条第4項から第8項までの規定に違反したと認めるとき、入居者処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認められるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

第9 改善命令の公示

第8に基づく改善命令を行ったときは、その旨を公示しなければならない。

第10 調査書等の提出

実地指導の実施にあたっては、第6で定める実施計画を踏まえ、検査に必要な期限までに、関係資料の提出を求めることができる。

第11 指導検査基準

指導検査項目、検査の着眼点及び関係法令等を集約した指導検査基準を別に定める。

第12 実地指導結果の活用

実地指導結果は以下により活用する。

1 関係部課への情報提供

実地指導の結果は、適宜集約し、行政運営に資するため、運営指導所管部課等に提供する。

2 福祉保健局ホームページへの掲載

一般指導検査及び特別指導検査の結果並びに改善状況については、今後の事業者指導等に支障があると認めた場合を除き、福祉保健局ホームページに掲載し、都民へ広く情報提供する。

第13 指導指針等との整合の確保

実地指導の実施に当たり生じた疑義及び関係法令等の解釈については、関係部課等と調整又は協議を行い、指導指針、指導検査基準及び実施方針との整合を図るものとする。

第14 情報の公開

実地指導等に関する情報は、個人情報など法令及び東京都条例により非開示とされる場合を除き、公開に努めるものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

沖縄県有料老人ホーム立入検査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第11項及び沖縄県有料老人ホーム設置運営指導要綱(平成11年12月1日施行)第13条の規定に基づき実施する有料老人ホームに対する立入検査に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 立入検査は、老人福祉法(以下「法」という。)及び沖縄県有料老人ホーム設置運営指導指針(平成16年3月1日施行)等の規定に照らし、是正又は改善を要すると認められる事項について、必要な助言、指導、命令を行うことにより有料老人ホームの適正な運営及び入居者の保護を図ることを目的とする。

(検査事項)

第3条 立入検査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 基本的事項に関する事項
- (2) 設置者に関する事項
- (3) 立地条件に関する事項
- (4) 規模及び構造設備に関する事項
- (5) 既存建築物等の活用の場合の特例に関する事項
- (6) 職員の配置、研修及び衛生管理に関する事項
- (7) 有料老人ホーム事業の運営に関する事項
- (8) サービス等に関する事項
- (9) 事業収支計画に関する事項
- (10) 利用料等に関する事項
- (11) 契約内容等に関する事項
- (12) 情報開示に関する事項
- (13) 衛生管理等に関する事項
- (14) 届け出に関する事項
- (15) 前回の立入検査に基づく是正・改善状況
- (16) その他必要と認められる事項

(立入検査の形態)

第4条 立入検査の形態は、以下のとおりとする。

1 一般検査

一般検査は、毎年度定める実施計画(様式第1号)により行うものとし、原則として3年に1回実施するものとする。

2 随時検査

随時検査は、次のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 有料老人ホームの運営及びサービス等が著しく適正を欠くために、当該施設の入居者の利益に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑うに足る理由があるとき。
- (2) 入居者処遇に関する通報、苦情等又は定期報告書類の確認結果等で、入居者の保護のため必要があると認められるとき。

(立入検査体制)

第5条 検査は、子ども生活福祉部高齢者福祉介護課が実施するものとし、課員2名以上の体制で実施する。

2 検査職員は、立入検査を行うにあたっては、老人福祉法施行規則第5条の2に規定される身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(立入検査の実施方法)

第6条 検査の実施方法は、以下のとおりとする。

1 一般検査

(1) 検査通知

実施計画に基づき、検査対象となる有料老人ホームの設置者若しくは管理者(以下「設置者等」という。)に対して、検査の根拠規定、実施日時、場所、検査対象者、準備すべき書類等を文書(様式第2号)により、立入検査当日の10日から20日前までに通知する。

(2) 検査実施方法

検査は、「有料老人ホーム自主点検調書兼検査調書」(別添様式第2号)に基づき、実地により施設・設備の状況及び関係書類等を確認し、関係者に面談する方式で行う。

なお、検査は、入居者のサービス水準の確保等のために必要と認められる範囲内で、第3条の検査事項を絞る等、より効率的、効果的に行うことができるものとする。

2 随時検査

(1) 検査通知

検査通知は、一般検査に準じて、あらかじめ文書(様式第3号)により行う。

ただし、急を要する等、検査の目的と効果を勘案し、事前に通知することなく検査の開始時に現場において、文書を交付するなどの方法により行うことができる。

(2) 検査実施方法

検査は、問題の重要性や緊急性等の状況に応じ、重点項目を定めて実施する。

なお、必要に応じ関係行政職員等による検査班を編制し、実施することができるものとする。

(検査の留意点)

第7条 検査は、公平不偏かつ懇切丁寧を旨とし、指導援助的態度で実施し、努めて関係者の理解と自発的協力が得られるよう配慮するものとする。

2 検査の課程においては、直接の担当者からの事情聴取のみに終始することなく、責任者を中心に進めるよう配慮し、相互信頼を基礎として十分意見交換を行い、一方的判断を押しつけることのないように留意するものとする。

3 事実認定及び事務処理の判定について、法的根拠等を明確にし、特に上司の指示を要する事項については、その指示を持って行うものとする。

(講評)

第8条 検査職員は、検査終了後、有料老人ホームの設置者等及び関係職員の出席を求め、その結果について、是正又は改善を要する事項を指摘するのみならず、改善方法を示す等、より効果的な指導及び助言を行うため、講評を行うものとする。

(検査結果の復命)

第9条 検査職員は、帰庁後速やかに結果を整理し、所属長に対して復命(様式第4号)を行うものとする。

(検査結果の検討及び通知)

第10条 検査結果については、綿密に検討してその問題点を明らかにし、是正又は改善を要する事項については、検査終了後1ヶ月以内に文書(様式第5号)をもって通知する。

2 検査結果は、必要に応じ関係機関にも送付するものとする。

(是正改善状況報告)

第11条 是正又は改善を要する事項の是正改善措置状況については、検査結果通知文書発送日から1ヶ月以内に文書(様式第6号)により報告を求めるものとする。

2 重要な事項については、必要に応じてその改善状況等を実地により確認するものとする。

3 短期間に解決を図ることが困難な事項については、改善計画を立てさせ、継続的に指導し、定期的に改善状況を確認する。

(改善命令等)

第12条 県は、有料老人ホームの設置者が法第29条第4項から第9項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又は、その運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認められるとき、その他入居者の保護のために必要があると認めるときは、当該設置者に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 県は、有料老人ホームの設置者が、法その他老人の福祉に関する法律で政令に定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であって、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

(改善命令等の公示)

第13条 前条の規定に基づく改善命令を行ったときは、その旨を公示するものとする。

(市町村への通知)

第14条 設置者に対して第12条第2項の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その旨を、関係市町村長に通知するものとする。

(入居者への支援)

第15条 第12条第2項の規定による命令をし、その入居者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者に対し、介護等の供与を継続的に受けるために必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(管理台帳)

第16条 県は、効果的な検査を行うために、有料老人ホーム立入検査管理台帳(様式第7号)を作成し、検査の終了後必要事項を記入し、整備するものとする。

(補則)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成24年6月8日から施行する。

附則

この要領は、平成26年5月20日から施行する。

附則

この要領は、平成30年5月22日から施行する。

② 自主点検表の活用

立入検査を効率的に進める上で、あらかじめ立入検査の対象となる事業者に「自主点検表」の作成・提出を求め、検査すべきポイントを事前に絞り込んでおく自治体がある。平成30年調査では、事業者における自主点検表の作成に取り組む自治体は全体の54%あるが、そのうち作成を義務付けているものが62.3%、報告を義務付けているものは31.9%となっている。

指導監督の効率化の観点で、自主点検表の作成・報告を求めることは有用であり、未対応の自治体は積極的に取り組まれない。以下に具体的な活用事例を示す。

◎ 自主点検表活用の事例

- 事前に自主点検表を提出してもらい、事業者の現状を把握した上で立入検査を実施し、業務の効率化を図っている。
- 指導上必要な項目をチェックし業務を効率化している。また、事業者の指導指針の解釈に誤りが無いか確認するための参考としている。
- 立入時、確認公務として業務を効率化している。
- 自主点検表を立入検査の際に活用し、指導の効率化を図っている。ただし、通報等に基づく緊急立入検査を行う際には自主点検表によらず、通報内容の確認を重点的に行っている。

◆資料35 自主点検表(大阪府)

大阪府有料老人ホーム設置運営指導指針に基づく自主点検表

No. 1

施 設 名	有料老人ホーム
設 置 者	
報 告 年 月 日	令和 年 月 日
報 告 者 職 ・ 氏 名	

1. 基本的事項	開設年月日 (入居定員)	平成 ・ 令和 年 月 日 (人、うち生保者 人)
	入居者の 年 齢	歳 ～ 歳 (平均年齢: 歳)
	施設所在地	
	交通 (最寄 駅・バス停)	

	チェック項目		できている	一部できている	できていない	該当なし
	建物構造	耐火建築物 (RC造・鉄骨造) 木造準耐火建築物 その他 階建 用途区分 ()	☐	☐	☐	☐
2. 建物構造 (指導指針を満たしていない場合、重要事項説明書又は管理規程に記入し適切に入居者へ説明しているか。代替の措置・運用が講じられているか。)	他事業所との関係	デイサービス、訪問介護事業所が併設されている場合、明確に区分されているか。	☐	☐	☐	☐
	所有区分	自己所有 賃借→賃借期間 (30年以上・自動更新・入居者の契約期間との整合性) 抵当権・根抵当権 (有・無)	☐	☐	☐	☐
	図面と現状	一致・相違	☐	☐	☐	☐
	避難経路 消 火 設 備	消防法令を遵守しているか。2方向避難を確保しているか。 スプリンクラー、火災通報装置等を設置しているか。	☐	☐	☐	☐
	緊急通報装置	居室、便所、浴室、脱衣所等にナースコールを設置しているか。正確に作動しているか。	☐	☐	☐	☐
	居 室	トイレ 洗面 収納 浴室 ナースコール	☐	☐	☐	☐
		個室か。実有効面積13㎡以上を確保しているか。	☐	☐	☐	☐
	一時介護室	(2人部屋を設置している場合) 有・無	☐	☐	☐	☐
	廊 下 幅	指導指針に定める幅員を確保しているか。	☐	☐	☐	☐
	食 堂	1人当たり2㎡以上を確保しているか。 洗面設備 (有・無)	☐	☐	☐	☐
	浴 室	適当な箇所に整備しているか。(10名程度に1か所以上) 特浴 (有・無)	☐	☐	☐	☐
	ト イ レ	適当な箇所に整備しているか。	☐	☐	☐	☐
	共同利用設備	医務室 健康管理室 談話室 応接室 相談室	☐	☐	☐	☐
	事 務 室	書類の保管状況等	☐	☐	☐	☐
	宿 直 室	有・無 ※夜勤体制の場合は不要	☐	☐	☐	☐
	洗 濯 室	衛生管理状況 台数 入居者の使用 (有・無)	☐	☐	☐	☐
	汚物処理室	独立して設置している又はカーテンで仕切る等感染症防止の対策を講じているか。	☐	☐	☐	☐
	エレベーター	(2階以上の建物の場合) 有・無 車椅子等の使用に努めているか。	☐	☐	☐	☐
	修繕・改修の帳簿の記録	(指針を満たしていない等の場合) 修繕・改修の実施状況を適切に記録しているか。適正に管理しているか。	☐	☐	☐	☐

	チェック項目				できている	一部できている	できていない	該当なし
3. 入居者の状況		自立	人					
		要支援 1	人					
		要支援 2	人					
		要介護 1	人					
		要介護 2	人					
		要介護 3	人					
		要介護 4	人					
		要介護 5	人					
		嚥痰吸引を必要とする人	人					
		経管栄養を必要とする人	人					
4. 職員の状況	員数 (適切な処遇を行える体制)	施設長	人	(うち非常勤 人)	☐	☐	☐	☐
		生活相談員	人	(うち内非常勤 人)	☐	☐	☐	☐
		看護職員	人	(うち非常勤 人)	☐	☐	☐	☐
		介護職員	人	(うち非常勤 人)	☐	☐	☐	☐
		機能訓練員	人	(うち非常勤 人)	☐	☐	☐	☐
		計画作成者	人	(うち非常勤 人)	☐	☐	☐	☐
		栄養士	人	(うち非常勤 人)	☐	☐	☐	☐
		調理員	人	(うち非常勤 人)	☐	☐	☐	☐
		事務員	人	(うち非常勤 人)	☐	☐	☐	☐
		認定特定行為業務従事者	(1号 人) (2号 人)	(1号のうち非常勤 人) (2号のうち非常勤 人)	☐	☐	☐	☐
		その他職員	人	(うち非常勤 人)	☐	☐	☐	☐
		合 計	人	(うち非常勤 人)	☐	☐	☐	☐
	勤務体制	早 出	人	: ~ :	☐	☐	☐	☐
		日 勤	人	: ~ :	☐	☐	☐	☐
		遅 出	人	: ~ :	☐	☐	☐	☐
		夜 勤	人	: ~ :	☐	☐	☐	☐
		そ の 他	人	: ~ :	☐	☐	☐	☐
		勤 務 表 等	有料老人ホーム職員が昼夜を問わず1名以上常勤しているか。(宿直者を含む) 職員の所属を明確に区分しているか。(有料老人ホームと訪問介護事業所等) 職員に各自の所属を周知徹底しているか。		☐	☐	☐	☐
	緊急時の対応	緊急時等の対応体制	各種状況報告書を作成しているか。 関係機関・自治会・家族との連携体制を整備しているか。 緊急時の行動基準(誰が誰にどのレベルで連絡するか)等を作成しているか。		☐	☐	☐	☐
		名 簿	入居者、家族、身元引受人その他関係機関等について作成しているか。 (氏名、入居者との続柄、家族等(複数名)の日中・夜間の連絡先等)		☐	☐	☐	☐
5. 収支		収 入	当年度 千円	前年度 千円	☐	☐	☐	☐
		支 出	当年度 千円	前年度 千円				
		損 益	当年度 千円	前年度 千円				
		収 支 計 画	有・無 収支計画と現状の乖離(大・小)		☐	☐	☐	☐

チェック項目		できている	一部できている	できていない	該当なし	
6. 契約書・ 管理規程	契 約 書	入居者等に契約の内容を十分説明し、同意を得ているか。（施設類型、介護サービス・医療機関の選択性、看取り方針等）障がい、感染症等を理由に不当な入居拒否をしていないか。適正に保管しているか。様式は希望者が自由に閲覧できる状態にあるか。	☐	☐	☐	☐
	重要事項説明書	実態と乖離なく正確に記載されているか。入居者等に重要事項説明書の内容、トラブルの想定等を十分説明し、同意を得ているか。適正に保管しているか。希望者が自由に閲覧できる状態にあるか。	☐	☐	☐	☐
	権利擁護（成年後見を含む）	入居（申込）者の判断能力が不十分な場合、入居（申込）者又はその家族と地域包括支援センターや行政機関との調整を図っているか。	☐	☐	☐	☐
	家 賃	円	☐	☐	☐	☐
	共 益 費 等	共益費 円 食費 円 管理費 円 その他 円 光熱水費 円	☐	☐	☐	☐
	サービス料金	サービス料金一覧表を作成しているか。	☐	☐	☐	☐
	一時金の種類	敷金 想定居住期間等の前払金 その他	☐	☐	☐	☐
	一時金（算定根拠、返還方法、保全措置）	算定根拠、解約時の返還方法（クーリングオフを含む）、金融機関等による保全措置を明示しているか。それぞれの内容は適正か。	☐	☐	☐	☐
	提携医療機関	内科（ ） 歯科（ ） 協力内容（平時の対応、急変時の対応、訪問の頻度等） 入居者のフェイスシート（入居者基本情報）（有・無）	☐	☐	☐	☐
	管理規程・財務諸表	管理規程（作成・未作成）、財務諸表（作成・未作成）希望者が自由に閲覧できる状態にあるか。	☐	☐	☐	☐
	個人情報保護	入居者等の個人情報等を適切に取り扱っているか（契約終了後を含む）。入居者等の個人情報を利用する場合は、書による同意を得ているか。	☐	☐	☐	☐
	意見箱	分かりやすい場所に設置しているか。	☐	☐	☐	☐
7. 帳簿の保存等	保存期間	サービスを提供した日の属する年度末以降2年間保存しているか。5年間保存に努めているか。	☐	☐	☐	☐
	介護記録	入居者の状況（健康管理（食事、入浴、水分摂取、排泄、体温、血圧）、洗濯、清掃等）を正確に記録しているか。適正に保管しているか。	☐	☐	☐	☐
	一時金、利用料等の受領記録	適正に処理しているか。入居者又は家族に控えを発行しているか。内訳を明らかにしているか。適正に保管しているか。	☐	☐	☐	☐
	預かり金	管理規程を整備しているか。適正に保管しているか。（保管場所・方法、上限額の遵守、複数の職員による確認（月1回程度）、入居者・家族の確認（受領印等））	☐	☐	☐	☐
	事故発生記録	正確に記録しているか。適正に保管しているか。（事故状況、措置、改善策、府、市、国保連等への報告、入居者の家族等への連絡）ヒヤリハットを記録しているか。事例、対応、改善策等を職員間で共有しているか。	☐	☐	☐	☐
	事故防止体制	事故が発生した際に迅速に対応できる体制を整備しているか。事故の把握・分析を行い、再発防止及びリスクマネジメントに努める等の未然防止策を検討しているか。	☐	☐	☐	☐
	苦情記録・処理体制	苦情を受け付けた際に速やかに対応できる体制を整備しているか。正確に記録しているか。適正に保管しているか。事例、対応、改善策等を職員間で共有しているか。	☐	☐	☐	☐
	苦情、相談窓口等の掲示	設置者（登録事業者） 有料老人ホーム所管所管庁 サービス付き高齢者向け住宅所管庁 高齢者虐待担当窓口 その他	☐	☐	☐	☐

チェック項目		できている	一部できている	できていない	該当なし		
8. 運営懇談会	設置状況 開催状況	運営懇談会を設置しているか。 定期的に開催しているか。	☐	☐	☐		
	構成メンバー	入居者 家族 身元引受人 施設管理者 職員 地域関係者 その他（ ）	☐	☐	☐		
	開催通知 議事録	通知方法 議事録作成 施設運営への意見の反映 入居者の家族への報告	☐	☐	☐		
	定員が少なく 設置が困難な 場合	地域と定期的に交流しているか。 入居者の家族との連絡体制を確保しているか。 運営懇談会に代わるものとして説明を行っているか。	☐	☐	☐		
9. 非常時対応	消防訓練・避難訓練の実施	年2回（うち1回は夜間を想定）実施しているか。	☐	☐	☐		
	避難経路確保・防犯設備	消防法に定める避難経路を確保しているか。避難経路に障害物等を置いていないか。 防犯設備の特記事項（ ）	☐	☐	☐		
	消火設備の点検	法定点検（例：半年1回機器点検/年1回総合点検）を実施しているか。	☐	☐	☐		
	防災体制	消防計画を消防署に届け出ているか。（要受領印） 研修を実施しているか。 ハザードマップ等の入手、家具の転倒防止等の対策、非常食、医薬品等生活必需品の備蓄（職員分を含む）はできているか。	☐	☐	☐		
10. サービス提供	食事	提供者等	事業者名：（所在地：） 履行の確認（確認頻度、内容等）	☐	☐	☐	☐
		朝食時間	： ～ ：	☐	☐	☐	☐
		昼食時間	： ～ ：	☐	☐	☐	☐
		夕食時間	： ～ ：	☐	☐	☐	☐
		メニューの 選択、掲示	個人の嗜好に合わせた選択制（有・無） 一週間分のメニュー掲示（有・無）	☐	☐	☐	☐
		個別対応の状況	個人の容体に合わせた対応（さざみ食、治療食等）を行っているか。	☐	☐	☐	☐
		栄養管理等	カロリー等は適正か。 適温で供給しているか。	☐	☐	☐	☐
		衛生管理	食材の搬入・調理・配膳の各段階で衛生管理は適正か。 （「大量調理施設衛生管理マニュアル」等を参考に調理施設を点検）	☐	☐	☐	☐
	入浴	提供者等	事業者名：（所在地：） 履行の確認（確認頻度、内容等）	☐	☐	☐	☐
		提供状況	週2回以上入浴できるか。 特浴利用者数（人）	☐	☐	☐	☐
		提供形態	介助なし 施設職員が介助 外部ヘルパーが介助	☐	☐	☐	☐
		浴室清掃	毎回清掃しているか。 （循環式の場合） ・法定点検、レジオネラ属菌の汚染を確認しているか。 （例：週1回以上換水、年1回の設備点検等） ・残留塩素濃度は0.4mg/ℓ以上か。	☐	☐	☐	☐
	洗濯	提供者等	事業者名：（所在地：） 履行の確認（確認頻度、内容等）	☐	☐	☐	☐
		提供状況	回数は適当か。 物干し場（有・無） 乾燥機（有・無）	☐	☐	☐	☐
		提供形態	介助なし・施設職員が介助・外部ヘルパーが介助	☐	☐	☐	☐
		料金	無料・有料（円）	☐	☐	☐	☐
	清掃	提供者等	事業者名：（所在地：） 履行の確認（確認頻度、内容等）	☐	☐	☐	☐
		提供状況	回数は適当か。	☐	☐	☐	☐
		提供形態（居室）	介助なし・施設職員が介助・外部ヘルパーが介助	☐	☐	☐	☐
		料金	無料・有料（円）	☐	☐	☐	☐

	チェック項目			できている	一部できている	できていない	該当なし
10. サービス提供	健康管理	提供者等	事業者名： (所在地：) 履行の確認(確認頻度・内容等)	☐	☐	☐	☐
		定期健康診断	年2回以上(うち1回は胸部X線健診による結核検診)機会を設けているか。	☐	☐	☐	☐
		費用	無料 有料(実費/定額(円))	☐	☐	☐	☐
		往診の状況	内科 歯科	☐	☐	☐	☐
		医薬品等の管理	医薬品、医療器具等の管理は適切か。施設できる場所に保管しているか。	☐	☐	☐	☐
	安否確認、状況把握、生活相談	提供者等	事業者名： (所在地：) 履行の確認(確認頻度・内容等)	☐	☐	☐	☐
		頻度	日中(回)・夜間(回)	☐	☐	☐	☐
		プライバシーの確保	プライバシーを確保しているか。 運営懇談会等により入居者等の意向を確認し、尊重しているか。	☐	☐	☐	☐
		帳簿の記録	安否確認、状況把握、生活相談の内容及び入居者の状況を正確に記録しているか。適正に保管しているか。	☐	☐	☐	☐
11. 衛生管理	施設内の清掃状況	共用部分を清潔にしているか。 廊下に備品等を置いていないか。 浴室、トイレ等に誤飲のおそれがある漂白剤等を置いていないか。		☐	☐	☐	☐
	清潔・不潔の区分	清潔・不潔を明確に分けているか。 オムツや洗濯物等の清潔品をむき出しにしていないか。		☐	☐	☐	☐
	汚物処理状況	汚物処理室等では感染症防止対策を講じているか。 汚物ごみ等の運搬は動線や時間帯について衛生面に配慮して行っているか。		☐	☐	☐	☐
	貯水槽・受水槽等	(有効容量10㎡以上の物を使用している場合)年1回の法定点検及び清掃を行っているか。		☐	☐	☐	☐
	感染症等	事例、改善策等を職員間で共有しているか。 感染のおそれとなるタオルやブラシを共用としていないか。 保健所、府等への報告は適切に行っているか。(同一の感染症・食中毒による(と疑われる)死亡者・重篤患者が1週間以上に2名以上発生した場合、同一の感染症・食中毒による(と疑われる)患者が10名以上又は入居者の半数待(有・無) 市町村等への報告(済・未済) 身体拘束(有・無)		☐	☐	☐	☐
12. 虐待防止、身体拘束	事例の有無	虐待(有・無) 身体拘束(有・無)		☐	☐	☐	☐
	記録等の整備、管理等	虐待について記録しているか。(事例、改善策等の共有含む) 身体拘束について ・記録しているか。(目的、理由、時間帯、期間等) ・入居者又は家族の同意書は取得しているか。3要件(切迫性・非代替性・一時性)を満たしているか。 ・身体拘束廃止委員会及びケース検討会議を開催し、組織的に検討(拘束の廃止、改善策)しているか。		☐	☐	☐	☐
	防止策・代替策検討、適正化等	身体拘束ゼロ推進に取り組んでいるか。 身体拘束適正化のための検討委員会の開催、指針の整備を行っているか。 職員間での事例共有、防止・代替策の検討を行っているか。		☐	☐	☐	☐
13. 外部サービス	介護保険サービス	介護事業所の選択を制限していないか。近隣の介護事業所、複数の介護事業所を紹介しているか。 施設サービスと介護保険サービスを明確に区分しているか。		☐	☐	☐	☐
	医療機関	連携医療機関等の選択を制限していないか。 医療機関に入居者を紹介し、報酬を得ていないか。		☐	☐	☐	☐
14. マニュアル	整備状況	身体拘束廃止 虐待防止 災害対策(火災・地震・風水害) 防犯・安全対策 感染症対策 食中毒対策 事故防止 苦情処理 等		☐	☐	☐	☐
15. 研修	研修計画等	年間計画を作成しているか。(初任者、人権、虐待防止、身体拘束廃止、感染症対策、食中毒対策、事故対応等) 入居者の態様、プライバシー(入浴、排せつ等)に配慮するよう職員を指導しているか。(アセスメント、モニタリング) 各職種の役割、連携・情報共有の重要性について指導しているか。		☐	☐	☐	☐
	実施状況	定期的に実施しているか(回数、内容、参加者数等) 大阪府が実施する研修・外部研修への参加(有・無)		☐	☐	☐	☐

	チェック項目		できている	一部できている	できていない	該当なし
16. 交 流	家族・地域との交流	交流、情報提供の回数、内容等 地域のイベント等への参加の状況 自治会等への加入（有・無）	☐	☐	☐	☐
	イベント等	イベントの回数、内容等 情報誌（生活状況）の発行回数、内容等	☐	☐	☐	☐
17. その他	広報活動	パンフレット、ホームページ、募集広告等は適切か。（実態との乖離、誇大広告、誤解を与えるような表示はないか）	☐	☐	☐	☐
	法人の経営姿勢	運営方針、コンプライアンスに問題はないか。 職員の健康管理（メンタルヘルスを含む）に努めているか。 働きやすい職場づくり、効率的・効果的な運営に努めているか。（キャリアパス制度の導入、労働環境改善、ＩＣＴの導入等）	☐	☐	☐	☐
	評価	自主点検を行っているか。（年2回以上） 第三者評価の受審に努めているか。	☐	☐	☐	☐
			☐	☐	☐	☐

令和元年度

有料老人ホーム自主点検表（介護付・住宅型 用）

施設名等	名称	
	類型	(どちらかを○で囲む) 介護付 ・ 住宅型
	所在地	
	設置者名	印
点検状況	点検年月日	令和 年 月 日 ()
	点検者	職名 氏名
		職名 氏名

立入検査年月日	令和 年 月 日
有料老人ホーム 立会者	職名 氏名
	職名 氏名
	職名 氏名

立入検査班	班長 所属・職名	氏名
	班員 所属・職名	氏名
	班員 所属・職名	氏名

【記入要領】

- 1 本表は、各事項の自主点検を行い、その結果について、「評価」欄の該当項目を○で囲む方法で作成するものであること。
- 2 該当しない事項、又は前年度事例がない場合は、「該当なし」と記入すること。
- 3 自己評価の際、判断が困難な場合は、理由を整理し、立入検査時若しくは事前に問い合わせること。
- 4 点検事項中、「介護サービスを提供するホーム」とは次のとおりであり、該当する有料老人ホームは、自主点検を行った結果について、上記1及び2に基づき記入すること。

ア 特定施設入居者生活介護等^(※)を提供する有料老人ホーム（＝特定施設入居者生活介護等の指定を受けている介護付有料老人ホーム）

イ 設置者が、介護サービス（介護保険法第40条に規定する介護給付又は同法第52条に規定する予防給付に係る介護サービス以外の介護サービス）を提供する有料老人ホーム

※ 特定施設入居者生活介護等

次のア、イ及びウに掲げるサービス

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護

イ 介護保険法第8条の20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護

ウ 介護保険法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護

【根拠法令等】

- 1 鹿児島県有料老人ホーム設置運営指導指針（平成 21 年 2 月 10 日付け長社第 1401 号）
- 2 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
- 3 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）（昭和 37 年法律第 134 号）
- 4 高齢者が居住する住宅の設計に係る指針（平成 13 年国土交通省告示第 1301 号）
- 5 消防法令の一部改正について（平成 19 年消防予第 230 号）
- 6 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 16 条
- 7 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号）
- 8 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について
（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号）
- 9 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- 10 労働安全衛生規則（昭和 47 年 9 月 30 日付け労働省令第 32 号）
- 11 「社会福祉施設等に係る防火対策の更なる徹底について」
（平成 22 年 3 月 13 日付け消防予第 130 号消防庁予防課長通知）
- 12 社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について
（平成 15 年 7 月 25 日社援基発第 0725001 号）
- 13 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）
- 14 「身体拘束ゼロ作戦」の推進について（平成 13 年 4 月 6 日老発第 155 号）
- 15 原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）（平成 23 年 8 月国土交通省住宅局）
- 16 厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置
（平成 18 年厚生労働省告示第 266 号）
- 17 有料老人ホームにおける家賃等の前払金の算定の基礎及び返還債務の金額の算定方法の明示について（平成 24 年 3 月 16 日厚生労働省老健局高齢者支援課）

目 次

1	届出等	1
2	設置者	1
3	立地条件等	1
4	規模及び構造設備	5
5	職員の配置等	1 1
6	事業の運営	1 3
7	サービス	2 3
8	事業収支計画	2 7
9	利用料等	2 9
10	契約内容等	3 1
11	情報開示	3 7

(一部抜粋)

主 眼 事 項	着 眼 点	評 価
7 サービス	(1) 提供するサービス内容 重要事項説明書、入居契約書及び管理規程に基づき、入居者の心身の状況に応じた適切なサービスを提供しているか。	いる・いない
	(2) 食事サービス ア 高齢者に適した食事を提供しているか。 イ 栄養士による献立表を作成しているか。 ウ 食堂での食事が困難であるなど、入居者の希望に応じて、居室において食事を提供するなど必要な配慮がなされているか。 エ 調理に従事する職員の検便を定期的及び必要に応じて実施しているか。 ・実施している場合 (年 回) オ 検食を行っているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
介護サービスを 提供するホーム	(3) 生活相談・助言等 ア 入居時には、心身の健康状況等について調査を行っているか。 イ 入居後は入居者及び家族等の各種の相談に応じ、適切な助言等を行っているか。	いる・いない いる・いない
	(4) 健康管理と治療への協力 ア 入居時に健康診断を受ける機会が与えられているか。 イ 入居後、定期的に健康診断（歯科に係るものを含む）の機会を設けるなど、入居者の希望に応じて健康診断が受けられるよう支援しているか。 ウ 常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとっているか。 エ 入居者の意向を確認した上で、入居者の希望に応じて、健康診断及び健康保持のための措置の記録を適切に保存しているか。 オ 入居者が一時的疾病等のため日常生活に支障がある場合には介助等日常生活の世話をしているか。 カ 医療機関での治療が必要な場合には適切な治療が受けられるよう医療機関への連絡、紹介、受診手続、通院介助等、協力しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
	(5) 介護サービス ア 介護サービスを提供する有料老人ホームにあつては、契約に定めるところにより、当該ホーム又はその提携ホームにおいて行われているか。 イ 契約内容に基づき、入居者を一般居室、一時介護室又は介護居室において入居者の自立を支援するという観点に立って処遇するとともに、常時介護に対応できる職員の勤務体制をとっているか。 ウ 介護記録を作成し、保管しているか。 エ 主治医との連携を十分図っているか。 オ 食事介助の必要な入居者に対して適切なサービスを提供しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令等	特記事項
○ 入居者の身体状況・嗜好・栄養面について考慮されているか。 ○ 調理業務を委託している場合、管理体制・契約内容等は遵守されているか。 ○ 食事の時間設定は適切か。 ○ 食中毒対策等は適切に行われているか。 ○ 治療食の必要な入居者に対し、医師や栄養士の指導に基づき提供されているか。 ○ 感染症等に対する予防対策は適切に行われているか。 ○ 入院者の退院後の対応は適切に行われているか。 ○ 入居者の健康管理のため、分煙対策がとられているか。 ○ 介護老人保健施設、病院、診療所又は特別養護老人ホーム等に行わせていないか（この場合の介護サービスに医療行為は含まれないものであること）。 ○ 離床対策の方針が明確に定められ適切な処遇がなされているか。	○ 重要事項説明書 ○ 入居契約書 ○ 管理規程 ○ 献立表 ○ 介護サービス一覧表 ○ 健康診断個票 ○ 検便結果記録 ○ 検食簿 ○ 検食日誌 ○ 給食日誌 ○ 調査票 ○ 健診実施案内、健診結果記録等 ○ 記録簿、台帳等 ○ 介護記録簿、入居者処遇台帳等	○ 大量調理マニュアル（平成9年3月24日食安発第1022号）から Ⅲ衛生管理体制 1、衛生管理体制の確立 （1）～（7）略 （8）責任者は、調理従事者等に定期的な健康診断及び健康診断及び月に1回以上の検便を受けさせること。 ○ 社会福祉施設等における衛生管理の徹底について（平成20年7月7日社援基発第0707001号通知） ○ 社会福祉施設等における食品の安全確保について（平成20年3月7日社援基発第0307001号通知）	

③虐待・身体拘束事案への対応

虐待等への対応について、設置運営標準指導指針では次のように規定している。身体拘束廃止については、平成30年度の同指導指針改正によって、事業者の取り組みが介護付きホーム以外のホームにも拡大され、立入検査項目の対象になったことに注意が必要である。

- 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)に基づき、次の事項を実施すること。
 - イ 同法第5条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること。
 - ロ 同法第20条の規定に基づき、研修の実施、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。
- 入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。
- 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。
- 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - ロ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ハ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

令和元年度の自治体調査で、虐待事案への自治体の対応スキームがあるかを聞いたところ、「ある」が49.3%、「ない」が50.7%となった。ただし、厚生労働省が策定した対応マニュアルを準用している自治体の多くが、「独自のスキームはない」と回答した事例が多い。

また、令和元年度の自治体調査では、虐待事案の発生に伴う設置者からの報告様式がある、と回答した自治体は、25.4%に留まっている。そこで、複数の事例を示すので参考にされたい。

虐待が発生したホームに対する改善指導の具体的な方法については、自治体によって様々である。改善報告書のモニタリングや、事後の現地訪問、定期報告を求める、などの取り組みがある。

- ホームから提出された改善報告書により確認する。
- 文書指導への改善状況報告書の提出、及び翌年度の実地検査において確認している。
- 改善策の1つとして職員へ虐待研修を行う場合は、改善の報告書とともに、研修を実施したことがわかる資料等の提出を求めている。
- 改善事項について、定期的に(例として1か月・3か月・半年、等)報告を求めるとともに必要あれば実地確認を行う。
- 改善報告を聴取する場を設けたり、無通告で施設を訪問し状況を確認したりするとともに、他事業での訪問機会の際には状況確認を行っている。

また、虐待対応を図る上で自治体が抱える課題には、次のようなものがある。

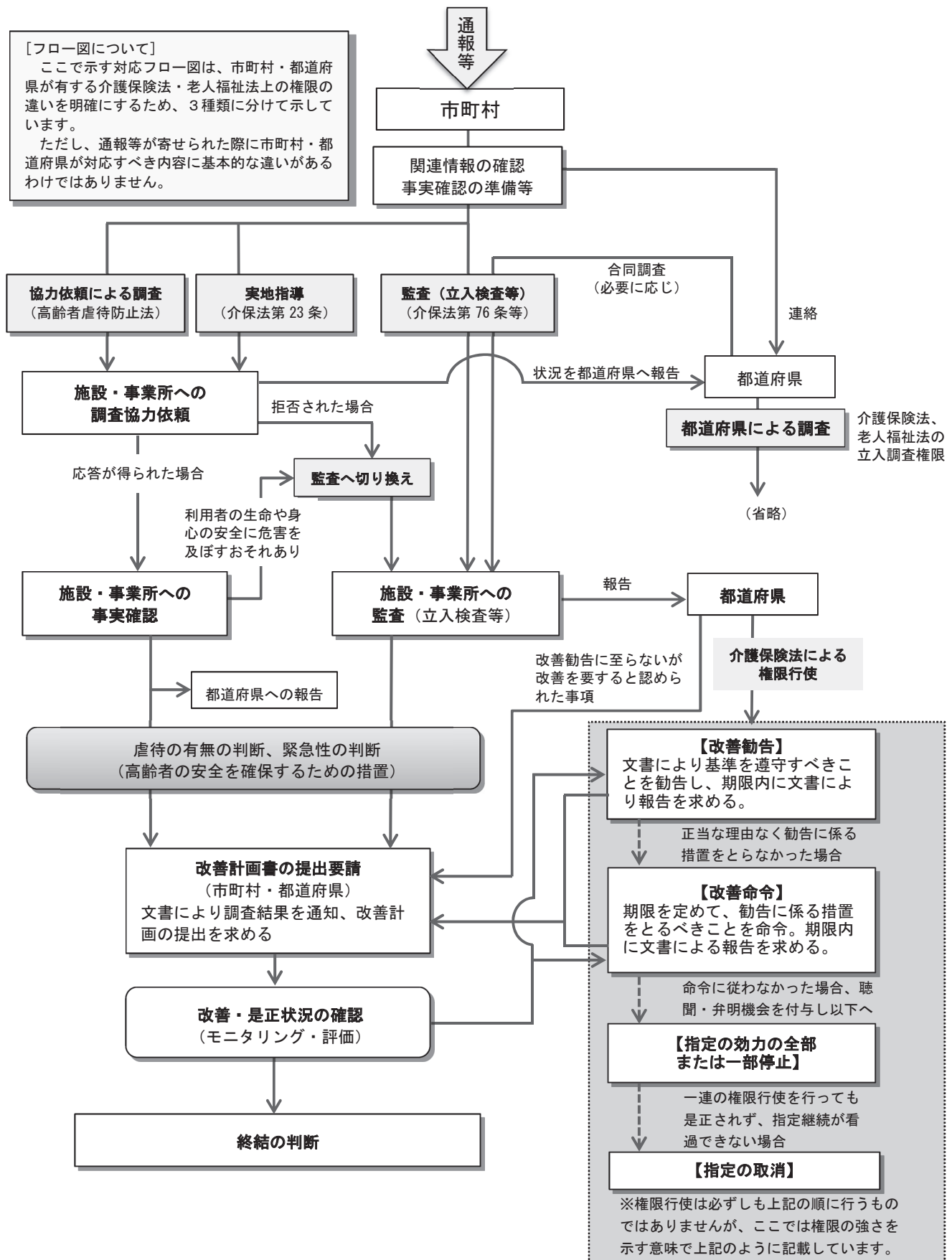
- 虐待情報により、事前通知なしで実地検査に入っても、虐待の現場を現認することが難しい。
- 設置者の、虐待行為に対する認識不足。
- 原則、虐待が発生した施設への指導は市町が行うが、経験・人員不足等、自治体によって指導方法等に偏りがある。
- 施設職員の発言だけでは、認定が難しいケースが多々ある。(入居者の証言が取れない等)
- 通報があった際の虐待の調査について、聞き取りを行っても平行線をたどる事案が多く、対応に困難を感じることもある。
- 施設での虐待は密室で行われることが多く、立証が難しい。また、小規模な事業所が多く、虐待した職員を解雇するだけで、体制の見直しまで行う余裕が無い場合が多い。
- 身体拘束による匿名通報の場合、訪問による任意調査の場合がほとんどの為、当日訪問時に、時間をかせがれてしまい、その間に柵を外すなどの隠蔽も考えられるので、調査手法には限界がある。
- 虐待か不適切ケアかの判断に悩むことがある。
- 捜査権がある訳ではないので、虐待の事実認定の困難さを感じる。
- 虐待者として疑われている従業者が虐待行為を完全否定した場合、警察でもない自治体には調査の限界があると感じる。
- 被虐待者の多くは認知症等により意思疎通が困難であるため、十分な事実確認をすることができない。
- 改善計画を、事業所主体で考え、提出いただくが、事案発生の背景の振り返り、問題点・課題の抽出、課題解決のための具体策の立案、実行を、いかに実態に即した内容のあるものに導くか、が課題。

例えば札幌市では、虐待については調査結果を課長、係長、係員に加え、養護者の虐待を担当している保健師にも意見を聴き、虐待について判断している。また、まれに「札幌市高齢者虐待対応ネットワーク運営委員会」の構成員である弁護士に専門的な意見を求めるなど、法律家の関与を求めている。

自治体の中には、「捜査権限もなく、虐待の判定が困難」、「警察との連携が困難」等の意見があるが、平成18年、警察庁は、虐待の通報対応上で警察署と自治体が連携を図る上での事務連絡を発出し、この中で、市町村長から警察署長への「対応援助依頼書」の様式も作成しているので、必要に応じ連携を図られたい。

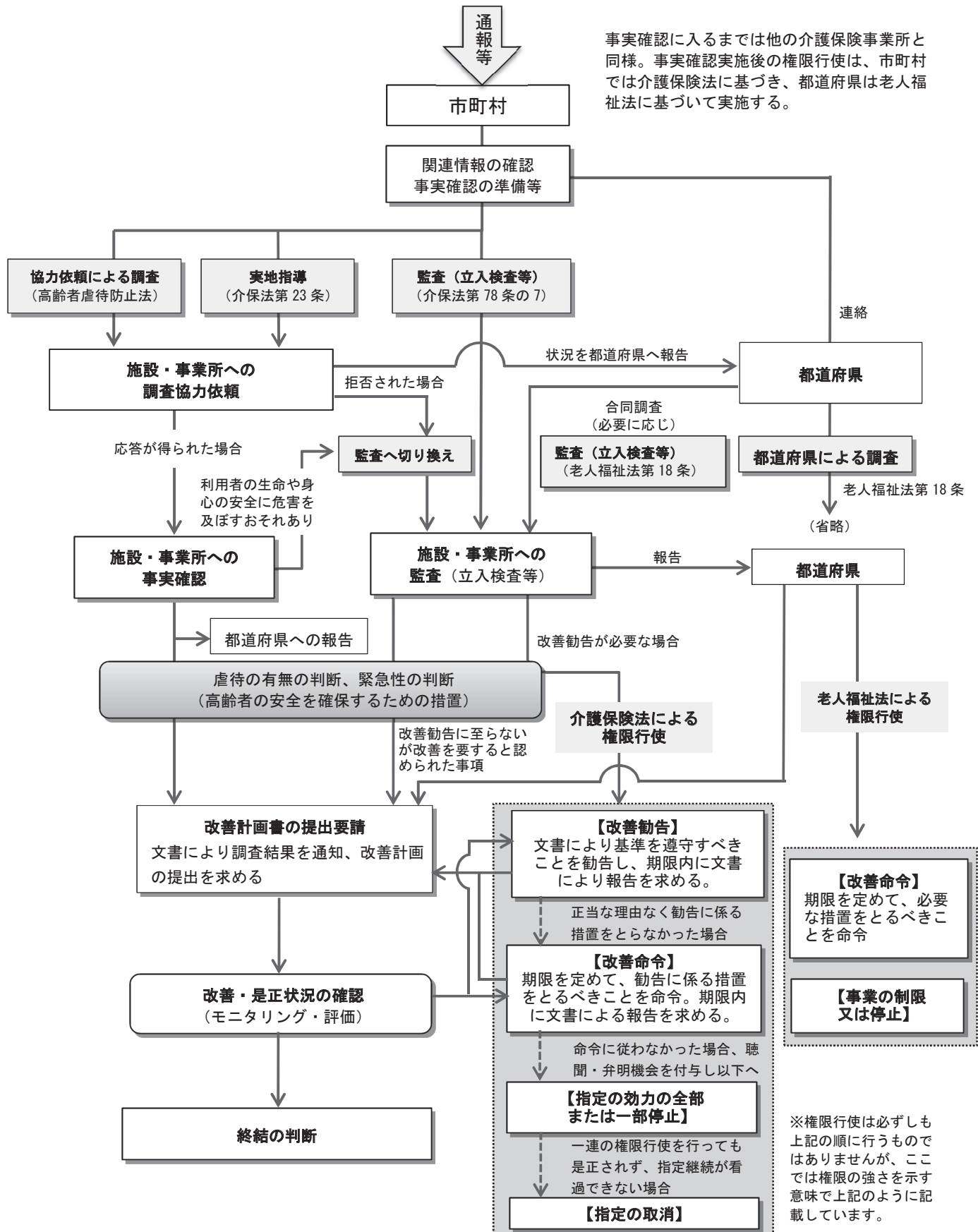
◇資料37 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(厚生労働省)	P136
◇資料38 報告様式(札幌市)	P139
◇資料39 報告様式(長野市)	P141
◇資料40 報告様式(北九州市)	P160
◇資料41 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた 高齢者虐待事案への適切な対応について(警察庁)	P162
◇資料42 身体拘束廃止指針モデル(全国有料老人ホーム協会)	P168
◇資料43 身体拘束廃止委員会議事録様式例(全国有料老人ホーム協会)	P171

都道府県が指定権限を有する介護保険施設・事業所の場合



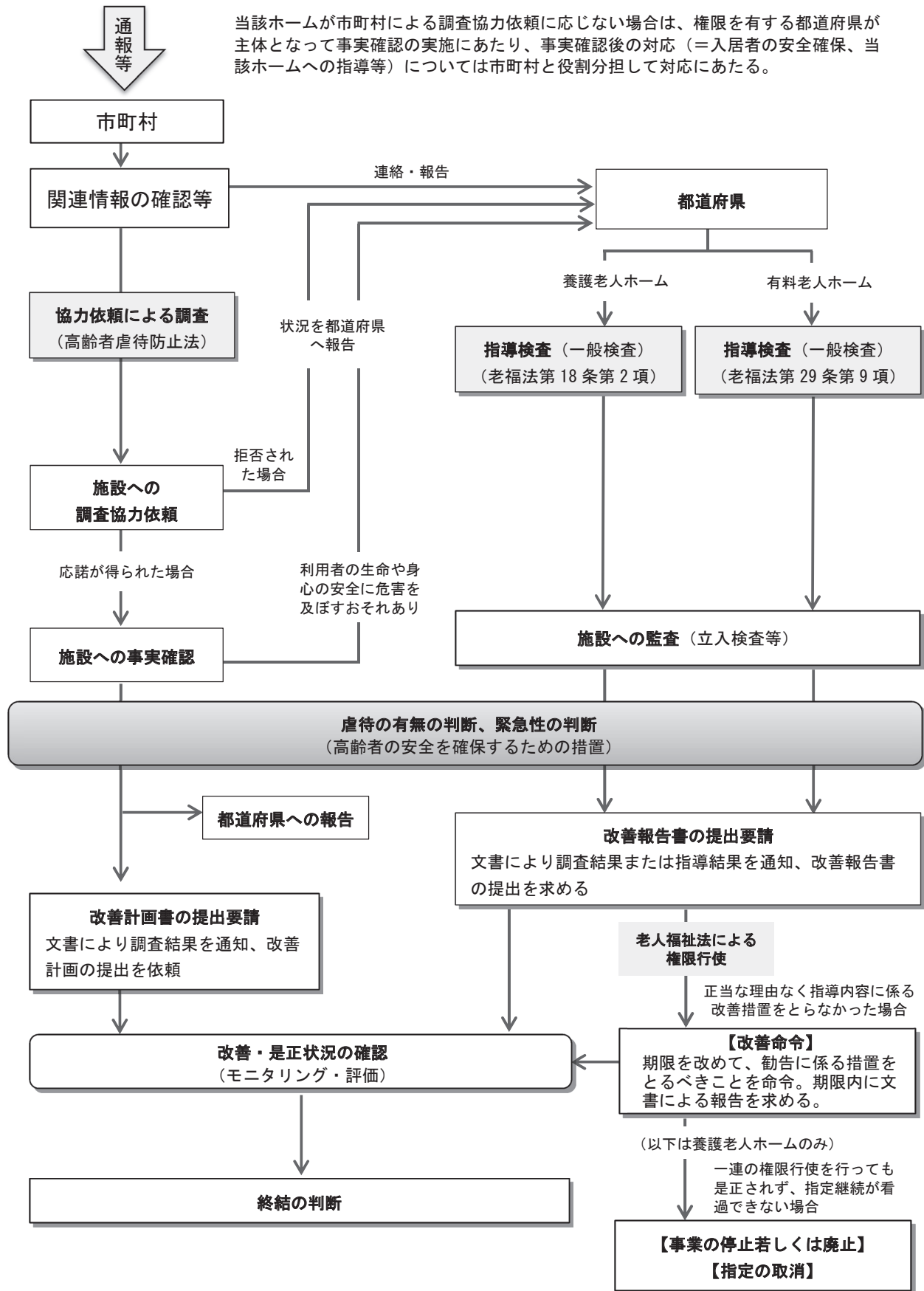
出典：社団法人 日本社会福祉士会. 市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き. 中央法規出版, 2012, 116p., p61.

市町村が指定権限を有する地域密着型介護保険事業所の場合



出典：社団法人 日本社会福祉士会. 市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き.
中央法規出版, 2012, 116p., p62.

介護保険事業所として未指定の養護老人ホーム、有料老人ホーム（含む未届施設）の場合



出典：社団法人 日本社会福祉士会 市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き、中央法規出版、2012、116p.、p63.

虐待通報・届出受付票										
受付日	平成 年 月 日() 午前/午後 時 分～ 時 分				担当	事業指導担当課	対応者 氏名			
受付方法	☐ 電話 ☐ 来所 ☐ 郵便 ☐ 電子メール ☐ その他()				関係性	☐ 本人 ☐ 家族親族等(続柄:) ☐ 当該施設・事業者従業員(□現職 □元職員) ※公益通報の説明 ☐ 未 ☐ 済 ☐ その他()				
通報者	氏名	☐ 匿名 ☐ 男 ☐ 女 歳位								
	住所									
	電話					携帯電話				
	E-mail				連絡の可否	☐ 可能 ☐ 拒否 ☐ その他()				
通報内容の把握状況	☐ 通報者のみが知っている ☐ 他にも知っている人がいる()									
要望等										
【当該施設・事業所の状況】										
施設・事業所名					事業種別					
法人名					法人種別					
所在地					電話					
備考										
【本人の状況】										
氏名	☐ 未確認			生年月日	☐ 明治 ☐ 大正 ☐ 昭和 年 月 日 歳 ☐ 不明					
性別	☐ 男 ☐ 女	利用開始	年 月 日		保険者	☐ 札幌市 ☐ 他市町村()				
居所	☐ 自宅 ☐ 通報先施設() ※通報先施設・病院等の階・部屋番号:				☐ 病院(階 号室) ☐ その他					
住所					☐ 不明	住民票登録住所 ☐ 同左 ☐ 異				
電話	☐ 自宅 ☐ 不明 ☐ 携帯			その他連絡先 (続柄:) ☐ 不明						
介護認定	☐ 要支援() ☐ 要介護() ☐ 申請中(月 日) ☐ その他() ☐ 不明									
認知症	☐ 無 ☐ 有(程度:) /会話の可否: ☐ 可能 ☐ 困難 ☐ 不明									
疾患	☐ 一般() ☐ 精神疾患() ☐ 難病()									
身体状況	☐ 不明			障害手帳	☐ 有(等級: 種別:) ☐ 無 ☐ 不明					
経済状況	☐ 不明			生活保護受給	☐ 無 ☐ 有 ☐ 不明					
利用サービス	☐ 不明			介護支援専門員	☐ 不明					
状態	☐ 助けを求めている ☐ 訴えがない(無反応) ☐ その他() ☐ 不明									
【家族の状況】										
家族	氏名	☐ 不明			【家族構成】 男性□、女性○、当事者二重マーク、死亡者黒塗り、性別不明者△					
	性別	☐ 男 ☐ 女 (続柄:)								
	住所	☐ 通報者に同じ ☐ 不明								
	連絡先	☐ 通報者に同じ ☐ 不明								
	通報内容	☐ 知っている(□通報者である) ☐ 知らない ☐ 不明								
後見人	☐ 無 ☐ 補助 ☐ 保佐 ☐ 後見 ☐ 任意後見 ☐ 申立て中(□補助 □保佐 □後見) ☐ 不明									
	氏名	(法人名・担当者名)			☐ 不明					
	連絡先				☐ 不明					
	通報内容	☐ 知っている(□通報者である) ☐ 知らない ☐ 不明								
備考										

【主訴・通報の概要・虐待(疑い)の状況】					
相談内容					
発生日時	平成 年 月 日 () 午前/午後 時 分頃	発生場所			
虐待を行った疑いの ある職員名又は特徴	☐ 複数名 ☐ 不明	職種	☐ 不明		
虐待の可能性(具体的 行為)	☐ 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る ☐ 緊急やむを得ない場合以外の身体拘束・抑制をする ☐ 汚れのひどい服を着せたままにする、おむつが汚れている状態のままにするなど、日常的に不衛生な状態を放置する ☐ ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く、職員が対応しないなど、高齢者の対応を放置又は無視する ☐ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限 ☐ 怒鳴る、ののしる、「追い出すぞ」など威嚇的な発言や態度、「死ね」、「臭い」、「汚い」など侮辱的な発言や態度 ☐ 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のまま放置する ☐ 人前で排泄をさせたり、おむつを交換したり、その場面を見せないための配慮をしない ☐ 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限する ☐ 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する ☐ その他				
情報源	☐ 実際に見た・聞いた ☐ 本人から聞いた ☐ 記録を見た ☐ その他()				
特記事項					
【虐待の可能性(通報段階)】					
虐待の可能性 (通報段階)	☐ 身体的虐待の疑い ☐ 放棄・放任の疑い ☐ 心理的虐待の疑い ☐ 性的虐待の疑い ☐ 経済的虐待の疑い ☐ 虐待とは言い切れないが不適切な状況()				
【今後の対応】					
☐ 養介護施設従業者等による高齢者虐待の疑いとして対応 ☐ 事業指導担当課長への報告 (月 日 () 午前/午後 時 分) ☐ 関係部署への報告 (月 日 () 午前/午後 時 分/担当者:) ☐ 事実確認に向けた検討会議の開催 (月 日 () 午前/午後 時 分~/場所:) ☐ 北海道への報告 (月 日 () 午前/午後 時 分/担当者:) ☐ 介護者による高齢者虐待の疑いとして対応 担当(認知症支援担当係) 引継日時(月 日 () 午前/午後 時 分) ☐ その他()					

高齢者虐待関係様式集

- 事務方法
- 高齢者虐待等相談票 (様式第1号)
- 高齢者虐待等虐待通報票 (様式第2号)
- 高齢者虐待ケース受付票 (様式第3号)
- 個人情報収集・使用同意書 (様式第4号)
- 支援・対応経過シート (様式第5号)
- 高齢者虐待等報告書 (様式第6号)
- ケース会議開催連絡票
- 事実確認票-チェックシート (C票(表))
- 事実確認項目(サイン) (C票(裏))
- アセスメント要約票 (D票)
- 対応会議記録・計画書 (E票)
- 会議記録票 (F票)

帳票名称		事務方法	
高齢者虐待等相談票	様式第1号	・ 高齢者虐待にかかる相談に際して、相談者に記入してもらいます。 ・ (記載された情報は、相談支援等の基礎情報として使用します。)	
高齢者虐待等虐待通報票	様式第2号	・ 高齢者関係機関が、地域包括支援センターや市高齢者福祉課、福祉政策課篠ノ井分室へ高齢者虐待に係る通報を行うために記入します。 ・ (記載した情報は、相談支援等の基礎情報として使用します。)	
高齢者虐待ケース受付票	様式第3号	・ 高齢者虐待にかかる通報・相談を受付けた場合及び高齢者虐待を発見した場合に作成します。 ・ 地域包括支援センターは、受付票(写)を高齢者福祉課または福祉政策課篠ノ井分室へ提出し情報の共有を図ります。 ・ 他機関へ引継ぎをする場合は、この受付票を活用して情報提供をします。	地域包括支援センター、高齢者福祉課、及び福祉政策課篠ノ井分室は、受付票により相互に情報共有を図ります。
個人情報の収集・使用同意書	様式第4号	・ 高齢者虐待にかかる通報・相談を受付けた際に、以後の事実確認等のため関係者及び関係機関等から個人情報を収集すること及び関係機関等で収集した個人情報を使用することについて、書面により同意を得ておきます。	
支援・対応経過シート	様式第5号	・ 高齢者虐待の発見、通報・相談の受け付け以降の対応・支援経過等を記録しておきます。	
高齢者虐待等報告書	様式第6号	・ ①高齢者虐待にかかる通報を警察署から受付けた事案で事実関係を確認した段階で作成します。 ・ ②支援対応した事案で、虐待行為の改善等や支援が終了した場合に作成します。 ・ 地域包括支援センターが報告書を作成した場合は、高齢者福祉課または福祉政策課篠ノ井分室へ提出します。 ・ ②の事案については、高齢者虐待等支援・対応経過シート(様式第5号)も添付して提出します。	高齢者福祉課または福祉政策課篠ノ井分室が支援対応等した事案については、合議により管轄の直営地域包括支援センターと情報共有を図ります。
ケース会議開催連絡票	(参考様式)	・ 高齢者虐待にかかる事実確認、支援・対応方法検討等のためケース会議を開催する場合に使用します。 ただし、通知に際しては個人情報の取扱いに十分注意しFAX送信は控えてください。	
事実確認票 -チェックシート	C票表 (実務者用)	・ 相談者等の訴えや客観的事実を記録し、記入者の主観や想像を記入しないよう注意します。 ・ 受付機関内での事実確認、コアメンバー会議での虐待事実の確認・緊急性判断等に活用します。	
事実確認項目 (サイン)	C票裏 (実務者用)	・ 相談等受付時から使用し、初期の緊急性判断を行います。 ・ 客観的事実のみを記録し、記入者の主観や想像を記入しないよう注意します。	
アセスメント要約票	D票 (実務者用)	・ ケース会議等で事案の状況を効果的に共有するため、アセスメント要約票を作成します。 ・ D票以外にケースの状況が要約・整理された帳票を活用すること可能です。	
対応会議記録・計画書	E票 (実務者用)	・ コアメンバー会議やケース会議において協議・決定した事項を整理し、関係機関で支援方針を共有するのに活用します。 <コアメンバー会議の協議事項> ○虐待の事実及び緊急性の判断 ○対応方針の決定 ○分離保護の要否 ○立入調査の要否 ○適切なサービス等の導入検討 など	コアメンバー会議に際しては、福祉事務所が作成する。
評価会議記録票	F票 (実務者用)	・ 関係機関が担当する支援のモニタリング結果を集約し、再評価した高齢者の状況や支援内容等を整理記録します。	

高齢者虐待等相談票

様式第1号

この相談票は、相談を行う上での基礎情報として利用します。記入できる範囲で構いませんのでご記入ください。

① 相談者について（記入されている方）

氏 名		被虐待者との関係	
住 所		虐待者との関係	
電話番号		その他連絡先	

② 被虐待者について（虐待を受けている方・受けていると思われる方）

ふりがな		生年月日		歳
氏 名		性 別		
住 所		電 話		
連絡の可否	訪問してもいいですか？	可能 ・ 不能	電話をしてもいいですか？	可能 ・ 不能
介護の状態		認知症	ある ・ ない	
疾患・障害				
要介護認定等	不明・未申請・申請中・事業対象者・要支援（ 1 ・ 2 ） ・ 要介護（ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ）			
介護保険サービス等	利用していない ・ 利用している（ ）			
インフォーマルサービス				
担当ケアマネジャー	（事業所名・氏名） ・ なし			
経済状況	生活保護 年金 給与 その他 （ ）			

③ 虐待者について（虐待をしている方・していると思われる方）

ふりがな		生年月日		歳
氏 名		性 別		
住 所		電 話		
連絡の可否	訪問してもいいですか？	可能 ・ 不能	電話をしてもいいですか？	可能 ・ 不能
気になる病気や障害はありますか？				
被虐待者と虐待者とのこれまでの関係について何か気になることはありますか？				
経済状況	生活保護 年金 給与 その他 （ ）			

④ 虐待の種別

虐待の種別	身体的 ・ 心理的 ・ 性的 ・ 介護放棄 ・ 経済的
-------	---

⑤ 被虐待者等の状況を含めて相談内容をご記入ください。

⑥ 家族構成図（相談者・被虐待者・虐待者を含めて記入できる範囲でご記入ください。）

男: ☐ 女: ☐
被虐待者: ◎

虐待者 : 虐
相談者 : 相
と記入ください

高齢者虐待等の支援に関する個人情報収集・使用同意書

私及びその家族の個人情報について、長野市個人情報保護条例第7条及び第9条により、高齢者虐待防止法第9条に規定される高齢者虐待の事実確認及びその支援のために必要な関係者や関係機関等から収集し、担当省会議等で使用することに同意します。

なお、個人情報の取扱いについては、長野市個人情報保護条例の規定に基づき関係者以外に情報が漏れることがないよう細心の注意を図るものとします。

また、収集した個人情報は目的外で使用せず、使用する際は、再度同意を得ることとします。

平成 年 月 日

個人情報収集機関:

氏 名:

住 所:

※相談機関記入欄

受付日	受付時間	相談受付機関等	No.

高齢者虐待防止法第7条の規定により、当事業所(機関)において高齢者虐待を受けていると思われる高齢者を発見しましたので通報いたします。

高齢者虐待等通報票

通 報 日		緊急性	ある ・ ない ・ 不明
事業所(機関)名			
氏 名		被虐待者との関係	
住 所			
電話番号		FAX番号	
虐待の種別	身体的 ・ 心理的 ・ 性的 ・ 介護放棄 ・ 経済的		

① 被虐待者について(虐待を受けている方・受けていると思われる方)

ふりがな		生年月日		歳
氏 名		性 別		
住 所		電 話		
介護の状態		認知症	ある ・ ない	
疾患・障害				
要介護認定等	不明・未申請・申請中・事業対象者・要支援(1 ・ 2) ・ 要介護(1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5)			
介護保険サービス等	利用していない ・ 利用している()			
インフォーマルサービス				
担当ケアマネジャー	(事業所名・氏名) ・ なし			
経済状況	生活保護 年金 給与 その他 ()			
虐待の自覚	ある ・ ない ・ 未確認	電話や訪問はできそうですか?	可能 ・ 不能	
これまでの関わりの中で気になることはありますか?(病気や障害などを含めて)				

② 虐待者について(虐待をしている方・していると思われる方)

ふりがな		生年月日		歳
氏 名		性 別		
住 所		電 話		
これまでの関わりの中で気になることはありますか?(病気や障害などを含めて)				

③ 被虐待者の虐待状況について

④ 家族構成図（相談者・被虐待者・虐待者を含めて記入できる範囲でご記入ください。）

男: ☐ 女: ☐
被虐待者: ☐

虐待者 : 虐
相談者 : 相
と記入ください

⑤ 既に対応されている場合の経過・その状況について

記載上の注意事項

- ① 匿名の相談でも生命や身体危険がある場合には速やかに通報してください。
- ② 通報票以外に虐待相談票を作成した場合には、本通報票の太枠以外の部分の記入を省略できるものとし、通報票に虐待相談票を添付の上、通報してください。

通報票の取扱いについて

この通報の事実及び通報票等に記載された内容についての取扱いには十分注意し、高齢者虐待の対応以外で使用しません。なお、個人情報の取扱いについては長野市個人情報保護条例を遵守いたします。

※相談機関記入欄

受付日	受付時間	相談受付機関等	No.

高齢者虐待ケース受付票

担当者氏名	ケースNo.

相談受付日			受付時間	時 分 ～ 時 分 (分間)					
相談方法	電話 来庁 訪問 その他 ()								
相談者	氏 名				対象者との関係				
	住 所				電 話				
被虐待者	ふりがな				生年月日	歳			
	氏 名				性 別				
	住 所				電 話				
	コンタクト	訪問		電話		ADL		認知症	
	介護度				疾患・障害				
	介護サービス	訪問 通所 ショート その他 ()							
虐待者	ふりがな				生年月日	歳			
	氏 名				性 別				
	住 所				電 話				
	続 柄		疾患・障害						
	その他								
経済状況	生活保護 年金 給与 その他 () 収入額 ()								
相談種別	身体的 心理的 性的 介護放棄 経済的								
緊急性	緊急対応 後日対応 相談のみ その他 ()								
相談内容 (要約)				家族関係					
その他情報									

対象者の状況		相談者の主訴	
--------	--	--------	--

問題解決のために想定される関係者(機関)



関係者(機関)との連携のため情報提供することに同意を得たか。

☐ 同意を得た

☐ 同意を得ない

<詳細>

<対応>

高齢者虐待等の支援に関する個人情報の収集・使用同意書

私及びその家族の個人情報について、長野市個人情報保護条例第7条及び第9条により、高齢者虐待防止法第9条に規定される高齢者虐待の事実確認及びその支援のために必要な関係者や関係機関等から収集し、担当学会議等で使用することに同意します。

なお、個人情報の取扱いについては、長野市個人情報保護条例の規定に基づき関係者以外に情報が漏れることがないように細心の注意を図るものとしします。

また、収集した個人情報は目的外で使用せず、使用する際は、再度同意を得ることとします。

平成 年 月 日

個人情報収集機関：

氏 名：

住 所：

高齢者虐待等支援・対応経過シート

日 付	連絡方法	内 容	対 応 者

初期相談日		緊急性	ある ・ ない
引継元機関	※他機関からの引継 がれた場合は記入		
地域包括支援センター名		職員氏名	
虐待状況	虐待と確認 ・ 虐待ではない ・ 判定できず		
確認した虐待行為	身体的 ・ 心理的 ・ 性的 ・ 介護放棄 ・ 経済的		
支援の結果	① 見守り（観察）、予防的支援 ・ ② 相談、調整、社会資源活用支援 ・ ③ 保護、分離支援 ④その他 （ ）		

3 指導監督業務について

平成 年 月 日

様

機関名
(担当者名)
連絡先:電話番号

ケース会議開催連絡票

高齢者虐待に関する事実確認及び対応等を検討するため関係者や関係機関によるケース会議を下記のとおり開催しますので御出席くださいますようお願いいたします。

記

ケース会議の日程等	日 時	
	場 所	
	会議の種別	コアメンバー会議 個別ケース会議
	備 考	

C票(表)

事実確認票ーチェックシート

確認者：

確認日時：

～

高齢者本人氏名		性別	☐ 男 ☐ 女	生年月日		年齢	歳
確認場所	☐ 居 宅 ☐ 来所(☐ 行政 ☐ 地域包括支援センター) ☐ その他 ()						
確認時の同席者の有無	☐ 無 ☐ 有 (氏名：)						
発言内容や状態・行動・態度など（見聞きしたことをそのまま記入）							
【本人】							
【養護者】							
【第三者】： ()							
虐待の全体的状況							
発生状況							
1. 虐待がはじまったと思われる時期：							
2. 虐待が発生する頻度：							
3. 虐待が発生するきっかけ：							
4. 虐待が発生しやすい時間帯：							

※裏面の事実確認項目（サイン）を利用して事実確認を行う。

社団法人日本社会福祉士会 作成（出典：東京都老人総合研究所作成様式を参考に作成）

C票(裏)

事実確認項目 (サイン)

※1:「通」:通報があった内容に○をつける。「確認日」:行政および地域包括支援センター職員が確認した日付を記入。

※2:太字の項目が確認された場合は、『緊急保護の検討』が必要。

通	確認日	確認項目	サイン:当てはまるものがあれば○で囲み、他に気になる点があれば()に簡単に記入	確認方法
身体 の 状 態 ・ け が 等		外傷等	頭部外傷(血腫、骨折等の疑い)、腹部外傷、重度の褥瘡、その他() 部位: 大きさ:	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		全身状態・意識レベル	全身衰弱、意識混濁、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		脱水症状	重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、軽い脱水症状、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		栄養状態等	栄養失調、低栄養・低血糖の疑い、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		あざや傷	身体に複数のあざ、頻繁なあざ、やけど、刺し傷、打撲痕・腫張、床ずれ、その他() 部位: 大きさ: 色:	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		体重の増減	急な体重の減少、やせすぎ、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		出血や傷の有無	生殖器等の傷、出血、かゆみの訴え、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		その他		1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
生活 の 状 況		衣服・寝具の清潔さ	着の身着のまま、濡れたままの下着、汚れたままのシーツ、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		身体の清潔さ	身体の異臭、汚れのひどい髪、皮膚の潰瘍、のび放題の爪、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		適切な食事	菓子パンのみの食事、余所ではガツガツ食べる、拒食や過食が見られる、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		適切な睡眠	不眠の訴え、不規則な睡眠、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		行為の制限	自由に外出できない、自由に家族以外の人と話すことができない、長時間家の外に出されている、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		不自然な状況	資産と日常生活の大きな落差、食べる物にも困っている、年金通帳・預貯金通帳がない、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		住環境の適切さ	異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、暖房の欠如、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		その他		1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
話 の 内 容		恐怖や不安の訴え	「怖い」「痛い」「怒られる」「殴られる」などの発言、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		保護の訴え	「殺される」「○○が怖い」「何も食べていない」「家にいたくない」「帰りたいくない」などの発言、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		強い自殺念慮	「死にたい」などの発言、自分を否定的に話す、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		あざや傷の説明	つじつまが合わない、求めても説明しない、隠そうとする、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		金銭の訴え	「お金をとられた」「年金が入ってこない」「貯金がなくなった」などの発言、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		性的事柄の訴え	「生殖器の写真が撮られた」などの発言、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		話のためらい	関係者に話すことをためらう、話す内容が変化、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		その他		1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
表 情 ・ 態 度		おびえ、不安	おびえた表情、急に不安がる、怖がる、人目を避けたがる、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		無気力さ	無気力な表情、問いかけに無反応、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		態度の変化	家族のいる場面いない場面で態度が異なる、なぜやりな態度、急な態度の変化、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		その他		1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
適 切 な 支 援		適切な医療の受診	家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		適切な服薬の管理	本人が処方されていない薬を服用、処方された薬を適切に服薬できていない、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		入退院の状況	入退院の繰り返し、救急搬送の繰り返し、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		適切な介護等サービス	必要であるが未利用、勧めても無視あるいは拒否、必要量が極端に不足、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		支援のためらい・拒否	援助を受けたがらない、新たなサービスは拒否、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		費用負担	サービス利用負担が突然払えなくなる、サービス利用をためらう、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		その他		1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
養 護 者 の 態 度 等		支援者への発言	「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えがある、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		保護の訴え	虐待者が高齢者の保護を求めている、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		暴力、脅し等	刃物、ピンなど凶器を使った暴力や脅しがある、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		高齢者に対する態度	冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		高齢者への発言	「早く死んでしまえ」など否定的な発言、コミュニケーションをとうとうしない、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		支援者に対する態度	援助の専門家と会うのを避ける、話したがらない、拒否的、専門家に責任転嫁、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		精神状態・判断能力	虐待者の精神的な不安定・判断力低下、非現実的な認識、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		その他		1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()

社団法人日本社会福祉士会 作成(出典:東京都老人総合研究所作成様式を参考に作成)

D票(表)

アセスメント要約票

対応計画 _____ 回目用

アセスメント要約日：

年 月

要約担当者：

高齢者本人氏名：	性別・年齢： ☐ 男 ☐ 女 歳	居所： ☐ 自宅 ☐ 入所・院
養護者氏名：	性別・年齢： ☐ 男 ☐ 女 歳	高齢者本人との関係
高齢者本人の希望	同居の状況： ☐ 同居 ☐ 別居	
	居所の希望： ☐ 在宅 ☐ 入所 ☐ 不明 分離希望： ☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明	
	意思疎通： ☐ 可能 ☐ 特定条件のもとであれば可能 () ☐ 困難 ☐ 不明	
	話の内容： ☐ 一環している ☐ 変化する	
生活意欲： ☐ 意欲や気力が低下しているおそれ (☐ 無気力 ☐ 無反応 ☐ おびえ ☐ 話をためらう ☐ 人目をさける 、等)		

I. 高齢者本人の情報 面接担当者氏名：		虐待解消に向けた対応課題
【健康状態等】		
疾病・傷病：	既往歴：	☐ 課題
受診状況：	服薬状況(種類)：	
受診状況：	服薬状況(種類)：	
診断の必要性： ☐ 内科 ☐ 精神科 ☐ 外科 ☐ 整形外科 ☐ その他 ()		
具体的症状等⇒ ☐ 認知症 (☐ 診断あり ☐ 疑い) ☐ うつ病 (☐ 診断あり ☐ 疑い) ☐ その他		
要介護認定： ☐ 非該当 ☐ 要支援 () ☐ 要介護 () ☐ 申請中 (申請日：) ☐ 未申請		
障害： ☐ 身体障害 ☐ 精神障害 (☐ あり ☐ 疑い) ☐ 知的障害 (☐ あり ☐ 疑い)		☐ 課題
精神状態： ☐ 認知症 (☐ 診断あり ☐ 疑い) ☐ うつ病 (☐ 診断あり ☐ 疑い) ☐ その他 ()		
【危機への対処】		
危機対処場面において： ☐ 自ら助けを求めることができる ☐ 助けを求めることが困難		☐ 課題
避難先・退避先： ☐ 助けを求める場所がある () ☐ ない		
【成年後見制度の利用】		
成年後見人等： ☐ あり (後見人等：) ☐ 申立中(申立人：) ☐ 申立予定あり ☐ 申立予定なし		☐ 課題
【各種制度利用】		
☒ 介護保険法 ☐ 自立支援法 ☐ その他 ()		☐ 課題
【経済情報】		
収入額 月 _____ 円 (内訳：) 預貯金等 _____ 円 借金 _____ 円		☐ 課題
1ヶ月に本人が使える金額 _____ 円		
具体的な状況(生活費や借金等)：		
☐ 生活保護受給 ☐ 介護保険料滞納 ☐ 国民健康保険料滞納 ☐ その他 ()		
金銭管理： ☐ 自立 ☐ 一部介助(判断可) ☐ 全介助(判断不可) ☐ 不明		
金銭管理者： ☐ 本人 ☐ 成年後見人等 ☐ 日常生活自立支援事業利用 ☐ その他 ()		
【エコマップ】		☐ 課題
【生活状況】		
食 事 (☐ 一人で可 ☐ 一部介助 ☐ 全介助)		
調 理 (☐ 一人で可 ☐ 一部介助 ☐ 全介助)		
移 動 (☐ 一人で可 ☐ 一部介助 ☐ 全介助)		
買 物 (☐ 一人で可 ☐ 一部介助 ☐ 全介助)		
掃除洗濯 (☐ 一人で可 ☐ 一部介助 ☐ 全介助)		
入 浴 (☐ 一人で可 ☐ 一部介助 ☐ 全介助)		
排 泄 (☐ 一人で可 ☐ 一部介助 ☐ 全介助)		
服薬管理 (☐ 一人で可 ☐ 一部介助 ☐ 全介助)		
預貯金年金の管理 (☐ 一人で可 ☐ 一部介助 ☐ 全介助)		
医療機関の受診 (☐ 一人で可 ☐ 一部介助 ☐ 全介助)		
【性格上の傾向、こだわり、対人関係等】		☐ 課題
【その他特記事項】		

社団法人日本社会福祉士会 作成 (出典：東京都老人総合研究所作成様式を参考に作成)

D票(裏)

II. 養護者の情報 面接担当者氏名：		虐待解消に向けた対応課題
【養護者の希望】		☐ 課題
【健康状態等】		☐ 課題
疾病・傷病：	既往歴：	
受診状況：	服薬状況(種類)：	
受診状況：	服薬状況(種類)：	
診断の必要性： ☐ 内科 ☐ 精神科 ☐ 外科 ☐ 整形外科 ☐ その他()		
具体的症状等⇒ ☐ 認知症 (☐ 診断あり ☐ 疑い) ☐ うつ病 (☐ 診断あり ☐ 疑い) ☐ その他		
性格的な偏り：		
障害： ☐ 身体障害 ☐ 精神障害 (☐ あり ☐ 疑い) ☒ 知的障害 (☐ あり ☐ 疑い)		
【介護負担】		☐ 課題
被虐待高齢者に対する介護意欲： ☐ あり ☐ なし ☐ 不明 介護技術・知識： ☐ 高い ☐ 低い ☐ 不明		
1日の介護時間： ☐ ほぼ1日中 ☐ 必要時のみ ☐ 不明 介護の代替者： ☐ あり ☐ なし ☐ 不明		
介護期間 (いつから始まったか、負担が大きくなった時期やきっかけ、最近の生活行動の変化など) ※期間と負担原因を明確に		
平均睡眠時間：およそ____時間		
【就労状況】		☐ 課題
就労状況： ☐ 就労 (就労曜日 ~ 就労時間 ~) 雇用形態 (☐ 正規 ☐ 非正規) ☐ 非就労 ☐ 福祉的就労		
【経済状況】		☐ 課題
収入額 月____万円 (内訳：) 預貯金等____万円 借金____万円		
☐ 被虐待者の年金に生活費を依存 ☐ 借金トラブルがある ☐ ギャンブルによるトラブルがある		
☐ 生活保護受給 ☐ 介護保険料滞納 ☐ 国民健康保険料滞納 ☐ その他 ()		
【近隣との関係】		☐ 課題
☐ 良好 () ☐ あいさつ程度 ☐ 悪い ☐ 関わりなし ☐ 不明		
III. 家族関係 (家族歴、家族の抱える問題、家族の中の意思決定者、問題が起こったときの対処方法、地域や近隣との関係、等)		
※高齢者虐待対応会議記録・計画書 E票 の「支援機関・関連機関等連携マップ」で集約する		
		☐ 課題
IV. その他 (関係者、関係機関の関わり等)		
※高齢者虐待対応会議記録・計画書 E票 の「支援機関・関連機関等連携マップ」で集約する		
		☐ 課題
【全体のまとめ】：I～IVで抽出された課題の結果を踏まえて整理する。 ※計画書(1) E票 の「総合的な支援の方針」、計画書(2) E票 の「対応困難な課題／今後検討しなければいけない事項」に反映する		

社団法人日本社会福祉士会 作成 (出典：東京都老人総合研究所作成様式を参考に作成)

高齢者虐待対応会議記録・計画書

高齢者本人氏名	様	初回計画作成日	年	月	日
計画作成者所属		会議日時	年	月	日
計画作成者氏名		時分～時分			

会議目的	☐ コアメンバー会議 ☐ ケース会議		出席者	所属 _____ 氏名 _____
				所属 _____ 氏名 _____
所属 _____ 氏名 _____ 所属 _____ 氏名 _____ 所属 _____ 氏名 _____ 所属 _____ 氏名 _____				
◇虐待事実の判断 ☐ 虐待は確認されていない ☐ 虐待は解消した ☐ 虐待の疑いがある ☐ 一時的に解消(再発の可能性はある) ☐ 虐待が発生している ☐ 身体的虐待 ☐ 放棄・放任 ☐ 心理的虐待 ☐ 性的虐待 ☐ 経済的虐待 ☐ その他 ()				
◇緊急性の判断 ☐ 緊急保護の検討 ☐ 保護の検討・集中的援助 ☐ 防止のための保護検討 ☐ 継続的・総合的援助 ☐ 事実確認を継続		◇緊急性の判断根拠 ☐ 入院や通院が必要(重篤な外傷、脱水、栄養失調、衰弱等による検査・治療) ☐ 高齢者本人・養護者が保護を求めている ☐ 暴力や脅しが日常的に行われている ☐ 今後重大な結果が生じる、繰り返されるおそれが高い状態 ☐ 虐待につながる状況・リスク要因がある ☐ その他 ()		
◇高齢者本人の意見・希望				
◇養護者の意見・希望				
◇総合的な支援の方針		◇支援内容 ☐ 緊急的分離／保護 () ☐ 入院 () ☐ 家族支援・家族間調整 () ☐ 在宅サービス導入・調整 () ☐ 専門医紹介・医療導入支援 () ☐ 経済的支援(生活保護相談・申請／各種減免手続き) ☐ 成年後見制度 活用検討 ☐ 申立有 ☐ 申立無 ☐ 検討中() ☐ 日常生活自立支援事業 活用検討 ☐ 関係機関との連携 () ☐ その他 ()		
		◇措置の適用 ☐ 訪問介護 ☐ 通所介護 ☐ 短期入所生活介護 ☐ 認知症対応型共同生活介護 ☐ 小規模多機能型居宅介護 ☐ 特別養護老人ホーム ☐ 養護老人ホーム ☐ 検討中 ()		

対象	優先順位 (課題番号)	課 題	目 標	具 体 的 な 役 割 分 担		
				何を⇒どのように	支援機関・担当者等	実施期間 / 評価日
高齢者						
養護者						
その他の家族						
関係者						

◇支援機関・関連機関等連携マップ

◇対応が困難な課題／今後検討していかなければならない事項等

◆計画評価予定日

年 月 日

高齢者虐待対応評価会議記録票

記入年月日 年 月 日 計画評価 回目 会議日時 年 月 日
 高齢者本人氏名 様 時 分 ～ 時 分

会議目的	☐ コアメンバー会議 ☐ ケース会議			出席者	所属 _____ 氏名 _____
					所属 _____ 氏名 _____
					所属 _____ 氏名 _____
					所属 _____ 氏名 _____
					所属 _____ 氏名 _____
					所属 _____ 氏名 _____
◇支援を要する状況					
☐ 虐待は確認されていない ☐ 虐待は解消した ☐ 虐待の疑いがある ☐ 一時的に解消(再発の可能性ある) ☐ 虐待が発生している ☐ 身体的虐待 ☐ 放棄・放任 ☐ 心理的虐待 ☐ 性的虐待 ☐ 経済的虐待 ☐ その他 ()					
課題番号	目標	実施状況 (誰がどのように取組んだのか)	目標達成状況(日付) (達成した目標の内容とその根拠 = 確認した事実を記載)	対応方針変更の有無 (変更内容)	
				☐ 変更あり ☐ 変更なし (変更内容)	
				☐ 変更あり ☐ 変更なし (変更内容)	
				☐ 変更あり ☐ 変更なし (変更内容)	
				☐ 変更あり ☐ 変更なし (変更内容)	
				☐ 変更あり ☐ 変更なし (変更内容)	
				☐ 変更あり ☐ 変更なし (変更内容)	
◇高齢者本人の状況(意見・希望)			◇養護者の状況(意見・希望)		
			養護者支援の必要性 ☐ あり ☐ なし		
◇新たな支援計画の必要性			◇今後の対応		
			☐ 虐待対応支援の終結 ☐ 包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行 ☐ 現在の支援計画内容に基づき支援を継続 ☐ アセスメント・支援計画の見直し ☐ その他 ()		
◇評価結果のまとめ (年 月 日 現在の状況)					

高齢者虐待対応評価会議票(F票) 改

案

市に 関係

虐待事案に関する報告書及び改善計画書

1. 事業所の概要

(名称・サービス種別・開設者・所在地・定員・利用者数・従業者数 等)

2. 虐待事案の経緯

(いつ・誰が・誰に・どのような状況で・どのような行為をしたか、ケガの程度、
発覚の経緯、目撃者の有無とその状況)

3. 事業所としての当事案に対する考え(虐待に関する事業所の判断)

(何をもってそう判断したか。虐待防止委員会など)

4. 被虐待者について

(氏名・年齢・生年月日・要介護度・認知症高齢者自立度・性格・利用開始日・その他)

5. 虐待者について

(氏名・年齢・生年月日・役職・勤務歴・介護経験年数・資格の有無・性格・その他)

6. 虐待事案に対する事業所の対応

(1) 被虐待者への対応

(発生時の対応・その後の対応)

(2) 家族への連絡及び説明

(3) 市への通報・説明

(4) その他の利用者家族への説明(報道等があった場合)

(5) 全職員へのヒアリング(役職付き従業員名簿を添付)

(虐待者の普段の状況、職員自身及び他の職員の虐待又は不適切な対応の有無・
ストレス等)

(6) 利用者へのヒアリング及び身体チェック

(7) 虐待者への聞き取り

(8) 虐待者への対応及び指導

(9) 虐待に至った原因の追究

7. 再発防止に向けた事業所の対応（改善計画）

虐待に至る原因を踏まえた再発防止に向けた具体的な取り組み

- (1) 虐待防止検討会議等（運営推進会議、職員会議、ケース会議等）の開催
（報告や検討内容、出席者からの意見などを開催記録や議事録）
- (2) 権利擁護及び虐待防止のための職員研修計画
- (3) 職場環境の整備及び改善
（例：管理者面接の定期的な実施、苦情受付及び対応の改善、虐待防止マニュアルの作成や見直し、事故・虐待発生時の緊急対応の周知徹底、身体チェックの徹底や回数の増、事故・虐待発生時の検証 など）
- (4) 虐待発生防止のための指針等（虐待防止マニュアル）（添付）

◆資料41 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた
高齢者虐待事案への適切な対応について(警察庁)

各都道府県警察の長 殿

警察庁丙生企発第27号

警察庁丙給厚発第6号

警察庁丙地発第8号

警察庁丙刑企発第8号

平成28年3月16日

警察庁生活安全局長

警察庁長官官房長

警察庁刑事局長

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた
高齢者虐待事案への適切な対応について

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「法」という。）が平成17年11月1日に成立し、同月9日に公布され、本年4月1日に施行されることとなった。

高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止、養護者の支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益を擁護することを目的として法が制定されたことを踏まえ、各都道府県警察にあっては、下記の点に留意して、高齢者虐待事案への適切な対応に努められたい。

なお、本通達は、厚生労働省と協議済みであることを申し添える。

記

第1 認知時における適切な対応

1 市町村への通報（法7条及び法第21条関係）

法7条第1項においては、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならないこととされ、同条第2項では、第1項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならないこととされた。また、法第21条第2項においては、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない旨が、同条第3項においては、同条第1項及び第2項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならないこととされた。したがって、各都道府県警察において、警察安全相談、高齢者を被害者とする事案等の捜査、急訴事案や保護の取扱い等の各種警察活動に際し、高齢者虐待事案を認知した場合は、速やかに市町村へ通報をすること。なお、介護保険法の改正により平成18年4月から設置される地域包括支援センター（別添2参照）において、市町村から高齢者虐待の対応に係る事務の委託を受け通報受理業務を行うことがあり得る（法第17条第1項参照）ため、警察が認知した事案について市町村と地域包括支援センターのいずれに通報するかについては、市町村及び地域包括支援センターと協議の上、あらかじめ決めておくこと。

(1) 通報対象となる事案

原則として、警察が認知した全ての高齢者虐待事案が対象となる。なお、次のような場合にも通報対象となるので、留意すること。

ア 虐待行為があったことの明確な裏付けができない場合

通報は、「高齢者虐待を受けたと思われる高齢」について行うものであるので、虐待行為を裏付ける具体的な証拠がない場合であっても、被害高齢者や関係者の申出内容等から判断して警察が高齢者虐待が行われた可能性があると判断できる事案であれば、通報をすること。

イ 加害者が養護者に該当するか判明しない場合

加害者を特定していても、当該加害者が被害高齢者の養護者に当たるかどうかの判断については警察では困難な場合もあり得る。このような事案については、加害者が被害高齢者と同居している場合には、高齢者虐待事案とみなして市町村に通報をすること。また、加害者が親族である場合には、当該加害者が養護者に当たらないときも、高齢者虐待事案の早期発見・早期対応の観点から、市町村に通報をすること（例えば、同居していない親族による事案や同居している孫による事案などが考えられる。）。

ウ 認知症に起因する被害妄想が疑われる場合

認知症が疑われる高齢者から虐待を受けているとの申出があった場合についても、警察において被害高齢者が認知症であるか否かの判断は困難であること及び仮に申出が認知症に起因する被害妄想によるものであると考えられる場合であっても市町村において揺動的な観点から必要な対応を行う場合もあるため、通報をすることとして差し支えない。

エ 配偶者からの暴力事案に該当する場合

虐待行為が配偶者から行われた場合で、被害高齢者へ身体に対する暴力がなされているときは、高齢者虐待事案であるとともに、配偶者からの暴力事案にも該当する。このような事案については、高齢者虐待事案として市町村に通報するとともに、「配偶者からの暴力相談等対応票」の作成等配偶者からの暴力事案としての対応を行うこと（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行に当たっての配偶者からの暴力事案への適切な対応について」（平成 13 年 7 月 9 日付け警察庁丙生企発第 36 号ほか）、「配偶者からの暴力相談等対応票の改正について」（平成 16 年 11 月 17 日付け警察庁丙生企発第 76 号ほか）を参照）。なお、被害高齢者から保護を求められた場合に、市町村と配偶者暴力相談支援センターのいずれかに引き継ぐかは、被害高齢者の年齢、被害高齢者の要望等を踏まえて、事案に応じて判断すること。

(2) 通報要領

警察で認知した高齢者虐待事案については、生活安全部門に集約し、生活安全部門から市町村に通報するものとする。

通報は、原則として、別添 3 の高齢者虐待事案通報票により行うものとし、急を要する場合には、電話により行うものとする。通報時点では詳細が判明していない事項については「不詳」と記載すれば足り、調査に時間を要することにより通報が遅れることのないようにすること。なお、高齢者虐待事案通報票の記載要領については、別添 4 を参照すること。

(3) 通報後の措置状況の把握

通報した事案については、市町村における措置結果を連絡するよう依頼しておくこと。なお、通報後 1 か月を経過しても市町村から措置結果の連絡がないときには、警察から市町村に対して状況を確認すること。

2 通報以外の措置

高齢者虐待事案については、市町村に通報するほか、刑罰法令に抵触する場合は適切に事件化を図ることはもとより、刑罰法令に抵触しない場合であっても、事案に応じて加害者へ指導・警告するなど、警察として必要な措置を講じること。

第2 警察署長に対する援助依頼への対応（法第12条関係）

1 制度の趣旨

法第12条第1項においては、市町村長は、高齢者の居所又は住所への立入調査に際し、必要があると認めるときに警察署長の援助を求めることができることが規定されている。警察署長の行う援助とは、市町村長による職務執行が円滑に実施できるようにする目的で、警察が、警察法、警察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいて行う措置である。

したがって、警察官は、市町村長の権限行使の補助者ではなく、調査業務そのものの補助を行うことは適当ではない。

2 援助の手続

援助に当たっては、緊急の場合を除き、市町村長から高齢者虐待事案援助依頼書（別添5）の提出を求めた上で、速やかに市町村長と事前協議を行い、対応の方法、役割分担等を検討した上で、事案に応じた適切な援助に努めること。事前協議の窓口は、生活安全部門において行うこととするが、実際の援助を行う要員については、必要に応じて他部門にも協力を求めること。

3 援助の要件

警察が援助を行うこととされているのは、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときである（法第12条第3項）ので、援助の依頼があった場合には、市町村が行う法第9条第1項に規定する事実確認のための措置等の状況を確認し、その内容によって援助を行うか否かを判断すること。なお、援助依頼を受理したが、援助を行わないものとした場合には、その理由や経緯等を記録しておくこと。

第3 その他

1 関係部門間の連携

高齢者虐待事案への対応に当たっては、生活安全部門、刑事部門、地域部門、被害者対策担当部門等関係部門間で連携を密にすること。

2 関係機関等との連携

市町村を始め、都道府県関係部局や民生委員等関係機関・団体等との連携を強化し、被害高齢者の立場に立った的確な措置が講じられるようにすること。

なお、地域包括支援センターにおいては、高齢者虐待事案に関わる関係機関等を構成員とする「高齢者虐待防止ネットワーク」を構築することとしているので、市町村又は地域包括支援センターから警察に対して当該ネットワークへの参加依頼がなされた場合には、積極的に応じること。

3 指導、教養の徹底

警察における高齢者虐待事案へ適切な対応を推進するため、法の内容等について、集合教養、随時の教養、巡回教養等あらゆる機会を活用して警察職員に広く指導、教養を行うこと。

（以下、中略。様式のみ）

別添3

第 号		
高齢者虐待事案通報票		
年 月 日		
市(町、村)長 殿		
警察署長 印		
発見年月日	年 月 日	
発見の経緯		
高 齢 者	(ふりがな) 氏 名	口 男 ・ 口 女
	生年月日	年 月 日生(歳)
	住 所	
	電 話	番
	職 業 等	
養 護 者	(ふりがな) 氏 名	口 男 ・ 口 女
	生年月日	年 月 日生(歳)
	住 所	口 高齢者と間じ 口 その他(
	電 話	() 一 番
	職 業 等	
	高齢者との 関 係	口 配偶者 口 子 口 子の配偶者 口 孫 口 その他親族 (口 その他 (
虐 待 の 状 況	行為類型	口 身体的虐待 口 養護の著しい怠り 口 心理的虐待 口 性的虐待 口 経済的虐待
	虐待の内容	
参 考 事 項		
担当者・連絡先	警察署 課 電話(番 内線	

別添5

		第	号
高齢者虐待事案に係る援助依頼書			
		年	月 日
〇〇 警察署長殿 殿			
		〇〇市(町、村)長 印	
高齢者虐待の防止、高齢者の養護に対する支援等に関する法律第12条第1項			
依頼事項	日 時	年 月 日 時 分 ~ 時 分	
	場 所		
	援助方法	☐ 調査での立会い ☐ 周辺での待機 ☐ その他()	
高齢者	(ふりがな)		
	氏 名	口男 ・ 口女	
	生年月日	年 月 日生(歳)	
	住 所	☐ 上記援助依頼場所に同じ ☐ その他()	
	電 話	() 一 番	
	職 業 等		
養護者	(ふりがな)		
	氏 名	口男 ・ 口女	
	生年月日	年 月 日生(歳)	
	住 所	☐ 上記援助依頼場所に同じ ☐ その他()	
	電 話	() 一 番	
	職 業 等		
高齢者との関係	高齢者との関係	☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 子の配偶者 ☐ 孫 ☐ その他親族() ☐ その他()	

虐待の状況	行為類型	☐ 身体的虐待 ☐ 養護の著しい怠り ☐ 心理的虐待 ☐ 性的虐待 ☐ 経済的虐待		
	虐待の内容			
参 考 事 項				
高齢者の生命又は安全に重大な危険が生じていると認める理由				
警察の援助を必要とする理由				
担当者・連絡先	所属・役職	氏名		
	電話（ ） ー 番 内線 携帯電話 ー 番			

身体拘束廃止のための指針

(指定基準省令第183条の規定に基づく身体的拘束等の適正化のための指針)

【法人名・ホーム名】

2018年〇月〇日作成

1. 身体拘束廃止の理念 (イ 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方)

私たちは・・・(各社・ホームの運営方針等を入れてください)・・・入居者様やご家族様に安心してご入居いただけるように努力して参ります。

したがって、人としての尊厳を損なう身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下この指針では「身体拘束」と言います。)は、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行いません。

どのような目的であれ、〇〇しないように身体の制限を行うことは身体拘束です。

【参考】身体拘束に該当する具体的な例

- (1) 徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢等をひも等で縛る
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- (6) 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- (10) 行為を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

2. 身体拘束廃止の方針 (ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針)

(1) 身体拘束の廃止

私たちは、原則として身体拘束を行いません。

(2) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明・確認を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、その状況を記録するなど、十分な観察を行うとともに、介護サービスの質の評価及び経過の記録を行い、できる限り早期に拘束を解除します。

(3) 身体拘束廃止に取り組む姿勢

- ① 身体拘束廃止に関する取組みは、管理者を中心として、ホーム全職員・多職種連携で取り組みます。ケアで悩むことがあれば、一人で抱え込まず、他の職員、介護リーダー、他の職種、管理者、必要に応じて、主治医、本社等に相談します。身体拘束は、職員の誇りや士気の低下を招くおそれがあることを理解します。
- ② 多職種の視点から入居者のアセスメントに取り組み、入居者自身、入居者の言動の背景を理解して、ケアプランを策定・実行します。転倒や事故よりも、行動制限による苦痛を

強いことの方が、尊厳を侵してしまうことを理解します。

- ③ 家族から身体拘束を希望されても、希望をそのまま受け入れるのではなく、入居者本人にとって居心地のいい環境・ケアについて、家族と一緒に考えます。
- ④ 入居者等の生命又は身体を保護するためであっても、常に身体拘束に代わる代替的な方法を考えます。緊急やむを得ずどうしても身体拘束を行わざるを得ない場合も、極めて限定的に行います。

3. 身体拘束廃止のための体制（ロ 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項）

- (1) 身体的拘束等適正化対策検討委員会（指定基準省令第 183 条の規定に基づく身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会）を設置し、3 ヶ月に 1 回以上開催します。
- (2) 身体的拘束等適正化対策検討委員会は、ホーム長、生活相談員、計画作成担当者、看護職員、介護リーダー等多職種で構成します。必要に応じて、本社職員や協力医療機関の医師、精神科専門医等の専門医等の助言を仰ぎます。
- (3) 身体拘束禁止委員会の構成メンバーの責務及び役割分担は、以下のとおりとします。

責務・役割分担	担当者
身体拘束禁止委員会の責任者	ケア全般の責任者であるホーム長
身体拘束禁止対応策の担当者	各フロアリーダー
身体拘束実施時のケアプランの見直しや入居者・保証人に対する説明	計画作成担当者 生活相談員
医療的ケアに関する検討・助言	看護職員
第三者・専門家	必要に応じて、本社職員や協力医療機関の医師、精神科専門医等

- (4) 身体拘束禁止委員会では、以下の項目を検討・決定します。
 - ① 本指針 6 に定める「身体拘束に関する報告」の様式を整備します。
 - ② 身体拘束禁止対応策の担当者から、前回委員会の議事録及び身体拘束の解除に向けての経過観察記録について報告します。
 - ③ 報告された事例について、身体拘束の状況等を集計・分析し、身体拘束の発生原因、結果等を取りまとめ、当該身体拘束を解除できないかや三要件の確認（適正性）と解除に向けた対策（適正化策）を検討します。
 - ④ 解除に向けた対策（適正化策）を講じた場合には、その効果について評価します。
- (5) 身体的拘束等適正化対策検討委員会の結果は、全職員に議事録を交付・回覧して周知徹底します。

4. 身体拘束禁止のための研修（ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針）

身体拘束廃止のため、介護に携わる従業員に向けた職員研修を、下記の通り行います。

- ・身体拘束禁止のため、介護職員その他の従業者に対する職員研修を、●月と○月に行います。
- ・新規採用時（派遣社員等の入職時を含む。）に、必ず身体拘束禁止のための研修を実施します。
- ・研修の内容は、以下のとおりとします。

- ① 身体拘束の禁止に関する基礎的内容の適切な知識の普及・啓発

② 本指針に基づく、身体拘束の禁止に関する徹底

- ・研修の実施内容、実施日時、受講者等については、記録を残します。

5. 緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合の対応

(ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針)

- (1) 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、次の3つの要件のすべてを確認します。入居者の家族の希望であっても、ホームが以下の要件を満たさないと判断する場合には、身体拘束を行いません。

緊急やむを得ない身体的拘束等の三つの要件

- | | |
|--------|---|
| 1 切迫性 | 入居者や本人又は他の入居者等の生命又は身体が危険にされされる可能性が著しく高いこと |
| 2 非代替性 | 身体的拘束等その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと |
| 3 一時性 | 身体的拘束等その他の行動制限が一時的なものであること |

- (2) 身体拘束を行わなければならない要件を満たしているか、また、身体拘束の内容、期間等は、慎重な手続きで確認します。

- ・「緊急やむを得ない」場合に該当するかの判断は、個人では行わず、ホーム全体として判断が行われるよう、身体的拘束等適正化対策検討委員会を臨時開催し委員会で判断します。
- ・身体的拘束等適正化対策検討委員会において、3つの要件の確認や、身体拘束の内容、目的・理由、時間、期間等を検討し、議事録に残します。期間は1ヶ月以内の期間とします。
- ・入居者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的・理由、時間、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得て、確認書に署名をいただきます。身体拘束の実施終了日以降において、なお身体拘束を必要とする場合においては、実施終了日前に入居者・家族等に対してあらためて説明・確認した上で実施することとします。

- (3) 身体拘束に関する記録を行い、定期的に振り返り、身体拘束の解除に取り組みます。

- ・緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、所定の様式にその態様及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。
- ・具体的な記録情報をもとに、職員間、家族等関係者間で直近の情報を共有します。「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、1ヶ月に1回以上は、身体拘束の解除に向けて検討するとともに、要件を満たさない場合には、ただちに解除します。

6. 身体拘束に関する報告 (ニ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針)

- ・緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合には、身体拘束の内容、期間等を確認し、身体拘束禁止委員会の議事録として記録を残し、介護職員その他の従業者に報告します。
- ・身体拘束の解除に向けての経過観察記録は、身体拘束禁止委員会に報告します。

7. 入居者等による本指針の閲覧 (ヘ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

- ・本指針は、入居者及び保証人が閲覧できるようにします。

身体的拘束等適正化対策検討委員会議事録

(指定基準省令第183条の規定に基づく身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会議事録)

ホーム名 _____

開催日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 () _____ : _____ ~ _____ : _____

参加者

管理者		介護リーダー		介護職員	
生活相談員		計画作成担当者			
看護職員		機能訓練指導員		その他	

【議題】

- ①前回の振り返り
- ②身体拘束禁止対象となる具体的な行為と、やむを得ず身体拘束を行う際の三つの要件についての復習
- ③(身体拘束を行っている入居者がいる場合)身体拘束解除に向けての経過観察記録等から、身体拘束を解除できないか、確認する。
- ④(身体拘束を開始する検討が必要な入居者がいる場合)緊急やむを得ない身体拘束の要件を満たしているか、代替案はないか、検討する。
- ⑤(今後やむを得ず身体拘束が必要である判断をした場合)、今後医師、家族等へ意見調整の進め方
- ⑥身体拘束禁止のための指針、研修資料の中で周知が必要な部分を確認し、方針を決定する。
- ⑦今後の予定(研修・次回委員会)
- ⑧今月の議論のまとめ

【議事概要】※は必須項目です。

①前回の振り返り※

(前回の議事録を読み返し、委員会の結論が有効に機能したか、徹底できたかの振り返りを行います。)

②身体拘束禁止対象となる具体的な行為、やむを得ず身体拘束を行う際の三つの要件についての復習※

身体的拘束等禁止対象となる具体的な行為(11項目:身体拘束該当番号)

- 1 徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 2 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 3 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- 4 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- 5 手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- 6 Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- 7 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- 8 脱衣やおむつはずしを制限するため、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- 9 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- 10 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- 11 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

緊急やむを得ない身体的拘束等の三つの要件

- | | |
|--------|---|
| 1 切迫性 | 入居者や本人又は他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと |
| 2 非代替性 | 身体的拘束等その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと |
| 3 一時性 | 身体的拘束等その他の行動制限が一時的なものであること |

- ③（身体拘束を行っている入居者がいる場合）身体拘束解除に向けての経過観察記録等から、身体拘束を解除できないか、確認する。

現在、身体拘束に該当する入居者数_____名

居室		入居者名		身体拘束 該当番号		解除する	はい / いいえ
切迫性						要件を満たしているか	はい / いいえ
非代替性						要件を満たしているか	はい / いいえ
一時性						要件を満たしているか	はい / いいえ
適正化策							

- ④（身体拘束を開始する検討が必要な入居者がいる場合）緊急やむを得ない身体拘束の要件を満たしているか、代替案はないか、検討する。

居室		入居者名		身体拘束 該当番号		三要件を満たしているか	はい / いいえ
切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いことが分かる具体的な状況を記載する。						
非代替性	他の方法を検討した結果、それでもなお身体拘束を行う以外に代替する介護方法がないのであれば、検討した代替方法と、それが対応策として不十分である理由を記載する。						
一時性	身体拘束が一時的なものであり、利用者の状態等に応じて必要最小限の期間と最も短い拘束時間に設定されていることとその理由が分かるように記載する。						
適正化策							

- ⑤（今後やむを得ず身体拘束が必要である判断をした場合）、今後医師、家族等へ意見調整の進め方

医師・家族との意見調整を進める担当者 _____

身体拘束開始日 _____ / _____ 解除予定日 _____ / _____

いつ、何をするか _____

留意事項その他 _____

- ⑥（③も④も0人の場合には特に）身体拘束禁止のための指針等の中で理解が弱い部分を検討し、今後の方針を定める。※

（理解が弱いと感じる部分）

(今後の方針)

⑦今後の予定※

研修開催日時（年●回以上）

次回委員会開催日時（3ヶ月に1回以上）

⑧今月の議論のまとめ※

（今月取り組むべきこと、意識すべきこと）

各職員確認印

④ 事故への対応

ア. 設置者からの事故報告について

有料老人ホーム設置運営標準指導指針では、設置者に対して事故予防と発生時の対応を規定している。

●事故予防

有料老人ホームにおける事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じること。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。
- 三 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

●事故発生時の対応

有料老人ホームにおいて事故が発生した場合にあつては、次の措置を講じること。

- 一 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、指定都市又は中核市及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。
- 二 前号の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
- 三 入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、入居者に対しての損害賠償を速やかに行うものとする。

令和元年度に実施した自治体調査(125か所)で、事故報告要領(様式)があるか聞いたところ、「ある」と回答した自治体が91.1%あった。自治体に報告を求める事故様式については、「具体的な事故内容」を定める自治体と、「受傷の程度」で定める自治体とに分かれているが、事故の種類を集計・分析する上では事故内容(例えば、転倒・転落・誤嚥・・・)を項目化することが望ましい。

各自治体が定める事故報告様式は、一般的なものの他に、「事故の種別ごとに区分した様式」、「事故の重大性により区分した様式」、「報告すべき時点により区分した様式」、等がある。

また、近年では事故報告要領を定める自治体も増加している。設置者から見て、どの程度の事故が報告対象となるのか、また、報告すべき時点を明確化するためにも、こうした要領の作成が望ましい。

○事故報告要領について

◇資料44 事故報告要領(北海道)	P176
◇資料45 事故報告要領(香川県)	P178

○事故報告様式について

【1. 一般的な報告様式】

◇資料46 事故報告様式(奈良市)	P180
◇資料47 事故報告様式(豊中市)	P182
◇資料48 事故報告様式(福岡県)	P184

【2. 事故の種類ごとに区分した様式】

◇資料49 事故報告様式(和歌山市)	P186
--------------------------	------

【3. 事故の重大性に鑑みて区分した様式】

◇資料50 事故報告様式(山形市)	P190
◇資料51 事故報告様式(仙台市)	P192

【4. 報告すべき時点により区分した様式】

◇資料52 事故報告様式(香川県) 添付	P194
----------------------------	------

【5. 受傷程度で区分した様式】

◇資料53 事故報告様式(高知市)	P196
-------------------------	------

なお、設置者が内部用として作成するための様式を、神戸市等では作成している。

◇資料54 事業者用事故報告様式(神戸市)	P198
-----------------------------	------

社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領

1 目的

この要領は、生活保護法、老人福祉法、障害者総合支援法、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、社会福祉法、売春防止法及び介護保険法の規定に基づく施設及び事業所（以下「施設等」という。）において、入所者又は利用者（以下「入所者等」という。）に対するサービス提供中の事故、法人役・職員による不法行為、虐待等（以下「事故等」という。）が発生した場合の、各施設等の事業者から道への報告の取扱いを定め、事故等発生時において適切かつ迅速な対応をとるとともに、事故等の発生要因や再発防止策の実効性を検証し、入所者等に対するサービスの質の向上及び施設等の運営の適正化を図ることを目的とする。

2 対象施設・事業所

別紙1「対象施設・事業所一覧表」の施設・事業所のとおり。

注）道が指導監督権限を有するものに限る。

3 報告の範囲等

次の事故等が発生した場合、【報告様式1-1】により、別紙1の総合振興局及び振興局（以下「総合振興局等」という。）の担当課に報告すること。

なお、サービス提供中の事故については、送迎・通院等の間を含み、事業者の過失の有無を問わない。

(1) 重大な事故等【直ちに報告すること】

ア 入所者等の死亡事故

イ 役・職員の不法行為（預かり金着服・横領等）

ウ 入所者等に対する虐待（不適切な処遇（疑）を含む）

エ 入所者等の不法行為

オ 入所者等の失踪・行方不明（搜索願を出したもの）

カ 火災（消防機関に出動を要請したもの）

キ その他ア～カ以外の事項で、テレビ・新聞等で報道された事案（報道される可能性のある事案を含む）

(2) 上記(1)以外の事故【事故発生後（又は事故発覚後）30日以内に報告すること】

ア 入所者等の骨折、打撲、裂傷等で、医療機関への入院・通院を要したもの

イ 入所者等の誤飲、誤食、誤嚥及び誤薬

ウ 無断外出（見つかった場合）

エ その他報告が必要と認められるもの（交通事故等）

注）・入所者等が病気により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは報告すること。

・在宅の通所・短期入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が施設等にいる間に限る。

4 報告の様式

事故等発生状況報告書（報告様式1-1）

5 報告手順及び期限

(1) 各事業者は、3の(1)の重大事故が発生した場合は、事故発生後（又は事故発覚後）直ちに、総合振興局等の担当課に連絡すること。

(2) 各事業者は、(1)の速報を行った後、「事故等発生状況報告書」（報告様式1-1）を速やかに作成し、報告日から7日以内に、総合振興局等の担当課に提出すること。また、参考資料として以下の書類を添付すること。

ア 利用者のケアプラン、支援計画、アセスメント表

イ 事故発生時の現場見取り図

ウ 法人内部及び施設等において事故の対応を協議した会議録

エ 食事に関する事故等については被害者の栄養計画

(3) 各事業者は、3の(2)の事故が発生した場合は、「事故等発生状況報告書」（報告様式1-1）を作成し、事故発生後（又は事故発覚後）30日以内に、総合振興局等の担当課に提出すること。

6 その他留意事項

(1) 重大事故の速報及び事故の種類を問わず「事故等発生状況報告書」（報告様式1-1）の提出後において、総合振興局等の担当課から内容を確認することがあるので、事故の対応等について、法人内部で協議した役員会の議事録や会議資料等の関係書類を整理しておくこと。

(2) 別紙2「事故報告フロー図」により、全体の流れを確認すること。

(3) 本庁が所管している施設等については、本庁へ直接報告すること。

(4) 各事業者は、各法令・通知等に基づき別途、道、市町村等及び利用者の保護者・家族へ報告を要するものがあること。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

直近改正 平成29年6月6日

有料老人ホームにおける事故発生時の報告マニュアル

香川県健康福祉部長寿社会対策課

(平成24年 5月25日制定)

(平成25年10月24日改正)

1 目的

有料老人ホームは、サービス提供時に発生した事故について、その内容や対応状況を県または中核市に報告することにより、その報告を受けた県または中核市が、事故に対する適切な対応や再発防止策に対して、指導及び助言を実施することにより、有料老人ホームと県または中核市が連携して、サービスの安全と質の向上を図ることを目的とする。

2 有料老人ホームが事故報告を行う範囲

有料老人ホームは、次の事由に該当する場合に利用者の家族等への連絡を行うとともに、県または中核市に対して速やかに報告を行うこととする。

(1) サービスの提供による利用者のけが等又は死亡事故の発生

(注1)「サービスの提供による」とは、送迎・通院等の間の事故も含む。また、有料老人ホーム敷地内・居室内での事故も含む。ただし、特定施設入居者生活介護のサービス、指定居宅サービス提供中に発生した事故については、「指定介護サービス事業者における事故発生時の報告マニュアル」に基づいて、サービス提供事業者が市町に報告すること。

(注2) けが等とは、発生の原因に関わらず、骨折、打撲、出血、火傷、誤嚥、異食及び薬の誤投薬等で医療機関を受診し、治療または入院したものを原則とする(原因不明のものも含む)。

(注3) 有料老人ホーム側の過失の有無は問わない。

(注4) 入居者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは報告すること。

(2) 職員(従業者)の法令違反・不祥事等の発生

(注5) 入居者の処遇に関連するものに限る。(例：利用者からの預り金の横領、送迎時の交通事故など)

(3) その他、報告が必要と認められる事故の発生

3 報告の手順

(1) 事故後、有料老人ホームは第一報を、3日以内に県または中核市へ様式1により報告する。

(注1) 次の①～④の事由による、重大性の高い事故については第一報を電話で行い、その後報告様式1を提出する。

- ①事故により利用者が死亡したもの
- ②利用者への身体拘束や虐待が事故の原因となっていると思われるもの
- ③重大な設置運営基準違反があると思われるもの
- ④職員の不祥事

(2) 事故発生後の処理等が終了後、様式2により原則2週間以内に報告する。報告が遅れる場合は、その旨を県または中核市に連絡すること。

(注2) 事故報告書は、報告様式1、2を標準とするが、報告様式1、2の報告事項が明記されている書式であれば代替して差し支えない。

4 中核市から県への報告について

- (1) 中核市は、有料老人ホームから受けた事故報告の内容が、死亡事故の場合は、有料老人ホームからの報告書の写しを5日以内に県に提出するものとする。
- (2) 中核市は、有料老人ホームから受けた当該年度の事故報告について、別紙様式により、翌4月末日までにメールにて、県に報告するものとする。((1)の報告を含む。)

5 報告の活用等について

県において報告内容を取りまとめ、サービスの安全の確保と質の向上を行うための基礎資料として活用する。
なお、当該報告は有料老人ホームの事故に対する過失の有無を判断するためのものではない。

(附則)

このマニュアルは、平成25年10月24日から施行し、平成25年11月1日以降に発生した事故から適用する。

第2報:令和 年 月 日

奈良市長 様

介護保険事業者・有料老人ホーム等 事故報告書

[illegible]

発 生 後 の 対 応	受診日・医療機関	受診日時: 年 月 日 時 分 医療機関名:
	所在地	〒
	傷病名	
	対象者の状態	☐ 入院 ☐ 往診 ☐ 通院 ☐ 施設・自宅療養 ☐ その他() 状況: 事故後の対象者(利用者)の状態について記入してください。 (事業所での現在の様子、病院での様子・治療を要する期間、感染症による患者の集団発生の場合は患者数の推移等)
	家族への連絡 説明の内容	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃 家族氏名 (続柄) ☐ 連絡不要(身寄りのない方等)
	家族の反応	家族等が理解・納得されているかを記入してください。今後トラブルに発展する可能性があれば記入してください。
	経過	☐ 解決又は終結している ☐ 継続している (内容)
	損害賠償に関する経過	☐ 事業者負担(保険を利用した場合を含む) ☐ 利用者負担 ☐ 負担が生じる状況はなし ☐ 検討・交渉中 ☐ その他
事故が発生した 要因分析	【事故について、事業所内で検討した発生要因の分析について記入してください。】 (何故事故が起こってしまったのか、また、事故の予見はあったか、事故の回避は可能であったか)	
再発防止に 向けての 今後の対応	【事故発生後、事業所内で検討の結果、実施する対応の内容を具体的に記入してください。 不適切例: ~を検討中、見守りの強化、職員への周知などの漠然とした表現は不可。 対応を検討中・検討する予定ではなく、検討した結果を記入してください。】	
その他特記事項		

報告先: 〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
 奈良市介護福祉課
 電話 0742-34-5422 (直通)

受診日・医療機関		受診日時： 年 月 日 時 分 医療機関名：
所在地		〒
傷病名		
発 生 後 の 対 応	対象者の 状態	☐ 入院 ☐ 往診 ☐ 通院 ☐ 施設・自宅療養 ☐ その他() 状況：事故後の対象者(入居者)の状態について記入してください。 (施設での現在の様子、病院での様子・治療を要する期間、感染症による患者の集団発生の場合は患者数の推移等)
	家族への 連絡 説明の内容	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃 家族氏名 (続柄) 電話番号 ☐ 連絡不要(身寄りのない方等)
	家族の反応	家族等が理解・納得されているかを記入してください。今後トラブルに発展する可能性があれば記入してください。
	経 過	☐ 解決又は終結している ☐ 継続している (内容)
	損害賠償に 関する経過	☐ 施設負担(保険を利用した場合を含む) ☐ 入居者負担 ☐ 負担が生じる状況はなし ☐ 検討・交渉中(結果が分かり次第再度報告してください) ☐ その他
事故が発生した 要因分析		【事故について、施設内で検討した発生要因の分析について記入してください。】 (何故事故が起こってしまったのか、また、事故の予見はあったか、事故の回避は可能であったか)
再発防止に 向けての 今後の対応		【事故発生後、施設内で検討の結果、実施する対応の内容を具体的に記入してください。 不適切例：～を検討中、見守りの強化、職員への周知などの漠然とした表現は不可。 対応を検討中・検討する予定ではなく、検討した結果を記入してください。】
その他特記事項		

2019.4 改訂

報告先：〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1
 豊中市 福祉部 長寿社会政策課
 電話06-6858-2868(直通)

◆資料48 事故報告様式(福岡県)

(標準例)

有料老人ホームにおける事故報告書

福岡県宛

報告年月日： 年 月 日

1 施設 の 概 要	①運営者名														
	②施設名	(管理者)													
	③施設の類型														
	④所在地, TEL	〒	(TEL - -)												
	⑤記載者名	(職名)													
2 対 象 者	⑥氏名(フリガナ)	(男・女)			⑦被保険者番号										
	⑧生年月日	(歳)			⑨要介護度	支援 1 2 介 1 2 3 4 5									
	⑩住所	〒													
	⑪対象者の心身の状況														
3 事 故 の 概 要	⑫事故発生・発見日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃 発生・発見													
	⑬場所	居室 食堂 浴室(脱衣場を含む) 便所 洗面所 談話室 応接室 機能訓練室(リハビリ室) 階段 廊下 その他屋内 屋外													
	⑭事故の種別	転倒 転落 接触 異食 誤嚥 誤薬 食中毒 感染症(インフルエンザ等) 交通事故 徘徊 職員の違法行為・不祥事 その他 ()													
	⑮事故結果	死亡 骨折 打撲 捻挫 脱臼 切傷 擦過傷 火傷 異常なし その他 () (入院年月日 退院予定日)													
	⑯事故の概要、経緯、対応等														
	⑰事故の原因	ア 従業者の直接行為によるもの イ 介助中の注意不足によるもの ウ 従業者の見守り不十分によるもの エ 福祉用具・施設設備不良 オ その他()													
	⑱受診した医療機関の名称・所在地														
4 事 後 の 対 応	⑲家族への連絡・説明	ア 月 日 時頃 (誰) が (誰) に _____ により説明済み イ 未実施(理由) ウ 連絡不要(身寄りのない方等)													
	⑳関係機関への連絡	ア 警察への連絡(不要 ・ 済) イ 保健所への連絡(不要 ・ 済) ウ その他(ケアマネ等)(へ連絡)													
5 そ の 他	㉑再発防止のための方策														
	㉒損害賠償等の状況	ア 損害賠償保険を利用 イ 検討・交渉中 ウ 賠償なし(理由:)													
	㉓特記事項														

※記載注を確認してから、記入してください

2の⑪ アセスメントシート等の写しの添付でも差し支えない。

3の⑫ 発生または発見のいずれかに○をつけること。

3の⑭ ・「職員の違法行為・不祥事」とは、入居者に対する虐待、個人情報の紛失、預かり金の紛失・横領等である。
・「その他」については、事業所の火災事故や災害被災等である。

3の⑮ ・報告書提出時点で、入院日・退院予定日が分かっているときは、記載すること。

3の⑰ ・「従業者の直接行為」とは、
故意、過失を問わず、従業者の直接行為が原因で事故が生じた場合。
・「介助中の注意不足」とは、
従業者の直接行為が原因ではないものの、従業者の介助中の事故が生じた場合。
・「従業者の見守り不十分」とは、
居室や便所等において、介助時以外に転倒等の事故が生じた場合に選択すること。
・「その他」とは、
感染症、食中毒、その他の原因に該当する場合、原因が不明な場合等に、その内容を記載すること。

4の⑳ ・従業者の直接行為が原因で生じた事故，従業者の介助中に生じた事故のうち、入居者の生命、身体に重大な被害が生じたもの（自殺、行方不明等、事件性の疑いがあるものを含む。）については、管轄の警察署へ連絡すること。
・感染症、食中毒等が生じた場合は、管轄の保健所へ連絡すること。

5の㉑ 「再発防止のための方策」について、検討中の場合は「未定、検討中」として事故報告書は速やかに提出すること。その後、検討した結果について、改めて報告すること。

5の㉓ 「特記事項」については、その他特記すべき事項があれば、記載すること。

※1 基本的に、入居者個人ごとに作成するが、感染症・食中毒等において、一つのケースで対象者が多数に上る際は、事故報告書を1通作成し、これに対象者のリスト（2「対象者」、4「事後の対応」、各人の病状等の程度、搬送先等の内容を含むこと。）を添付してもよい。

※2 対象者が、報告後に容態が急変して死亡した場合等は、再度報告書を届け出ること。

別記様式第1号(第5関係)

有 料 老 人 ホ ー ム 事 故 報 告 書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

法人名	代表者氏名
施設名	
所在地	電話番号
管理者氏名	報告作成者

入 居 者 (事故対象者)	ふりがな		性 別	男 ・ 女				
	氏 名		生 年 月 日	年 月 日 (歳)				
	住 所			要介護度				
	家族(身元引受人)等の氏名・連絡先等	氏名	電話番号					
事 故 の 概 要	発生日時	年 月 日 () 時 分 頃						
	発生場所	(※現場の状況等が分かる資料も添付してください。)						
	事故の種類	(※複数の場合には、該当する項目全てにチェックをするとともに、その中で最も症状が重い項目にはダブルチェックをしてください。)						
		☐ 骨折 ☐ 打撲・捻挫・脱臼 ☐ 切傷・擦過傷 ☐ やけど ☐ その他の外傷 ☐ 損害賠償の発生・請求 ☐ 異食・誤えん ☐ 誤薬 ☐ 行方不明・無断外出 ☐ 職員の法令違反、不祥事 ☐ その他()						
		※死亡に至った場合はその死亡年月日： 年 月 日 () 時 分 頃 (注)ケガの程度は医療機関に入院又は継続して治療を要する場合が対象となります。						
事故の内容	(※発生時の状況及び経緯(事故対象者の報告時の状況、事故の原因等を含む。))について、できるだけ詳細に記入してください。)							
事故発生時の対応 (※応急措置、家族等への連絡状況、医療機関への連絡及び搬送・治療状況を記入。)	対処の方法	(※できるだけ詳細に記入してください。)						
	★家族、関係機関等への連絡又は通報状況について(次の①～⑤へ連絡・通報した場合、必要事項を記入してください。)							
	①搬送した医療機関(治療を行った医療機関) < 連絡日時： 年 月 日 () 時 分 頃 >							
	<table border="1"> <tr> <td>※医療機関名</td> <td>所在地：</td> </tr> <tr> <td colspan="2">治療の内容：(診断結果を含む。)</td> </tr> </table>					※医療機関名	所在地：	治療の内容：(診断結果を含む。)
※医療機関名	所在地：							
治療の内容：(診断結果を含む。)								
②入居者の家族(身元引受人)等		< 連絡日時： 年 月 日 () 時 分 頃 >						
③居宅介護支援介護事業者等		< 連絡日時： 年 月 日 () 時 分 頃 >						
④警察		< 通報日時： 年 月 日 () 時 分 頃 >						
⑤その他()		< 連絡日時： 年 月 日 () 時 分 頃 >						

事故発生後の対応	入居者の状態	(※病状、入院の有無、その他入居者の報告時までの状態を記入してください。)			
	入居者の 家族等への 報告・説明	家族等の氏名		入居者 との続柄	
		家族等の住所			
		家族等への 報 告 日 時	年 月 日 () 時 分 頃		
		事業者の 対応状況 (説明内容等)			
		家 族 等 の 理 解 の 状 況			
	損害賠償の発生 に関する状況				
事故の原因分析 及び再発防止に 向けての今後の 取組み	(※できるだけ具体的に記入してください。)				
その他の特記事項					

注) 記載しきれない場合は、任意の別紙に記載のうえ、この報告書に添付してください。

有 料 老 人 ホ ー ム 感 染 症 等 発 生 状 況 報 告 書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

法人名	代表者氏名
施設名	
所在地	電話番号
管理者氏名	報告作成者

感染症名	☐ 結核 ☐ 食中毒 ☐ ノロウイルス ☐ インフルエンザ ☐ その他()				
発生日時	年 月 日 時				
主な症状	☐ おう吐 ☐ 吐気 ☐ 下痢 ☐ 腹痛 ☐ 発熱				
発症状況		入居者数等	発症者数	重症者数	入院者数
	階 号室				
	階 号室				
	階 号室				
	階職員				
	階 号室				
	階 号室				
	階 号室				
	階職員				
	調理従事者				
	合 計				
	受診状況	受診人数	人	医療機関名	
検査結果					
対応状況					
保健所の対応					
損害賠償の状況					
再発防止に向けた今後の対応・取り決め					

注)必要に応じて、各項目や発生状況欄は適宜追加してください。

有 料 老 人 ホ ー ム 被 災 状 況 報 告 書

(宛先) 和歌山市長

罹災日時	年 月 日 時 分頃			
報告日時	年 月 日 時 分現在			
施設名				
所在地				
入居者数		定員		
担当者名		法人名		
連絡先 (電話番号等)				
人的被害	死傷者: 名 (うち死者 名) 負傷者の状況・負傷程度等 			
物的被害 (被害状況) ※注1				
避難の有無	無 ・ 有 (避難状況・避難先等)			
現在の状況 ※注2				

注1)被害状況については、建物のどの部分が、どのように被害をうけているかが分かるよう可能な限り具体的に記載してください。

注2)現在の状況には、「復旧済み」「〇日から通常使用できる予定」など具体的に記入してください。

注3)記載しきれない場合は、任意の別紙に記載のうえ、この報告書に添付してください。

事 故 報 告 書

(あて先) 山形市長

 報告日 _____ 年 ____ 月 ____ 日
 施設・事業所の名称 _____

管理者氏名 _____ 印

(報告責任者 職氏名 _____)

電話番号 _____

報 告 区 分	1 事故発生報告 2 事故処理報告
事故発生日時等	年 月 日 時 分
事 故 の 区 分 (該当番号・記号を○で囲んでください。)	1 { ア 入所者 ウ 第三者 { a 死亡 イ 利用者 b 負傷 2 建物・施設の損傷等 3 その他(具体的な内容 _____)
サービスの種類	
事 故 の 内 容 治療期間 _____ (見込みを記入。不明なら不明と記入)	
事 故 の 原 因	
事 故 の 相 手 方 (第三者の場合氏名のみ)	氏 名 被保険者番号
	生年月日 年 月 日 (歳) 性別 男・女
	要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5 入所日 年 月 日
	認知症自立度 自立・Ⅰ・Ⅱa・Ⅱb・Ⅲa・Ⅲb・Ⅳ・M
連 絡 の 有 無	1 利用者(入所者・入院患者)の家族への連絡(いずれかに○) 済・未
	連 絡 日 時 年 月 日 時 分
	相 手 方 (利用者との関係)
	2 居宅介護(介護予防)支援事業者に対する連絡(いずれかに○) 済・未
	連 絡 日 時 年 月 日 時 分
	相 手 方 (利用者との関係)
事故直後に取った対応状況等 (事故後の対応・経過・結果・再発防止策等を記入)	
利用者・家族からの苦情など	有 ・ 無 (有の場合、その内容)
費用負担など	* 治療費負担の方法(事業所負担か利用者負担か)、損害賠償保険適用などについて記載すること。

※ 記載スペースが不足する場合は、任意用紙を付け足すか、欄を広げて2ページ以上にしても構いません。

重大事故報告用

(あて先) 山形市福祉推進部長寿支援課

下記のとおり、重大事故が発生したので、報告します。

報告(作成)日時 平成 年 月 日() 午前・午後 時 分

①	サービス名	
	事業所名	
②	報告担当者名	役職() 氏名 ()
	連絡先電話番号	
③	事故の区分	I-(1)死亡、重篤状態 I-(2)一定程度の後遺障害、一酸化炭素中毒 I-(3)感染症及び集団食中毒 I-(4)利用者の行方不明 I-(5)火災の発生 I-(6)自然災害による建物、施設の損壊
④	事故発生日時	平成 年 月 日() 午前・午後 時 分(頃)
	事故発生の場所	
⑤	事故の概要	

※第一報後、一週間以内に「事故報告書」を提出してください。

※上記①～⑤の内容が含まれていれば、この様式以外の送信票を使用しても構いません。

様式第 13 号

重大事故報告書

報告年月日：平成 年 月 日

事業所名	(事業所種別：)				
利用者氏名		年 齢	歳	性 別	男・女
入所年月日	昭和・平成	年	月	日	要介護度
障害高齢者の日常生活自立度	J1・J2・A1・A2・B1・B2・C1・C2				
認知症高齢者の日常生活自立度	I・Ⅱa・Ⅱb・Ⅲa・Ⅲb・Ⅳ・M				
事故発生(発見)日時	平成	年	月	日 ()	AM・PM :
発生場所		報告者職氏名	職名	氏名	
関係職員	職名	氏名		(勤続 年)	
職氏名	職名	氏名		(勤続 年)	
事故の種別	☐ 骨折 ☐ 裂傷 ☐ 打撲 ☐ やけど ☐ その他外傷 () ☐ 誤嚥 ☐ 誤薬 ☐ 離脱 ☐ 溺水 ☐ その他 ()				
事故の内容 (詳細に記載)					
発生時の対処					
治療した医療機関	☐ 通院 ☐ 入院 ☐ 受診無				
家族への連絡 対応等	日 時	実施職員名 (職名)	応対家族	説明内容等	
	/	()			
	/	()			
	/	()			
	※ 家族とのトラブルの有無 (有・無)				
治療費の負担状況	本人・施設	損害賠償保険等		適用する・適用しない・検討中	

◆資料52 事故報告様式(香川県)

様式1

有料老人ホーム 事故報告書 (事業者→県または中核市)

第1報

平成 年 月 日
(発生後3日以内に報告)

法人名

施設名

責任者名 印

1 施設	記載者職・氏名						
	所在地			電話番号			
2 対象者	氏名・年齢・性別	氏名:		年齢:		性別:	
	日常生活自立度等	障害高齢者の日常生活自立度		認知症高齢者の日常生活自立度		要介護度	
	入居日	年 月 日					
	住所						
3 事故の概要	発生日時	年 月 日 () 時 分 頃					
	発生場所	☐ 居室 ☐ 浴室・脱衣室	☐ 廊下 ☐ 駐車場	☐ 食堂等ホール ☐ 道路上	☐ トイレ ☐ 玄関	☐ その他()	
	事故の原因 (複数の場合は最も症状の重いもの)	☐ 転倒 ☐ 誤嚥	☐ 転落 ☐ 異食	☐ 感染 ☐ 殴打	☐ 介護中の負荷 ☐ 無断外出	☐ 職員の法令違反、不祥事 ☐ その他()	
	事故の種別 (複数の場合は最も症状の重いもの)	☐ 骨折() ☐ 肺炎	☐ 打撲・捻挫・脱臼 ☐ 感染症	☐ 外傷() ☐ その他()	☐ 職員の法令違反、不祥事 ☐ 死亡(死亡年月日:平成 年 月 日)		
	発生状況	☐ 介護中 ☐ 利用者単独時 ☐ 職員の目視可能 ☐ その他()					
	事故前の入居者の状況	状況					
		対応内容					
	事故の内容						
	4 事故発生時の対応	対処の仕方					
		緊急搬送の有無・時間	☐ 有(連絡時間 時 分)(搬送時間 時 分) ☐ 無				
治療した医療機関名、住所等							
診断・治療の概要		☐ 受診 ☐ 入院					
連絡済の関係機関							
家族への説明		説明の状況、内容					
	家族の意見、指摘等						

様式2

有料老人ホーム 事故報告書（事業者→県または中核市）

第2報

平成

年

月

日

（発生後2週間以内に報告）

法人名

施設名

責任者名

印

連絡先

記載者職・氏名

1 対象者	入居者氏名・年齢	氏名：	年齢：	
	事故発生日・報告日	発生日： 年 月 日	第1報報告日： 年 月 日	
2 事故発生後の対応	入居者の状況 (病状・経過、 その他状況)			
	家族の 意見、指摘等			
	損害賠償等の状況	☐ 有→(対応内容を具体的に) () ☐ 無 ☐ 未交渉		
3 再発防止策	検討日時	年 月 日		
	検討会参加人数・職種	人	職種	
	原因分析	入居者の行動 (本人要因)		
		職員の対応 (職員要因)		
		設備等 (環境要因)		
	入居者個人への対応	対応済みの内容		
		今後対応予定の内容 (実施予定年月日)		
	施設全体での対応	対応済みの内容		
		今後対応予定の内容 (実施予定年月日)		

1 介護サービス提供中に事故が発生した場合に、様式1については、事故発生後3日以内に県または中核市に提出してください。

2 様式2については、詳細な経過及び再発防止への対応改善策等を記載して事故発生後2週間以内に県または中核市に提出してください。

3 記載しきれない場合は、記載欄の幅の変更や任意の別紙に記載し、資料があれば添付してください。

◆資料53 事故報告様式(高知市)

報告様式

高知市長 様

提出日 令和 年 月 日

介護事故報告書(発生)

事業所情報	事業所名												
	事業所所在地								電話番号				
	事業所番号				記載者氏名								
利用者情報	利用者氏名	歳 男・女				利用者住所							
	サービス種類					被保険者番号							
	◎要介護度	☐ 要支援1 ☐ 要支援2 ☐ 要介護1 ☐ 要介護2 ☐ 要介護3 ☐ 要介護4 ☐ 要介護5											
	◎障害老人の日常生活自立度	☐ J-1 ☐ J-2 ☐ A-1 ☐ A-2 ☐ B-1 ☐ B-2 ☐ C-1 ☐ C-2											
	◎認知症性老人の日常生活自立度	☐ N ☐ I ☐ IIa ☐ IIb ☐ IIIa ☐ IIIb ☐ IV ☐ M											
事故の概要	①発生日時等	令和 年 月 日 午前・午後 時 分 発生・発見											
	②発生場所等	発生・発見											
	③発生状況	☐ 介助中 ☐ レク中 ☐ 居室での滞在中 ☐ その他 ()											
	④程度	i)利用者への影響 ☐ レベル1 異常なし ☐ レベル2 バイタルサインの変化・観察強化・要精査 ☐ レベル3 治療が必要だが軽度 ☐ レベル4 入院加療が必要 ☐ レベル5 後遺障害が残る傷害あるいは死亡 (死亡の場合は死亡年月日 令和 年 月 日) ii)その他 ☐ 精神的苦痛を受けた ☐ 器械・物品の破損 ☐ その他											
	⑤医師の診断内容等 (受診年月日 令和 年 月 日)	所見及び治療(部位) ☐ 骨折 () ☐ 創傷 () ☐ 熱傷 () ☐ 打撲 () ☐ 肺炎 ☐ 脳挫傷・硬膜下血腫 ☐ 死亡 ☐ その他 () 治療の概要											
	⑥種類	☐ 転倒・転落 ☐ 誤嚥・誤飲 ☐ 異食 ☐ 離脱(離苑) ☐ 食中毒 ☐ 感染 ☐ 熱傷 ☐ 自傷 ☐ 金銭 ☐ 紛失・破損 ☐ 与薬【内服 注射 その他()】 ☐ 介護保険・契約関係 ☐ 利用者同士のトラブル・暴力 ☐ その他 ()											
	日時	⑦ 事故時の状況, 経緯, 発生直後の対応等											

注1) 記載しきれない場合は、任意の別紙に記載の上、この報告書に添付してください。

注2) 発生時間がわからない場合は、職員が発見した時間としてください。

報告様式

高知市長 様

提出日 令和 年 月 日

介護事故報告書(発生後)

発生後の状況・対応等	⑧発生後の利用者の状況
	⑨利用者・家族等への事故の状況・経過説明内容及び事業所への要望(誰が誰にどのように説明したか分かるように記載してください。)
	⑩当該事故に係る損害賠償等の説明の有無 ☐ 有 ☐ 無 留意事項 ※損害賠償等に至らない理由等についても利用者及び家族等に説明を行ってください。 ※運営規程等に記載している等の記載内容では利用者・家族等と共通認識を持てているか不明確であるため不十分です。 ※施設に過失があると認められた場合、第三者行為となり、医療保険の適用を受けることが出来ない場合もありますのでご注意ください。
再発防止に向けての今後の取り組み	⑪原因分析(『どうして防げなかったのか』という視点で記載してください。)
	⑫今後の対応・再発防止策(利用者の自立支援を目的とした具体的な内容を記載してください。)

法人名
法人所在地
法人代表者職・氏名

印

注1)記載しきれない場合は、任意の別紙に記載の上、この報告書に添付してください。

注2)介護事故報告書(発生後)は、介護事故報告書(発生)と二枚一組で提出してください。(両面印刷可)

注3)訂正を行う場合には、二重線を引いた後法人代表者印を押印してください。

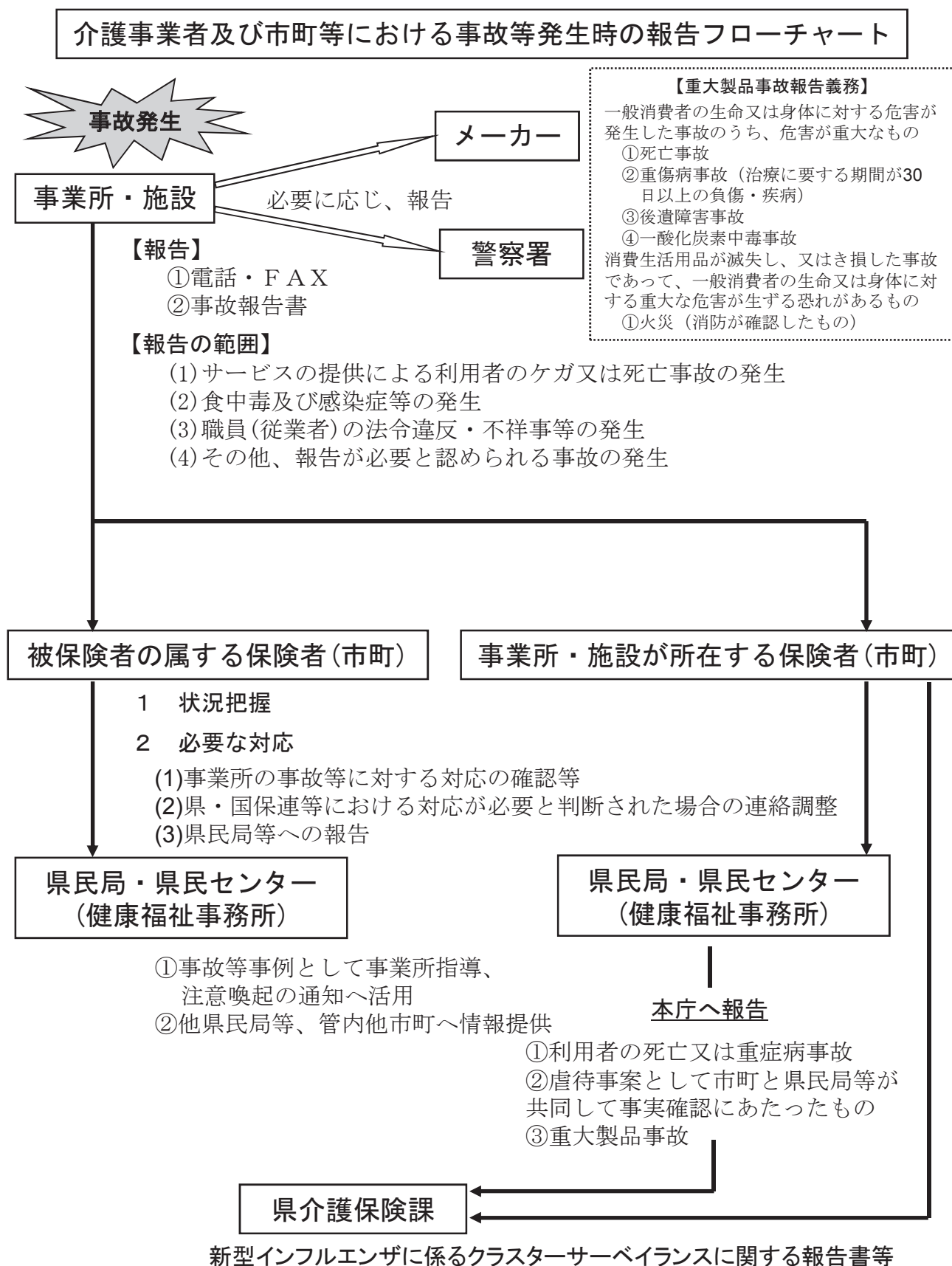
事業所内事故報告書(参考様式) (平成 年 月 日作成)

記録者情報	記録報告者氏名	神戸太郎		職種(利用者との関係)		介護職員		
職員の状況	職員氏名	神戸太郎		職種	介護福祉士	従事年数	3年	
利用者情報	利用者氏名	兵庫花子		生年月日	昭和10年11月12日		年齢	〇〇才
	性別	男・女	保険者	神戸市・以外	要介護度	支1・支2・1・2・3・4・5		
	認知症自立度	I・IIa・IIb・IIIa・IIIb・IV・M		日常生活自立度	J・A・B・C			
事故の発生状況	発生日	〇〇年△月□日		発生時間	午後11時ごろ			
	発生場所	☒ 居室 ☐ 食堂 ☐ トイレ ☐ 浴室 ☐ その他(						
	発生内容						ベッド  車椅子	
	発生時の利用者の状況							
	発生時の職員の状況							
	発生後の対応・その後の状況等							
居室より「助けて」という声が聞こえたので、訪室すると、ベッドと車椅子の間の床に本人が倒れているのを発見した。 ベッドで横になっていたが、何らかの事情で、車椅子に移乗しようとしていたと思われる。 他の利用者の移動介助中であった。 「助けて」の声を聞き、駆けつけ、ベッドに移乗。バイタルを測定し、様子を観察したが、痛みや腫れ等特に異常なし。 →看護師に報告。翌日受診することとした。 →受診の結果、左大腿骨骨折が判明し、入院となる。								
事故についての原因等の検証	管理職員への報告日時	〇〇年△月×日		報告を受けたものの氏名	管理者			
	事故検証委員会等開催の有無	(有)無		参加者	管理者、介護主任、生活相談員、ユニットリーダー			
	当該職員への確認							
	利用者への確認							
	事故の原因についての検証							
	検証結果から想定される事故原因							
事故再発防止に向けた取り組みについて	ベッドから車椅子へ移乗する際には、あらかじめナースコールで介護職員を呼んでもらい、職員付き添いのもとで移乗を行ってもらうこととする。							

イ. 自治体の事故対応スキームについて

令和元年度の自治体調査で、自治体としての対応スキーム(行政処分までの手続きの流れ)があるか聞いたところ、「ある」と回答した自治体が16.1%、「ない」と回答した自治体が83.9%に上った。

◆資料55 事故対応フローチャート(兵庫県)



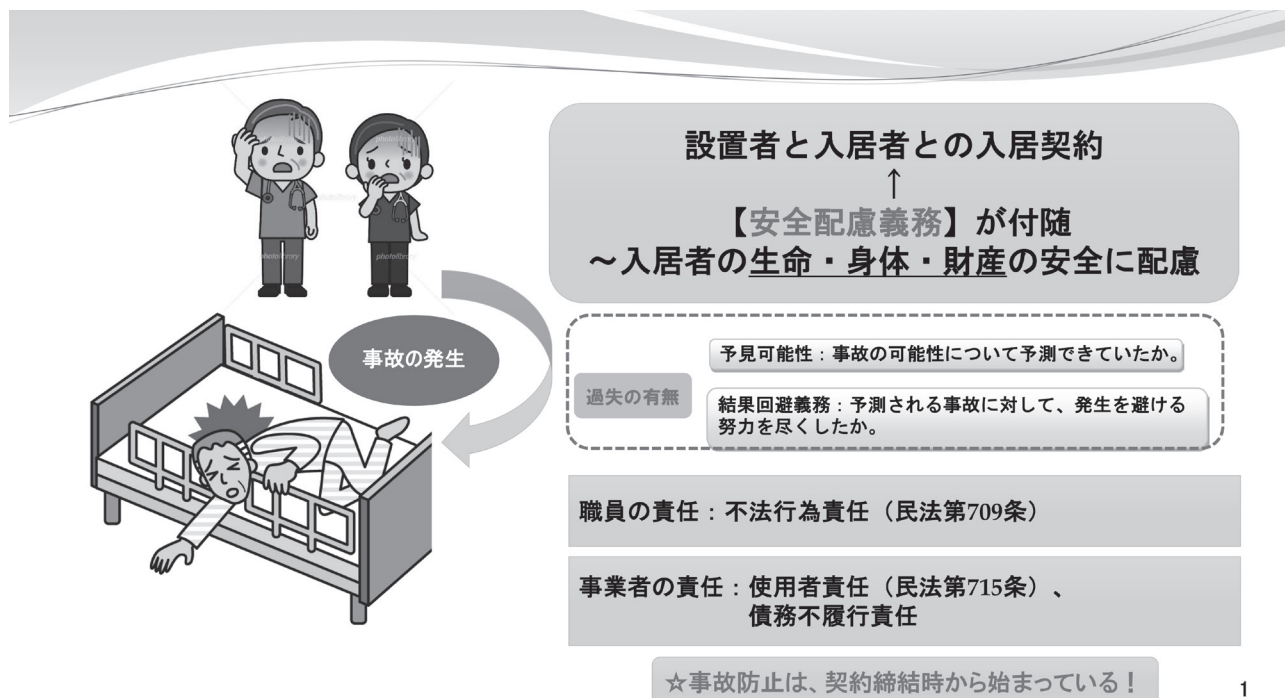
また、事故対応事務上の課題について、調査では以下のような意見が寄せられた。

- 事故報告書の提出件数が非常に多くなっており、報告すべき案件の基準を整理する必要があると感じている。
- 事故報告書の県への提出が徹底されていない。施設の事故対応、家族への説明が不十分なため家族から県へ苦情相談が多い。
- 施設等従事者が行政機関等に報告が必要な事故及び手順等の周知・徹底。
- 施設によって報告のレベルが異なる。
- 事故から一週間以内に事故報告書の提出を求めているが、提出が遅れる事業者が多いこと。
- 県や市町村が独自に様式を定めていると、事業所がその様式に合わせてそれぞれに作成しなければならないので負担が大きい。かといって、県に市町村の様式を提出されると県で統計処理を行ううえで必要なデータが完備されていないことがあるため、市町村の様式でも可とは言い難い。
- 事業者から自治体によって取り扱いが異なると言われて困る。

こうした課題への対応としては事故報告要領・様式等を策定し、設置者、自治体双方が報告すべき事故内容や提出時期等を共通理解とすることが考えられる。また、報告様式については自治体意見交換会の場で、全国共通の様式にしてほしい、との意見が出されている。

- 入居者が自分で転倒した場合の対策には限界がある、と設置者から言われることが多い。
- 住宅型有料老人ホームの報告提出範囲（ホーム職員がいないとき、居住者自らが起こした事故の取扱いについて等）が明確ではない。（介護付きの場合については全て提出することとしている。）
- 共有スペース、例えば食堂で起こった事故は報告するが、自室で起こった事故は、家で起こった事故で施設長の管理外だから報告しなくてもよいだろう、と言われた事がある。
- 事故発生の原因分析や再発防止策の検討が十分でない施設に対する効果的な指導。
- 再発防止のための原因分析の必要性に対する事業所の認識不足。
- 施設からの事故報告の提出が遅く、後に虐待の疑いでの通報など大きな事案になる可能性がある。
- 再発防止策等の指導方法。

職員が介在しない場面で入居者が自分で転倒した場合について、事故報告の対象とする自治体と報告不要とする自治体に分かれている。しかしながら、近年ではホーム側の安全配慮義務の責任範囲がこうした事故にも適用され、損害賠償の対象となるケースがあるため、設置者への注意喚起が必要である。



1

近年の裁判例では、入居者が居室内で一人で転倒した場合でも、設置者の過失責任が認容され、損害賠償の対象となるケースが増えてきていることに注意が必要である。

◆資料57 事故判例

■大阪地裁 平成19年11月7日判決 一部認容一部棄却 確定 ■〈グループホーム〉

〔事件の概要〕

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）に入居中の高齢者が、自室のベッドから転落し受傷した事故につき、施設経営者に安全配慮義務違反があるとして損害賠償責任が認容された事例。

〔争点〕

ベッドからの転落事故についての債務不履行責任と安全配慮義務違反の有無。

度重なる転落についての過失責任。

〔結論〕

平成15年11月20日にベッドから転落、一週間後の27日にも転落、12月4日にもベッドから落ちそうになっていたのを職員が発見し、ベッドサイドに椅子を置き対応。12月23日ベッドにすれすれに寝ていたのを職員が気づいて移動、

平成16年1月30日にベッドから転落、左大腿部頸部骨折により入院したことを考え合わせるとベッドからの転落事故が多発しているにもかかわらず、転落防止に十分な措置を取らなかったことに、本契約上負っている安全配慮義務につき債務不履行責任が生ずる。

全国有料老人ホーム協会では、「ケアリスクマネジメントモデル(CRM)」を策定し、会員事業者における効果的な事故分析、及び再発防止策の実践をサポートしている。

なお、設置者からの事故報告に基づいて指導監督を行ったことのある自治体は半数を超えており、適切な報告が指導監督につながったケース(入居者への虐待、事故対応のPDCA、構築、等)があることから、事故対応については積極的な取り組みを図っていただきたい。

(目的)

第1条 当ホームは、サービス提供上の事故防止のため、ケアリスクマネジメント委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、法人代表者の諮問を得て以下の活動を行う。

- ①事故防止対策の検討及び事例分析
- ②事故防止のために実施する職員教育内容の検討
- ③事故防止のために行う法人代表者への提言
- ④その他、事故防止に関する諸種の検討

(委員等)

第3条 委員会は、法人代表者の任命により、以下の委員をもって構成する。

- リスクマネージャー 1名
- 課長職 ○名
- 介護職員 ○名
- 看護職員 ○名

(委員会の開催)

第4条 委員会の開催は、委員長が招集し、概ね毎月1回開催する。ただし必要に応じて臨時に開催できるものとする。

- 2 会議の記録を議事録としてまとめ、社内回覧する。
- 3 委員会の開催に当たり、委員長は関係部署に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第5条 ホーム名で事故が発生した場合、委員会は委員長を外部対応の窓口として必要な業務を行う。

- 2 委員会は、事故原因の分析のため関係部署に報告等を求めることができる。
- 3 委員会は、事故に係る最終的な報告書をまとめ、法人代表者に提出する。

(事故防止マニュアルの作成)

第6条 委員会は、事故防止に関わるマニュアルを作成し、全職員に対し周知徹底を図るよう努める。

(守秘義務)

第7条 委員は、委員会の諸活動に係る情報について、委員会の承諾なく第三者に公開してはならない。

事故発生の防止及び発生時対応の指針＜雛形＞

(総則)

1. この指針は、〇〇〇における介護・医療事故を防止し、安全かつ適切に、質の高い介護・医療を提供する体制を確立するために必要な事項を定める。

(委員会の設置)

2. 前条の目的を達成するために、当施設に「事故発生の防止のための委員会」(以下「委員会」と略す)を設置する。

- (1) 委員会は、次に掲げるもので構成する。

- ア 施設長(管理者)
- イ 事務長
- ウ 医師
- エ 看護職員
- オ 介護職員
- カ 支援相談員

- (2) 上記職種より委員長を選任し、委員長は安全対策担当者を務める。

- (3) 委員会は委員長が召集し、議論すべき事項は、委員にあらかじめ通知する。

- (4) 委員会は、毎月1回の定例開催及び委員長の判断による臨時会を開催する。

- (5) 委員会は実際の紛争対応にあたる紛争対応チームを内部に設ける。

紛争対応チームに関する規程については別に定める。

- (6) 委員長は、必要と認めるときは、参考人として関係職員の出席を求め、意見を聴取することが出来る。

- (7) 委員長は、委員会の内容を管理者に報告する。

(事故発生の防止のための職員研修に関する基本方針)

3. 委員会において策定した研修プログラムに基づき、職員に対し年2回「事故発生の防止のための研修」を実施するほか、新規採用者がある場合は、その都度、「事故発生の防止のための研修」を実施する。

(事故等発生時の対応に関する基本方針)

4. 事故等発生時には、別に定める発生時の対応に基づき適切に対処する。

(入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

5. 本指針は、各階ナースステーションに常備し、入所者等から閲覧の求めがあった場合は、朝9時～夕5時までの範囲内で、閲覧させるものとする。

(委員会の任務)

6. 委員会は、管理者の命を受け、所掌業務について調査、審議するほか、所掌業務について管理者に建議し承認されたものについて実行し、調査、審議の結果については、管理者に報告するものとする。

(所掌業務)

7. 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 〈安全対策に関する事項〉

- ア 報告システムによる事故及びひやり・はっと事例の収集、分析、再発防止策の検討・策定、防止策の実施、防止対策実施後の評価に関すること。
- イ 報告システム以外からのリスクの把握、分析、再発防止策の検討・策定、防止策の実施、防止対策実施後の評価に関すること。

ウ 介護・医療安全対策のための職員に対する指示に関すること。

エ 介護・医療安全対策のために行う提言に関すること。

オ 介護・医療安全対策のための研修プログラムの検討及び実施、広報（開示を含む）及び出版の実行に関すること。

カ その他、介護・医療安全対策に関すること。

（2）〈紛争対策に関する事項〉

ア 紛争対応チームから報告される紛争の分析・再発防止策の検討・策定、再発防止策の実施、再発防止対策実施後の評価に関すること。

イ 再発防止策のための職員に対する指示に関すること。

ウ 再発防止策のために行う提言に関すること。

エ 再発防止策のための研修プログラムの検討及び実施、広報及び出版の実行に関すること。

オ その他、紛争に関すること。

カ 家族関係者、行政機関、警察、報道機関などへの対応

（個人情報の保護）

8. 委員は、個人情報保護のため以下の事項を遵守する。

（1）委員は、委員会で知り得た事項に関しては委員長の許可なく他に漏らしてはならない。

（2）委員は、委員長の許可なく事故報告書、ひやり・はっと報告書、分析資料、委員会議事録事故調査報告書等の事故、紛争、ひやり・はっと事例に関しての全ての資料を複写してはならない。

（3）委員は、委員長の許可なく事故報告書、ひやり・はっと報告書とその統計分析資料等を研究、研修等で利用してはならない。

（安全対策担当者）

9. 介護・医療安全対策に資するために、安全対策担当者を置く。

（1）安全対策担当者は管理者が任命する。

（2）委員長が安全対策担当者の統括を行う。

（3）安全対策担当者は、委員長より以下の権限を与えられる。

ア 「事故」及び「ひやり・はっと」事例の報告システムの管理を行なう。

イ 報告システムによって収集した事例について、医師を含む関係職員への面談、事実関係調査を行う。

ウ 報告システム以外からリスクを把握し委員会への報告を行なう。

エ 委員会で策定した防止策の実行指導・支援、改善点検を行なう。

オ 介護・医療安全対策に関する職場点検と改善を行なう。

カ 介護・医療安全対策に関する情報収集を行なう。

キ 介護・医療安全対策に関する研修計画立案を行なう。

ク 介護・医療安全対策に関する施設内調整を行なう。

ケ 報告システムによって収集した事例の原因分析及び防止対策を、委員会で策定する際のまとめ役を担う。

コ その他の介護・医療安全対策に関する活動を行なう。

サ 活動内容について委員会に報告を行なう。

（報告システム）

10. 報告システムを以下のとおりとする。

(1) 〈事故報告〉

施設内で介護・医療事故が発生した場合、当該事故に関与した職員は、応急処置又はその手配、拡大防止の措置及び上司への報告など必要な処置をした後、速やかに別に定める「事故報告書」を安全対策担当者に提出する。事故報告を受けた職員は、直ちに管理者（管理者が何らかの理由により不在の場合は、予め定められた順位の者）に報告し、管理者は安全対策担当者及び所要の職員に事故内容を伝達するとともに対応を指示する。事故対応終了後、安全対策担当者は当該事故の評価分析を行ったうえで、委員会に報告する。

(2) 〈ひやり・はっと事例報告〉

施設内でひやり・はっと事例が発生した場合は、関係した職員は別に定める「ひやり・はっと報告書」を作成し、安全対策担当者に報告する。安全対策担当者は、報告されたひやり・はっとをとりまとめたうえで、委員会に報告する。また、「ひやり・はっと報告書」は個人情報保護に配慮した形で取りまとめの上、関係職員で共有し、介護・医療事故、紛争の防止に積極的に活用する。なお、ひやり・はっと事例を提出した者に対し、当該報告を提出したことを理由に不利益処分を行わない。

(職員の責務)

11. 職員は日常業務において介護・医療の安全と安心を確保するために、利用者との信頼関係を構築するとともに、介護・医療事故の発生の防止に努めなければならない。

(記録の保管)

12. 委員会の審議内容等、施設内における事故に関する諸記録は○年間保管する。

(指針等の見直し)

13. 本指針等は委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

⑤ 都道府県と基礎自治体との情報共有

令和元年10月28日に開催された社会保障審議会介護保険部会では、都道府県と基礎自治体との情報共有について、以下の指摘がなされた。

- ・現在、有料老人ホームについては、都道府県に届出を行い、また、サービス付き高齢者向け住宅は都道府県に登録を行っており、指導監督等も都道府県から受ける仕組みとなっている。
- ・また、サービス付き高齢者向け住宅については、都道府県に登録があった場合、その旨が市町村に通知される一方、有料老人ホームでは、届出された情報について、少なくとも法令上は市町村に通知する規定は存在しない。また、市町村と情報共有している場合であっても、文書による通知をしていない自治体も約4割存在している。
- ・このように、特定施設の指定を受けていない有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅については、都道府県中心にその登録・届出や指導監督がなされており、市町村からの関与が薄い。

(論点)

- 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するため、行政、特に、保険者である市町村の正しい現状把握と関与の強化が考えられるが、どのような方策が考えられるか。例えば、都道府県に届け出られた住宅型有料老人ホームに係る情報について市町村に通知し、市町村がこれらを把握できるようにすることや、把握した情報を介護保険事業計画に記載しておくこと、在宅サービスを指定する際に都道府県知事に市町村長が意見を申し出ることを促すこと、在宅サービスの利用状況の確認を促すこと、介護保険事業計画に把握可能な特定施設に誘導していくことなどが考えられるが、どうか。

令和元年度に実施した自治体調査で、都道府県に対し基礎自治体との連携について聞いたところ、「ある」が78.3%、「ない」が21.7%であった。主な連携方法は次のとおりである(重複回答)。

情報共有	91.7%
合同会議の開催	44.4%
集団指導の共催	22.2%
監査への同行	11.1%
その他	19.4%

また、具体的な連携内容の例は以下のとおりである。

- 入居者に対する虐待に関する情報提供があった際には、施設所在地市町村と情報共有を図りつつ、必要に応じて、高齢者虐待防止法に係る虐待判断権限を有する市町村同行の上、監査を実施している。
- 監査等を実施する際に、必要に応じて事業所所在地市町村の職員の同行を依頼している。
- 介護保険などと連携し情報共有を行っている。
- 県の実地検査結果は区市町村へ、区市町村の実地検査結果は県へ情報提供し情報共有を図っている。
- 立入検査結果の提供
- 指導方針、届出状況、未届施設、事故報告、苦情相談、立入検査等適宜情報を共有している。
- 「県内市町村有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の指導方針に関する連絡調整会議」(年2, 3回)
- 権限移譲市町村及び介護保険の保険者と適宜合同立入検査を実施。未移譲市町村とは適宜同行立入検査の実施。

- 集団指導の案内、未届有料老人ホーム調査
- 虐待等の通報があった場合は、基礎自治体と情報共有を行い、対応を検討している。
- 介護保険サービス事業所等に併設している有料老人ホームについて、指導監査への同行を依頼しているほか、各市町から提供される有料老人ホームの設置に関する情報を踏まえ未届の有料老人ホームを把握している。

具体的な連携方法について、令和元年度の自治体調査（都道府県回答分）では、虐待発生時の基礎自治体からの連絡や対応ルールを定めているか聞いたところ、「定めている」が70.7%、「定めていない」が29.3%であった。

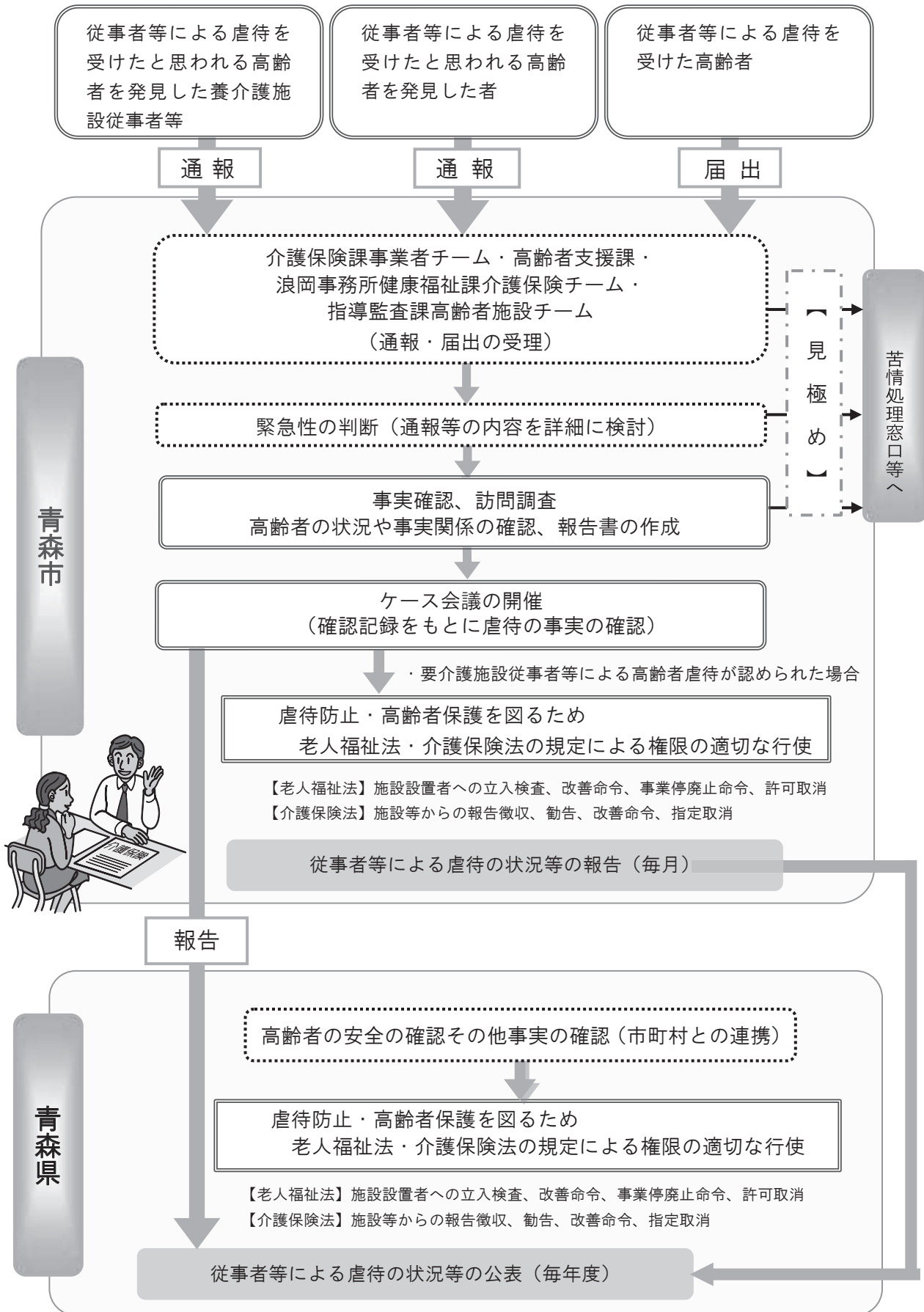
- 高齢者虐待防止法に規定されるとおり、現地確認等は基本的に市町村が行い、県に報告する。市町村だけで対応が難しく、老人福祉法の行使が必要であると認めるとき等は、県が協力して確認を行う。
- 虐待が疑われる案件が発覚した時点で、市町村から県に内容について連絡を行う。
- 高齢者虐待の通報を受けた市町村は、高齢者虐待防止法に基づき、施設の立入調査、利用者への聴き取り等により事実確認を行い、県にその結果を報告する。高齢者虐待が確認された場合、県は老人福祉法に基づき施設の立入検査を行い、事業者に改善を指導する。虐待の状況によっては行政処分を行う。
- 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（平成30年3月厚生労働省老健局）に基づき、適宜の連絡及び虐待認定された場合は文書による報告をするよう求めている。
- 自治体において、虐待の事実が確認できた日の属する月を基準月とし、翌月5日までに担当地方局（地域福祉課）へ報告する（悪質なケース等、県の迅速な対応を要するものは除く。）。地方局は毎月10日までに前月分の報告内容を集計し、報告書を作成の上、県へ提出する。
- 県所管の有料老人ホーム等であった場合は、状況に応じて同行するため、市町村に通報があった際に、県にも相談するように伝えている。

また、一部の中核市において、都道府県との連携フローを定めているところがある。

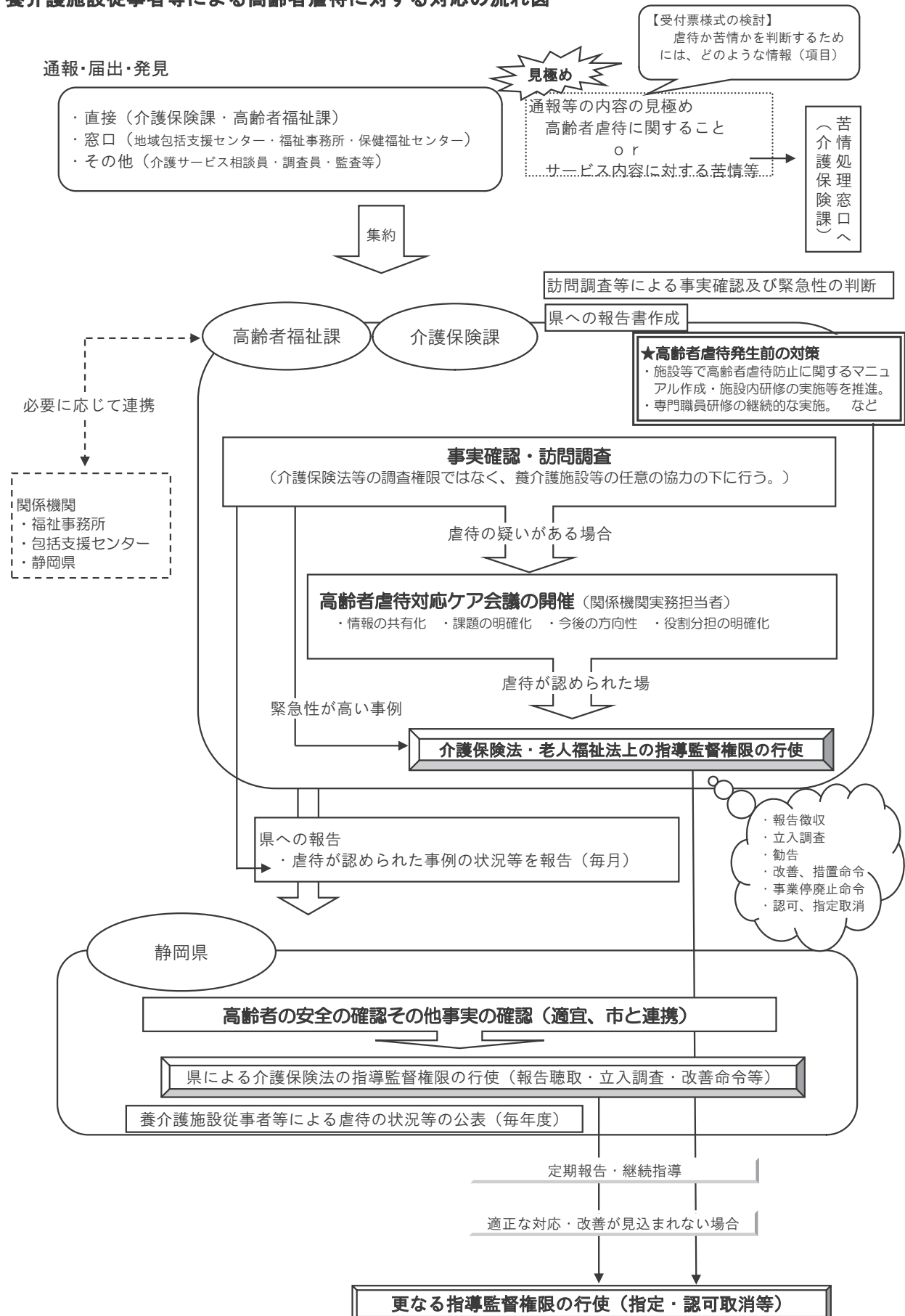
都道府県と基礎自治体との連携・情報共有については、設置者の指導監督権限が都道府県にあって、虐待事案への対応を含め、日常的に基礎自治体に関わる場合に、ホームの基本的な情報がない中で対応を行うことは極めて困難であることから、都道府県においては「届出情報」や「指導監督情報」の基礎自治体への共有等を積極的に図る必要がある。

◇資料60	都道府県との連携フロー（青森市）	P208
◇資料61	都道府県との連携フロー（静岡市）	P209
◇資料62	都道府県との連携フロー（和歌山市）	P210

養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応（フローチャート）



養介護施設従事者等による高齢者虐待に対する対応の流れ図



◆資料62 都道府県との連携フロー（和歌山市）

情報共有シート

記載者：_____

相 談 日	平成 年 月 日
相 談 の 経 緯	

高 齢 者	(ふりがな) 氏 名	_____ ☐ 男 ・ ☐ 女								
	生 年 月 日	_____ 年 月 日生 (歳)								
	住 所	〒 — _____								
	電 話	() — _____								
	居 宅 事 業 所	(連絡先 — , 担当ケアマネージャー)								
	要 介 護 度	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
	障害ランク	自立	・ J1	・ J2	・ A1	・ A2	・ B1	・ B2	・ C1	・ C2
	認知症ランク	自立	・ I	・ IIa	・ IIb	・ IIIa	・ IIIb	・ IV	・ M	
	問題行動有無	無・有 ()								
経 済 状 況	国民年金 ・ 厚生年金 ・ 障害年金 ・ 生活保護 (円/月)									

養 護 者 等	(ふりがな) 氏 名	_____ ☐ 男 ・ ☐ 女	
	生 年 月 日	_____ 年 月 日生 (歳)	
	住 所	☐ 高齢者と同じ ☐ その他 (〒 —)	
	電 話	() — _____	
	職 業 等	_____	
	高 齢 者 と の 係 関	☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 子の配偶者 ☐ 孫 ☐ その他親族 () ☐ その他 ()	その他 アルコール依存 (), 精神障害 () 経 済 状 況 (), 生 活 歴 ()

家族構成	続柄	氏 名	年齢	特記事項（性格行動なども）
□ ○				

虐 待 の 状 況	行 為 類 型	☐ 身体的虐待 ☐ 養護の著しい怠り ☐ 心理的虐待 ☐ 性的虐待 ☐ 経済的虐待
	虐 待 の 内 容 (頻 度 きっかけ)	
参 考 事 項		

面 接 結 果	不適切 ・ 虐待 (対応:)
関 係 機 関	機関名 (連絡先 —)
	機関名 (連絡先 —)
	機関名 (連絡先 —)
	機関名 (連絡先 —)

- いつ
- どこで
- 誰が
- どれぐらいの頻度で
- どんなふうに

[illegible]

4 行政処分・罰則について

老人福祉法に規定する行政処分には、改善命令と事業停止命令がある。

このうち改善命令は、何らかの方法で指導監督が行われ、再三の指導に関わらず事業者が改善がみられない場合に行われる行政処分である。また、再三の指導に関わらず改善がみられず、そのことが入居者の安心や安全を脅かすものであるとき、地方自治体は事業停止命令を行うことができる。

事業停止命令を行った場合、事業者は生活支援、食事、介護等のサービス提供を行うことが禁止される。このため、入居者の生活が結果的に立ちいかなくなるため、法令上で地方自治体には入居者の住み替え先を紹介するなどに努めなければならない。

全国の自治体において直近3年間で行われた改善命令は8回と少なく、事業停止命令は発出されていない。改善命令の多くは、入居者への虐待事件に伴うものである。

各自治体が行政処分の権限を有しながらこれまでに処分実績が少ない理由について調査したところ、多くの自治体からは「判断基準がないから」「告発を伴うため慎重にならざるを得ない」、等の意見が寄せられた。

他方で、令和元年度の自治体調査では、平成28～30年度で「文書指導」を行った件数は1自治体当たり1.5件あった。内容では虐待案件が最も多く、職員の窃盗事件に関するものもあった。

行政処分を行う上での課題として、各自治体から多くの意見が寄せられている。

- 行政処分手案とすべき標準的な判断基準や行政処分に係る行政手続法上のフローを確立していない点。
- 有料老人ホームについては指導指針であるため、行政処分となる明確な基準がないこと。
- 老人福祉法において事業停止命令が創設されたが、実際に入居者が居住している有料老人ホームに対して事業停止命令を出すのは困難なのではないか。
- 設置届の提出を拒否する未届有料老人ホームにおいて不正事案が発生し、行政処分を行う場合の対応。
- 介護保険事業所の介護報酬のように具体的に公金が支払われているわけでもないため、事業停止命令等の行政処分の実効性がどの程度あるのかが分からない。
- 平時より有料老人ホーム関係の事務に携わる職員が十分に配置されていないなか、不適正な運営等を確認するために実施する特別検査や行政処分を行うにあたり、行政手続法に基づく聴聞事務等に従事する職員を確保することができない。
- 明確な処分基準を設けにくい、基準のひな型のようなものを国から示されるとありがたい。
- 各自治体で行政処分の基準があると思うが、この基準で良いのかどうか分からないことがある。基準の根拠や対応が難しいことがあるため、処分することの困難さを感じている。
- 国が処分基準を示していないため各自治体にばらつきがある。

○改善命令について

老人福祉法

第29条

13 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第4項から第9項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

15 都道府県知事は、前2項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第39条

第18条の2第1項又は第29条第13項の規定による命令に違反したものは、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

○事業停止命令について

老人福祉法

第29条

14 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であって、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

15 都道府県知事は、前2項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

16 都道府県知事は、介護保険法第42条の2第1項本文の指定（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定に係るものに限る。）を受けた有料老人ホームの設置者に対して第14項の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定をした市町村長に通知しなければならない。

17 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第14項の規定による命令を受けたとき、その他入居者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者に対し、介護等の供与を継続的に受けるために必要な助言その他の援助を行うように努めるものとする。

第38条 第20条の7の2第2項の規定又は第29条第14項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。

第41条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第38条（第29条第14項に係る部分に限る。）又は前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

以下に、過去の行政処分等の事例を示すので参考にされたい。

【1. 改善命令】

◇資料63	愛知県(令和元年／住宅型有料老人ホーム、併設居宅サービス事業所における虐待事案に対する、老人福祉法に基づく改善命令)	P216
◇資料64	神奈川県(令和2年／不適切な施設運営を行い再三の改善に従わない設置者への改善命令) . .	P218
◇資料65	旭川市 (平成30年／職員による複数回に及ぶ入居者への暴行、管理者の不在、等に対する改善命令) . .	P220
◇資料66	熊本県(令和元年／住宅型有料老人ホームの併設事業所に対する介護保険法上の処分)	P221
◇資料67	鹿児島県 (平成30年／施設の不適切な運営に対する再三の指導に従わないことによる業務改善命令) . .	P222
◇資料68	宮城県(平成30年／サ高住で発生した虐待事件に対する改善命令)	P223
◇資料69	三重県(平成30年／施設内での虐待事件に対する改善命令)	P224

【2. 改善勧告】

◇資料70	札幌市	P225
-------	---------------	------

【3. 再改善通知】

◇資料71	鳥取県(平成29年／再度の業務改善を求める通知)	P226
-------	------------------------------------	------

【4. 指導事項】

◇資料72	那覇市(指導事項の参考例)	P227
◇資料73	川崎市(虐待事案発生時の指摘事項例)	P228

(発表資料)

有料老人ホーム及び介護サービス事業所への行政処分について

愛知県では、有料老人ホームに対する老人福祉法第29条第13項の規定に基づく「改善命令」、及び介護サービス事業所に対する介護保険法第77条第1項の規定に基づく「行政処分(指定の一部効力の停止)」を下記のとおり行うこととし、本日、施設・事業所を運営する法人に対し当該処分について通知しました。

1. 施設・事業所の概要

運営する法人

法人名 ○○○

代表者 ○○○

所在地 ○○○

施設・事業所概要

(1) 有料老人ホーム○○○

種別 住宅型有料老人ホーム

所在地 ○○○

届出日 平成○○年○月○日(平成○○年○月○日開設)

(2) ヘルプサービス○○○

種別 訪問介護

所在地 ○○○

指定年月日 平成○○年○月○日

2. 処分内容

有料老人ホーム○○○

改善命令(再発防止計画を策定し、適正に実施すること)

ヘルプサービス○○○

指定の一部効力の停止(平成○○年○月○日から新規利用者の受入れ停止3か月)

3. 処分理由

有料老人ホーム○○○

(1) 入居者に対する身体的虐待及び心理的虐待(老人福祉法第29条第13項該当)

職員2名が入居者1名に対し、暴言を吐いたり、暴力を振るったりした。

(2) 不適切な身体拘束の実施(老人福祉法第29条第13項該当)

入居者14名に対し、柵に紐やベルトで四肢を固定する過剰な身体拘束など不適切な身体拘束が実施されていた。

ヘルプサービス〇〇〇

人格尊重義務違反（介護保険法第 77 条第 1 項第 5 号該当）

訪問介護のサービス提供時間中に、12 名の利用者に対し、その必要性を検討することなく、四肢を固定するなどの過剰な身体拘束が実施されていた。

これは、介護保険法第 74 条第 6 項に規定される「指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。」という義務規定に違反している。

【参考】 身体拘束を行う際の要件について〈次の 3 要件をすべて満たすことが必要〉

- ・切迫性 : 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ・非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ・一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

4. 経緯

平成〇〇年

〇月〇日 〇〇〇市から、有料老人ホーム等において職員 2 名が入居者 1 名に対し身体的虐待及び心理的虐待を行ったとの報告を受理。今回の虐待案件は、悪質なケースであり、共同して指導を行ってほしいと要請があった。

〇月〇日 有料老人ホームの立入検査及び介護サービス事業所の実地指導

〇月〇日及び〇日 有料老人ホームの立入検査及び介護サービス事業所の実地監査

〇月〇日 介護サービス事業所に書類の提出命令

平成〇〇年

〇月〇日 介護サービス事業所の実地監査

※〇月〇日から〇月〇日までの立入検査等において、職員からの聞き取りや施設・事業所が作成している記録等から運営状況等について検査を行い、上記 3 の処分理由が確認された。

有料老人ホームに対する改善命令について

有料老人ホーム〇〇〇に対して実施した老人福祉法に基づく立入検査等の結果、次のとおり当該有料老人ホームに対し改善を命ずることとし、本日、事業者へ通知(指令書を交付)しました。

1. 有料老人ホーム名 〇〇〇

設置者 〇〇〇 代表取締役 〇〇〇

所在地 〇〇〇

届出日 平成〇〇年〇月〇日

2. 不利益処分(改善命令)の年月日

令和〇年〇月〇日(〇曜日)

3. 不利益処分(改善命令)の理由

令和〇年〇〇月〇〇日付けで県が通知した文書指摘事項について、令和〇年〇月〇〇日を最終期限として改善報告書等の提出を求めたが、次の事項が改善できておらず、老人福祉法第29条第13項による「その他入居者の保護のため必要があると認めるとき」に該当するため。

改善ができていないことが確認された事項

(1) 職員の配置、研修について

入居者の健康の保持及び生活の安定のために必要な職員数が配置されておらず、職員のために必要な研修の実施が不十分な状態である。

(2) 施設の管理・運営について

非常災害訓練の未実施、大規模災害等発生時に備えた水・食料、その他の備えを保管しておらず、電気、ガス等のライフラインが寸断された場合に備えた点検も未実施である。

入居者からの苦情を解決する手段を講じておらず、事故発生時の原因分析、再発防止の取組についても不十分である。

運営懇談会で行われるべき内容について、入居者への説明、意見照会が行われていない。

(3) サービス等について

入居者に食事サービスを適切に提供できる体制を整備していない。

入居者の健康状態の把握や健康保持のための適切な措置を講じていない。

金銭管理規程に基づく管理ができていない。

高齢者の虐待防止のための適切な措置を講じていない。

身体的拘束の適正化の取組について適切な措置を講じていない。

以上(1)から(3)の事項について、改善できていないため、「その他入居者の保護のため必要があると認めるとき」に該当する。

4. 改善を命じた事項の報告期限

令和○年○月○○日（○曜日）

＜参考＞「老人福祉法」（昭和 38 年法律第 133 号）（抜粋）

第 29 条第 13 項（改善命令）

都道府県知事は有料老人ホームの設置者が第 4 項から第 9 項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

老人福祉法に基づく有料老人ホーム事業者に対する行政処分について

1 趣旨

有料老人ホーム事業者である〇〇〇に対し、老人福祉法(昭和38年法律133号)第29条第13項の規定に基づく行政処分を平成〇〇年〇〇月〇〇日に行いました。

2 対象事業者等

(1) 事業者

法人名：〇〇〇

代表者名：〇〇〇

所在地：〇〇〇

(2) 施設

施設名：住宅型有料老人ホーム〇〇〇

所在地：〇〇〇

類型：住宅型

3 処分の内容

老人福祉法第29条第13項に基づき、改善に必要な措置をとるべきことを命ずる。

4 処分の理由となる事実

- ・当該施設の職員が入居者に対し故意に暴行した結果、外傷性くも膜下出血という怪我を負わせたほか、過去にも複数回暴力を振るっていた。
- ・平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇〇月〇日まで管理者が不在であり、職員の管理体制が不十分であった。

5 改善命令の内容

- ・高齢者虐待の防止のための具体的な措置を講ずること。
- ・職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う立場として管理者を配置するとともに、今後、変更が生じたときは、一月以内に届出を行うこと。

介護保険法に基づく指定の一部の効力の停止について

〇〇〇(〇〇市)が運営する、指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所に対して、介護保険法に基づく指定の一部の効力の停止(新規利用者の受入の停止6か月)を行いましたのでお知らせします。

1 事業者等

(1) 事業者名 〇〇〇(代表取締役 〇〇〇)

所在地：〇〇〇

(2) 事業所名

① 〇〇〇

所在地：〇〇〇

サービスの種類：訪問介護

② 〇〇〇

所在地：〇〇〇

サービスの種類：訪問看護

③ 〇〇〇

所在地：〇〇〇

サービスの種類：介護予防訪問看護

2 処分内容

指定の一部の効力の停止(新規利用者の受入の停止6か月)

3 停止期間

令和〇年(〇〇年)〇〇月〇〇日から令和〇年(〇〇年)〇月〇〇日まで

4 処分理由

【指定訪問介護事業所・指定訪問看護事業所】

(1) 人格尊重義務違反(介護保険法第77条第1項第5号該当)

(2) 運営基準違反(介護保険法第77条第1項第4号該当)

(3) 虚偽書類の作成及び虚偽報告(介護保険法第77条第1項第7号該当)

【指定介護予防訪問看護事業所】

(1) 人格尊重義務違反(介護保険法第115条の9第1項第5号該当)

(2) 運営基準違反(介護保険法第115条の9第1項第4号該当)

(3) 虚偽書類の作成及び虚偽報告(介護保険法第115条の9第1項第7号該当)

1. 有料老人ホームの設置者の名称及び主たる事務所の所在地

〇〇〇〇／〇〇〇〇〇

2. 有料老人ホームの名称及び所在地

〇〇〇／〇〇〇

3. 命令の内容

法人が経営する有料老人ホーム「〇〇〇」について、老人福祉法に基づき県に届出のあった事項が履行される体制を早急に確保し、入居者の心身の健康の保持及び生活の安定に必要な措置を講ずること。

また、平成〇年〇月●日（〇曜日）までに必要な措置に係る改善計画書を提出すること。

4. 命令を行う理由

平成〇年〇月〇日に聞き取り調査を、同〇日に老人福祉法に基づく立入検査を実施した結果、特に職員の配置や入居者に提供するとした介護に関するサービス内容について、施設の現況と重要事項説明書等の内容とに齟齬を来していることが確認された。

同〇日に入居者の処遇に万全を期すよう行政指導を行い、同〇日に改めて施設を訪問し、対応状況を確認したところ、体制に一定の改善は見られたものの、重要事項説明書等の内容に鑑みれば、一層の改善が必要であると判断された。

このことは、老人福祉法第29条第13項に規定する「その他入居者の保護のため必要があると認めるとき」に該当する。

5. 命令年月日

平成〇年〇月〇日

（参考）老人福祉法関係条文抜粋

（有料老人ホーム）

第29条

13 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第四項から第九項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のために必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(発表資料)

サービス付き高齢者向け住宅(有料老人ホーム)に対する行政処分について(長寿社会政策課)

サービス付き高齢者向け住宅(有料老人ホーム)に運営法人に対し、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づき、下記のとおり、改善命令を行いましたのでお知らせします。

1. 処分対象事業者の概要

(1) 法人名：〇〇〇

(2) 法人所在地：〇〇〇

(3) 事業所名：〇〇〇

(4) 事業所所在地：〇〇〇

(5) サービスの種類：サービス付き高齢者向け住宅(有料老人ホーム)

2. 処分の内容

改善命令(老人福祉法第29条第13項違反)

3. 処分の原因となる事実

入居者に対し性的虐待を行った。

4. 根拠法令

老人福祉法第29条第13項

都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が～(中略)～入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

5. 今回の処分による入居者への影響

改善命令は、設置者に対してその改善に必要な措置を採るべきことを命じるものであり、入居者のサービス利用に影響を及ぼすものではない。

(発表資料)

有料老人ホームに対する行政処分について

このことについて、本日(平成〇〇年〇月〇日)付けで、下記のとおり老人福祉法第29条第13項に基づき有料老人ホームの行政処分を行いました。

記

1 行政処分の対象

【設置者】

法人名 〇〇〇
所在地 〇〇〇
代表者 〇〇〇
開設年月日 平成〇年〇月〇日

【事業所名】

事業所名 〇〇〇
所在地 〇〇〇
施設種類 有料老人ホーム(定員〇〇人)
開設年月日 平成〇〇年〇月〇日

2 行政処分を行う理由

〇〇〇が設置運営する有料老人ホーム「〇〇〇」内において、高齢者虐待(入居者に対する無資格者の医行為)が行われたため。

3 行政処分の内容

虐待再発防止計画の策定及び同計画の履行からなる改善命令

4 今後の対応

当該施設において、適正な虐待再発防止計画が策定され同計画が着実に実施されるよう、〇〇市と連携し、指導及び改善状況の把握を継続していきます。

(参考資料) 行政処分に係る老人福祉法関係条文抜粋

(有料老人ホーム)

第29条

13 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第四項から第九項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

平成〇〇年（〇〇年）〇月〇日

札幌市長

改善勧告について

下記の事業所に対し、平成〇〇年〇月〇日に実施した監査の結果、改善を要する事項があると認められましたので、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第103条第1項の規定に基づき、下記の通り勧告します。

つきましては、速やかに改善計画を策定し、その改善状況については、平成〇〇年〇月〇日までに別紙「勧告事項改善報告書」によりご報告願います。

なお、この勧告に係る期限までに勧告に従わなかったときは、法第 76 条の 2 第 3 項、法第 115 条の 8 第 2 項の規定に基づき、その旨を公表すること、また、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、法第 76 条の 2 第 3 項、第 115 条の 8 第 3 項の規定に基づき、期限を定めてこの勧告に係る措置をとるべきことを命ずることがあります。また、その命令をした場合は、その旨を公示することになります。

記

1. 対象事業所

(事業種別) 〇〇〇

(事業所名) 〇〇〇

2. 勸告事項

施設職員への聞き取り調査及び関係資料の確認から、介護職員が、入居者へ「介護の放棄・放任」「心理的虐待」「性的虐待」を行っていた事実が確認された、こうした行為は高齢者の尊厳及び人権を著しく損なう行為であり、介護保険法及び関係法令に違反するものであることから、下記のとおり改善を勧告する。

(1) 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人権を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること（平成 25 年札幌市条例第 8 号第 4 条第 1 項）。

(2) 上記(1)を実現するため、改善計画書を作成し、提出、確実に実行すること。

3 改善期限

平成〇〇年〇月〇日

第〇〇〇号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇管理者様

鳥取県福祉保健部
ささえあい福祉局長寿社会課長

老人福祉法第29条9項に基づく改善状況等の報告について(通知)

老人福祉法第29条9項に基づき平成〇〇年〇〇月〇日に実施しました調査により、下記の通り改善を求める事項が認められましたので、改善を図るとともに事業の適正運営に努めて下さい。なお、改善状況等について別紙様式にて期限前に報告してください。

1. 改善を求める事項

- (1) 平成〇〇年〇月〇日に貴法人より県に報告があった改善計画以後も入居者への不適切な対応が確認され、高齢者虐待への取組について不十分であることから、さらなる取組が必要である。
- (2) 有料老人ホームの管理者は施設全般を統括する責任者の地位にあるが、短時間勤務であるなど、その責務を果たすことが困難な状況が見られたため、管理者の職務の見直し又は適切な者の配置等について検討すること。なお、管理者の変更を行う場合は有料老人ホーム事業変更届出書の提出など必要な手続きを行うこと。

2. 報告を求める事項

別紙様式に記載のとおり

3. 報告方法

- (1) 別紙様式により報告期限までに当職へ報告すること。
- (2) 改善状況等が確認できる関係資料を添付すること。

4. 報告期限

平成〇〇年〇月〇B(〇)

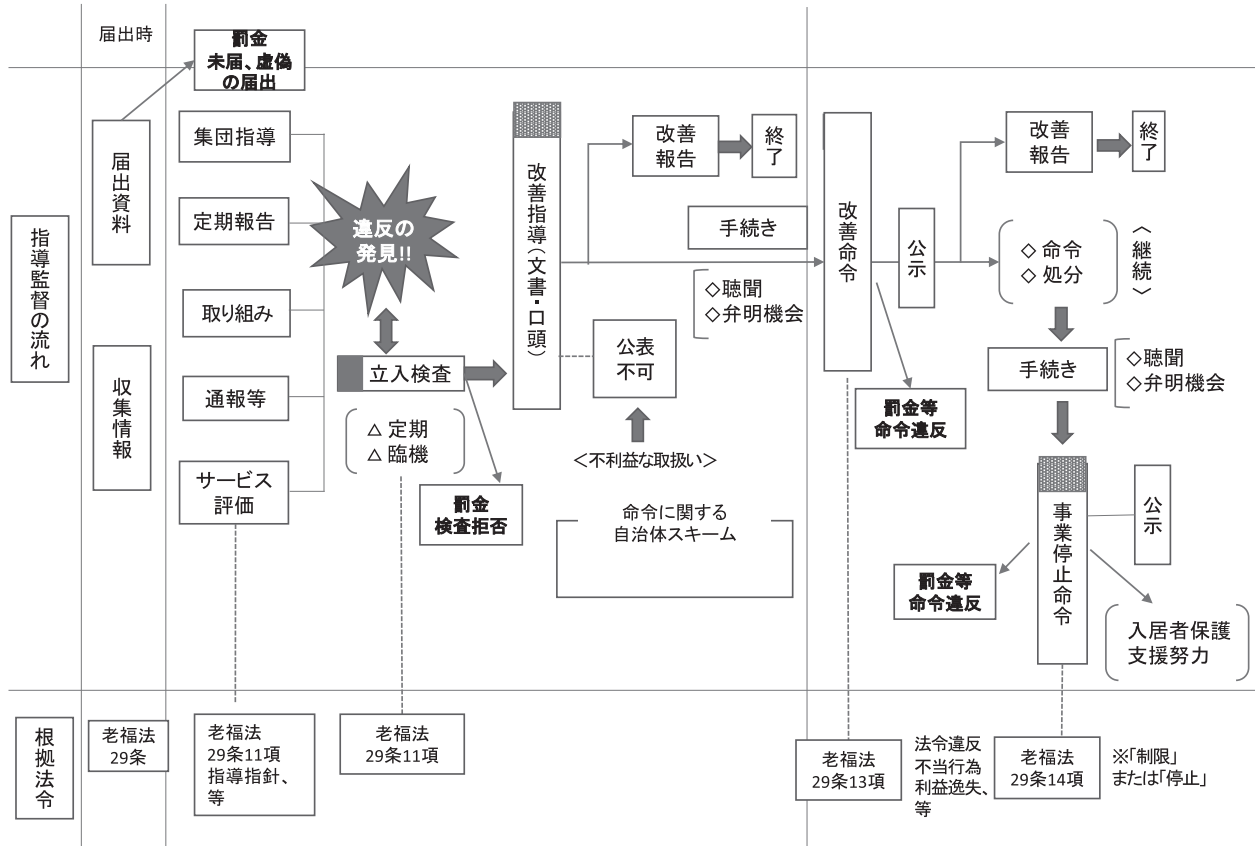
- 事業者は、職員の業務負担の把握をすること。また、利用者の特性、職員の技術レベルを考慮し、夜勤帯における職員負担を軽減する取り組み（配置職員の増員や勤務時間の調整等）を検討すること。
- 職員全員に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に関する研修を受講させること。
- 職員に、認知症高齢者のBPSD（認知症に伴う行動障害と精神症状）に対するケアに関する研修を受講させること。
- ユマニチュード（認知症ケアの一環）の技法を取り入れるなど、認知症高齢者に対する介助方法について検討・実施すること。
- 支援困難ケースについては、担当介護支援専門員、かかりつけ医等、関係機関と連携し対応方法等について検討すること。
- 「身体拘束に関する確認書」の内容に不備がみられたため、調査日時時点で身体拘束を行っていた入居者について、身体拘束の必要性の有無について検討会議を開催し、身体拘束が必要と判断された場合に、本人および家族に対し身体拘束に関する説明を行い、「身体拘束に関する確認書」に本人および家族からの同意をとること。なお、医療依存度の高い入居者については、検討会議の開催に当たって、当該入居者の主治医意見を反映すること。
- 「身体拘束に関する確認書」の「特記すべき心身の状況」欄において、「説明に対しての理解度が乏しいため、表情を注意深く観察する必要あり」との記載があるものの、利用者の状況を記載した介護記録等がなかったため、記録簿等、身体拘束時の本人状況が確認できる記録を作成すること。
- 「身体拘束に関する確認書」にて、拘束解除の目安が記載されているものの、身体拘束に関する再検討を行った旨を証明する記録を提出することができなかった。今後は、3か月を目途に再検討会議を開催し、記録を作成すること。また、医療度の高い入居者が多数入居しているため、再検討会議の開催にあたっては、当該入居者の主治医意見を反映すること。
- 誤薬防止対策を検討し、実施すること。
- 事故防止マニュアルを提出すること。
- 金銭管理規程を明確にすること。

◆資料73 川崎市(虐待事案発生時の指摘事項例)

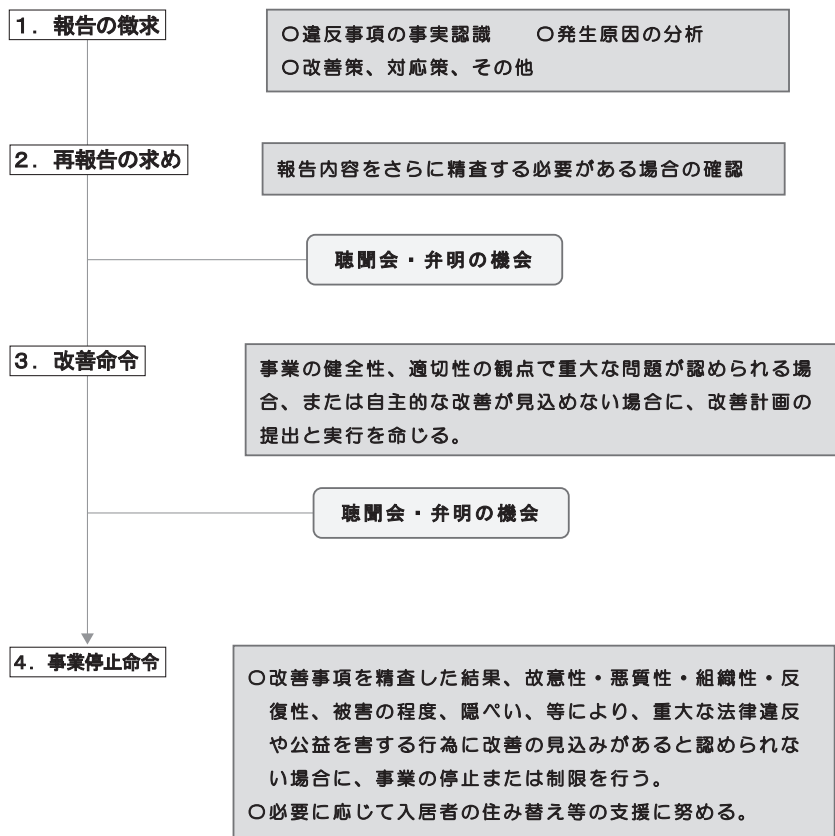
- 職員の業務負担感の軽減・平準化を図るため、業務内容の検証及び職員配置の改善を行うこと。業務内容御懸賞に当たっては、業務の棚卸、作業手順や重複している作業の見直しを行い、作業工程の改善・改革を行うこと。また、職員配置の改善にあたっては、各職員の介護に関するスキル、業務知識を検証し、適正に行うこと。
- 受講した研修の振り返り等を行うことにより、研修等をより良い介護に結び付ける体制を整備する等職員の資質向上のための仕組み作りを行うこと。
- 職員同士の相互理解を深め、利用者の問題行動等により一部職員の負担が一時的に増加するような状況下では、チームとして取り組む意識を持って助け合うことができる職場環境の醸成を行うこと。
- 当該利用者の問題行動(他の利用者の食事に手を伸ばす)について、当該利用者の食事を最初に配膳するといった対応策が講じられていたが徹底されなかったことがこの事案の一因となっている。当該利用者に限らず利用者の問題行動に関し講じられた対応策については職員間で情報共有を行い統一性ある介護を行うこと。また、講じられた対応策についてその有効性の検証を行い、必要に応じて検証を行うこと。
- 当該職員の入職時より職員数が減少傾向にあり、派遣による補充を行うことにより契約期間の関係から職員が定着しづらい状況であることが確認された。職員が減少傾向にある事実について原因を分析し対策を講ずること。
- 指導事項(下記「その他の事項」も含む。)に基づく改善状況について定期的(指導事項改善報告書の提出から1月後、3月後、6月後、12月後)に本市へ報告すること。

行政処分の実施については、自治体によって、非公表で判断基準を持っているところがある。処分までの手続きの流れは一般的に次のようになる。

◆資料74 設置届から事業停止命令までの一般的な流れ



◆資料75 改善命令・事業停止命令の考え方(例)



介護保険法上の行政処分における判断基準については、平成29年度の厚生労働省補助金事業で（株）日本総研が調査研究結果として整理している。ここでは判断基準のみを示すが、詳細は同社HPを参照されたい。

<https://www.jri.co.jp/column/opinion/detail/10397/>

◆資料76 行政処分等の実施及び程度の決定に当たっての基本的考え方

I 具体的にどのような行政処分を実施するか判断に当たっては、まず、当該行為の重大性・悪質性について、特に以下の点に着眼し、検証を行う。

①公益侵害の程度

○利用者に対し著しく不適切な介護サービスを提供し、あるいは多額の不正請求を行うなど、当該違法・不当行為が公益性を著しく侵害しているか。

○被害を受けた利用者数、個々の利用者が受けた被害はどの程度深刻か。

②故意性の有無

○当該違法・不当行為が故意によるものか、過失によるものか。

③反復継続性の有無

○当該違法・不当行為は反復継続して行われたのか、あるいは1回限りのものであったのか。

○当該違法・不当行為が行われた期間がどの程度であったのか。

④組織性・悪質性の有無

○当該違法・不当行為が現場の担当者個人の判断で行われたものか、あるいは経営陣や管理者も関わっていたのか。

○問題を認識した後に隠蔽を図るなど悪質な行為が認められたか、悪質な行為が認められた場合には、当該行為が組織的なものであったか。

II Iの検証結果をもとに、地域におけるサービス提供・基盤整備の状況、事業者の運営管理態勢（※）など、配慮すべき他の要素を総合的に考慮した上で、具体的な処分内容を決定する。

（※）事業者の運営管理態勢の適切性

○個々の役職員の法令遵守等に関する知識や取組は十分か。

○事業者の運営管理態勢は十分か、また適切に機能しているか。職員教育は十分に行われているか。

（資料）全国介護保険指導監督担当者会議（平成20年5月21日）

参考資料 1 処分基準例（改訂案）：不正請求

I 利用者被害・公益侵害の程度		
(1) 違法行為 (複数該当する場合はより高いもの)	架空請求	3 点
	水増請求	2 点
	加算要件不備・減算についての不正請求	1 点
(2) 金額 (該当するものいずれか一つ)	不正請求額が事業所の年間収入(介護報酬+利用者負担額)に占める割合が大きい	2 点
	不正請求額が事業所の年間収入(介護報酬+利用者負担額)に占める割合が中程度	1 点
	不正請求額が事業所の年間収入(介護報酬+利用者負担額)に占める割合が小さい	0 点
II 故意性		
(1) 故意性 (該当するものいずれか一つ)	故意又は重大な過失に基づく行為	3 点
	軽過失に基づく行為	-1 点
	いずれでもない、判定不能	0 点
III 反復継続性		
(1) 継続性 (該当するものいずれか一つ)	不正行為の継続が特に長い	3 点
	不正行為の継続が長い	2 点
	不正行為の継続が中程度	1 点
	不正行為の継続が短い	0 点
IV 組織体質		
(1) 組織関与 (該当するものいずれか一つ)	役員等が実行又は関与(指示)していた	3 点
	役員等が不正行為を認識しながら黙認していた	1 点
	役員等が実行又は関与していない	0 点
V 改善可能性		
(1) 対処姿勢 (該当するものいずれか一つ)	監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められた	3 点
	監査時以外に、虚偽報告や答弁、検査の忌避や隠蔽などがあった	1 点
	速やかな報告・改善措置はなかったものの、虚偽報告・答弁や忌避・隠蔽はない	0 点
	事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告した	-1 点
	事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに改善措置を取った	-2 点
(2) 過去履歴 (該当するものすべて)	過去5年間に、同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けている	2 点
	過去5年間に、不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により行政処分等を受けている	1 点
	過去5年間に、同一の不正行為について行政指導(勧告含む)を受けている	1 点
	過去5年間に、別の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けている	2 点

参考資料 2 処分基準例（改訂案）：人格尊重義務違反

I 利用者被害・公益侵害の程度		
(1) 身体・心理的被害 (該当するものいずれか一つ)	利用者の生命または身体の安全、あるいは心理に重大な危害を及ぼすおそれがある	3 点
	利用者の生命または身体の安全、あるいは心理に危害を及ぼすものの重大とはいえない	1 点
	利用者の生命または身体の安全、あるいは心理に危害を及ぼさない	0 点
(2) 経済的被害 (該当するものいずれか一つ)	利用者の財産に重大な危害を及ぼすおそれがある	3 点
	利用者の財産に危害を及ぼすものの重大とはいえない	1 点
	利用者の財産を侵害しない	0 点
II 故意性		
(1) 故意性 (該当するものいずれか一つ)	故意又は重大な過失に基づく行為	3 点
	軽過失に基づく行為	-1 点
	いずれでもない、判定不能	0 点
III 反復継続性		
(1) 継続性 (該当するものいずれか一つ)	不正行為の継続が長い	2 点
	不正行為の継続が短い	0 点
(2) 反復性 (該当するものいずれか一つ)	複数回行われている	2 点
	明らかに単発である	0 点
IV 組織体質		
(1) 組織関与 (該当するものいずれか一つ)	役員等が実行又は関与(指示)していた	3 点
	役員等が不正行為を認識しながら黙認していた	1 点
	役員等が実行又は関与していない	0 点
V 改善可能性		
(1) 対処姿勢 (該当するものいずれか一つ)	監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められた	3 点
	監査時以外に、虚偽報告や答弁、検査の忌避や隠蔽などがあった	1 点
	速やかな報告・改善措置はなかったものの、虚偽報告・答弁や忌避・隠蔽はない	0 点
	事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告した	-1 点
	事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに改善措置を取った	-2 点
(2) 過去履歴 (該当するものすべて)	過去5年間に、同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けている	2 点
	過去5年間に、不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により行政処分等を受けている	1 点
	過去5年間に、同一の不正行為について行政指導(勧告含む)を受けている	1 点
	過去5年間に、別の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けている	2 点

参考資料3 処分基準例（改訂案）：不正の手段による指定申請

I 利用者被害・公益侵害の程度		
(1) 申請の瑕疵 (該当するものいずれか一つ)	明らかに勤務できない者の名義を使用して指定申請を行うなど、申請に重大明白な瑕疵があった	3 点
	指定申請時の勤務予定者が勤務できなくなったが、申請の変更を行わず、そのまま指定を受けた	1 点
(2) 問題の解消 (該当するものいずれか一つ)	事業開始後も人員基準違反等の状態が継続していた	1 点
	事業開始時点では人員基準違反等の状態が解消されていた	0 点
II 故意性		
(1) 故意性 (該当するものいずれか一つ)	故意又は重大な過失に基づく行為	3 点
	軽過失に基づく行為	-1 点
	いずれでもない、判定不能	0 点
III 組織体質		
(1) 組織関与 (該当するものいずれか一つ)	役員等が実行又は関与(指示)していた	3 点
	役員等が不正行為を認識しながら黙認していた	1 点
	役員等が実行又は関与していない	0 点
IV 改善可能性		
(1) 対処姿勢 (該当するものいずれか一つ)	監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められた	3 点
	監査時以外に、虚偽報告や答弁、検査の忌避や隠蔽などがあった	1 点
	速やかな報告・改善措置はなかったものの、虚偽報告・答弁や忌避・隠蔽はない	0 点
	事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告した	-1 点
	事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに改善措置を取った	-2 点
(2) 過去履歴 (該当するものすべて)	過去5年間に、同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けている	2 点
	過去5年間に、不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により行政処分等を受けている	1 点
	過去5年間に、同一の不正行為について行政指導(勧告含む)を受けている	1 点
	過去5年間に、別の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けている	2 点
V 不正請求の併発		
(1) 違法行為 (複数該当する場合はより高いもの)	架空請求	3 点
	水増請求	2 点
	加算要件不備・減算についての不正請求	1 点
(2) 金額 (該当するものいずれか一つ)	不正請求額が事業所の年間収入(介護報酬+利用者負担額)に占める割合が大きい	2 点
	不正請求額が事業所の年間収入(介護報酬+利用者負担額)に占める割合が中程度	1 点
	不正請求額が事業所の年間収入(介護報酬+利用者負担額)に占める割合が小さい	0 点
(3) 継続性 (該当するものいずれか一つ)	不正請求について、不正行為の継続が特に長い	3 点
	不正請求について、不正行為の継続が長い	2 点
	不正請求について、不正行為の継続が中程度	1 点
	不正請求について、不正行為の継続が短い	0 点

5 參考資料

○厚生労働省の通知では、地方自治体に対して、地域の状況に応じた指導指針の作成を求めている。

○以下は、平成30年12月1日時点で各都道府県が公表している指導指針のうち、独自性のある主な規定を抜粋して例示したものであるので、参考にされたい。

【2. 基本的事項】

自治体名	指針規定
宮城県	☐ 農地法、農振法、森林法等関係法令に抵触する場合は、関係機関と協議すること。 ☐ 有料老人ホームの類型は、介護に着眼して分類すると別表第1のとおりであるが、高齢者の多くは特に介護面について大きな関心を寄せており、そのような需要実態に即した十分な介護体制を整えた施設という観点から、県内に設置される有料老人ホームの類型は、原則として、終身介護が保障される「介護付有料老人ホーム」「住宅型有料老人ホーム」を基本とすること。 ☐ 入居者の募集に当たっては、県内在住者の入居者の確保を図るように努めること。
栃木県	☐ 地域の特性や需要等に適合した施設となるよう、計画段階において、市場分析、市場調査を行うこと及び地元市町村福祉所管課との十分な調整を図ること。 ☐ 設置計画段階より常に地域住民（特に隣接地域の居住者）に対して、設置者は理解が得られるように努めること。
埼玉県	☐ 埼玉県福祉のまちづくり条例（平成7年条例第11号）の規定を遵守すること。
東京都	☐ 高齢者向け住宅における生活支援サービス提供のあり方指針（平成21年12月10日付21福保高在第346号。以下「あり方指針」という。）第1の4及び5に定める留意点を踏まえ、特定の事業者によるサービスを利用させるような入居契約及び生活支援サービスに関する契約（以下「生活支援サービス契約」という。）を締結することなどの方法により、入居者が希望する医療・介護サービスの利用を設置者が妨げてはならないこと。 ☐ 計画段階から、市場分析・調査に努め、地域の特性やサービスの需要、充足状況等を考慮した上で地元市町村福祉所管課と十分な調整を図ること。また、地域住民（特に隣接地の居住者）に対して、説明会を開催するなど事業について理解を得ることとし、工事中に当たっては時間帯や工事車両の出入りについて十分配慮すること。
神奈川県	☐ 有料老人ホームの設置運営に当たっては、公益社団法人全国有料老人ホーム協会と連携を図ることとし、同協会への加入及び同協会が設けている有料老人ホーム入居者生活保証制度への加入について十分配慮すること。
富山県	☐ 有料老人ホームの設置の届出に当たっては、この指針を踏まえて知事に事前の協議を行うこと。 ☐ この指針に基づく指導を受けている場合は、この指針の遵守に向け計画的に運営の改善を図ること。
石川県	☐ 計画段階から常に地域住民の理解が得られるように努めること。
長野県	☐ 地域の特性や需要等に適合した施設となるよう、計画段階において、市場調査、分析を行うこと。 ☐ 設置計画段階から地元市町村高齢者福祉所管課と十分な調整を図ること。また市町村の策定する介護保険事業計画との整合を図ること。

岐阜県	□都市計画法（昭和43年法律第100号）による開発許可又は建築許可申請が必要な場合にあっては当該申請を行う前、開発許可対象外の場合にあっては建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認の申請を行う前から、地元市町村及び岐阜県と十分な事前協議を行うこと。また、消防法令関係において、建築確認申請前に所轄消防署の指導を受けること。
滋賀県	□有料老人ホームを設置しようとするときは、「滋賀県有料老人ホーム設置運営指導要綱」（以下「指導要綱」という。）に定める手続きに従い、あらかじめ知事に対し設置計画の概要について事前申し出を行うこと。 □事前申し出を行った後、知事から事前協議を行う旨の通知を受けたときは、指導要綱に定める手続きに従い、設置計画の詳細について事前協議書を知事に提出すること。
大阪府	□有料老人ホームにおいて提供するサービスの向上を図るため、職員のワークライフバランスを重視した働きやすい職場づくり及び効率的な運営（給与等の処遇改善、キャリアパス制度の導入、労働環境改善、新入職員に対するOJT制度及びメンター制度等の導入、ICTの導入並びに介護ロボットの活用等）等に努めること。 □法第29条第1項の規定による有料老人ホームの設置の届出に当たっては、建築基準法に基づく建築確認の申請を行う前に、この指針を踏まえて知事に事前の協議を行うこと。 □建築確認後速やかに、設置届出の手続きに係る相談を行い、有料老人ホームの設置を行う概ね1か月前までに、知事に、法第29条第1項の規定に基づく届出を行うこと。 □この指針に基づく指導を受けている場合は、この指針の遵守に向け計画的に運営の改善を図ること。 ◇（独立規定）3 有料老人ホーム該当施設の判断基準 - 一 老人を入居させ（以下「入居サービス」という。）、当該老人に対して「入浴、排せつ又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」の少なくとも一つのサービス（以下「介護等サービス」という。）を提供する場合は、有料老人ホームに該当する施設として取り扱う。 - 二 次のいずれかに該当する場合は、入居サービス及び介護等サービスを提供しているものとする。 - イ 入居（賃貸）契約書及び重要事項説明書又は重要事項説明書兼登録事項等についての説明（高齢者住まい法第17条関係）（以下「重要事項説明書」という。）に介護等サービスの提供に関する記載がある。 - ロ 入居（賃貸）契約書等に介護等サービスの提供に関する記載がない場合であっても、入居サービスの提供事業者及び介護等サービスの提供事業者が当該サービス費を徴収（代行集金を含む）している。 - ハ 施設の広告等に介護等サービスの提供を受けられる旨の記載がある。 - ニ 複数の法人が協同して入居サービス及び介護等サービスを提供している。 - ホ 入居サービス及び介護等サービスの提供について、収支報告書等により、経営上の一体性が認められる。

	へ 施設の食堂や厨房等の設備を使用して、入居者にサービスを提供している。 ト 施設に訪問介護事業所、通所介護事業所等の介護保険サービス事業所を併設し、サービスを提供している。
兵庫県	□適用区域 本指針は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市及び第252条の22第1項に規定する中核市の区域を除く兵庫県内において適用する。
鳥取県	□有料老人ホームと介護サービス事業所等を併設する場合には、それぞれの設備等の基準を満たし、かつ、介護その他のサービスの提供に支障がない場合に限り、設備等の共用が認められること。
佐賀県	□毎年7月1日現在における有料老人ホームの現況等について、重要事項説明書（老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第20条の5第14号に規定する文書をいう。以下同じ。）、入居契約書及び管理規程並びに直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（他業を営んでいる場合には他業に係る財務諸表、親会社がある場合には、当該親会社の業務に係る財務諸表も併せて）を知事に提出し、報告すること。

【3. 設置者】

自治体名	指針規定
宮城県	□代表者及び有料老人ホームの事業を所掌する役員は、次の各号に掲げる者でないこと。 (1) 会社法（平成17年法律第86号）第331条第1項各号のいずれかに該当する者。 (2) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第3条第2号から第4号までのいずれかに該当する者 (3) 老福祉法第38条から第41条まで又は第43条の規定による罰則の適用を受けた者
千葉県	□有料老人ホームの運営について株式会社等を新設して行う者にあつては、事業に必要な財源計画が策定できるものであり、かつ継続して健全な運営が見込まれるものであること。
滋賀県	□親会社（他の株式会社の発行済み株式の過半数に当たる株式または他の有限会社の資本の過半数に当たる出資口数を有する株式会社または有限会社をいう。以下同じ。）がある場合は、当該親会社の業務が社会的信用を損なうものでなく、その財務内容が適正であること。
高知県	□役員及び施設長は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）であつてはならないこと。また、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）や暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならず、有料老人ホームの運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は運営に関与させてはならないこと。

【4. 立地条件】

自治体名	指針規定
栃木県	□ア 都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められた地域（工業専用地域が定められた地域を除く。）（以下「用途地域」という。）ただし、工業地域が定められた地域については、県指針における基準に適合していることその他、次のすべての要件を満たすもの。 (7) 高齢者が長期にわたり生活する場合としてふさわしい環境であり、隣接地域に居住用建築物が存在していること。 (イ) 外壁や緑地帯を設けること等により、将来的な騒音、振動等による環境の悪化を防ぐことが可能であること。 イ 用途地域以外の地域（都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域（以下「市街化調整区域」という。）を除く。）で、次のいずれかの条件を満たすもの。 (7) 50以上の建築物の敷地が50m以内（1か所に限り60m以内でも可）の間隔で存している地域内であること。 (イ) 設置区域を含んだ3ha（半径100mの円又は100m×100mの正方形を3ヶ連続させたもの。）内に、主たる建築物が20以上存していること。 ウ「都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例」（平成15年栃木県条例第42号）第2条の規定により知事が指定した区域（以下「知事指定区域」という。）
兵庫県	□市街化調整区域での設置 市街化調整区域での有料老人ホームの設置は認めない。ただし、次のすべての要件を満たす場合にはその限りではない。 (1) 設置及び運営が本指針における基準に適合していること。 (2) 介護付有料老人ホームであること。ただし、同一施設内に入居定員の20%以上の介護居室を設けていること。 (3) 独立行政法人福祉医療機構等の公的融資を受けて建設されるものであること。ただし、公的融資を受けないものであっても、第9章の規定に基づき適切な料金設定がなされており、かつ、安定的な経営確保が図られていることが確実であると、主たる取引金融機関が保証するものについては、この限りではない。 (4) 利用権方式または賃貸借方式のものであり、分譲方式ではないこと。 (5) 市街化調整区域に立地する既存の病院、特別養護老人ホームまたは、介護老人保健施設が有する医療、介護機能と密接に連携するため、市街化調整区域に立地する必要がある場合等施設の機能、運営上の観点から市街化区域に立地することが困難または不適当であること。 (6) 都市計画法に基づく開発許可が得られるものであること。 (7) 市街化調整区域を管轄する市町の保健福祉施策等の観点から支障がないことについて、当該市町の承認を得られるものであること。 □借家の場合（建物の所有者と設置者による建物の賃貸借）ア 有料老人ホーム運営のための借家であること及び建物の所有者は有料老人ホーム運営の継続について協力する旨を契約上明記すること。 ク 建設協力金、保証金、貸付金等を借家人である運営事業者が家主に提出していることまたは建物の所有者が運営事業者の主要な株主であることが望ましいこと。

【５．規模及び構造設備】

自治体名	指針規定
山形県	□山形県みんなにやさしいまちづくり条例（平成11年10月12日山形県条例第32号）の規定を遵守すること。
福島県	□一般居室、介護居室及び一時介護室は次を標準とする。 イ 入居者1人当たりの床面積は、13平方メートル以上（居室内の便所及び作り付けの家具の占める床面積を含み、壁芯方法による。）とすること。
茨城県	□一般居室、介護居室及び一時介護居室は次によること。 (ウ) 各個室の定員は1人とする。ただし、入居者が夫婦・兄弟・姉妹である等、プライバシーの確保に支障がない間柄の者同士である場合に限り、2人とすることができる。その場合の入居者1人あたりの床面積は、(ア)の基準によること。
栃木県	□階段には手すりを設置し、傾斜は緩やかにすること。
埼玉県	□介護居室 設置者が自ら介護サービスを提供するための専用の居室であり、入居者の状況等に応じて適切な数を確保すること。なお、一般居室で介護サービスが提供される場合又は有料老人ホームが自ら介護サービスを提供しない場合は介護居室を設置しなくてもよいこと。 □一般居室、介護居室及び一時介護室は次によること。 イ 個室とすることとし、入居者1人当たりの床面積は、13.2㎡（面積の算定方法はバルコニー及び便所の面積を除き、内法方法による。）以上とすること。
千葉県	□一般居室は次によること。 イ 個室とすることとし、1室当たりの床面積は21.6㎡（収納スペース、トイレ及び洗面設備等を除いた有効面積は14.85㎡）以上とすること。また、居室内には、少なくとも収納スペース、トイレ及び洗面設備を設置すること。 ロ 入居者が夫婦である等プライバシーの確保に支障が生じない間柄の者同士である場合に限り、2人利用の居室の整備を認めるものとする。その場合にあっては、1室当たりの床面積は31.9㎡以上とすること。 ハイ及びロの規定にかかわらず、各階に談話室・集会室・娯楽室・集会室等の共同生活室の設置がある場合の床面積は、個室にあっては18.0㎡（収納スペース、トイレ及び洗面設備等を除いた有効面積は13.2㎡）以上と、2人利用の居室にあっては23.45㎡以上とすることができる。 □介護居室及び一時介護室は次によること。 イ 個室とすることとし、1室当たりの床面積は18.0㎡（収納スペース、トイレ及び洗面設備等を除いた有効面積は13.2㎡）以上とすること。 ロ 室内に収納設備等を設ける場合は、介護サービスの提供、車いすの使用、緊急時の対応等に支障のないように配慮すること。 ハ 入居者が夫婦である等プライバシーの確保に支障が生じない間柄の者同士である場合に限り、2人利用の居室の整備を認めるものとする。その場合にあっては、1室当

	たりの床面積は23.45㎡以上とすること。また、その居室については、ロの条件に加え、各ベッドから廊下までの出入口の通路幅は、概ね1.2mの広さと空間を有すること。
神奈川県	□建物、入居者が快適な日常生活を営むのに適した規模及び構造設備とするとともに、外観等地域の住宅環境との調和にも配慮すること。また、入居者との入居契約の契約期間の定めがない場合には、70歳の女性の女性の平均余命を勘案し、契約締結時に20年以上の長期間の利用に供することができる耐用年数を有していること。 □居室 ①居室は個室とする。居室面積は13平方メートル以上（夫婦用等で1室に2人以上の者を入居させる場合には、1人当たり10.65平方メートル以上）とし、居室内に便所、洗面設備、収納設備等を備える場合には、車椅子等の使用等に支障がないように十分な居室面積が確保できること。 ⑤居室において介護サービスを行う場合は、サービスの提供に必要なベッド等の備品を備えるとともに、入居者の車椅子の使用及びストレッチャーによる移動等に支障のない構造とすること。 ⑥ベッドを備える場合は、低床ベッドの導入等により転落による重大事故の未然防止に資するよう努めること。 □食堂 入居者の状態等を考慮して適切に配置すること。 ①入居定員及び車椅子利用者数など入居者の要介護の状態を勘案して、適切な広さ及び座席数を確保すること。 ②衛生面を配慮したものとし、手指を洗浄する設備を食堂の利用者の使用を勘案して設けること。 □浴室 浴室は、介護付有料老人ホーム及び住宅型有料老人ホームにあっては、手すり、スロープ及び浴槽リフトを整備するとともに緊急通報装置を浴室及び脱衣室に備えるなど、入居者の要介護の状態等を考慮した設備構造とすること。 要介護者等を入居対象とする場合は、一般浴槽のほか、特別浴槽を設けるとともに、脱衣室を含めて入浴介助サービスを行うための十分な広さを確保すること。 □洗面設備 居室内外又は居室のある階ごとに居室に近接して設置すること。 ①介護付有料老人ホーム及び住宅型有料老人ホームにあっては、洗面台を車椅子使用者に配慮した高さにするとともに、手すりを備えるなど、要介護者等が使用するのに適したものとすること。 ②洗剤等の誤飲・誤食を防止するため、保管する設備を備えること。 □看護・介護職員室 介護付有料老人ホームにあっては、緊急時の迅速な対応を図るため、原則として居室のある階ごとに設置すること。

	① 入居者が日常的に利用する談話室等の共用設備に面して設置すること。 ② カウンターにより区分するなど、談話室及び廊下等を見通すことができる形状とすること。 ☐ エレベーター 介護付有料老人ホーム及び住宅型有料老人ホームにあっては、原則として2階以上の場合は設置すること。なお、適切な介護サービス等が提供できるよう入居定員等に応じた台数を設置すること。 ① 少なくとも1基はストレッチャーを収納できる構造とすること。 ② 操作盤は車椅子使用者に配慮した高さにするとともに、手すりを備えるなど、要介護者等が使用するのに適したものとすること。 ☐ 居室等の出入口 介護付有料老人ホーム及び住宅型有料老人ホームにあっては、引き戸やドアハンドル等円滑に利用できる構造とすること。 ☐ 介護保険関連施設等を併設する場合は次によること。 一 有料老人ホームとして必要となる設備（浴室、食堂等）は、当該併設施設とは別に単独で設けること（事務室、厨房等の管理部門については共用可。）。 二 有料老人ホームの入居者と当該併設施設の利用者の動線が重ならないようにすること。ただし、改修の場合等で物理的に困難な場合はこの限りでない。 三 有料老人ホームと当該併設施設とは、界壁又は遮音上問題とならないような間仕切り壁等により明確に区分すること（扉の設置は可能であるが、従業員等の出入り口であり、壁全体が動く可動間仕切りは不可。）。
三重県	
京都府	☐ 一般居室 (7) 個室（夫婦等で居住するものを含む。以下同じ。）とし、居室面積はケアハウスに準じて、次の面積を確保することが望ましいこと。 入居者1人当たりの有効面積（収納設備、洗面設備、便所等の設備の面積を除く内法での測定による面積。以下同じ。）を14.85平方メートル以上とすること。ただし、談話・娯楽・集會室等の共用設備が、居室に近接して一体的に設けられるなど、入居者の生活に支障がないと認められる場合は、13.2平方メートル以上とすること。 ☐ 建物に関する事項 (1) 定員は原則として100人以下とすること。 ただし、地元市町が地域の実情に応じて定員の上限を要綱等で定めている場合には、これによるものとする。 (7) 建築にあたっては、平成12年6月30日付け生衛発第1093号厚生労働省通知「室内空気中化学物質の室内濃度指針及び標準的測定方法について」に適合すること。 (8) 有料老人ホームの規模にかかわらず「景観の形成等に関する条例」（昭和60年兵庫県条例第17号）第22条第1項の規定に基づく「大規模建築物等指導基準」（平成5年兵庫県告示第1437号の2）に適合するよう努めること。 (9) 「屋外広告物条例」（平成4年兵庫県条例第22号）第4条の禁止区域等以外の地域に建設する場合であっても、「屋外広告物条例施行規則」（平成4年兵庫県規則第69
兵庫県	

	号) 別表第 1 に規定する第 2 種禁止地域等に設置することができる屋外広告物 (許可を受けて設置できるものを含む。) 以外の屋外広告物は設置しないこと。
【 6. 既存建築物の活用の場合等の特例】	
自治体名	指針規定
神奈川県	□ 建築物の規模及び構造設備に関する例外 (1) 木造かつ平屋建ての有料老人ホーム 知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的な知識を有するものの意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての有料老人ホームの建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 ア スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 イ 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。 ウ 避難口の増設、搬送を容易に行うための十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。 (2) 既存の建築物を転用して開設される有料老人ホーム 既存の建築物を転用して開設される有料老人ホームの居室、一時介護室又は廊下について、建築物の構造上 6 (9) ア及び 6 (9) ㉠に定める基準を満たすことが困難である場合は、以下の措置を講じること。 ア 6 (9) に定める基準を満たしていない事項について、重要事項説明書又は管理規程に記載し、その内容を適切に入居者又は入居希望者に対して説明すること。 イ 居室及び一時介護室が 6 (9) ア①の居室面積が確保できない場合、又は 6 (9) ア⑤の基準を満たさない場合は、居室外に収納設備を設けるなど有効面積の確保に努めるとともに、談話室を増設設置するなど、6 (9) アの基準を満たした場合と同等の効果が得られると認められる代替措置を講じること。 ウ 廊下が 6 (9) ㉠の有効幅員を確保できない場合は、待避スペースや転回スペースを設ける、入居者の希望に応じて職員が廊下の移動を介助するなど、6 (9) ㉠の基準を満たした場合と同等の効果が得られると認められる代替措置を講じること。 エ イ、ウの代替措置を直ちに実施できない場合は、将来において 6 (9) に定める基準に適合させる改善計画を策定し、入居者へ説明を行うこと。 (3) 未居の有料老人ホーム 既に設置されているが老人福祉法第 29 条第 1 項に基づく届出がされていない有料老人ホームについて、建築物の構造上 6 (6) から (9) に定める基準を満たしていない場合は、有効な代替措置を講じるとともに、建築物の改修時等にできる限り基準に適合するよう対応すること。

	なお、既に設置されているが老人福祉法第 29 条第 1 項に基づく届出がされていない有料老人ホームの建物が、耐火建築物又は準耐火建築物でない場合は、所轄の消防署の指導により必要な防火措置等を講じること。 (4) 高齢者専用賃貸住宅であった有料老人ホーム 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 32 号）の施行（平成 23 年 10 月 20 日）の際、現に改正法による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律第 4 条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けている高齢者専用賃貸住宅であった有料老人ホームについては、6 (2)、(3)、(6)、(7)、(8)、(9) のア、イ、エ、オ、キ、チ (7)、7 (1) の基準を適用しない。ただし、建築基準法、消防法等に定める避難設備、消火設備、警報設備その他地震、火災、ガスもれ等の防止や事故、災害に対応するための設備を十分に設けること。
--	---

【7. 職員の配置、研修及び衛生管理】

自治体名	指針規定
東京都	☐ 職員の研修等 ア 職員に対しては、採用時及び採用後において定期的に研修を実施すること。特に、生活相談員及び直接処遇職員については、高齢者の心身の特性、実施するサービスのあり方及び内容、介護に関する知識及び技術、作業手順等について研修を行うこと。 イ 介護サービスを提供する有料老人ホームにおいては、入居者の状態及び職員配置状況を踏まえ、必要に応じて次のとおり研修等に努めること。 (7) 介護職員に対し、認知症介護に関する研修を受講させること。 (イ) 入居者に対する喀痰吸引等を介護職員（平成 28 年度以降に介護福祉士試験に合格した者を除く。）に行わせる場合は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 4 条の規定に基づき喀痰吸引等研修を受講させ、都知事から認定特定行為業務従事者の認定を受けるとともに、有料老人ホームについて社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 3 又は附則第 20 条の規定に基づき喀痰吸引等を行う事業者として都知事の登録を受けること。 (ウ) 看取り介護に関する指針を策定するとともに、協力医療機関や訪問看護事業所と連携して看取り介護に関する研修を実施すること。 ☐ 職員の衛生管理 職員の心身の健康に留意し、職員の疾病の早期発見及び健康状態の把握のために、採用時及び採用後において定期的に健康診断を行うとともに、就業中の衛生管理について十分な点検を行うこと。
神奈川県	☐ 職員の研修 職員に対しては、採用時及び採用後において定期的に研修を実施すること。 特に、生活相談員、計画作成担当者（介護支援専門員）、介護職員及び看護職員については、高齢者の心身の特性、実施するサービスのあり方及び内容、認知症介護、虐待

	防止、身体的拘束のない介護、ユニットケア、介護事故の防止及び感染症対策等の介護に関する知識及び技術並びに作業手順等について、体系的かつ継続的に研修を行う必要があることから、管理者(施設長)の責務として、毎年度当初に職員研修計画を策定し、その計画に基づいて研修を実施すること。 なお、職員研修計画の策定に際しては、職員の意向をできる限り反映させるとともに、関係団体等が開催する研修会などにも、職員を積極的に参加させるよう努めること。 □職員の衛生管理 職員の心身の健康に留意し、職員の疾病の早期発見及び健康状態の把握のために、採用時及び採用後において定期的に健康診断を行うとともに、メンタルヘルスを含めて健康管理に関する相談体制を確保するよう努めること。また、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に基づき、就業中の衛生管理について十分な点検を行うこと。 □職員の秘密保持 有料老人ホームの職員又は職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、有料老人ホームの設置者は必要な措置を講じなければならない。 なお、設置者にあつては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日・厚生労働省）」に基づき、個人情報の適正な取扱いに留意すること。
大阪府	□調理員 水 調理業務等を外部に委託する場合は、委託業者の職員をもって栄養士及び調理員を配置しているものとみなすことができる。 □入居者の実態に即し、夜間の介護及び緊急時に対応できる職員体制とし、昼夜を問わず1名以上の職員が常動していること。ただし夜間においては宿直体制を否定するものではない。これによりがたい場合は、知事と協議すること。 □職員の研修及びマニュアル 一 職員研修 職員に対しては、採用時及び採用後において定期的に研修（初任者、人権、身体拘束廃止、虐待防止、感染症対策、食中毒対策、事故対応等）を実施すること。特に、生活相談員及び直接処遇職員については、老人の心身の特性、実施するサービスのあり方及び内容、介護に関する知識及び技術、作業手順等について研修を定期的に行うこと。また、円滑な業務運営に資するため、各職種の役割を理解するとともに、職員間の情報共有及び連携強化を図ること。大阪府等が実施する研修等に職員を参加させるとともに、職員に周知徹底を図ること。外部で開催される研修会等にも、職員を積極的に参加させるよう努めること。 二 マニュアル 施設サービスの質の確保及び向上のため、マニュアル（身体拘束廃止、虐待防止、虐待防止、身体拘束廃止、虐待防止、食中毒対策、事故防止、苦情処理等）を備えるとともに、職員に周知徹底を図ること。
兵庫県	□職員の欠格事由

	(1) 施設長、生活相談員、計画作成担当者、生活支援職員、介護職員は、次のいずれかに該当する者であってはならないこと。 ア 社会福祉士及び介護福祉士法第3条各号 イ 老人福祉法第38条、第39条、第40条、第41条又は第43条の罰則の適用を受けた者 (2) その他の職員にあっては、次のいずれかに該当する者であってはならないこと。 老人福祉法第38条、第39条、第40条、第41条又は第43条の罰則の適用を受けた者
広島県	□衛生管理等 ア 入居者が使用する食器、食堂等の備品その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うこと。 イ 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係法規に準じて行うこと。 ウ 水道法（昭和32年法律第177号）の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講じること。 エ 常に施設内外の生活環境を清潔に保つこと。 オ 感染症が発生し又はまん延しないように、保健所の指導のもとに必要な措置を講じること。 （ア）食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 （イ）特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するため、厚生労働省から発出されている通知等に基づき、適切な措置を講じること。 （ウ）定期的に調理に従事する者の検便を行うこと。 カ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。
長崎県	□衛生管理 イ 入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならないこと。 ① 水道法（昭和32年法律第177号）の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講ずること。 ② 常に施設内外の生活環境を清潔に保つこと。 ロ 当該有料老人ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずよう努めること。 ① 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。

	② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講ずること。 ③ 定期的に、調理に従事する者の検便を行うこと。 ④ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。
--	---

【8. 有料老人ホーム事業の運営】

自治体名	指針規定
北海道	□感染症対策等 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。 (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員等の職員に周知徹底を図ること。 (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 介護職員等の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的の実施すること。 (4) (1)～(3)に掲げるもののほか、社会福祉施設に準じた対応を行うこと。 (5) 定員9名以下の有料老人ホームにあっては、(1)～(4)にかかわらず、次によること。 ア 施設、食器その他の設備又は飲料水について、衛生的な管理に努め、必要な措置を講ずること。 イ 感染症が発生し、まん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めること。
青森県	□非常災害対策 イ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該有料老人ホームの周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入居者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該有料老人ホームの見やすい場所に掲示しておくこと。 ロ 有料老人ホームは、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入居者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入居者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行うこと。 ハ 有料老人ホームは、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。 ニ 有料老人ホームは、非常災害が発生した場合に職員及び入居者が有料老人ホームにおいて当面の避難生活をすることができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その

	他の生活物資の備蓄に努めること。
神奈川県	□管理規程等の制定 次に掲げる施設の管理に関する事項について、公益社団法人全国有料老人ホーム協会が発行している「有料老人ホーム標準管理規程」を参考にして、管理規程を定めると。 また、管理規程を変更する場合には、運営懇談会で意見を求めるとともに、変更する場合の手続を入居契約書に規定すること。 ① 施設の目的及び運営の方針 ② 入居者の定員及び居室数 ③ 組織の体制及び職員の配置状況 ④ 居室や共用設備等の利用に当たっての留意事項 ⑤ 管理費、食費、介護費用等の利用料の詳細 ⑥ サービスの内容及びその費用負担の詳細 ⑦ 業務の全部又は一部を委託する場合の委託内容（施設の警備業務など入居者の処遇と直接関わらない業務を除く） ⑧ 介護を行う場合の基準（介護サービスを提供する場合の内容、料金等） ⑨ 医療を要する場合の対応 ⑩ 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の手続 ⑪ やむなく入居者の金銭等の管理を行う場合の具体的な管理方法、入居者又は身元引受人等への定期的報告等 ⑫ 入居者及びその家族等からの苦情に対する対応 ⑬ 緊急時、非常災害時の対応 ⑭ 運営懇談会の設置・運営 ⑮ その他施設の運営に関する重要事項 □施設運営等に関する評価 サービスの内容、人権への配慮、地域との交流、事故防止対策、組織・職員体制及び職員研修等について、入居者及びその家族並びに職員等に対してアンケート調査等を実施することにより、施設自らが運営状況に関する評価を行うとともに、第三者機関による評価の導入及び結果の公表に努め、常にその改善を図ること。
愛知県	□運営懇談会の設置等 有料老人ホーム事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会を設置し、その運営に当た

	っては、次の事項について配慮すること。ただし、入居定員が少ないなどの理由により、運営懇談会の設置が困難なときは、地域との定期的な交流が確保されていることや、入居者の家族との個別の連絡体制が確保されていることなどの代替となる措置があり、かつ、当該措置が運営懇談会の代替になるものとして入居者への説明を行っている場合にあつては、この限りでない。 イ 運営懇談会は、管理者、職員及び入居者によって構成されること。 ロ 運営懇談会の開催に当たっては、入居者（入居者のうちの要介護者等についてはその身元引受人等）に周知し、必要に応じて参加できるように配慮すること。 ハ 有料老人ホーム事業の運営について外部からの点検が働くよう、職員及び入居者以外の第三者的立場にある学識経験者、民生委員などを加えるよう努めること。 ニ 運営懇談会では、次に掲げる事項を定期的に報告し、説明するとともに、入居者の要望、意見を運営に反映させるよう努めること。 ① 入居者の状況 ② サービス提供の状況 ③ 管理費、食費その他の入居者が設置者に支払う金銭に関する収支等の内容 ホ 運営懇談会を開催した際は、議題とともに、入居者からの意見及び施設が説明した内容等について議事録を作成し、入居者及びその家族等に配布すること。
京都府	□ 駐車場等の確保 入居者、入居者が利用する介護保険サービス事業所等の車両のための駐車場又は一時的な停車場所を敷地内に確保すること。 □ 自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の設置 ア 入居定員が50名以上の施設にあつては、自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）の設置に努めること。ただし、近隣に設置されている場合その他既に設置と同等の措置が講じられていると認められる場合を除く。 イ ＡＥＤを設置した場合は、適正に維持及び管理をするとともに、職員にＡＥＤの取扱いに係る講習等を受講させる等、適切にＡＥＤを利用するための措置を講じること。また、当該地域におけるＡＥＤの設置箇所として位置付け、入居者以外の者も利用ができるよう地域との連携に努めること。
大阪府	□ 介護保険サービス事業所との関係 イ 近隣に設置されている介護保険サービス事業所について、入居者に情報提供すること。 ロ 入居者の介護保険サービスの利用にあつては、設置者及び当該設置者と関係のある事業者など特定の事業者からのサービス提供に限定又は誘導しないこと。 ハ 入居者が希望する介護保険サービスの利用を妨げないこと。 ニ 訪問介護事業所、通所介護事業所等の介護保険サービス事業所が併設している場合は、次のとおりとすること。 ① 各事業所における人員配置、事務スペース、運営、サービスの提供及び書類の保管等が明確に区分されていること。 ② 入居者が安心、安全、快適に生活を営むことができるよう、プライバシーの確保及び感染症対策等を徹底すること。なお、各事業所の玄関については独立して設置する

	ことが望ましい。
兵庫県	□家族との交流、外出の機会の確保、地域との交流 (1) 常に入居者の家族との連携を図り、入居者とその家族との交流等の機会、及び入居者の外出の機会を確保するよう努めること。 (2) 健全なコミュニティを形成するため、ホームとして次のような取組を行うことにより、地域住民またはその自発的な活動等との連携や協力を行う等地域との交流に努めること。 ア 入居者の地域自治会への加入や、ホームとして自治会を組織して地域の連合自治会等へ参加するなどの地域活動等への主体的な取組について積極的に支援を行うこと。 イ 別表5に掲げる地域との交流スペースを設け、地域住民や、子供会、老人クラブ等地域の団体も含めた行事等を実施し、入居者と地域住民等との交流に積極的に取り組むこと。 ウ 入居者及び入居者が自主的に組織するグループ等が行おうとする地域活動等について積極的な支援を行うこと。
大分県	□運営懇談会の設置等 有料老人ホーム事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会を設置し、その運営に当たっては、次の事項について配慮すること。 ① 設置及び構成員 ホームを代表する役職員（設置主体の代表者、施設長等）、職員、入居者、その家族及び身元引受人等により組織する運営懇談会を設けること。また、施設の運営について外部からの点検が働くよう、施設関係者及び入居者以外の第三者的立場にある学識経験者、民生委員などを加えるよう努めること。 ② 開催頻度 運営懇談会は年1回以上、定期的に開催するものとする。ただし、入居者の処遇について重大な影響が生じる恐れがある場合や、利用料等の変更を行う場合は、臨時に運営懇談会を開催すること。 ③ 開催通知 運営懇談会の開催にあたっては、書面により通知を行うこと。 ④ 議題 運営懇談会の議題は下記のとおりとし、入居契約書、管理規程等において規定すること。 ア 定期報告事項 以下の内容を定期的に報告し、入居者の要望、意見を運営に反映させるよう努めること。

	a 入居者の状況 b サービス提供の状況及び管理費、食費の収支等の内容 c 各会計年度の決算内容 d 前払金返済債務の保全状況 e その他各施設で必要と認める事項 イ 上記ア以外 a 利用料等、契約書、管理規程等の改定 b その他各施設で必要と認める事項 ⑤ 議事録の作成及び入居者等への配布 運営懇談会開催後、入居者からの意見及び施設等が説明した内容等について議事録を作成し、入居者、その家族及び身元引受人等に配布すること。
--	---

【9. サービス等】

自治体名	指針規定
青森県	☐給食の運営 イ 給食業務を委託している場合は、委託契約書の中に必要な事項を明記すること。 ロ 給食会議には施設長等関係職員を参加させ、毎月開催すること。 ハ 食事の時間は、家庭生活に近い時間とすること。特に夕食時間については午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。 ニ 嗜好調査、残食調査等を適切に行うとともに、その結果等を栄養士が献立に反映させる等工夫すること。 ホ 献立に変化をつけるとともに、時には特別献立（特別食、行事食）を取り入れること。 ヘ 利用者の食事の前に調理関係者以外の職員による検食を実施し、実施年月日、検食者名、所見等必要事項を記録すること。 ☐入浴の状況 イ 利用者の入浴は、隔日以上頻度で行うこと。 ロ 入浴の準備を行わない日であっても、シャワーが使用できるよう務めること。 ハ 特定施設入居者生活介護の指定を受けずに、個別の入浴介助を行わないこと。
宮城県	☐ 生きがい活動等

	イ 入居者、身元引受人等の要望を考慮し、クラブ活動、運動、娯楽等のレクリエーションを実施すること。 ロ 特にクラブ活動は、入居者の生きがい活動の柱になるもので、積極的に推進し、支援すること。 ハ 地域の行事、地区老人クラブ活動等へ参加できるように配慮すること、地域との交流を確保すること。
神奈川県	□設置者は入居者に対して、契約内容に基づき、次に掲げるサービス等を自ら提供する場合には、それぞれ、その心身の状況に応じ適切なサービスを提供すること。 サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者及びその家族に対してサービスの提供に必要な事項について、理解しやすいように説明すること。また、サービスマニュアル等を策定することにより、サービスの内容を標準化・明確化し、これに基づいて適切なサービスを実施すること。 (1) 食事サービス ア 栄養及び入居者の心身の状況を考慮した食事を、一般の家庭生活に準じた適切な時間に提供すること。 イ 入居者の嗜好調査を実施するなどして、入居者の希望に配慮した献立とするとともに、事前に栄養士による献立表を作成し、入居者の目に触れやすい場所に掲示すること。 ウ 入居者の健康状態並びに咀嚼能力及び摂取能力等に応じた食事（半粥・全粥、刻み食、ミキサー食等）を提供すること。 エ 糖尿病等により治療食の提供が必要な入居者に対しては、医師や栄養士の指導により治療食を提供すること。 オ 要介護者等についても、可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援すること。 ただし、食堂において食事を摂ることが困難な入居者に対しては、居室において食事提供するなど必要な配慮を行うこと。
岐阜県	□成年後見制度の周知 入居者及びその家族に対して、成年後見制度及び市町村又は社会福祉協議会等が行っている高齢者の財産保全に関する支援措置等の周知に努めること。 □サービスの向上 職員による会議を定期的に開催し、入居者の個々のサービス内容の検証及び向上に努めるとともに、サービスの提供を通じて、入居者の介護予防及び要支援・要介護状態の改善又は進行防止を図ること。
大阪府	□設置者は、より質の高いサービスの提供を図るため、自ら行うサービスの質の評価を行うこと。また、外部のサービス第三者評価の受審に努めること。 □食事サービス イ 厚生労働省が定める食事摂取基準を踏まえて高齢者に適した食事を提供すること。 ロ 入居者の嗜好調査を実施するなどして、入居者の希望に配慮した献立に努めるとともに、栄養士による献立表を作成すること。 ハ 治療食の提供が必要な入居者に対しては、医師や栄養士の指導により治療食の提供又は支援に努めること。 ニ 入居者の健康状態並びに咀嚼能力及び摂取能力等に応じた食事を提供すること。

	水 要介護者等について、可能な限り離床して、食堂で食事ができるよう支援すること。ただし、食堂において食事をすることが困難であるなど、入居者の希望に応じて、居室において食事を提供するなど必要な配慮を行うこと。
熊本県	□食事サービス (7) 高齢者に適した食事を提供すること。 (イ) 栄養士による献立表を作成すること。 (ウ) 食堂において食事をすることが困難である場合などにあつては、入居者の希望に応じて、居室において食事を提供するなど必要な配慮を行うこと。 (エ) 県内で生産された農林水産物及びこれらを加工したものが使用された食事を提供するように努めること。 (オ) 地域の特色を生かした食事の提供その他の食育を推進する取組みを行うよう努めること。

【10. 事業収支計画】

自治体名	指針規定
兵庫県	□開設後の経営 (1) 流動性、収益性、安定性、資金関係等の観点から単年度の財務内容が適正であること。 (2) 単年度の財務諸表が、資金収支計画、損益計画と比較して乖離がある場合には、その原因を解明し、必要な措置を講ずること。 (3) 事業収支計画は、少なくとも3年毎に見直すこと。 (4) 余剰金は適切に留保すること。 (5) 資金を運用する際は、安全確実な方法を選択すること。特に、一時金の返還債務相当額については、元本が保証されており、制度的にも保証制度が存在する方法を選択すること。

【11. 利用料等】

自治体名	指針規定
埼玉県	□前払い方式（終身にわたって受領すべき家賃又はサービス費用の全部又は一部を前払金として一括して受領する方式）によって入居者が支払を行う場合にあっては、次の各号に掲げる基準によること。 五 前払金の算定根拠とした想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額については、具体的な根拠により算出された額とすること。 また、想定居住期間内に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合には、当該受領した額を返還すること。

東京都	☐家賃（賃貸借契約以外の契約で受領する利用料のうち、部屋代に係る部分を含む。） ア 当該有料老人ホームの整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定したものと、近傍同種の住宅の家賃から算定される額を大幅に上回るものでないこと。 イ 家賃は、原則として入居した日から発生するものであるが、設置者若しくは入居者の事情又は設置者及び入居者双方のいずれの責めにもよらない事情により、入居日が当初の予定から変更することがありうることから、次の通り対応するよう努めること。 (7) 入居契約締結時に設置者及び入居者（以下「契約当事者」という。）双方合意の上で「入居予定日」を定め、契約当事者双方合意によりこれを事後変更できるようにしておくこと。 (イ) 合意なく入居を延期した場合の取扱いについて契約書に規定するとともに、設置者は入居契約締結時にその内容を説明すること。 なお、当該規定は老人福祉法第 29 条第 8 項の規定に違反する内容としてはならない。
神奈川県	☐前払い方式による利用料等の支払 オ 前払金として、入居日から 3 月経過後に返還の対象とならない「想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する家賃相当額」を具体的な算出根拠に基づき受領する場合は、前払い方式に加えて月払い方式を設定し、入居希望者がいずれかの方式を選択できるようにするとともに、入居契約を締結する前に、それぞれの支払い方式の特徴を明確に説明し、説明を行った者と説明を聞いた者の双方が重要事項説明書に署名を行なうこと。 キ 想定居住期間が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合は、契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日以降の期間につき日割計算により算出した金額を返還する旨の契約を締結しなければならない。 ただし、入居者の入居後、3 月が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合は、月額を 30 で除した額に、入居の日から起算して契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日までの日数を乗ずる方法により算出した金額を、前払金の額から控除した額に相当する金額を返還しなければならない。 この場合、入居日数に応じた費用及び居室の原状回復のための費用を徴収することは差し支えない。 ク キにより返還すべき事由が生じたときは、3 月以内程度の適切な返還期限を定め、前払金の返還を確実に行うこと。 ☐ その他 ア 設置者は、事務手数料等を入居時初期費用と称して受領することはできない。 イ 設置者は、入居契約前に入居契約を前提として申込金を受領することができる。ただし、申込金は入居契約締結に伴う前払金又は月額利用料に充当されるものとす。したがって、入居契約に至らなかった場合は全額返還すること。このことについて、入居希望者に的確に説明するとともに、書面により明確に提示すること。
三重県	☐食費は、1 食あたりの単価を明示し、喫食の実績に応じて精算すること。 ホ 介護付有料老人ホームにおいて、手厚い職員体制又は個別的な選択による介護サービスとして介護保険外に別途費用を受領できる場合は、「特定施設入居者生活介護

	事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について」（平成 12 年 3 月 30 日付け老企第 52 号厚生省老人保健福祉局長企画課長通知）の規定によるものに限られていることに留意すること。
広島県	□前払い方式（終身にわたって受領すべき家賃又はサービス費用の全部又は一部を前払金として一括して受領する方式）によって入居者が支払を行う場合にあっては、次の各号に掲げる基準によること。 イ 老人福祉法第 29 条第 7 項の規定に基づき、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」（平成 18 年厚生労働省告示第 266 号）に規定する次に掲げる必要な保全措置を講じなければならないこと。なお、平成 18 年 3 月 31 日までに届出がされた有料老人ホームについては、平成 30 年 4 月 1 日から 3 年間は保全措置の法的義務付けの経過期間となっているが、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、適切な保全措置を講じるよう努めること。 （ア）銀行等による保全金額に相当する部分の連帯保証 （イ）返還債務の不履行により入居者に生じた損害のうち、保全金額に相当する部分を保険事業者がうめめることを約する保証保険 （ウ）信託業務を営む金融機関との間において、保全金額について、一時金等を支払った入居者を受益者とする信託契約 （エ）民法第 34 条により設立された法人との間の保全のための契約で a から c に準ずるものとして知事が認めるもの

【12. 契約内容等】

自治体名	指針規定
岩手県	□財産保全制度の説明 契約に際して、成年後見制度等の財産保全制度や市町村、社会福祉協議会等の行う高齢者の財産を保全する事業等の財産保全に関する制度、事業の説明を行うこと。
東京都	□事故発生時の対応 有料老人ホームにおいて事故が発生した場合にあっては、設置者は次の措置を講じること。 ア 入居者の家族、身元引受人等の関係者に速やかに連絡を行うこと。 イ 次のいずれかに該当する事故については、設置者の責任の有無に関わらず、都に対して事故報告を行うこと。 （7）次のいずれかに該当する死亡等重大な事故が発生した場合 ① 死亡に至った事故（看取り期にある場合や、病気が主たる原因であることが明らかな場合を除く。） ② 死亡に至る危険性の高い事故（溺水、窒息、異物誤食・誤飲、認知症による施設外所在不明、自殺未遂など） ③ 日常生活動作の大幅な低下や多大な経済的損失等、入居者の生活に重大な影響が生じた事故

	④ 高齢者虐待防止法に定める高齢者虐待にあたる行為がなされたと認められた場合又は疑われた場合 (イ) 食中毒や感染症が発生した場合であって、入居者の10名以上若しくは半数以上(疑い含む。)に発生した場合又は死亡者若しくは重篤患者が1週間に2名以上発生した場合 (ロ) その他施設運営に係る重大な事故(犯罪行為に起因する可能性があるもの、施設での火災、入居者の生活に重大な影響が生じた自然災害、重大な法令違反など)が発生した場合 ウ 上記イ(7)④に該当する場合は、高齢者虐待防止法第21条の規定に基づき、施設所在地の区市町村に通報すること。 エ 上記イ(イ)に該当する場合は、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成17年2月22日付老発第0222001号厚生労働省老健局長等通知)に基づき、区市町村及び所管の保健所へも速やかに報告するとともに、保健所の指導に従うこと。 オ 上記のほか、特定施設入居者生活介護等の指定を受けた有料老人ホームについては、施設所在地の区市町村及び当該入居者の保険者の定めるところにより、基準条例及び予防基準条例に基づき、区市町村へ事故報告を行うこと。 カ 事故の状況及び事故に際して採った措置について記録し、保管すること。 キ 入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、入居者に対しての損害賠償を速やかに行うものとする。
神奈川県	□入居契約締結後に、入居契約書の共通事項を変更する場合には、事前に運営懇談会で意見を求めること。 □契約内容 ア 入居契約書においては、公益社団法人全国有料老人ホーム協会が発行している「有料老人ホーム標準入居契約書」を参考にして、次に掲げる事項等を明示すること。 ① 有料老人ホームの類型及び表示事項 ② 利用料等の費用負担の額、支払い方法及び改定ルール並びにこれによって提供されるサービス等の内容 ③ 業務の全部又は一部を委託する場合の委託先及び委託内容(施設の警備業務など入居者の処遇と直接関与しない業務を除く) ④ 前払金の返還金の有無、返還金の算定方式及びその支払時期並びに前払金の保全措置の内容 ⑤ 入居開始可能日 ⑥ 身元引受人等の権利・義務 ⑦ 契約当事者の追加 ⑧ 契約解除の要件及びその場合の手続 ⑨ 入居者を一時介護室においてサービスを提供する場合、現在の居室から他の居室若しくは提携有料老人ホームに住み替える場合の手続 ⑩ 入居者及びその家族等からの苦情に対する対応

	① 運営懇談会の設置及び審議事項 ② 管理規程で定める事項及び管理規程を変更する場合の手続 イ 介護サービスを提供する場合にあつては、心身の状態等に応じて介護サービスが提供される場所、介護サービスの内容、頻度及び費用負担等を入居契約書又は管理規程上明確にしておくこと。 ウ 利用料等の改定のルールを入居契約書において明かにしておくとともに、利用料等の改定に当たっては、その根拠を入居者に明確にして同意を得ること。 エ 入居契約書に入居者、設置者双方の契約解除条件を定めるものとし、設置者の契約解除の条件については、信頼関係を著しく害するような場合、又は設置者が相当の努力をしてもそれを防ぐことができない場合に限るなど、入居者の権利を不当に狭めるものとなっていないこと。また、解除する場合の手続を併せて入居契約書に規定すること。 (7) 設置者の契約解除の条件は、原則として次の事由のいずれかに該当し、かつそのことが契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に限定すること。 ① 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき ② 月額の利用料その他の支払いを正当な理由なく一定期間以上連続して遅滞するとき ③ 施設の利用において入居者に禁止又は制限をしている規定に違反し是正しないとき ④ 入居者の行動が他の入居者に危害を及ぼすおそれがあり、かつ入居者に対する通常の介護方法等ではこれを防止することができないとき (4) 設置者の契約解除の手続は、原則として次によること。 ① 契約解除の通告に 90 日程度の十分な予告期間をおくこと。 ② 契約解除の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設けること。 ③ 契約解除通告の予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には、入居者や身元引受人等と協議し、移転先の確保に協力すること。 ④ (7)④の事由により契約を解除する場合には、加えて主治医等の意見を聴くとともに、一定の観察期間を設けること。 (7) 入居者からの契約解除の条件に予告期間を設ける場合は、長くとも 30 日程度とすること。
大阪府	□契約内容 一 入居契約書において、有料老人ホームの類型（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていないものに限る。）、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、その旨、利用料等の費用負担の額及びこれによって提供されるサービス等の内容、入居開始可能日、家族又は身元引受人等の権利・義務、契約当事者の追加、契約解除の要件及びその場合の対応、前払金の返還金の有無、返還金の算定方式及びその支払時期等が明示されていること。 二 介護サービスを提供する場合にあつては、心身の状態等に応じて介護サービスが提供される場所、介護サービスの内容（看取り介護を含む。）、頻度及び費用負担等を

	入居契約書及び重要事項説明書又は管理規程上明確にしておくこと。なお、看取り介護を実施する場合は、入居者及び家族等に丁寧に説明・相談のうえ、看取り介護方法の方針を決定し、定期的にその方針等を確認すること。
兵庫県	□契約締結に関する手続き等 (2) 契約に際して、家族、保証人、身元引受人が立ち会うよう努めること。家族等の立ち会わない場合には、第三者が立ち会うことが望ましいこと。 □契約内容 (1) 入居契約書において、有料老人ホームの類型（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていないものに限る。）、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、その旨、利用料等の費用負担の額及びこれによって提供されるサービス等の内容、入居開始可能日、身元引受人の権利・義務、契約当事者の追加、契約解除の要件及びその場合の対応、前払金の返還金の有無、返還金の算定方法及びその支払い時期等が明示されていること。 この場合の入居契約書は、日本工業規格 Z8305 に規定する 12 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用い、高齢者にわかりやすい表示をするとともに、専門用語や外来語には説明を付けること。 (8) 有料老人ホームが入居者との契約において、自ら提供することを約した介護サービス、医療サービス等を他の事業者・施設に委ねてはならないこと。 他の事業者・施設のサービスを利用させる場合には、重要事項説明書、入居契約書及び管理規程に明記すること。

【13. 情報開示】

自治体名	指針規定
千葉県	□有料老人ホームに係る入居者等への情報開示 次に掲げる事項については、入居希望者が有料老人ホームの利用選択を行う際の判断の重要な要素となり、入居者の権利保護を図るうえで不可欠であると考えられることから、その求めの有無に関わらず自主的に入居希望者等に対し公開するとともに、一般に閲覧できる状態にしておくこと。千葉県においては本指針への適合性の有無等につき、特定の事業者の事業活動上の利益を不当に侵害しないことに配慮しながら、積極的に県民等へ情報提供を行うこととしている。 ー 「千葉県有料老人ホーム設置に係る事前協議等実施要綱」に基づく事前協議を行った場合は、その結果 二 老人福祉法の規定に基づき実施される立入検査の指導の状況等
東京都	□第三者評価 都の福祉サービス第三者評価を受審することにより、自己の提供するサービスについての客観的認識を深め、その評価結果を踏まえて、利用者本位のサービスが提供できるよう努めること（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを除く。）。
長野県	□長野県福祉サービス第三者評価事業制度への対応

	サービスの質の向上とサービス選択に関する情報提供を促進する観点から「長野県福祉サービス第三者評価」の定期的な受審に努めること。
三重県	☐ 情報の公表 三重県知事は、老人福祉法第 29 条第 10 項の規定に基づき、原則、報告された有料老人ホームの情報を公表する。
兵庫県	☐ 自己評価及び第三者評価 「介護保険サービス自己評価基準」（公益社団法人全国有料老人ホーム協会作成）における介護保険施設の評価基準等を参考に自己評価を行うとともに、第三者評価を受け、その結果を入居者、入居希望者等に情報提供するよう努めること。
岡山県	☐ 掲示 設置者は、当該有料老人ホームの見やすい場所に、管理規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

○厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置

(平成十八年三月三十一日)

(厚生労働省告示第二百六十六号)

老人福祉法施行規則(昭和三十八年厚生省令第二十八号)第一条の十三及び第二十条の十の規定に基づき、厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。ただし、会社法(平成十七年法律第八十六号)の施行の日までの間は、第一号ハ中「会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第四号」とあるのは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)第八条第三項」とする。

厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置

一 老人福祉法施行規則(昭和三十八年厚生省令第二十八号)第一条の十三の厚生労働大臣が定める措置は次に掲げるいずれかの措置とする。

イ 銀行、信託会社、信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合で出資の総額が五千万円以上であるもの、労働金庫又は宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第四十一条第一項第一号の国土交通大臣が指定する者(以下「銀行等」という。)との間において、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者が前払金(老人福祉法施行規則第一条の十三に規定する前払金をいう。以下この号において同じ。)の返還債務を負うこととなった場合において当該銀行等がその債務のうち保全金額(前払金のうち、あらかじめ契約で定めた予定償却期間のうち残存する期間に係る額又は五百万円のいずれか低い方の金額以上の金額をいう。以下この号において同じ。)に相当する部分を連帯して保証することを委託する契約を締結すること。

ロ 保険事業者(保険業法(平成七年法律第五号)第三条第一項又は第百八十五条第一項の免許を受けて保険業を行う者をいう。以下同じ。)との間において、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者が受領した前払金の返還債務の不履行により当該認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居の入居者に生じた損害のうち当該返還債務の不履行に係る保全金額に相当する部分を当該保険事業者がうめることを約する保証保険契約を締結すること。

ハ 信託会社等(信託会社及び信託業務を営む金融機関をいう。以下同じ。)との間において、保全金額につき前払金を支払った入居者を受益者とする信託契約(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第六条の規定により元本補てんの契約をしたもの又は信託契約により保全金額に相当する部分が保全されるものに限る。以下同じ。)を締結すること。

二 一般社団法人又は一般財団法人で高齢者の福祉の増進に寄与することを目的として設立されたものとの間において、前払金について認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者が返還債務を負うこととなる場合に備えた保全のための契約を締結することであって、イから二までに掲げる措置に準ずるものとして都道府県知事が認めるもの。

二 老人福祉法施行規則第二十条の十の厚生労働大臣が定める措置は次に掲げるいずれかの措置とする。

イ 銀行等との間において、有料老人ホームの設置者が一時金(老人福祉法施行規則第二十条の五第八号に規定

する一時金をいう。以下同じ。)の返還債務を負うこととなった場合において当該銀行等がその債務のうち保全金額(一時金のうち、あらかじめ契約で定めた予定償却期間のうち残存する期間に係る額又は五百万円のいずれか低い方の金額以上の金額をいう。以下この号において同じ。)に相当する部分を連帯して保証することを委託する契約を締結すること。

ロ 保険事業者との間において、有料老人ホームの設置者が受領した一時金の返還債務の不履行により当該有料老人ホームの入居者に生じた損害のうち当該返還債務の不履行に係る保全金額に相当する部分を当該保険事業者がうめることを約する保証保険契約を締結すること。

ハ 信託会社等との間において、保全金額につき一時金を支払った入居者を受益者とする信託契約を締結すること。

ニ 一般社団法人又は一般財団法人で高齢者の福祉の増進に寄与することを目的として設立されたものとの間において、一時金について有料老人ホームの設置者が返還債務を負うこととなる場合に備えた保全のための契約を締結することであって、イからニまでに掲げる措置に準ずるものとして都道府県知事が認めるもの。

改正文 (平成一九年九月二七日厚生労働省告示第三〇六号) 抄

平成十九年九月三十日から適用する。

改正文 (平成二〇年十一月二八日厚生労働省告示第五三二号) 抄

平成二十年十二月一日から適用する。

改正文 (平成二二年一月二八日厚生労働省告示第四三二号) 抄

平成二十三年一月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に締結されたこの告示による改正前の同告示第一号ロ及び第二号ロの規定による契約については、当該契約を締結した認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者の親会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第四号に規定する親会社をいう。以下同じ。)又は有料老人ホームの設置者の親会社に一以上の適格格付機関(銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成十八年金融庁告示第十九号)第一条第十四号に規定する適格格付機関をいう。)により法人等向けエクスポージャーの信用リスク区分四―一及び四―二の格付(銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分(平成十九年金融庁告示第二十八号)第三条第四号に規定する法人等向けエクスポージャーの信用リスク区分四―一及び四―二の格付をいう。)が付与されている場合は、この告示による改正後の同告示第一号ロ及び第二号ロの規定による契約とみなす。

(平二四厚労告一四七・一部改正)

改正文 (平成二四年三月二三日厚生労働省告示第一四七号) 抄

第一(厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置第一号イの改正規定を除く。)の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。ただし、同日において現にこの告示による改正前の同告示第一号ロ又は第二号ロの規定による契約を締結している認知症対応型共同生活援助事業を行う者又は有料老人ホームの設置者については、同日において現に受領している前払金(同令第一条の十三に規定する前払金をいう。)又は一時金(同令第二十条の五第八号に規定する一時金をいう。)の保全措置に関する限りにおいて、同告示第一号ロ及び第二号ロの規定はなおその効力を有するものとし、この場合において、同告示第一号中「いずれかの措置」と

あるのは「いずれかの措置又は厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置及び厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置の一部を改正する件の一部を改正する件(平成二十四年厚生労働省告示第百四十七号)によりなおその効力を有するものとされた厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置第一号口に掲げる措置」と、同告示第二号中「いずれかの措置」とあるのは「いずれかの措置又は厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置及び厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置の一部を改正する件の一部を改正する件(平成二十四年厚生労働省告示第百四十七号)によりなおその効力を有するものとされた厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置第二号口に掲げる措置」と読み替えるものとする。

消費者が事業者と契約をするとき、両者の間には持っている情報の質・量や交渉力に格差がある。このような状況を踏まえて消費者の利益を守るため、平成13年4月1日に消費者契約法が施行された。

同法は、消費者契約について、不当な勧誘による契約の取消しと不当な契約条項の無効等を規定している。また、平成18年の法改正により消費者団体訴訟制度が導入され、平成19年6月より運用されており、平成20年の法改正では、消費者団体訴訟制度の対象が景品表示法と特定商取引法に、平成25年の法改正では、食品表示法に拡大された。

その後、平成28年、30年には、取り消しうる不当な勧誘行為の追加、無効となる不当な契約条項の追加等の民事ルールの改正が行われた。

※＜平成28年改正（2017年6月3日施行）＞

- ・全ての消費者取引に過量契約取消権の導入（4条第4項）
- ・不実告知取消権の重要事項に危険性の判断等を追加（4条第5項）
- ・誤認による取消では現存利益の範囲内で原状回復とする（6条の2）
- ・誤認による取消権の時効期間を1年に延長（7条）
- ・消費者の解除権を放棄する契約条項の無効（8条の2）
- ・消費者の不作为をもって契約の申込と扱う契約条項の無効（10条）

※＜平成30年改正（2019年6月15日施行）＞

取消権が追加される困惑類型

- ・願望の実現に抱く過大な不安をあおる告知（4条第3項第3号）
- ・恋愛感情等の好意の感情に乗じた人間関係の濫用（4条第3項第4号）
- ・加齢又は心身の故障による判断力の低下を利用した不安をあおる告知（4条第3項第5号）
- ・靈感等合理的に実証することが困難な特別な能力による知見を用いた告知（4条第3項第6号）
- ・契約締結前に債務の内容を実施し、原状回復を困難にすること（4条第3項第7号）
- ・契約締結前に事業活動が特に実施したものである旨及び損失の補償を請求（4条第3項第8号）
- ・不利益事実の不告知（4条第2項）について要件緩和（故意の要件について、重過失を追加）

無効となる不当な契約条項として追加されるもの

- ・事業者が自分の責任を自ら決める条項（8条及び第8条の2の各号の改正）
- ・消費者の後見開始等を理由とする解除条項（8条の3）

事業者の努力義務として追加されるもの

- ・明確で平易な契約条項作成と適合性原則（3条第1項）

＜経緯＞

平成28年改正

- ・過量契約の取消権
- ・消費者の解除権を放棄させる条項の無効 等

【衆・参消費者特委 附帯決議】
今後の検討課題について
必要な措置を講ずる旨

消費者
委員会
答申
(29年8月)

平成30年改正

消費者と事業者の交渉力等の格差に鑑み、
消費者契約に関する被害事例等を踏まえ対応

取り消しうる不当な勧誘行為の追加等

① 社会生活上の経験不足の不当な利用

(1) 不安をあおる告知

例：就活中の学生の不安を知りつつ、「このままでは一生成功しない、この就職セミナーが必要」と告げて勧誘

(2) 恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用

例：消費者の恋愛感情を知りつつ、「契約してくれないと関係を続けられない」と告げて勧誘

② 加齢等による判断力の低下の不当な利用(※)

例：認知症で判断力が著しく低下した消費者の不安を知りつつ「この食品を買って食べなければ、今の健康は維持できない」と告げて勧誘

③ 霊感等による知見を用いた告知(※)

例：「私は霊が見える。あなたには悪霊が憑いておりそのままでは病状が悪化する。この数珠を買えば悪霊が去る」と告げて勧誘

④ 契約締結前に債務の内容を実施等

例：注文を受ける前に、消費者が必要な寸法にさお竹を切断し、代金を請求

⑤ 不利益事実の不告知の要件緩和

例：「日照良好」と説明しつつ、隣地にマンションが建つことを故意に告げず、マンションを販売
→ 故意要件に重過失を追加

無効となる不当な契約条項の追加等

※衆議院において追加された規定

① 消費者の後見等を理由とする解除条項

例：「賃借人（消費者）が成年被後見人になった場合、直ちに、賃貸人（事業者）は契約を解除できる」

② 事業者が自分の責任を自ら決める条項

例：「当社が過失のあることを認めた場合に限り、当社は損害賠償責任を負う」

事業者の努力義務の明示

① 条項の作成：解釈に疑義が生じない明確なもので平易なものになるよう配慮

② 情報の提供：個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で必要な情報を提供

○施行期日は、公布日から起算して1年を経過した日
(平成31年6月15日)

○消費者契約法（直近改正：平成30年6月15日法律第54号）

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合等について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとするとともに、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とするほか、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができることとするにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。

2 この法律（第四十三条第二項第二号を除く。）において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

3 この法律において「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいう。

4 この法律において「適格消費者団体」とは、不特定かつ多数の消費者の利益のためにこの法律の規定による差止請求権を行使するのに必要な適格性を有する法人である消費者団体（消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第八条の消

費者団体をいう。以下同じ。)として第十三条の定めるところにより内閣総理大臣の認定を受けた者をいう。

(事業者及び消費者の努力)

第三条 事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮するとともに、消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供するように努めなければならない。

2 消費者は、消費者契約を締結するに際しては、事業者から提供された情報を活用し、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容について理解するように努めるものとする。

第二章 消費者契約

第一節 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し

(消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

第四条 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 重要事項について事実と異なることを告げること。 当該告げられた内容が事実であるとの誤認

二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。 当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認

2 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実(当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。)を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。

3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 当該事業者に対し、当該消費者が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。

二 当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないこと。

4 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの分量、回数又は期間(以下この項において「分量等」という。)が当該消費者にとっての通常分量等(消費者契約の目的となるものの内容及び取引条件並びに事業者がその締結について勧誘をする際の消費者の生活の状況及びこれについての当該消費者の認識に照らして当該消費者契約の目的となるものの分量等として通常想定される分量等をいう。以下この項において同じ。)を著しく超えるものであることを知っていた場合において、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。事業者が消費者契約の締結について

勧誘をするに際し、消費者が既に当該消費者契約の目的となるものと同種のものを目的とする消費者契約（以下この項において「同種契約」という。）を締結し、当該同種契約の目的となるものの分量等と当該消費者契約の目的となるものの分量等とを合算した分量等が当該消費者にとっての通常の分量等を著しく超えるものであることを知っていた場合において、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときも、同様とする。

5 第一項第一号及び第二項の「重要事項」とは、消費者契約に係る次に掲げる事項（同項の場合にあっては、第三号に掲げるものを除く。）をいう。

一 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容であつて、消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの

二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件であつて、消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの

三 前二号に掲げるもののほか、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情

6 第一項から第四項までの規定による消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しは、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

（媒介の委託を受けた第三者及び代理人）

第五条 前条の規定は、事業者が第三者に対し、当該事業者と消費者との間における消費者契約の締結について媒介をすることの委託（以下この項において単に「委託」という。）をし、当該委託を受けた第三者（その第三者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下「受託者等」という。）が消費者に対して同条第一項から第四項までに規定する行為をした場合について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「当該事業者」とあるのは、「当該事業者又は次条第一項に規定する受託者等」と読み替えるものとする。

2 消費者契約の締結に係る消費者の代理人（復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。）を含む。以下同じ。）、事業者の代理人及び受託者等の代理人は、前条第一項から第四項まで（前項において準用する場合を含む。次条及び第七条において同じ。）の規定の適用については、それぞれ消費者、事業者及び受託者等とみなす。

（解釈規定）

第六条 第四条第一項から第四項までの規定は、これらの項に規定する消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に対する民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十六条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

（取消権の行使期間等）

第七条 第四条第一項から第四項までの規定による取消権は、追認をすることができる時から一年間行わないときは、時効によって消滅する。当該消費者契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

2 会社法（平成十七年法律第八十六号）その他の法律により詐欺又は強迫を理由として取消しをすることができないものとされている株式若しくは出資の引受け又は基金の拠出が消費者契約としてされた場合には、当該株式若しくは出資の引受け又は基金の拠出に係る意思表示については、第四条第一項から第四項までの規定によりその取消しをすることができない。

第二節 消費者契約の条項の無効

(事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効)

第八条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

- 一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
- 二 事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項
- 三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
- 四 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項
- 五 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき（当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。次項において同じ。）に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項

2 前項第五号に掲げる条項については、次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。

- 一 当該消費者契約において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該事業者が瑕疵のない物をもってこれに代える責任又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合
- 二 当該消費者と当該事業者の委託を受けた他の事業者との間の契約又は当該事業者と他の事業者との間の当該消費者のためにする契約で、当該消費者契約の締結に先立って又はこれと同時に締結されたものにおいて、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該他の事業者が、当該瑕疵により当該消費者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を負い、瑕疵のない物をもってこれに代える責任を負い、又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合

(消費者の解除権を放棄させる条項の無効)

第八条の二 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

- 一 事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項
- 二 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があること（当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があること）により生じた消費者の解除権を放棄させる条項

(消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効)

第九条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

- 一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分
- 二 当該消費者契約に基づき支払うべき金銭の全部又は一部を消費者が支払期日（支払回数が二以上である場合には、それぞれの支払期日。以下この号において同じ。）までに支払わない場合における損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、支払期日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該支払期日に支払うべき額から当該支払期日に支払うべき額のうち既に支払われた額を控除した額に年十

四・六パーセントの割合を乗じて計算した額を超えるもの 当該超える部分

(消費者の利益を一方的に害する条項の無効)

第十条 消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

第三節 補則

(他の法律の適用)

第十一条 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し及び消費者契約の条項の効力については、この法律の規定によるほか、民法及び商法（明治三十二年法律第四十八号）の規定による。

2 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し及び消費者契約の条項の効力について民法及び商法以外の他の法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(以下、略)

1. 有老協のサービス第三者評価事業とは

【事業実施の背景】

平成12年以前に多くの自治体が実施していた福祉サービス第三者評価は、介護保険制度施行により「介護サービス情報公表制度」に収められました。しかし、同制度はサービスの質を測るものではないことから、本協会は平成13年に厚生労働省の補助金を得て事業スキームを構築、以後、会員サービスの一環として第三者評価事業に取り組んでいます。

平成25年度、本協会が内閣府の公益社団法人に移行したことを機に、登録評価機関を入れで選定するなど事業内容を大きく見直しました。

【事業目的】

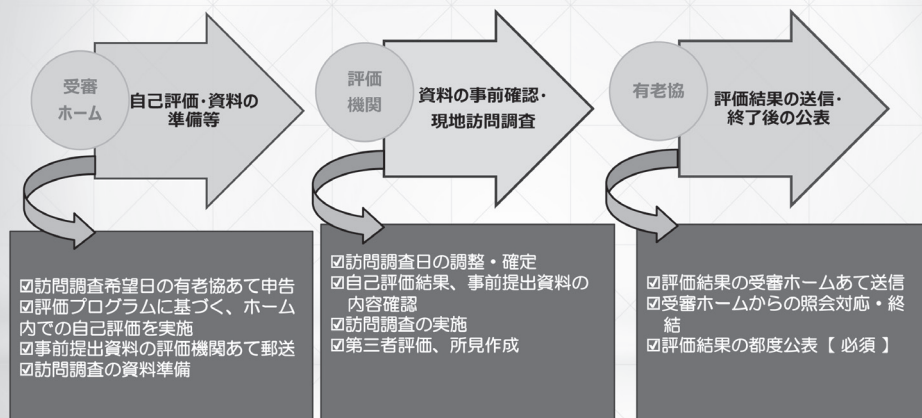
有料老人ホーム等の高齢者向け住まい事業者には、自立者、要支援者、要介護者等、様々な状態の入居者に対し、日々の生活支援から介護までのサービス提供について、常に自らの質の向上を図ることが求められます。

他方で、平成12年度の介護保険制度施行を機に、有料老人ホームにおける介護サービスの一部は、“特定施設入居者生活介護”事業に位置づけられ、また平成18年度には“介護予防特定施設入居者生活介護”及び“地域密着型特定施設入居者生活介護”事業が創設されました。ただし同年には地方公共団体がこれら特定施設事業の指定を拒否できる総量規制が開始されたことから、有料老人ホームの類型上では、こうした介護付ホームは相対的に減少しています。

有料老人ホームが提供する各種サービスは、実際にサービスを受けてみなければ質の良否が見極めにくいことから、入居者が自分に合ったホームを選択する上で、サービスの質や内容を第三者が評価した情報の公開が不可欠です。

本協会が実施するサービス評価事業は、会員事業者が提供するサービスの現状を第三者評価機関が適正に評価することによって、サービスの質の確保・向上を図り、ひいては入居希望者の選択に資することを目的としています。

2. 事業内容 (1) 事業スキーム



(2) 評価プログラムの理解 (参考例：Ver6.4)

評価プログラムの理念

①個人意思の尊重

すべて入居者は、個人としての尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしいサービスを保障される権利を有すること

②自立支援

介護を含むすべてのサービスが、入居者の自立支援という観点で提供されること。また、自己決定のできない入居者に対しては、家族等の連携のもとで適切なサービスが提供されること

③サービスの質の向上

入居者への個別対応の方法を常に検討し、さらにサービス全体の質を高めるための努力が行われていること。また、入居者と社会との関わりについて、十分な配慮が行われること

評価スケールの構成

全体構成【7群】

評価項目【108項目】

評価のポイント

全体構成	評価項目
1. 事業主体の経営姿勢	21項目
2. ホームの運営方針	30項目
3. 建物・設備	7項目
4. 生活サービス	6項目
5. 食事サービス	7項目
6. ケアマネジメント	15項目
7. ケアサービス	22項目

(3)自己評価と事前確認

a.ホームの自己評価実施

ホームで毎日行われているサービス



①評価項目ごとにチェックします(A・B・C・非該当)。

②その際、「評価のポイント」を参考にしてください。

③自己評価結果を評価シートに入力します。

★各評価項目について、A・B・Cの評価水準を設定しています。

例) 有料老人ホーム事業者に求められる関係法令・規範等を遵守すべく、どのような取り組みを行っていますか。

A 遵守すべき法令・規範・倫理等を盛り込んだ自主行動基準を策定し、必要な職員研修を実施している。

B 法令・規範・倫理遵守等をテーマにした職員研修を行い、職員に啓発している。

C 上記の取り組みを行っていない。

＜評価のポイント＞【B】スケールを、法令等遵守又は本協会が考える基本水準としており、これを満たした上でさらに優れた取り組みと認められる場合を【A】スケールに設定しています。ただし、第三者機関の評価に際し、Aスケールで定義づけられた取り組みと異なる独自の取り組みが行われている場合は、評価機関が判断することとなります。また【C】スケールは、Bの水準を満たしていない場合になります。

b.評価機関への書類提出



④自己評価結果を入力した「評価シート」を担当する評価機関に電子メールで送信します。(現地調査日の2週間前まで)

⑤これに合わせてホームの「入居契約書」「重要事項説明書」「管理規程」「パンフレット」の4種類の資料を、評価機関に郵送します。

c.評価機関での書類確認

d.現地調査の実施



⑥自己評価結果と事前提出書類に基づき、登録評価者が2名でホームを訪問し、第三者評価を実施します。

⑦調査は朝から昼食をはさみ、概ね夕方まで行われます。

⑧この調査においては、ホームが評価項目ごとになぜその自己評価結果となったのか等、資料に基づく説明が必要となります。(事前準備)

e.評価結果・所見の作成



⑨現地調査後、評価機関内で最終的な第三者評価が行われます。

⑩評価結果と評価所見が作成され、本協会に送信されます。

⑪本協会はファイル受信後、受審ホームの担当者あてに送信します。

f.受審ホームの対応

⑫評価シートに、第三者評価結果に対する所見を記入し、本協会にファイルを送信します。

⑬評価結果に問題があると思われる場合は、疑義照会を行い、本協会が評価機関と調整します。

⑭受審ホームに費用の負担がある場合、⑩の評価終了後にご請求を行います。

⑮評価結果については、本協会HPにて公表します。

H28年度HP公表例

【都道府県順・ホーム名五十音順】				
ホーム名	ホーム類型	データ公表	都道府県 (市町村)	法人名
	介護付	●	北海道	札幌市
	介護付	●	宮城県	仙台市
	介護付	●	埼玉県	ふじのくに

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができる良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅等の登録制度を設けるとともに、良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進するための措置を講じ、併せて高齢者に適した良好な居住環境が確保され高齢者が安定的に居住することができる賃貸住宅について終身建物賃貸借制度を設ける等の措置を講ずることにより、高齢者の居住の安定の確保を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、高齢者の居住の安定の確保を図るため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県高齢者居住安定確保計画等

(基本方針)

第三条 国土交通大臣及び厚生労働大臣は、高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標の設定に関する事項
- 二 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する基本的な事項
- 三 高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する基本的な事項
- 四 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進に関する基本的な事項
- 五 高齢者がその居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制(以下「高齢者居宅生活支援体制」という。)の確保に関する基本的な事項
- 六 次条第一項に規定する都道府県高齢者居住安定確保計画及び第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画の策定に関する基本的な事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、高齢者の居住の安定の確保に関する重要事項

3 基本方針は、高齢者のための住宅及び老人ホーム並びに高齢者のための保健医療サービス及び福祉サービスの需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案して定めるとともに、住生活基本法(平成十八年法律第六十一号)第十五条第一項に規定する全国計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 国土交通大臣及び厚生労働大臣は、基本方針を定めようとするときは、総務大臣に協議しなければならない。

5 国土交通大臣及び厚生労働大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県高齢者居住安定確保計画)

第四条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関する計画(以下「都道府県高齢者居住安定確保計画」という。)を定めることができる。

2 都道府県高齢者居住安定確保計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内における高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標
- 二 次に掲げる事項であって、前号の目標を達成するために必要なもの

イ 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項

ロ 高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

ハ 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進に関する事項

ニ 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業その他の高齢者がその居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとして政令で定める事業(以下「高齢者居宅生活支援事業」という。)の用に供する施設の整備の促進に関する事項

ホ ニに掲げるもののほか、高齢者居宅生活支援体制の確保に関する事項

三 計画期間

3 都道府県高齢者居住安定確保計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、当該都道府県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関し必要な事項を定めるよう努めるものとする。

4 都道府県は、当該都道府県の区域内において地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による住宅の改良(改良後の住宅が加齢対応構造等(加齢に伴って生ずる高齢者の身体の機能の低下の状況に対応した構造及び設備をいう。以下同じ。))であって国土交通省令で定める基準に適合するものを有するものとするを主たる目的とするものに限る。第七十三条において「住宅の加齢対応改良」という。)に関する事業の実施が必要と認められる場合には、第二項第二号に掲げる事項に、当該事業の実施に関する事項を定めることができる。

5 都道府県は、都道府県高齢者居住安定確保計画に公社による前項に規定する事業の実施に関する事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県高齢者居住安定確保計画を定めようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める方法により、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該都道府県の区域内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)に協議しなければならない。この場合において、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)第五条第一項の規定により地域住宅協議会を組織している都道府県にあっては、当該地域住宅協議会の意見を聴かななければならない。

7 都道府県は、都道府県高齢者居住安定確保計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、国土交通大臣及び厚生労働大臣並びに当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

8 第四項から前項までの規定は、都道府県高齢者居住安定確保計画の変更について準用する。

(市町村高齢者居住安定確保計画)

第四条の二 市町村は、基本方針(都道府県高齢者居住安定確保計画が定められている場合にあっては、都道府県高齢者居住安定確保計画)に基づき、当該市町村の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関する計画(以下「市町村高齢者居住安定確保計画」という。)を定めることができる。

2 市町村高齢者居住安定確保計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内における高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標

二 次に掲げる事項であって、前号の目標を達成するために必要なもの

イ 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項

ロ 高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

ハ 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進に関する事項

ニ 高齢者居宅生活支援事業の用に供する施設の整備の促進に関する事項

ホ ニに掲げるもののほか、高齢者居宅生活支援体制の確保に関する事項

三 計画期間

- 3 前条第三項から第八項までの規定は、市町村高齢者居住安定確保計画について準用する。この場合において、同条第三項中「前項各号」とあるのは「次条第二項各号」と、「当該都道府県」とあるのは「当該市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)」と、同条第四項中「都道府県」とあるのは「市町村」と、「第二項第二号」とあるのは「次条第二項第二号」と、同条第五項から第七項までの規定中「都道府県は」とあるのは「市町村は」と、同条第六項中「当該都道府県の区域内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)」とあり、及び同条第七項中「当該都道府県の区域内の市町村」とあるのは「都道府県」と、同条第六項中「都道府県に」とあるのは「市町村に」と読み替えるものとする。

第三章 サービス付き高齢者向け住宅事業

第一節 登録

(サービス付き高齢者向け住宅事業の登録)

第五条 高齢者向けの賃貸住宅又は老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム(以下単に「有料老人ホーム」という。)であって居住の用に供する専用部分を有するものに高齢者(国土交通省令・厚生労働省令で定める年齢その他の要件に該当する者をいう。以下この章において同じ。)を入居させ、状況把握サービス(入居者の心身の状況を把握し、その状況に応じた一時的な便宜を供与するサービスをいう。以下同じ。)、生活相談サービス(入居者が日常生活を支障なく営むことができるようにするために入居者からの相談に応じ必要な助言を行うサービスをいう。以下同じ。)その他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する事業(以下「サービス付き高齢者向け住宅事業」という。)を行う者は、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅又は有料老人ホーム(以下「サービス付き高齢者向け住宅」という。)を構成する建築物ごとに、都道府県知事の登録を受けることができる。

2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第六条 前条第一項の登録(同条第二項の登録の更新を含む。以下同じ。)を受けようとする者は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 事務所の名称及び所在地

三 法人である場合においては、その役員の氏名

四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名)

五 サービス付き高齢者向け住宅の位置

六 サービス付き高齢者向け住宅の戸数

七 サービス付き高齢者向け住宅の規模

八 サービス付き高齢者向け住宅の構造及び設備

九 サービス付き高齢者向け住宅の入居者(以下この章において単に「入居者」という。)の資格に関する事項

- 十 入居者に提供する高齢者生活支援サービス(状況把握サービス、生活相談サービスその他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスであって国土交通省令・厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)の内容
- 十一 サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が入居者から受領する金銭に関する事項
- 十二 終身又は入居者と締結するサービス付き高齢者向け住宅への入居に係る契約(以下「入居契約」という。)の期間にわたって受領すべき家賃等(家賃又は高齢者生活支援サービスの提供の対価をいう。以下同じ。)の全部又は一部を前払金として一括して受領する場合にあつては、当該前払金の概算額及び当該前払金についてサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が返還債務を負うこととなる場合に備えて講ずる保全措置に関する事項
- 十三 居住の用に供する前のサービス付き高齢者向け住宅にあつては、入居開始時期
- 十四 入居者に対する保健医療サービス又は福祉サービスの提供について高齢者居宅生活支援事業を行う者と連携及び協力をする場合にあつては、当該連携及び協力に関する事項
- 十五 その他国土交通省令・厚生労働省令で定める事項

2 前項の申請書には、入居契約に係る約款その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の基準等)

第七条 都道府県知事は、第五条第一項の登録の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、その登録をしなければならない。

- 一 サービス付き高齢者向け住宅の各居住部分(賃貸住宅にあつては住戸をいい、有料老人ホームにあつては入居者ごとの専用部分をいう。以下同じ。)の床面積が、国土交通省令・厚生労働省令で定める規模以上であること。
- 二 サービス付き高齢者向け住宅の構造及び設備(加齢対応構造等であるものを除く。)が、高齢者の入居に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。
- 三 サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等が、第五十四条第一号ロに規定する基準又はこれに準ずるものとして国土交通省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。
- 四 入居者の資格を、自ら居住するため賃貸住宅又は有料老人ホームを必要とする高齢者又は当該高齢者と同居するその配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上夫婦と同様の関係にあるものを含む。以下同じ。)とするものであること。
- 五 入居者に国土交通省令・厚生労働省令で定める基準に適合する状況把握サービス及び生活相談サービスを提供するものであること。
- 六 入居契約が次に掲げる基準に適合する契約であること。
 - イ 書面による契約であること。
 - ロ 居住部分が明示された契約であること。
 - ハ サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が、敷金並びに家賃等及び前条第一項第十二号の前払金(以下「家賃等の前払金」という。)を除くほか、権利金その他の金銭を受領しない契約であること。
 - ニ 家賃等の前払金を受領する場合にあつては、当該家賃等の前払金の算定の基礎及び当該家賃等の前払金についてサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が返還債務を負うこととなる場合における当該返還債務の金額の算定方法が明示された契約であること。
 - ホ 入居者の入居後、国土交通省令・厚生労働省令で定める一定の期間が経過する日までの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合において、サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が、国土交通省令・厚生労働省令で定める方法により算定される額を除き、家賃等の前払金を返還することとなる契約であること。
 - ヘ サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が、入居者の病院への入院その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める

理由により居住部分を変更し、又はその契約を解約することができないものであること。

七 サービス付き高齢者向け住宅の整備をしてサービス付き高齢者向け住宅事業を行う場合にあっては、当該整備に関する工事の完了前に敷金又は家賃等の前払金を受領しないものであること。

八 家賃等の前払金についてサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が返還債務を負うこととなる場合に備えて、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより必要な保安措置が講じられるものであること。

九 その他基本方針（サービス付き高齢者向け住宅が市町村高齢者居住安定確保計画が定められている市町村の区域内にある場合にあっては基本方針及び市町村高齢者居住安定確保計画、サービス付き高齢者向け住宅が都道府県高齢者居住安定確保計画が定められている都道府県の区域（当該市町村の区域を除く。）内にある場合にあっては基本方針及び都道府県高齢者居住安定確保計画）に照らして適切なものであること。

2 第五条第一項の登録は、サービス付き高齢者向け住宅登録簿（以下「登録簿」という。）に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

3 都道府県知事は、第一項の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録を受けた者に通知しなければならない。

4 都道府県知事は、第五条第一項の登録の申請が第一項の基準に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

5 都道府県知事は、第五条第一項の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅事業（以下「登録事業」という。）に係るサービス付き高齢者向け住宅（以下「登録住宅」という。）の存する市町村の長に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第八条 都道府県知事は、第五条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第六条第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して一年を経過しない者

四 第二十六条第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して一年を経過しない者

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第九号において「暴力団員等」という。）

六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

七 法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

八 個人であって、その政令で定める使用人のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

九 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 都道府県知事は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知しなければならない。

(登録事項等の変更)

第九条 登録事業を行う者(以下「登録事業者」という。)は、第六条第一項各号に掲げる事項(以下「登録事項」という。)に変更があったとき、又は同条第二項に規定する添付書類の記載事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をする場合には、国土交通省令・厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による届出(登録事項の変更に係るものに限る。)を受けたときは、第二十六条第一項又は第二項の規定により登録を取り消す場合を除き、当該変更があった登録事項を登録簿に記載して、変更の登録をしなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により変更の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録に係る登録住宅の存する市町村の長に通知しなければならない。

(登録簿の閲覧)

第十条 都道府県知事は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(地位の承継)

第十一条 登録事業者がその登録事業を譲渡したときは、譲受人は、登録事業者の地位を承継する。

2 登録事業者について相続、合併又は分割(登録事業を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割によりその事業を承継した法人は、登録事業者の地位を承継する。

3 前二項の規定により登録事業者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第九条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第三項中「第二十六条第一項又は第二項」とあるのは、「第二十六条第一項」と読み替えるものとする。

(廃業等の届出)

第十二条 登録事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日の三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一 登録事業を廃止しようとするとき。

二 登録事業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散しようとするとき。

2 登録事業者が破産手続開始の決定を受けたときは、破産管財人は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 登録事業者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至ったときは、第五条第一項の登録は、その効力を失う。

一 登録事業を廃止した場合

二 破産手続開始の決定を受けた場合

三 登録事業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合

(登録の抹消)

第十三条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業の登録を抹消しなければならない。

一 登録事業者から登録の抹消の申請があったとき。

二 第五条第二項又は前条第三項の規定により登録が効力を失ったとき。

三 第二十六条第一項若しくは第二項又は第二十七条第一項の規定により登録が取り消されたとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を抹消したときは、遅滞なく、その旨を、当該登録に係る登録住宅の存する市町村の長に通知しなければならない。

(名称の使用制限)

第十四条 何人も、登録住宅以外の賃貸住宅又は有料老人ホームについて、登録サービス付き高齢者向け住宅又はこれに類似する名称を用いてはならない。

第二節 業務

(誇大広告の禁止)

第十五条 登録事業者は、その登録事業の業務に関して広告をするときは、入居者に提供する高齢者生活支援サービスの内容その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

(登録事項の公示)

第十六条 登録事業者は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、登録事項を公示しなければならない。

(契約締結前の書面の交付及び説明)

第十七条 登録事業者は、登録住宅に入居しようとする者に対し、入居契約を締結するまでに、登録事項その他国土交通省令・厚生労働省令で定める事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

(高齢者生活支援サービスの提供)

第十八条 登録事業者は、入居契約に従って高齢者生活支援サービスを提供しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第十九条 登録事業者は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、登録住宅の管理に関する事項で国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(その他遵守事項)

第二十条 この法律に規定するもののほか、登録住宅に入居する高齢者の居住の安定を確保するために登録事業者の遵守すべき事項は、国土交通省令・厚生労働省令で定める。

第三節 登録住宅に係る特例

(公営住宅の使用)

第二十一条 公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)

の事業主体(同条第十六号に規定する事業主体をいう。以下同じ。)は、公営住宅を登録事業者に登録住宅として使用させることが必要であると認める場合において国土交通大臣の承認を得たときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅を登録事業者に使用させることができる。

2 公営住宅法第四十五条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による承認及び公営住宅の使用について準用する。

(住宅融資保険法の特例)

第二十二條 登録住宅への入居に係る終身又は入居契約の期間にわたって支払うべき家賃の全部又は一部を前払金として一括して支払うための資金の貸付けについては、これを住宅融資保険法(昭和三十年法律第六十三号)第四条の保険関係が成立する貸付けとみなして、同法の規定を適用する。

(老人福祉法の特例)

第二十三條 第五条第一項の登録を受けている有料老人ホームの設置者(当該有料老人ホームを設置しようとする者を含む。)については、老人福祉法第二十九条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

第四節 監督

(報告、検査等)

第二十四條 都道府県知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、登録事業者又は登録事業者から登録住宅の管理若しくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者(以下この項において「管理等受託者」という。)に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録事業者若しくは管理等受託者の事務所若しくは登録住宅に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査において、現に居住の用に供している登録住宅の居住部分に立ち入るときは、あらかじめ、当該居住部分に係る入居者の承諾を得なければならない。

3 第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指示)

第二十五條 都道府県知事は、登録された登録事項が事実と異なるときは、その登録事業者に対し、当該事項の訂正を申請すべきことを指示することができる。

2 都道府県知事は、登録事業が第七条第一項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、その登録事業者に対し、その登録事業を当該基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

3 都道府県知事は、登録事業者が第十五条から第十九条までの規定に違反し、又は第二十条の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項を遵守していないと認めるときは、当該登録事業者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(登録の取消し)

第二十六條 都道府県知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録事業の登録を取り消さなければならない。

一 第八条第一項第一号、第三号、第五号又は第九号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 登録事業者が次のイからハまでに掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該イからハまでに定める者が、第八条第一項第一号から第三号まで又は第五号のいずれかに該当するに至ったとき。

イ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合 法定代理人(法人である場合においては、その役員を含む。)

ロ 法人である場合 役員又は第八条第一項第七号の政令で定める使用人

ハ 個人である場合 第八条第一項第八号の政令で定める使用人

三 不正な手段により第五条第一項の登録を受けたとき。

2 都道府県知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録事業の登録を取り消すことができる。

一 第九条第一項又は第十一条第三項の規定に違反したとき。

二 前条の規定による指示に違反したとき。

3 都道府県知事は、前二項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該登録事業者であった者に通知しなければならない。

(所在不明者等の登録の取消し)

第二十七条 都道府県知事は、登録事業者の事務所の所在地又は当該登録事業者の所在(法人である場合においては、その役員の所在)を確知できない場合において、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該登録事業者から申出がないときは、その登録事業の登録を取り消すことができる。

2 前項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

(以下、略)

◆資料82 「有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」 (平成28年9月 総務省)

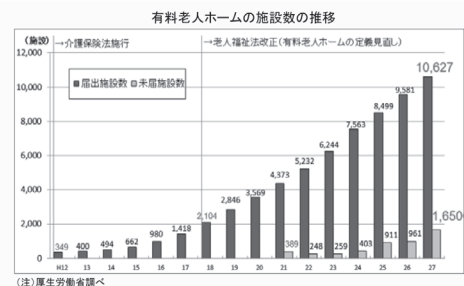
有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告（概要）

（勧告日：平成28年9月16日
勧告先：厚生労働省）

背景

- 単身又は夫婦のみの高齢者世帯が大幅に増加（H10:593万世帯→H25:1,136万世帯）
- 介護保険法施行後、有料老人ホームは施設数、定員共に急増
施設数は30.4倍（H12:349施設→H27:10,627施設）、定員は11.5倍（H12:36,855人→H27:422,612人）
- 一方、未届の施設も増加（H21:389施設→H27:1,650施設）、その実態は未解明
⇒未届施設を含む有料老人ホームにおける管理・運営状況、都道府県等による
有料老人ホームに対する指導監督の実施状況等を調査
＜調査対象機関＞・160有料老人ホーム（79届出施設、32サービス付き高齢者向け住宅、49未届施設）
・30都道府県等（17都道府県、13市町村）
・53地域包括支援センター（注）

（注）市町村が設置主体となり、高齢者やその家族等から、介護保険その他の保健福祉サービスに関する各種相談を幅広く受け付け、地域における適切なサービスや制度の利用につなげる等の支援等を実施



①未届施設の把握・届出の促進

有料老人ホームの適確な把握

主な調査結果

- 未届施設の把握が不十分
- 未届施設に対する届出指導が不十分

主な勧告

- 関係機関との連携による実態把握の徹底
- ケアマネジャーから得られる情報の活用や介護保険担当部局との連携による届出促進

入居者・入居希望者の 安心・安全の確保

②指導監督の充実・強化

施設入居者の保護

主な調査結果

- 立入検査や事故報告が行われていないなど指導監督が不十分。指導監督体制も弱い

主な勧告

- 指導監督の効率的・効果的な実施、指導監督を補完する評価の仕組みの検討

③情報公開の促進

利用者の利便性の向上、施設の適切な選択

主な調査結果

- 都道府県等における各施設の重要事項説明書、情報開示一覧表の公開が不十分

主な勧告

- 重要事項説明書、情報開示一覧表の一体的な公開
- 公開方法の見直し（紙→インターネット）

—1—

1 有料老人ホームにおける未届施設の把握及び届出の促進

調査結果

◆未届施設の把握が不十分

- ・当省調査により都道府県等が把握していなかった未届施設を97施設確認（16/30都道府県等）
- ・未届施設の実態把握に当たり、地域包括支援センター等の関係機関と連携した能動的な取組を未実施（15/30都道府県等）
→未届施設の中には、管理・運営が不適切となっている例あり（スプリンクラー等の定期点検及び点検結果の報告を未実施（10/49施設）、避難訓練が不十分（17/49施設）、入居者1人当たりの床面積が基準の半分以下の約6.5㎡（6/49施設）など）
- ・一方、関係機関と連携した能動的な取組を実施し、未届施設の把握が進捗した例あり

結果報告書P4、7、8
" P10～13

◆有料老人ホームに該当するか否かの判断基準が不明確

- ・有料老人ホームの要件である入居サービスと介護等サービスの一体的な提供（経営の一体性）に関する具体的な判断基準が不明確
→都道府県等では、有料老人ホームに該当するか否かの判断に苦慮（18/30都道府県等）
- ・一方、有料老人ホームの判断基準を独自に明確にしている例あり

◆有料老人ホームの該当性を判断するための情報の入手が困難

- ・疑いがあるだけでは立入検査ができず、有料老人ホームの該当性を判断できない
→介護保険利用者の居室（有料老人ホームにおける居室を含む。）にはケアマネジャー等が定期的に訪問する機会あり。これらの情報を該当性の判断に活用する余地あり
該当すると判断できれば、未届であっても立入検査が可能

結果報告書P14～18

◆未届施設に対する届出指導が不十分

- ・2年以上（最長で4年2か月）にわたり届出指導を未実施（9/56施設）
中には、虐待をうかがわせる通報を受けた後、3年間指導していなかった例あり（その後、指導の上で届出済み）
- ・一方、介護サービス事業所を併設等している未届施設に対し、介護保険担当部局と連携して指導を行い、届出が行われた例あり

結果報告書P19～21

勧告

- 地域包括支援センター等の関係機関との連携による未届施設の実態把握の徹底

- 有料老人ホームの判断基準の整理・情報提供

- ケアマネジャー等の情報を活用するなど、該当性の判断が行えるような取組方策の検討

- 介護保険担当部局との連携などによる未届施設の届出促進の徹底

—2—

2 有料老人ホームに対する指導監督の充実・強化

調査結果

結果報告書P104～114

◆立入検査や事故報告が行われていないなど指導監督が不十分

- ・指導監督体制が弱いなどの理由から、定期的な立入検査が未実施の年度があるなど計画的に実施できていない（14/30都道府県等）。中には、3年間（H24～26年度）未実施の例あり（3都道府県等）
- ・一方、自主点検、集団指導等を活用し、指導監督を行っている例あり（自主点検の実施（2/30都道府県等）、集団指導の実施（12/30都道府県等））
- ・死亡事故が発生しているにもかかわらず事故報告が行われていない例があるなど、有料老人ホームの設置者から都道府県等への事故報告が不徹底（H24～26年度で8都道府県等では事故報告が0件。一方、22都道府県等では平均で606件の報告あり）
- ・届出施設の中には、自らが提供するサービスについて、公益社団法人全国有料老人ホーム協会が実施している第三者評価を受審している例あり（17/79施設）
また、都道府県等の中には、有料老人ホームに第三者による評価の受審に努めるよう指導指針に規定している例あり

勧告

○自主点検や集団指導等の活用、事故報告の徹底等による効率的・効果的な指導監督の実施

○指導監督を補完する、第三者性に留意した評価の仕組みの検討

3 有料老人ホームに関する情報の公開の促進

調査結果

結果報告書P159～161

◆都道府県等における各施設の重要事項説明書、情報開示一覧表の公開が不十分

- ・重要事項説明書を未公開（17/30都道府県等）、公開していても紙媒体のみ（6/13都道府県等）
- ・情報開示一覧表を未作成又は未公開（15/30都道府県等）
→限定的な内容での公開
- ・情報開示一覧表をインターネットで公開しているもののうち
重要事項説明書と情報開示一覧表の一体的な公開を未実施（6/12都道府県等）

- ✓重要事項説明書は、施設の設備、サービス内容、職員体制、利用料金などの重要な情報が詳細に記載されたもの
- ✓情報開示一覧表は、施設名、入居一時金、月額利用料等の施設の概要を20項目にまとめたもの

勧告

○重要事項説明書、情報開示一覧表の一体的な公開

○公開方法の見直し（紙→インターネット）

令和元年度老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康増進等事業)

有料老人ホーム指導監督の手引き

令和2年3月

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会
東京都中央区日本橋3-5-14 アイ・アンド・イー日本橋ビル7階



公益社団法人

全国有料老人ホーム協会

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-14 アイ・アンド・イー日本橋ビル7階
TEL 03-3272-3781 (代表) 03-3548-1077 (入居相談)
FAX 03-3548-1078